
三木市地域防災計画

令和 7 年度修正

三木市

三木市地域防災計画

目 次

第1章 総則.....	- 1 -
第1節 目的と構成.....	- 1 -
1-1 計画の目的.....	- 1 -
1-2 計画の構成.....	- 1 -
1-3 計画習熟と修正.....	- 1 -
第2節 防災機関の業務の大綱.....	- 2 -
2-1 指定地方行政機関.....	- 2 -
2-2 自衛隊.....	- 2 -
2-3 兵庫県.....	- 2 -
2-4 三木市.....	- 3 -
2-5 指定公共機関.....	- 3 -
2-6 指定地方公共機関等.....	- 4 -
2-7 その他（相互応援協定締結リスト）.....	- 4 -
第3節 計画の前提条件.....	- 8 -
3-1 自然的条件.....	- 8 -
3-2 社会的条件.....	- 9 -
3-3 災害の履歴.....	- 11 -
3-3-1 地震災害の履歴.....	- 11 -
3-3-2 風水害等の履歴.....	- 14 -
3-4 災害の想定.....	- 15 -
3-4-1 地震の想定.....	- 15 -
3-4-2 風水害及び土砂災害等の想定.....	- 20 -
第4節 男女共同参画の視点を踏まえた防災計画の作成.....	- 21 -
4-1 防災計画.....	- 21 -
4-2 避難所運営.....	- 21 -
4-3 備蓄物資等.....	- 21 -
4-4 震災復興.....	- 21 -
4-5 その他.....	- 21 -
第2章 災害予防.....	- 22 -
第1節 災害に強いまちづくり.....	- 22 -
1-1 都市の防災構造の強化.....	- 22 -
1-2 宅地災害予防.....	- 27 -
1-3 農地及び農業用施設並びに森林防災.....	- 28 -
1-4 土砂災害等の防止.....	- 29 -
1-5 ライフライン関係施設の整備.....	- 31 -

1-6	交通関係施設の整備.....	- 47 -
1-7	危険物等に関する防災.....	- 50 -
第2節	災害応急活動への備えの充実.....	- 52 -
2-1	情報収集・連絡活動.....	- 52 -
2-2	災害応急活動体制.....	- 55 -
2-3	消防及び医療活動.....	- 58 -
2-4	緊急輸送活動.....	- 63 -
2-5	避難収容活動.....	- 65 -
2-6	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動.....	- 73 -
2-7	遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動.....	- 75 -
2-8	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動.....	- 77 -
2-9	被災者等への的確な情報伝達活動.....	- 78 -
2-10	二次災害の防止活動.....	- 79 -
2-11	自発的支援の受入れ.....	- 80 -
2-12	教育対策.....	- 81 -
2-13	災害復旧・復興への備え.....	- 83 -
2-14	防災訓練及び防災要員の教育.....	- 84 -
2-15	地震防災緊急事業・防災基盤整備事業の推進.....	- 88 -
第3節	市民の防災活動の促進.....	- 89 -
3-1	防災知識普及計画.....	- 89 -
3-2	自主防災組織等整備計画.....	- 91 -
第4節	防災に関する研究等の推進.....	- 95 -
4-1	防災に関する調査研究.....	- 95 -
4-2	地震観測体制の整備.....	- 97 -
第3章	災害応急対策.....	- 100 -
第1節	発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保.....	- 100 -
1-1	災害情報の収集、連絡.....	- 100 -
1-2	通信手段の確保.....	- 110 -
第2節	活動体制の確立.....	- 112 -
2-1	災害対策本部の設置と活動体制.....	- 112 -
2-1-1	災害対策本部の設置と活動体制（地震）.....	- 112 -
2-1-2	災害対策本部の設置と活動体制（風水害）.....	- 119 -
2-2	広域的受援・応援体制.....	- 123 -
第3節	救助、救急、医療及び消防活動.....	- 124 -
3-1	救助、救急活動.....	- 124 -
3-2	医療活動.....	- 127 -
3-3	消防活動.....	- 132 -
第4節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動.....	- 135 -

4-1	交通の確保、緊急輸送活動	- 135 -
4-2	緊急輸送実施の手続き	- 142 -
第5節	避難誘導	- 145 -
5-1	避難誘導	- 145 -
5-2	避難所の開設・運営	- 149 -
5-3	要配慮者への対応	- 151 -
5-4	応急仮設住宅等	- 152 -
第6節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	- 156 -
6-1	飲料水の供給計画	- 156 -
6-2	食料供給計画	- 159 -
6-3	応急物資供給計画	- 162 -
6-4	救護物資の受入れ、供給	- 164 -
第7節	保健衛生、感染症対策、遺体の処理等に関する活動	- 167 -
7-1	感染症対策活動	- 167 -
7-2	清掃計画	- 170 -
7-3	遺体の処理	- 175 -
第8節	社会秩序の維持、物価の安定に関する活動	- 178 -
8-1	社会秩序の維持	- 178 -
8-2	物価の安定、物資の安定供給	- 180 -
第9節	施設、設備の応急復旧活動	- 181 -
9-1	施設、設備の応急復旧活動	- 181 -
9-2	ライフライン対策	- 184 -
第10節	文教対策	- 196 -
10-1	応急文教対策	- 196 -
10-2	教育施設の応急復旧対策	- 200 -
10-3	避難誘導対策	- 202 -
第11節	被災者等への的確な情報伝達活動	- 204 -
11-1	被災者等への情報伝達活動	- 204 -
11-2	市民等からの問い合わせへの対応	- 208 -
第12節	二次災害の防止活動	- 210 -
12-1	水害、土砂災害対策	- 210 -
12-2	被災建築物応急危険度判定	- 212 -
第13節	自発的支援の受入れ	- 214 -
13-1	ボランティアの受入れ	- 214 -
13-2	救援物資、義援金の受入れ	- 217 -
第14節	救助法適用計画	- 220 -
14-1	救助法適用計画	- 220 -
第4章	災害復旧計画	- 222 -

第1節 災害復旧計画の作成.....	- 222 -
1-1 公共施設の災害復旧.....	- 222 -
1-2 激甚災害の指定.....	- 223 -
第2節 被災者等の生活再建等の支援.....	- 225 -
2-1 り災証明の発行.....	- 225 -
2-2 災害弔慰金等の支給・災害援護資金等の貸付.....	- 226 -
2-3 被災中小企業等の復旧・復興支援.....	- 228 -
2-4 住宅確保の支援.....	- 229 -
2-5 税の減免その他の支援.....	- 231 -
第5章 災害復興計画.....	- 232 -
第1節 組織の設置.....	- 232 -
1-1 復興本部の設置.....	- 232 -
1-2 復興本部の組織・運営.....	- 232 -
第2節 復興計画の策定.....	- 234 -
2-1 復興計画の基本的な考え方.....	- 234 -
2-2 復興計画策定における手順.....	- 234 -
2-3 復興計画の策定.....	- 234 -
2-4 分野別緊急復興計画の策定.....	- 235 -
第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画.....	- 238 -
第1節 総 則.....	- 238 -
1-1 趣 旨.....	- 238 -
1-2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	- 238 -
1-3 被害の想定.....	- 238 -
第2節 災害応急対策計画..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
2-1 災害対策本部等の設置.....	- 241 -
2-2 地震発生時の応急対策.....	- 244 -
2-3 資機材、人員等の配備手配.....	- 245 -
2-4 他機関に対する応援要請.....	- 245 -
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	- 246 -
第4節 地域防災力の向上.....	- 247 -

第 1 章 総則

第 1 節 目的と構成

1-1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本市において処理すべき事務又は業務に関して定め、市民の生命、財産を災害から守ると共に、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

1-2 計画の構成

本計画は、山崎断層帯主部及び草谷断層が連動して発生した場合の地震を対象とする地震災害対策を主として作成し、風水害や土砂災害等については、追記とする。

本計画は、災害に関して本市が行うべき各種対策を時系列かつ体系的に定め、各部課、関係機関等における防災計画及び諸活動を総合的に実施する。

1-3 計画習熟と修正

1. 計画の習熟

本計画の円滑かつ的確な運用を図るため、本市各部課及び関係機関は、平常時から研究、訓練等により、本計画及び関連する他の計画の習熟と共に、本計画を市民の防災活動の指針として十分機能させるべく市民への周知徹底に努める。

2. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え修正する。

参考資料 1 災害対策本部班並びに各部事務分掌

参考資料 2 三木市防災会議委員構成

参考資料 3 三木市防災会議委員名簿

第2節 防災機関の業務の大綱

指定地方行政機関、兵庫県、三木市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関して概ね次の事務又は業務を処理する。

なお、市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

市は、県が上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

2-1 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
近畿農政局 (加古川水系広域 農業水利施設総 合管理所)	ダム施設等の整備と防災管理	ダム施設等の応急対策	被災ダム施設等 の復旧
近畿農政局 兵庫県農政事務所 (地域第四課)	応急食料(米穀)及び災害対 策用乾パンの備蓄	応急食料(米穀)及び災害対 策用乾パンの供給(販売)	
近畿中国森林管理局 (兵庫森林管理署 神戸森林事務所)	1. 国有保安林、治山施設、落 石防止等の整備 2. 国有林における予防治山施 設による災害防止 3. 林野火災予防対策	災害対策用、復旧用資器材の 供給	国有林における 荒廃地の復旧
大阪管区气象台 (神戸地方气象台)	気象等に関する観測、予報、 警報、情報の発表及び伝達		
近畿地方整備局 (姫路河川国道事務 所) (兵庫国道事務所)	公共土木施設(直轄)の整備と 防災管理	1. 水防警報の発表伝達(指定 河川、湖沼海岸について)、 水防応急対策の技術指導 2. 公共土木施設(直轄)の応 急対策	被災公共土木施 設(直轄)の復 旧

2-2 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 (第八高射特科群)		1. 人命救助等応急対策の実施 2. その他災害救助対策	

2-3 兵庫県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
教育委員会	教育委員会に属する施設の整 備と防災管理	1. 教育施設(所管)の応急対 策の実施 2. 被災児童生徒の応急教育 対策の実施	被災教育施設 (所管)の復旧
警察本部		1. 被害の実態の把握 2. 人命救助及び避難誘導 3. 交通の安全確保等	
知事部局・企業庁	県、市町、防災関係機関の災 害予防に関する事務又は業務 の総合調整・推進・支援	県、市町、防災関係機関の災 害応急対策に関する事務又は 業務の総合調整・推進・支援	県、市町、防災 関係機関の災害 復旧に関する事 務又は業務の総 合調整・推進・ 支援

2-4 三木市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
三木市	三木市の地域にかかる災害予防の総合的推進	三木市の地域にかかる災害応急対策の総合的推進	三木市の地域にかかる災害復旧の総合的推進

(三木市災害対策本部の班構成)

班名	班長	構成課名
本部班	総合政策部長	企画政策課、デジタル推進課、縁結び課、秘書広報課、危機管理課
総務班	総務部長	総務課、市史編さん室、財政課、経営管理課、税務課、債権管理課、議会事務局、会計室、監査・公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局、土地開発公社
市民班	市民生活部長	市民協働課、人権推進課、市民課
環境班	市民生活部長	生活環境課、環境課
福祉班	健康福祉部長	福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康増進課、医療保険課、介護保険課
産業班	産業振興部長	商工振興課、観光振興課、ゴルフのまち推進課、農業振興課、農地整備課、農業委員会
都市整備班	都市整備部長	道路河川課、プロジェクト推進課、都市政策課、交通政策課、建築住宅課
上下水道班	上下水道部長	水道業務課、水道工務課、下水道課
支所班	支所長	市民生活課、地域振興課、健康福祉課
教育班	教育総務部長 教育振興部長	教育総務課、教育施設課、文化・スポーツ課、学校教育課、小中一貫教育推進室、教育・保育課、生涯学習課、図書館
消防班	消防長	消防本部、消防署

2-5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
N T T 西日本株式会社 (兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1. 電気通信の確保と設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1. 災害時における医療救護 2. 救援物資等の配分	
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	災害情報の放送	被災放送施設の復旧
関西電力送配電株式会社 (加古川営業所)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策	被災電力供給施設の復旧
(社) 兵庫県トラック協会 東播支部		非常時における緊急陸上輸送	
大阪ガス株式会社 導管事業部兵庫導管部	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策	被災ガス供給施設の復旧

2-6 指定地方公共機関等

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
神戸電鉄株式会社 神姫バス株式会社 三木市医師会		災害時における緊急陸上輸送 災害時における医療救護	
株式会社エフエム三木 株式会社 Kiss-FM KOBE	市、県、国の災害予防諸行事、 キャンペーン等の放送	災害時における非常緊急放送 及び災害情報の放送	各関係機関からの 情報連絡にも とづく、災害復 旧状況等の放送
西日本高速道路株 式会社 (関西支社)	有料道路(所管)にかかる災 害予防事業の推進	有料道路(所管)にかかる災 害応急対策	有料道路(所管) にかかる災害復 旧
社団法人兵庫県 エルピーガス防災 協会	L P ガス供給設備の防災管理	1. L P ガス供給設備の応急対 策の実施 2. 災害時における L P ガスの 供給	L P ガス供給設 備の復旧

2-7 その他(相互応援協定締結リスト)

協定元	協定先	協定題目	締結日
兵庫県	兵庫県及び県下市町	兵庫県及び市町相互間の災害時 応援協定	H18. 11. 1
兵庫県	兵庫県、各市町、各水道企業団、 日本水道協会兵庫支部及び兵庫県簡 易水道協会	兵庫県水道災害相互応援に関す る協定	H10. 3. 16
兵庫県	兵庫県、各市町及び関係一部事務組合	兵庫県災害廃棄物処理の相互応 援に関する協定	H17. 9. 1
兵庫県	西日本高速道路株式会社関西支社	災害時等における相互協力に関 する協定	H22. 1. 13
東播磨及び北 播磨地域	明石市、加古川市、西脇市、高砂市、 小野市、加西市、加東市、 多可町、稲美町、播磨町、三木市	東播磨及び北播磨地域災害時に おける広域相互応援協定	H18. 11. 1
播磨広域市町	姫路市、加古川市、たつの市、小野市、 相生市、赤穂市、西脇市、高砂市、加西 市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、 播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子 町、上郡町、佐用町、明石市、三木市	播磨広域防災連携協定	H26. 4. 22
神戸市隣接市 町	神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三 田市、稲美町、明石市、三木市	災害時における相互応援協定	H18. 5. 11
兵庫県北播磨 県民局	社団法人兵庫県測量設計業協会東播 支部	災害時における緊急測量業務等 に関する協定	H18. 3. 28
関西広域連合	協力事業者(関西2府5地域のコンビ ニや外食事業者)	災害時における帰宅困難者支援 に関する協定	H23. 9. 22
三木市	静岡県駿東郡小山町	災害時における相互応援協定	H27. 4. 27
〃	福井県三方上中郡若狭町	災害時における相互応援協定	H28. 5. 31
〃	岐阜県不破郡垂井町	災害時における相互応援協定	H28. 10. 24
〃	国土交通省近畿地方整備局	災害時等の応援に関する申し合 わせ	H24. 9. 11
〃	西日本高速道路株式会社関西支社	災害時等における相互協力に関 する協定	H25. 3. 7
〃	コカ・コーラウエスト株式会社	災害時における飲料の提供協力 に関する協定	H20. 5. 1
〃	イオンリテール株式会社近畿カンパ ニー事業部 イオン三木店	緊急時における生活物資確保に 関する協定	H18. 9. 29

〃	イオンリテール株式会社近畿カンパニー事業部 三木青山店	〃	H18. 9. 29
〃	株式会社グルメデリカ関西工場	〃	H18. 9. 29
三木市	マックスバリュ西日本株式会社	〃	H18. 9. 29
〃	株式会社トーホー志染駅前店	〃	H18. 9. 29
〃	株式会社ウエルシア	〃	H18. 9. 29
〃	株式会社ダイキ三木青山店	〃	H18. 9. 29
〃	生活協同組合コープこうべ	〃	H18. 9. 29
〃	兵庫みらい農業協同組合	〃	H18. 9. 29
〃	みのり農業協同組合	〃	H18. 9. 29
〃	セッツカートン株式会社	災害時における物資調達に関する応援協定	H24. 3. 9
〃	株式会社ヤクルト本社兵庫三木工場	緊急時における生活物資確保に関する協定	H24. 12. 12
〃	株式会社兵庫中部運輸	災害時におけるユニット住宅の設置に関する協定	H24. 3. 8
〃	株式会社ナンバ三木店	緊急時における応急資機材の調達に関する協定	H18. 9. 29
〃	三木市建設業協会	緊急時における災害応急対策業務に関する協定	H18. 9. 29
〃	三木市管工事業協同組合	水道緊急時における災害等応急対策業務に関する協定	H26. 4. 1
〃	兵庫県電気工事工業組合加古川支部	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	H26. 4. 22
〃	社会福祉法人三木市社会福祉協議会	防災用資機材の配備に関する協定	H20. 12. 19
〃		災害時におけるボランティア支援に関する協力	H18. 9. 29
〃	三木市内郵便局代表三木郵便局	災害時における三木市と三木市内郵便局との相互協力に関する覚書	H18. 9. 29
〃	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団（三木精愛園）	緊急時における避難場所提供に関する協定	H22. 11. 1
〃	株式会社エフエム三木	災害時における放送要請に関する協定	H23. 3. 18
〃	ヤフー株式会社	災害時における情報発信等に係る協定	H25. 2. 20
〃	(株)ジェイコムウエスト	災害時等の緊急放送における協定	H25. 11. 26
〃	特別養護老人ホームさざんかの郷	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定	H25. 8. 1
〃	特別養護老人ホーム グリーンホーム三木	〃	H25. 8. 7
〃	介護老人保健施設 サンビラ三木	〃	H25. 8. 8
〃	特別養護老人ホーム しゅうらく苑	〃	H25. 8. 6
〃	特別養護老人ホーム えびすの郷	〃	H25. 8. 8
〃	介護老人福祉施設 カトレア三木	〃	H25. 8. 8
〃	特別養護老人ホーム りんどうの里	〃	H25. 8. 9
〃	老人保健施設セントクリストファーズホーム	〃	H25. 8. 8
〃	介護老人保健施設 サンスマイル三木	〃	H25. 9. 5

〃	社会福祉法人三木市社会福祉協議会 (地域福祉センター細川)	〃	H26. 4. 1
〃	コストコホールセールジャパン株式会社 コストコ三木物流センター	緊急時における生活物資の確保 に関する協定	H26. 3. 10
〃	兵庫県自動車整備振興会三木支部	災害時における道路啓開業務等 の協力に関する協定	H26. 7. 4
〃	KMレッカー	〃	H26. 7. 24
〃	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する 協定書	H27. 3. 30
〃	一般財団法人兵庫県LPガス協会東 播支部	災害時におけるLPガス等の供 給協力に関する協定書	H28. 11. 21
〃	株式会社 NESTA RESORT	災害時における応急対策の協力 に関する協定書	H28. 8. 19
〃	イオンリテール株式会社	災害時における防災活動協力 に関する協定	H29. 12. 19
〃	兵庫県警察本部	災害発生時における施設の利用 に関する協定	H30. 2. 5
〃	株式会社東海大阪レンタル	災害時における応急対策機器等 の供給に関する協定書	H31. 2. 27
〃	JUSETZ マーケティング株式会社	災害時における軽トラックの貸 与に関する協定書	R1. 5. 28
〃	株式会社ジャパンビバレッジ ホールディングス	災害時における飲料水の提供に 関する協定書	R1. 7. 24
〃	株式会社伊藤園	災害時における飲料水の提供に 関する協定書	R1. 8. 22
〃	関西キリンビバレッジサービス 株式会社	災害時における飲料の提供協力 に関する協定	R1. 12. 4
〃	医療法人社団敬命会吉川病院	災害時における福祉避難所の指 定等に関する協定書	R1. 12. 13
〃	株式会社ナフコ	災害時における物資供給に関する 協定	R1. 12. 25
〃	大塚製薬株式会社	三木市と大塚製薬株式会社との 連携と協力に関する協定	R2. 2. 14
〃	関西国際大学	三木市避難所運営サポーターに 関する協定書	R2. 3. 19
〃	大栄環境株式会社	災害廃棄物等の処理に可関する 基本協定書	R2. 4. 14
〃	日産自動車株式会社 兵庫日産自動車株式会社 日産プリンス兵庫販売株式会社 三木市ゴルフ協会	電気自動車を活用したまちづく りに関する連携協定	R2. 11. 25
〃	社会福祉法人きたはりま福祉会(特別 養護老人ホームみずき)	災害時における福祉避難所の指 定等に関する協定	R3. 2. 1
〃	三協フロンテア株式会社	災害時における物資(ユニットハ ウス等)の供給に関する協定	R3. 6. 16
〃	大貫衛生舎 中井清掃有限会社	災害時におけるし尿等収集運搬 に関する協定	R3. 12. 15
〃	三木美化センター株式会社 長田環境開発有限会社 ミズホ商会	災害時における家庭系一般廃棄 物収集運搬に関する協定	R4. 3. 9
〃	兵庫三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	災害時における電動車両等の支 援に関する協定	R4. 3. 25
〃	三木石油協議会	災害時における支援協力に関する 協定	R4. 9. 14

〃	株式会社デベロッパ	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	R4. 11. 16
〃	森永乳業株式会社 株式会社クリニコ	災害時における物資提供に関する協定	R4. 11. 29
〃	兵庫トヨタ自動車株式会社 神戸トヨペット株式会社 トヨタカローラ神戸株式会社 トヨタカローラ兵庫株式会社 ネッツトヨタ神戸株式会社 ネッツトヨタゾナ神戸株式会社 トヨタモビリティパーツ株式会社兵庫支社	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	R5. 1. 27
〃	一般社団法人兵庫県トラック協会	災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定	R5. 3. 29
〃	ダイドードリンコ株式会社	災害時における飲料水の提供に関する協定	R5. 4. 1
〃	兵庫県弁護士会	災害時における連携協力に関する協定	R5. 11. 30
〃	兵庫県司法書士会	災害時における被災者相談業務に関する協定	R6. 3. 27
〃	株式会社 shoichi	災害時における防災活動協力に関する協定	R6. 4. 1
〃	株式会社マルカ	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	R6. 5. 13

第3節 計画の前提条件

3-1 自然的条件

1. 位置及び地形

三木市は、兵庫県の中南部、東経 135 度の日本標準時子午線上に位置し、神戸市、加古川市、小野市、三田市、加東市、加古郡稲美町の 5 市 1 町と接しており、市域の面積は 176.58 平方キロメートルの広さである。

地形は、一級河川加古川の支流である美囊川流域の沖積平野、洪積台地及び丘陵から成り立ち、全般的になだらかな地形を呈している。中央部は、美囊川が東から西に流れて沖積平野を構成し、流域には河岸段丘が発達している。東北部は、標高 100～280m の丘陵地であり、美囊川、志染川、小川川によって吉川、細川、志染の各丘陵に分断され、稜線と谷線が入り組んだ地形を形成している。南西部は、明石市から神戸市西部及び加古郡にかけて広がる標高 50～100m の東播台地の一部である明美丘陵にあたる。東南部は、帝釈・丹生山系が迫り、比較的急峻な地形を形成している。

2. 地質

本市域の地質は、火成岩の一種である流紋岩類と、堆積層である神戸層群・大阪層群・更新世段丘層・現世層からなっている。

流紋岩類は、播磨平野一円に小山塊・丘陵を形づくっており、中世代白亜紀後期に兵庫県から中国地方にかけて盛んとなった火山活動によって噴出した火山岩である。市域の流紋岩は、神戸市の裏六甲から市域東南隅にかけて横たわる帝釈山地を構成するほか、市域北西端の正法寺山の丘陵等一部地域に分布している。

神戸層群・大阪層群・更新世段丘層・現世層等の堆積層は、市の大部分を占めており、東部には、凝灰岩、砂岩を主とする神戸層群、西部には、砂や礫を主とする大阪層群が分布する傾向を示している。また、更新世段丘層や現世層は、美囊川や志染川等河川沿いの低地に分布している。

3. 気象状況

本市の気候は、気候区分で分けると瀬戸内海式に属しており、年間の降雨量は比較的少ない。また、内陸部であるため冬夏の寒暖の差が大きく、風も弱い特徴がある。

神戸地方気象台三木地域観測所の平年値（1991 年から 2020 年の平均値）によれば、年間の平均気温は 15.1℃で、月別最高気温は 8 月に 31.4℃、月別最低気温は 1 月に -0.2℃であり、暖候期の 4 月から 9 月の平均気温は 21.5℃、寒候期の 10 月から翌年の 3 月の平均気温は 8.5℃である。

年間の降水量は 1,220.7mm で、最も多い降水量は梅雨期の 7 月の 167.7mm、次いで 9 月の 164.6mm である。一方、最も少ない降水量は、1 月の 37.2mm である。

風は、年平均風速が 2.3m/s で、内陸部であるため風は弱い傾向にある。

3-2 社会的条件

1. 沿革

本市は古く播磨の国に属していた。播磨の国は、古くから開けたところで、平安時代の「延喜式」によると大和・河内・近江と共に近畿圏内では大国に位置付けられていた。当時の主要道である西国街道、出雲街道もこの地域を通り、人、物の交流も活発な交通の要衝であった。そのため、播磨地域への渡来人の流入も多く、本市周辺に土着した百済系の忍海辺氏もその1人で、鉄の生産とかかわっていた。

播磨は経済的に豊かで、交通の要衝であるがゆえに、歴史上支配層の交替が激しく、室町時代に赤松氏が播磨・備前・美作を支配し、次いで東播磨を別所氏が支配するに及んで、一応の安定をみた。

別所氏は、城下町を建設するため、地子の免税を行い、三木のまちづくりに貢献した。別所氏が秀吉の中国攻めで滅亡した(1580年)後も、秀吉による三木城下町の復興計画が立てられ、百姓の年貢減免・町人の諸役免除によって、百姓、町人が集まりやすいものとなった。また、江戸期になると、播磨地域は小藩に分割されるが、出雲から鉄や生活文化が移入され、地域の殖産興業とあいまって、加工業が発達する。製品は加古川によって高砂に運ばれ、姫路、大阪、江戸との交流が盛んに行われるようになり、本市の地場産業である利器工匠具等の基礎がつくられた。

江戸期から明治にかけて、播磨地域は各河川流域にそれぞれ独自の文化・生活圏が形成され、加古川流域の本市は、加古川、明石等と明美生活圏を構成してきた。この生活圏は、明治期以後の神戸都市圏の拡大の中でも、変化しなかった。

昭和12年に神戸電鉄三木線が開通し、神戸へのアクセスが確保されたが、当初電鉄の輸送力は弱く、必ずしも都市化の進展は、進まなかった。しかし、昭和40年代以降、鉄道駅周辺に、新しい住宅市街地が形成され、さらに、近畿自動車道、中国自動車道、山陽自動車道や国道175号線、国道428号線等の整備が進む中、大都市部からの工業立地や新規人口の流入が続き、大都市圏からの影響を大きく受けるようになった。

2. 人口等

本市の人口は、令和3年12月末日現在、75,571人、世帯数は、34,207世帯であり、昭和45年から平成12年にかけての30年間の人口推移をみると、昭和45年から55年までは59.6%、55年から平成7年までは10.6%の伸びを示している。昭和45年から昭和55年までの間の人口の伸びが急激であったのは、緑が丘、自由が丘での住宅開発が進んだことによるものである。また、昭和60年から平成8年の10年間は、新たに青山、みなぎ台で住宅開発がなされ、また、自由が丘での住宅建設が進んだことにより、人口増加が見られたものの、その他の地区では、人口は横ばいか減少傾向にあったため、平成7年から平成12年までの伸び率は、-0.6%とマイナスに転じ、平成17年から平成22年まで伸び率は、-4.0%と人口の減少が顕著となってきた。

年齢別人口の推移をみると、65歳以上の人口は、昭和55年に7,254人、高齢化率9.3%が、令和3年12月末には26,246人、高齢化率34.73%と高齢化が一段と進んでいる。

3. 建物

本市の建物棟数は、52,802棟(令和3年1月現在)で、このうち木造家屋は、23,853棟で、約45%

である。

4. 土地利用

本市は、『金物のまち』として発展するとともに、郊外住宅都市としての性格も強まり、また、農地の基盤整備も進んでいる。さらに、三木ホースランドパークの整備や道の駅、吉川温泉よかたん及び山田錦の館が建設され、観光客が増加している。

また、国、県等による開発プロジェクトも推進され、ひょうご情報公園都市の整備及び国道 175 号の 4 車線化等が進行してきた。

さらに、国幹道の山陽自動車道、神戸淡路鳴門自動車道、中国自動車道・近畿自動車道が開通し、本市は、陸上交通の要衝となり、三木東インターチェンジ、三木・小野インターチェンジ、吉川インターチェンジ付近を中心とした広域的な経済圏の形成、産業構造の高度化の促進、関連地域の経済、文化及び生活利便性の向上が期待できる。

また、平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災の教訓を受け、兵庫県により三木市東部に広域防災拠点「三木総合防災公園」が整備された。

3-3 災害の履歴

3-3-1 地震災害の履歴

1. 地震災害の発生状況

兵庫県下において震度 5 以上を観測したと推計される地震は次のとおりであり、南東部地域での頻度が高くなっている。20 世紀では、北但馬地震（死者 425 人、負傷者 806 人）、南海地震（死者 50 人、負傷者 69 人）、兵庫県南部地震（死者 6,434 人、負傷者 43,792 人）での被害が大きい。

兵庫県のいずれかに震度 5 以上を与えたと推定される地震

番号	発 生 年 月 日	震 央 E N		規 模 (マグニチュード)	
1	599 年 5 月 28 日（推古 7 年 4 月 27 日）	—	—	7.0	
2	701 年 5 月 12 日（大宝 1 年 3 月 26 日）	135.4	35.6	7.0	
3	745 年 6 月 5 日（天平 17 年 4 月 27 日）	136.5	35.4	7.9	
4	827 年 8 月 8 日（天頂 4 年 7 月 12 日）	135.6	35.0	6.5～7	
○5	868 年 8 月 3 日（貞観 10 年 7 月 8 日）	134.8	34.8	7.1	
○6	887 年 8 月 26 日（仁和 3 年 7 月 30 日）	135.0	33.0	8～8.5	
7	938 年 5 月 22 日（承平 8（天慶 1）年 4 月 15 日）	135.8	35.0	6.9	
8	1096 年 12 月 17 日（嘉保 3（永長 1）年 11 月 24 日）	137.3	34.2	8.4	
9	1361 年 8 月 3 日（正平 16 年 6 月 24 日）	135.0	33.0	8.4	
10	1449 年 5 月 13 日（天安 6（宝徳 1）年 4 月 12 日）	135.6	35.0	5 ³ / ₄ ～6.5	
11	1498 年 9 月 20 日（明応 7 年 8 月 25 日）	138.0	34.0	8.2～8.4	
12	1510 年 9 月 2 日（永正 7 年 8 月 8 日）	135.6	34.6	6.5～7	
13	1579 年 2 月 25 日（天正 7 年 1 月 20 日）	135.5	34.7	6.0	
14	1596 年 9 月 5 日（文禄 5（慶長 1）年 7 月 13 日）	135.6	34.7	7 ¹ / ₂	
15	1662 年 6 月 16 日（寛文 2 年 5 月 1 日）	136.0	35.2	7.6	
16	1707 年 10 月 28 日（宝永 4 年 10 月 4 日）	135.9	33.2	8.4	宝永地震
17	1751 年 3 月 26 日（寛延 4（宝暦 1）年 2 月 29 日）	135.8	35.0	5.5～6	
18	1854 年 12 月 23 日（嘉永 7（安政 1）年 11 月 4 日）	137.8	34.0	8.4	安政東海地震
19	1854 年 12 月 24 日（嘉永 7（安政 1）年 11 月 5 日）	135.0	33.0	8.4	安政南海地震
○20	1864 年 3 月 6 日（文久 4（元治 1）年 1 月 28 日）	134.8	35.0	6 ¹ / ₄	
21	1891 年 10 月 28 日（明治 24 年）	136.6	35.6	8.0	濃尾地震
○22	1916 年 11 月 26 日（大正 5 年）	135.0	34.6	6.1	
○23	1925 年 5 月 23 日（大正 14 年）	134.8	35.6	6.8	北但馬地震
○24	1927 年 3 月 7 日（昭和 2 年）	135.2	35.5	7.3	北丹後地震
○25	1943 年 9 月 10 日（昭和 18 年）	134.1	35.5	7.2	鳥取地震
26	1946 年 12 月 2 日（昭和 21 年）	135.6	33.0	8.0	南海地震
○27	1949 年 1 月 20 日（昭和 24 年）	134.5	35.6	6.3	
28	1952 年 7 月 18 日（昭和 27 年）	135.8	34.5	6.8	吉野地震
29	1961 年 5 月 7 日（昭和 36 年）	134.4	35.1	5.9	
30	1963 年 3 月 27 日（昭和 38 年）	135.8	35.8	6.9	越前岬沖地震
31	1984 年 5 月 30 日（昭和 59 年）	134.6	35.0	5.6	
◎32	1995 年 1 月 17 日（平成 7 年）	135.0	34.6	7.3	兵庫県南部地震

（注）1○は県内のいずれかに震度 6 以上を与えたと推定される地震

2◎は県内のいずれかに震度 7 以上を与えた地震

＜資料＞兵庫県地域防災計画地震災害対策計画

2. 阪神・淡路大震災における被害状況

(1) 兵庫県南部地震の概要

この地震は、内陸部で発生し、都市を直撃した直下地震である。破壊された断層付近で非常に大きな揺れを生じ、阪神地域から神戸市及び淡路島に甚大な被害をもたらした。震災は、全体で死者は 6,434 人、負傷者 43,792 人に及ぶ等、関東大震災以来の国内最大の被害となっている。

発生日時／平成 7 年（1995 年）1 月 17 日（火）5 時 46 分
震源地／北緯 34 度 35.7 分、東経 135 度 02.2 分
深さ 16 k m
震央地／淡路島
規模／マグニチュード 7.3

(2) 本市の被害状況

本市における被害の概要は、次表のとおりである。

	区分	被害	備考
人的被害	死者	1 人	平成 7 年 10 月 31 日現在
	行方不明	0 人	
	負傷者	19 人	
	避難者	100 人	平成 7 年 1 月 22 日（3 箇所）
建物被害	住家全壊	25 棟	平成 13 年 3 月 31 日現在
	住家半壊	94 棟	
	住家一部損壊	4,994 棟	
	非住家全半壊	29 棟	倉庫、店舗等
	火災発生	1 件	
ライフライン等被害	水道断水	10,070 戸	1/20 全面復旧
	ガス停止	12 戸	1/18 全面復旧
	電気停電	16,194 戸	1/17 全面復旧
	鉄道不通	1 月 17 日不通	神鉄粟生線 1/19 市内復旧（6/21 全面復旧） 三木鉄道 1/17 全面復旧
	道路通行止め	市道福井線 1 箇所	7/27 全面復旧
その他被害	道路（市道）	49 箇所	平成 7 年 10 月 31 日現在
	公園	29 箇所	
	溜池	46 箇所	
	学校	13 箇所	
	市民病院	1 箇所	
	上水道施設	77 箇所	

3. 南海トラフ地震に対する推進区域

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき指定された兵庫県内の推進地域の区域は下表のとおりである。

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の区域

平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号

3-3-2 風水害等の履歴

1. 風水害等の発生状況（三木市内に大きな被害を与えた主な風水害）

	水害状況											雨量
	人的被害			家屋被害					道路 崩壊 m	橋梁 流失	堤防 溜池 決壊	
	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	流失	床上浸水	床下浸水				
梅雨前線豪雨 (S 7. 7. 1～2)	30	28	3	10	24	53	105	2, 091	135	6	26	146
秋雨前線豪雨 (S 20. 10. 8)	11						1, 600	3, 140		13		
梅雨前線豪雨 (S 36. 6. 26～27)	1			1	8		4	47		2	14	(345)
梅雨前線豪雨 (37. 6. 9～14)							2	30				188
秋雨前線豪雨 (S 40. 9. 10～16)	1	37		73	156		24	732	251	2	17	430 (514)
梅雨前線豪雨 (S 47. 6. 7～8)		1			1		10	349	72	1	農業用施設 の被害 360	116 (154)
梅雨前線豪雨 (S 53. 6. 16)								33				90 (112)
低気圧大雨 (S 63. 6. 3)								8	28			127 (162)
大気不安定大雨 (S 63. 8. 20)							8	71	16			110 (55)
台風 23 号 (H16. 10. 20)	1	3			55		41 (一部 損壊含)	94	冠水 18 ヲ所 土砂堆積 9 ヲ所		農業用施設 の被害 53 水没農地 195 (ha)	215
台風 11 号 (H26. 8. 11)							1		冠水 14 ヲ所 道路崩壊 49 件		農業用施設 121 件 水没農地 227 件	241
台風 11 号 (H27. 7. 17)							1	5	冠水 7 ヲ所 道路崩壊 22 件		農業用施設 39 件 水没農地 19 件	303
平成 30 年 7 月豪雨 (H30. 7. 5～8)				1				2 (一部損 壊含)	道路破損 89 件		農業用 施設 284 件	399. 5

※雨量の（）は吉川調べ

2. 特異火災の発生状況

昭和7年7月に発生した住宅火災の被害は、り災世帯8戸、焼失棟数24棟であり、当市における過去最大の被害を出した大火災であった。

また、昭和42年11月には、アセチレンガスの爆発により工場が焼失するという特異な火災も発生している。本市は「金物の町」であることから、危険物や高圧ガスを使用する設備が多数あり、この種の火災の未然防止を図ることが必要である。

参考資料4 過去の大火（特異火災）の状況

3-4 災害の想定

3-4-1 地震の想定

1. 地震被害想定のかえ方

平成 22 年度に県が作成した「地震被害想定」を活用し、三木市独自で作成した「三木市地震被害想定」を計画策定に当たっての被害の想定とする。

この被害想定的基础データは、次によるものとする。

- (1) 地形区分の状況については、250mメッシュごとに区分を設定し、その代表地または平均値を採用しているため、局所的な地形の変化まで表現しているものではない。
- (2) 数値については過去の震災事例から導かれた経験式や現時点で適切と認められる理論式を用いて計算している。そのため、今後の各分野での研究等により、修正され得るものである。

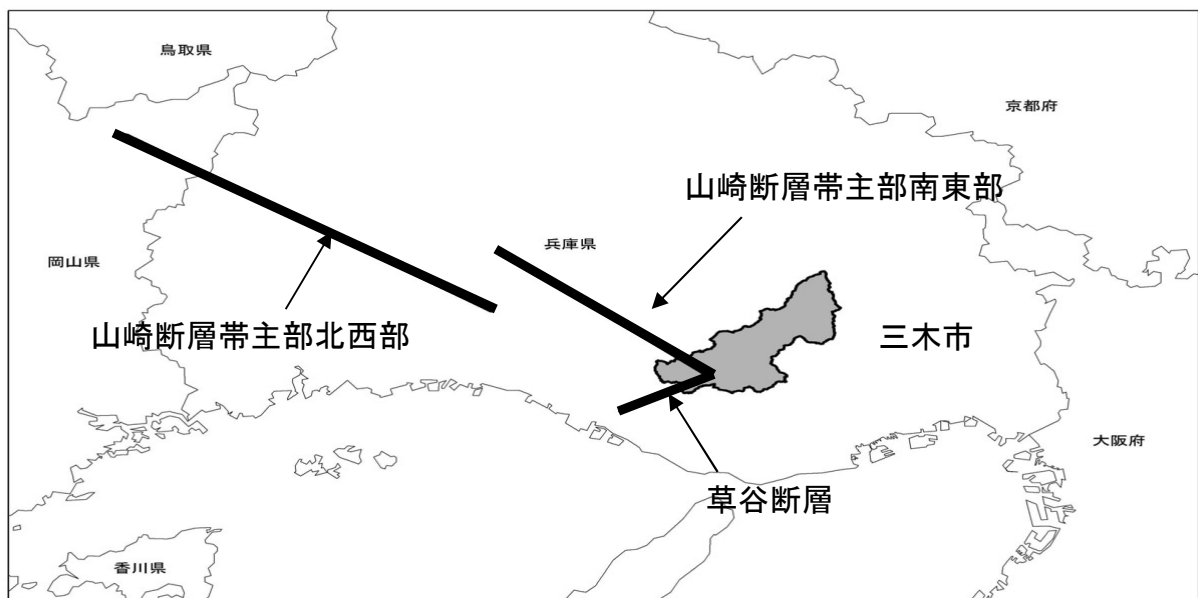
これらのデータは、地震の種類、季節・時間等の条件が異なれば、被害が異なることもありうる。そのため、こうした条件の差違にも十分留意する必要がある。

2. 本市の被害想定

・断層の位置

山崎断層帯（主部北西部）と山崎断層帯（主部南東部）、草谷断層の3連動地震を想定する。
地震規模は、マグニチュード8.0 最大震度7と想定する。

想定震源断層分布図



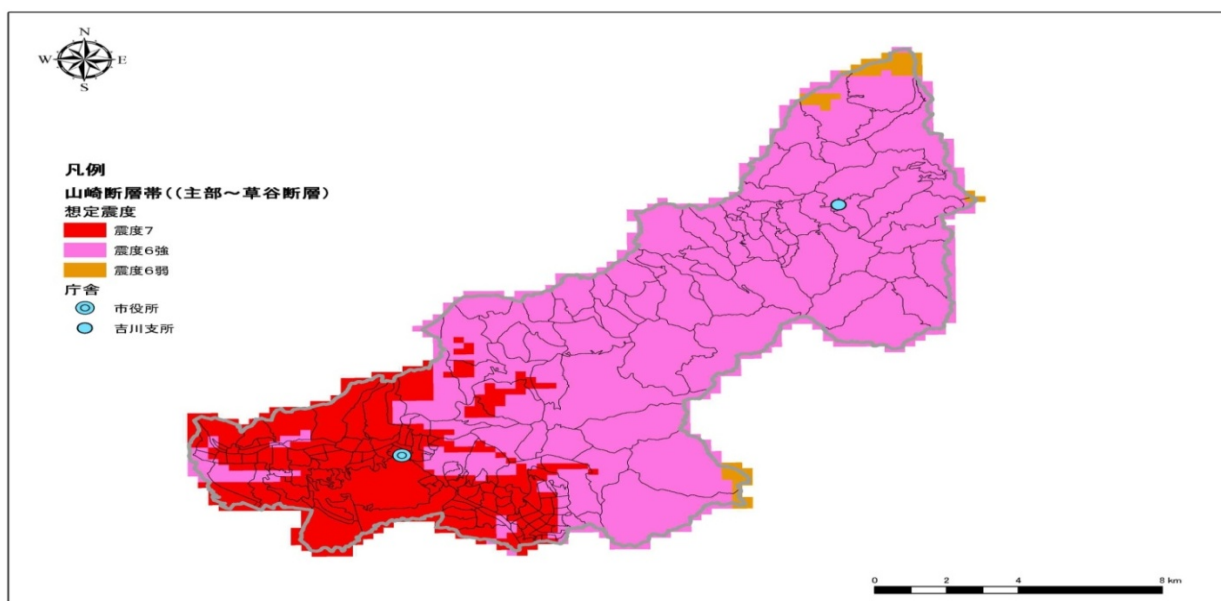
※ 30年以内の発生確率（令和6年1月）

山崎断層 主部北西部：0.1%～1% 主部南東部：ほぼ0%～0.01%

・震度分布

三木市における震度は、三木、三木南、自由が丘、緑が丘のほぼ全域及び青山の一部が震度7、ほかのほとんどの地域が震度6強になることが想定される。

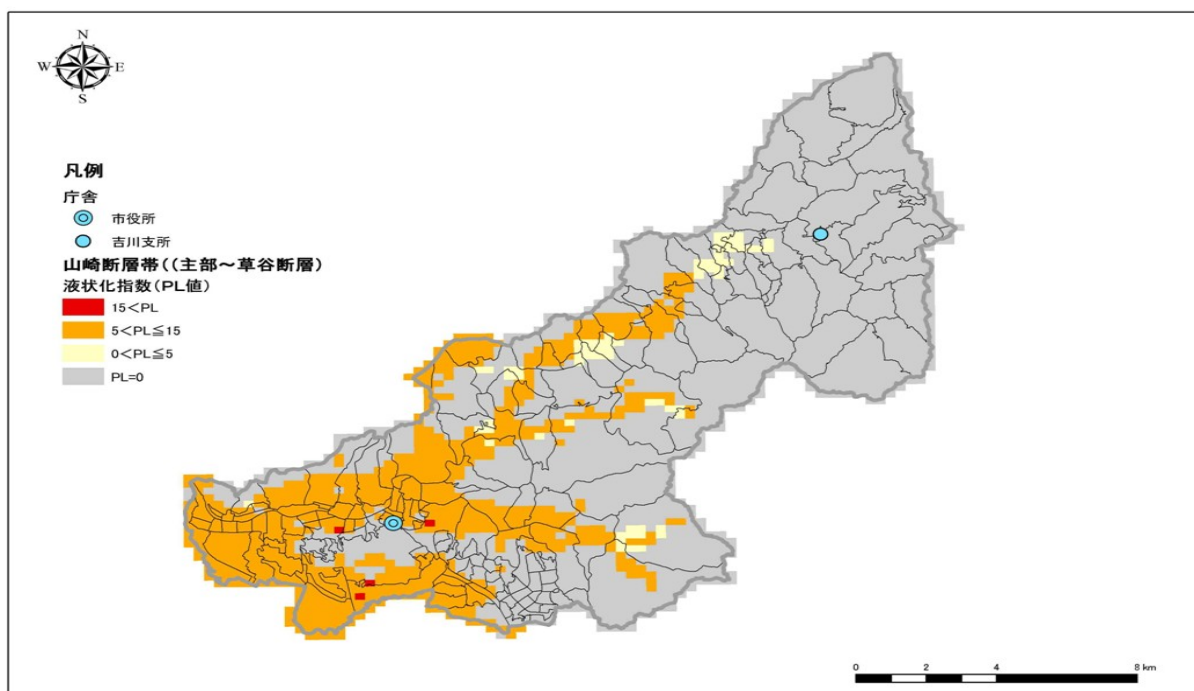
震度分布図



・液状化

市域では、特に美囊川などの河川沿いは、砂の堆積によって形成されていることに加え、地下水位も高いため、液状化の可能性は高い。また、盛土等により開発された地域では、局地的に液状化が発生する可能性がある。

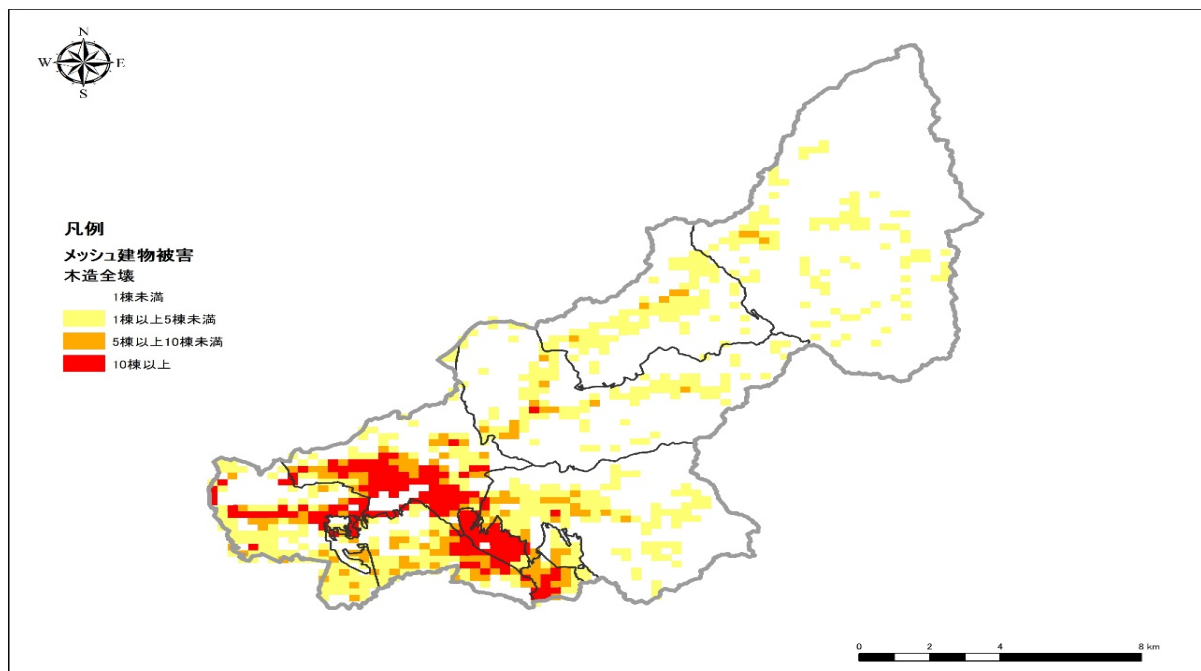
液状化危険度分布図



- ・木造家屋被害

三木、別所、自由が丘及び緑が丘では、250m×250mメッシュ内で10棟以上の全壊が発生することが想定される。

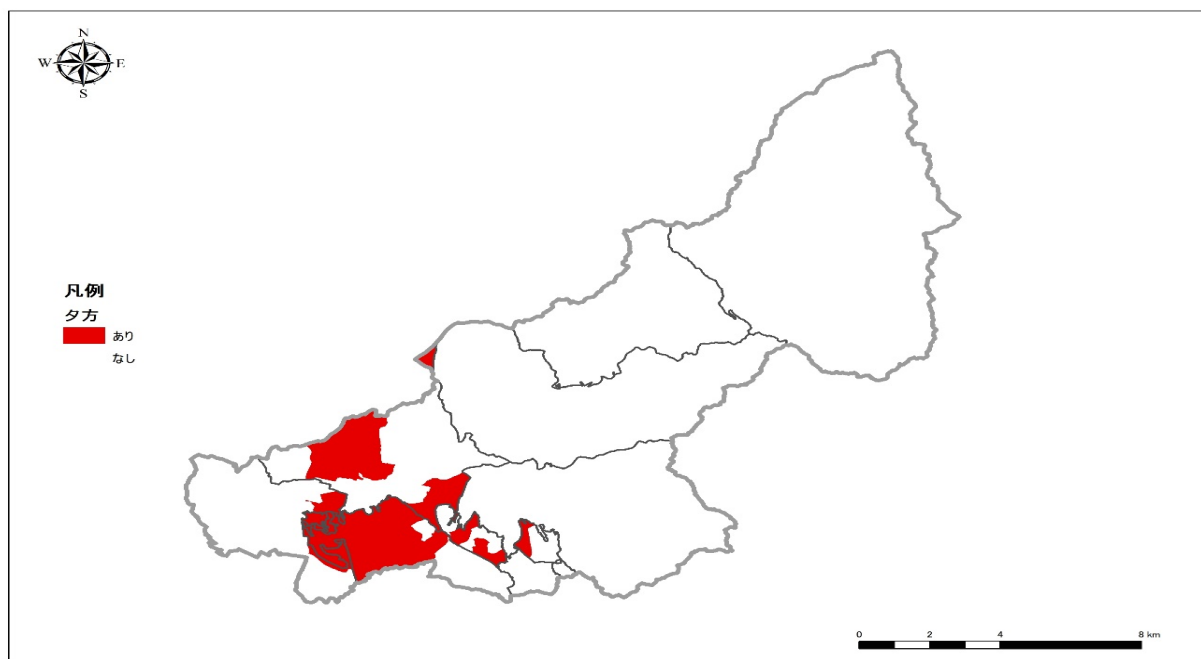
木造建物被害分布図（全壊）



- ・火災被害

火気使用率が最も高い夕方に地震が発生した場合は、特に三木地区において火災が発生することが想定される。

火災被害分布図（夕方）



・建物及び人的被害想定

人的被害

死傷者は早朝のケースに最も多くなると想定され、市全体では死者約 600 人、負傷者約 1,200 人と想定される。また、避難所生活者数も最大で約 11,000 人となると想定される。

建物被害

建物被害は、木造建築物の全壊が全体の約 32%、非木造建築物の全壊が全体の約 18%であり、多くの家屋で被害の発生が想定される。

火災

出火件数は夕方のケースが最大で約 13 件の市街地延焼に至る出火があり、延焼被害は約 447 棟の発生が想定される。

被害想定（山崎断層帯 主部 + 草谷断層 M-8 最大震度 7）

地区		世帯数	人口	建物被害		出火・延焼被害		人の被害（早朝）				避難生活者 （在宅避難者 含む） ※1.2 （人）
				全壊 （棟）	半壊 （棟）	出火件数 （件）	焼失棟数 （棟）	死者 （人）	重傷者 （人）	負傷者 （人）	避難所 生活者 （人）	
		（R3. 7月現在）										
三木地区	美嚢川左岸	4,564	9,392	2,539	894	1	1	139	109	161	1,598	1,910
	美嚢川右岸	5,087	10,754	1,731	1,011	3	165	83	81	187	1,649	1,970
三木南地区		2,714	6,193	1,077	553	2	3	47	41	95	860	1,030
別所地区		2,795	6,284	1,752	1,210	2	44	91	55	114	1,010	1,210
志染地区		1,085	2,490	785	568	0	0	37	16	43	348	410
細川地区		847	1,867	652	458	0	0	32	12	31	259	310
口吉川地区		700	1,604	488	254	0	0	20	10	24	223	260
緑が丘地区		4,211	8,973	581	755	0	0	25	33	118	1,130	1,350
自由が丘地区		7,146	15,808	2,195	499	4	230	89	150	319	2,529	3,030
青山地区		2,239	5,676	204	182	1	4	5	15	44	624	740
吉川地区		2,852	6,842	1,004	667	0	0	39	21	67	772	920
合計		34,240	75,883	13,008	7,051	13	447	607	543	1,203	11,002	13,140

・ライフラインの被害想定

道路

県道 20 号（加古川三田線）、38 号（三木三田線）、513 号（三木環状線）等で被害が生じることが想定され、損壊など道路施設全体の被害箇所数は約 25 箇所発生することが想定される。

鉄道

市内の区間で 52 箇所の被害箇所が生じることが想定される。

上水道

地震発生直後は、市のほぼ全世帯で断水となり、復旧には約2ヶ月を要すると想定される。

下水道

約16%の管が被害を受け、復旧には3.5ヶ月程度を要することが想定される。

都市ガス

発災直後から約1ヶ月間は全世帯で機能支障が出るものと想定される。

電力

発災直後はほぼ全域で停電し、1週間後でも約半分の地域に電力供給支障が生じていると想定される。

電話

固定電話の使用不能人口は、発災直後で1割強となることが想定される。

ライフライン被害想定

被害想定項目		想定内容	単位	被害想定
交通施設	道路	被害箇所	箇所	2 5
	鉄道			5 2
ライフライン (発災1日後)	上水道	被害箇所	箇所	2, 0 2 4
		断水人口	人	7 0, 3 4 3
	下水道	被害延長	k m	8. 9 6
		支障人口	人	1 1, 0 9 4
	都市ガス	供給支障世帯	世帯	1 1, 5 0 8
	電力	停電世帯		3 4, 2 4 0
	通信	支障人口	人	1 0, 6 2 3

3-4-2 風水害及び土砂災害等の想定

1. 台風や集中豪雨等異常降雨による災害

台風の接近・通過、前線の活発化に伴う集中豪雨及びゲリラ豪雨により、河川氾濫、浸水及び土砂災害などの災害発生が想定される。

(1) 河川氾濫、浸水

本市の市街地は、美嚢川等に開析された平地部（氾濫平野）に形成されており、河川沿いは一様に浸水の可能性がある。なお、洪水時の堤防の決壊箇所は、一般的には、河川の屈曲部、河川勾配変化点、河川の合流点付近であり、これらの箇所には特に注意が必要であり、浸水に伴う人的被害、物的被害が想定される。

過去に起こった災害のうち、最も浸水被害量が大きかったのは昭和 20 年 10 月の集中豪雨である。

(2) 土砂災害

土砂災害は山地、丘陵地、台地部と平地部の境界部分に発生しやすく、台風や集中豪雨により誘発されるおそれがあり、人家への直接的な被害や交通網の途絶等を想定する。

兵庫県は、土砂災害により住民の生命や身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地等の区域を、その現象の違いにより、岩屑が水と混合して、土砂の流れとなり谷や溪床に沿って流下する「土石流」、山地斜面の崩壊等による「急傾斜の崩壊」、山自体が塊で滑り落ちる「地すべり」の 3 つに分類し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成 28 年度から平成 31 年度にかけて、建築制限等を目的とする土砂災害特別警戒区域の基礎調査が実施され、基準に該当する区域が指定された。三木市内においては、警戒避難体制の整備を目的とする土砂災害警戒区域として、土砂災害防止法に基づく土石流危険渓流が 69（Y：69、R：7）渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が 179（Y：179、R：145）箇所、地すべり危険箇所が 17（Y：17）箇所指定されている。 ※ Yはイエローゾーン、Rはレッドゾーンのこと。

(3) 風害

強風による被害としては、飛来物による人的、物的被害が考えられるが、その災害規模は想定が困難である。市域においては、強風による過去の災害は少ないが、今後想定され得る風害は台風に伴うものが考えられる。台風の進路の東側は特に風が強いことから、大型の台風が市域の西側を通る時には、風害が起こることを想定し、これらに配慮した対策をとる。

また、近年局所的な竜巻が頻繁に発生していることから、竜巻に対する対策についても検討する。

2. 大規模な火災による災害

市では、家屋が密集している地域での火災の発生による延焼等の危険性、広域な林地での観光客やハイカーの火の不始末や自動車からのタバコの投げ捨て等による林野火災の危険性を想定する。

第4節 男女共同参画の視点を踏まえた防災計画の作成

東日本大震災の発災後の検証から男女共同参画（以下、本節においてのみ「女性等」という。）に対する配慮、対応への不備等の課題が明確になり、次のような問題点が明らかになった。

1. 平時における防災の検討や避難所運営等災害現場の意思決定に、より多くの女性等が参画する必要があること。
2. 防災・震災対応に女性等の視点からのアプローチや配慮が必要なこと。
3. 避難所などにおいて、「炊事や洗濯、掃除などは女性の役割である」というような固定観念が強まったこと。

これらの問題を解決するため、本計画は、女性等の視点を踏まえた防災対策に留意する。特に、物資の備蓄や提供及び避難所運営においては、女性等の視点での考えを反映させる。

4-1 防災計画

防災会議委員に女性委員を登用し、地域防災計画や各種マニュアルの作成や改定を行う際、女性等の細やかな視点及び感性を反映する。

4-2 避難所運営

避難所運営組織に女性や子育て家庭なども含めた多様な立場の人の参画を求め、避難所運営は互いに助け合っていくものとする。避難所の運営については、プライバシーの確保、妊産婦や育児中の母親への配慮、相談窓口の設置、防犯対策などに留意する。

4-3 備蓄物資等

備蓄食料、毛布といった従来から備蓄している物資の他、健康のために身体を清潔に保つための生活物資等も必要となるが、これらについては流通在庫備蓄（協定した民間事業者から必要な物資を調達）として確保する。

4-4 震災復興

復興計画やまちづくりの検討組織に必ず女性等が委員として参画できるようにする。

4-5 その他

保育園、幼稚園、小学校、中学校等の施設で家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止対策を強化するなど子どもの安全を確保するための処置を行う。

トランスジェンダーなどの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に十分配慮することとする。

第2章 災害予防

第1節 災害に強いまちづくり

1-1 都市の防災構造の強化

1. 都市の防災構造の強化対策

(1) 都市の防災構造強化の基本方針

過去の災害の教訓を踏まえ、防災空間・拠点の整備等を推進し、「災害に強いまちづくり」の環境整備を図る。

(2) 防災拠点の設定

市の防災拠点として、下記のとおり防災中枢拠点、地域防災拠点、要配慮者支援拠点及び地区防災拠点を設定する。

なお、三木総合防災公園は、災害時には全県域をカバーする広域防災拠点及び国のプッシュ型支援の分散備蓄の受入先として、応急活動要員の集結・出動、救援物資の集積・配送、備蓄物資搬出等を行う後方支援基地としての役割や、広域避難地としての役割を果たす。

1) 防災拠点の設定

下表に示す防災拠点を整備する。

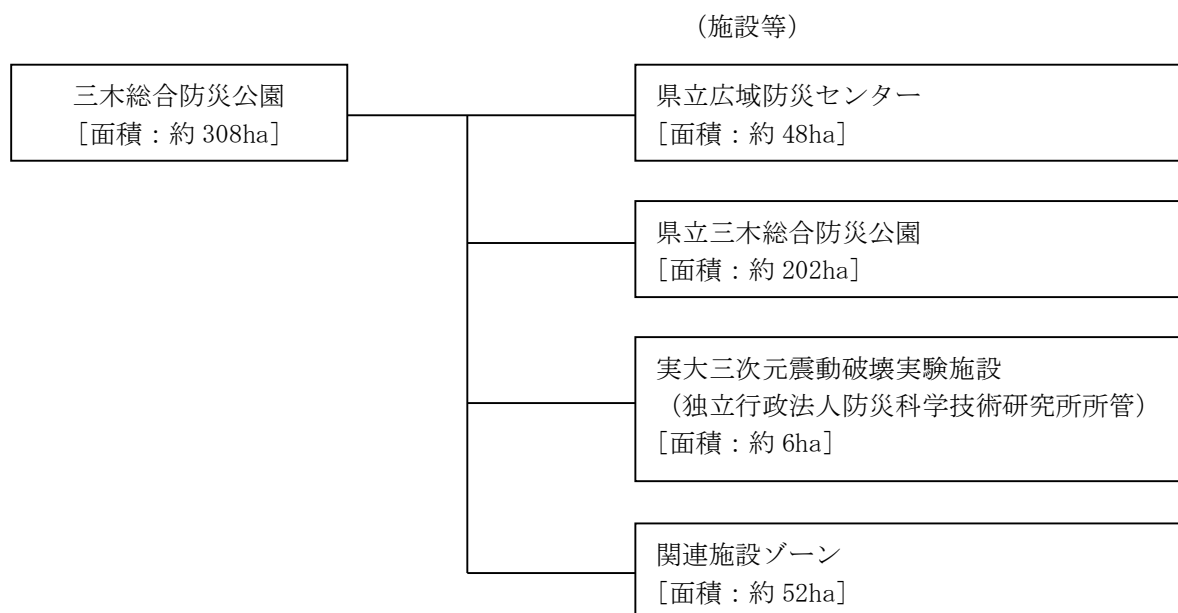
防災拠点	設 定 場 所	設 置 設 備 等
防災中枢拠点	市役所及び消防本部・消防署	防災情報・通信設備 災害に強いライフラインシステム 炊事・給水設備 非常電源設備の整備
地域防災拠点	各公民館、各小・中学校等	耐震性飲料・消火兼用貯水槽 防災用資機材・備蓄物資倉庫 防災情報・通信設備 非常電源設備の整備
要配慮者支援拠点	総合保健福祉センター 吉川健康福祉センター	耐震性飲料・消火兼用貯水槽 備蓄物資倉庫 防災情報・通信設備 非常電源設備の整備
地区防災拠点	地区集会所、公園等	耐震性防火水槽 防災用資機材倉庫 防災情報・通信設備 給水設備

2) 三木総合防災公園

○三木総合防災公園の機能

- ① 災害時における応急活動拠点機能
- ② 防災を中心とする地域の安全・安心に関わる人材育成拠点機能
- ③ 防災に関する調査研究拠点機能
- ④ 多くの人々に親しまれ活用されるスポーツ・レクリエーション拠点機能

○三木総合防災公園の施設構成



○三木総合防災公園の各施設の機能概要

施設名等	災害時の機能	平常時の機能
県立広域防災センター (県消防学校)	・ 災害対策補完機能 ・ 防災ヘリポート機能 要員、物資のヘリ輸送 ・ 広域防災活動機能 応急活動要員集結・出動	・ 防災研修機能 ・ 消防職員・団員の教育訓練機能 ・ 自主防災活動支援機能 ・ 防災意識啓発機能
県立三木総合防災公園 ・ スポーツの森 ・ 自然体験の森	・ 救援物資集積・配送 ・ 備蓄機能 備蓄物資搬出	・ スポーツ・レクリエーション 拠点機能 ・ 全県のスポーツ振興拠点機能
実大三次元震動破壊実験施設		・ 地震動による建築物、構造物等の破壊過程に関する研究

(3) 防災空間の整備・拡充

震災時において、避難者の安全確保を図るため、市街地の中に、公園等のオープンスペースを確保することは、「災害に強いまちづくり」の基本的なポイントである。これらのオープンスペースは、延焼遮断帯として機能するほか、救護活動、物資集積の拠点、応急仮設住宅の建設場所として利用することができ、極めて重要且つ多様な役割を果たす。このため、次のとおり、防災空間の整備・拡充を図る。

1) 公園・緑地・広場の整備

「緑の基本計画」に基づき、公園・緑地等の整備を進める。

2) 緑地の保全

緑地は、地域住民の快適な生活環境を確保するばかりでなく、火災時には延焼防止のための延焼遮断帯や避難地として重要な役割を担っている。このため、防災上の観点から緑地の保全を推進する。

(4) 市街地の面的整備及び良好な住環境の整備

既成市街地内において、木造家屋が密集している地域、公共施設が不足している地域等、災害に対して構造的に脆弱な地域については、建築物の耐震不燃化の促進や、道路、公園、上下水道、広場等の公共施設の総合的な整備をすることにより、災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。そのため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的整備や、住宅が密集する市街地の防火性向上に向け、住環境整備の検討を図る。

(5) 道路・橋梁の整備

道路・橋梁は、災害時の避難、救護、消防活動等の動脈となり、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなる等、多様な機能を有する。このため、防災効果の高い道路の整備、橋梁の耐震性の向上等を図る。

また、風水害時における道路機能の確保のため、所管道路及び橋梁について、『平成 8 年度 道路防災点検要領』（豪雨・豪雪編）に基づき法面等危険箇所調査を実施し、補修等の対策が必要な箇所での工事を推進する。

さらに、橋梁については調査・点検を行い、「橋梁長寿命化修繕計画」を作成し、それに基づき補強工事等を推進する。

(6) 河川の整備

河川は身近な水辺空間として、地域住民の憩いの場となるばかりでなく、震災時には貴重なオープンスペースとしての役割を担っている。このため、火災延焼防止のための延焼遮断帯としての積極的活用を図る。また、災害に起因する堤防の沈下による浸水被害を回避するための堤防の耐震性の向上や、河川水を緊急時の消火、生活用水として活用するための水へのアクセス確保等の整備を推進する。

さらに、河川の安全性を高めるため、県の行う河川整備事業等に協力するほか、所管する河川施設については、次のような災害予防対策を実施する。

- 1) 所管する河川に係る各施設に対して、緊急度に応じた河川維持・修繕、河川改良等の改修工事を推進し、洪水の予防に努める。
- 2) 河積の小さな河川については、適切な内水排除を行うように努める。
- 3) 水路の整備を推進する。

2. 建築物等の耐震不燃化

(1) 構造物、施設等の耐震性確保

1) 耐震基準等の遵守

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等構造物、施設等の耐震性を確保する必要があり、各構造物・施設等の設計を行う場合は、国等により定められている各施設等の耐震基準等を遵守する。

2) 耐震改修促進計画の作成

市は、計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、県が定める耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修を促進する計画を作成する。

3) 耐震診断及び耐震改修の促進

市は、県が作成した耐震改修促進計画に従い、昭和 56 年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を推進する。また、既設の建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号）に基づき、法令で定める多数の者が利用する一定規模以上の建築物（特定建築物）の所有者に対して、耐震診断を行い、必要に応じて、耐震改修を行うよう努めるよう周知する。

また、県が推進する「わが家の耐震改修促進事業」に協力するとともに、必要に応じて広報活動を実施する。

参考資料 5 ひょうご住まいの耐震化促進事業の内容

(2) 公共建築物の耐震不燃化

1) 建築物の耐震性の向上

人々が多く集まる学校教育施設、社会教育施設、官公庁施設等の公共建築物の耐震性について、数値目標を設定する等、計画的かつ効果的に実施する。

2) 公営住宅 耐震不燃化

既存市営住宅の耐震性等の点検を行いながら、必要な補修等を図ると共に、新たな公営住宅の建設における耐震不燃化の向上を図る。

(3) 一般建築物の耐震不燃化

震災時における建築物の安全を確保するため、建築基準法や消防法による防火上、構造上の審査及び適切な指導を行うと共に、特殊建築物、大規模建築物等に対する防火、耐震、避難に係る規定に基づく、規制順守の指導と、防火地域等の指定を検討する。

また、耐震不燃化促進に向け、公的助成や各種の融資のあっせんを行うと共に、耐震診断事業を推進する。

1) 防火・準防火地域の指定

幹線道路の延焼遮断帯としての機能を充実するため、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定について検討を行い、不燃化促進をめざす。

2) 特殊建築物等の指導の強化

商業ビル、不特定多数の者が利用する一定規模以上の特殊建築物について、防災上、避難上の安全確保の指導を強化する。

(4) その他の対策

1) ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀、石塀の倒壊は、直接的な人的被害のみならず、道路の封鎖等により救援活動に支障をきたす可能性があるため、生け垣の推奨及びブロック塀等の耐震性向上の普及を進める。

2) 窓ガラス、看板等の落下防止対策

公共施設の窓ガラス、外装材等については、落下の危険性の防止に配慮する。

3) 家具等転倒防止対策

公共施設の書庫や事務機器等については、落下・転倒を防止する措置をとる。また、家庭や事業所における人的被害を未然に防止するため、家具等の転倒防止に関する知識の普及を図る。

4) コンピュータの安全対策

市は、コンピュータのソフト及びデータについては、常にバックアップを準備し、重要性に応じて分散保管、非常電源対策等、システムの早期回復に備える。

機器等についても、ベルトで固定する等、転倒・落下防止の措置をとる。

1-2 宅地災害予防

宅地開発工事及び危険な既成住宅地のがけ崩れ又は土砂の流出を未然に防止するために、次の必要な規制その他の措置を実施する。

1. 宅地造成工事等に対する措置

宅地造成工事に伴うがけ崩れ、土砂等の災害を防止するため、宅地造成工事に対する指導を強化し、市は県と連携して、許可条件違反及び技術的基準に適合しない工事を施工する事業者及び工事施工者に対して速やかに工事を中止し、災害防止のために必要な措置を命ずるものとする。

住宅建設等に関しても市は県と連携して、無許可、許可条件違反及び技術的条件に適合していない建築を行う事業者に対して、速やかに工事中止、許可取消、宅地の使用制限、使用禁止等の災害防止のために必要な措置を命ずるものとする。

2. 急傾斜地等の崩壊による危険区域等に対する措置

急傾斜地の崩壊防止のための規制は、建築基準法等に基づき、県条例により災害の区域の指定、禁止、制限等の指定を行う。

また、災害関連地域防災がけ崩れ対策区域についても制限等の規制を行う。

3. 宅地災害のための措置

宅地防災パトロールを実施し、市内の住宅危険区域の把握及び無許可工事の早期発見に努めると共に、許可工事でも条件や許可・認可内容どおり工事を履行しているか監視するものとする。

参考資料 6	急傾斜地崩壊危険区域
参考資料 7	土石流危険溪流
参考資料 8	地すべり区域
参考資料 9	災害関連地域防災がけ崩れ対策区域

1-3 農地及び農業用施設並びに森林防災

台風及び集中豪雨等による農地及び農業用施設並びに森林に関する災害を予防するため、以下の対策を実施する。

1. ため池等に関する災害予防

ため池等に関する災害を予防するため、次の対策を実施する。

- (1) ため池等管理上必要な知識及び応急措置の方法等について、管理者及び農家の指導を行う。
- (2) 台風、大雨等により危険な時は、次の措置を講ずるものとする。
 - 1) 気象情報等に注意し、管理者を現地に置く。
 - 2) 応急資材を準備する。
 - 3) 洪水吐の小さな池で危険が予想される時は、予め定まった箇所を切開して余水を流す。
 - 4) 大雨時発生した水量を調整するために堰の整備を推進する。

参考資料 15 頭首工、水門等調書

2. 地すべり等に関する災害予防

地すべり等の崩壊による危険区域に関する災害を予防するため、次の対策を実施する。

指定地域の予防上必要な知識及び応急措置の方法等について地域住民に指導を行う。

- (1) 台風、大雨等により危険な時は、気象情報等に注意し応急資材を準備する。
- (2) 地すべり等に関する防災事業は、年次計画を立てて実施する。
- (3) 地すべり等の崩壊による危険区域指定を推進する。

参考資料 8 地すべり区域

3. 山地災害に関する災害予防

山地に起因する災害を未然に防止するため、県が行う治山事業に協力するほか、ハザードマップ等により住民に対して、山地災害危険地区を周知する。

参考資料 10 崩壊土砂流出危険地区

参考資料 11 山腹崩壊危険地区

1-4 土砂災害等の防止

1. 土砂災害対策

都市化の進展に伴い、傾斜地を造成する宅地開発が進められるが、阪神・淡路大震災において、こうした地域の斜面崩壊も発生している。また、豪雨時には、中小河川の流量の上昇により、住宅や道路の浸水や斜面崩壊も発生している。そのため、こうした土砂災害を予防する計画が必要である。

(1) 危険地域の警戒避難体制の整備

水防法に基づき、県より河川の浸水想定区域が示された場合には、その区域毎に洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法、避難施設、その他円滑、迅速な避難を図るために必要な事項を定める。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、県より土砂災害警戒区域等の指定を受けた場合は、その警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な事項を定める。

水防法に基づき、県より河川の浸水想定区域が示された場合には、その区域毎に洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法、避難施設、その他円滑、迅速な避難を図るために必要な事項を定める。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、県より土砂災害警戒区域等の指定を受けた場合は、以下の事項を定める。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ③ 防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - ④ 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合に、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - ⑤ 救助に関する事項
 - ⑥ ①～⑤のほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
 - ⑦ ④に掲げる事項を定める時は、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法に関する事項
 - ⑧ 土砂災害警戒区域等の周知
 - ⑨ 土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区等の周知
 - ⑩ 防災意識の向上（住民説明会、防災訓練、防災教育等）
- ＊ ①～⑥については、土砂災害警戒区域ごとに定める。

(2) 災害危険地域の現状把握とパトロールの実施

水防活動を重点的に実施すべき箇所として指定されている重要水防箇所について、平常時より巡視・点検箇所を定めておく。

土砂災害が発生する可能性のある場所は、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」等により、危険区域の指定及び土砂災害危険箇所として調査を行っている。これらの箇所については、標識表示等を図り、また、関係機関と共に、定期的にパトロールを実施し、保全措置の進捗状況等の現況把握に努める。その際、地域住民とともに現地確認をし、情報を共有するように努める。

(3) 住民への周知

地震発生時には、速やかに土砂災害危険箇所から避難するよう地域住民に避難地、避難路を周知しておくとともに、危険箇所の住民又は土地所有者に対し、防災措置の助言、指導及び支援を進める。

県より河川の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等が示された場合は、浸水想定区域、土砂災害危険区域等の危険箇所、避難施設、避難路等に関する総合的な判断として図面表示等にまとめたハザードマップ等で、住民への周知を図る。

また、浸水想定区域内に不特定かつ多数の者が利用する施設又は主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上配慮を要する者が利用する施設がある場合には、施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な洪水予報等の情報確保が図られるよう電子メール又はFAXなどで配信を行う。

(4) 防災事業の推進

法令に基づき、災害危険区域に指定された場合には、迅速な防災事業の推進を図る。

(5) 要配慮者利用施設への情報伝達

県より土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域の指定があり、その当該区域内に社会福祉施設や学校など、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、利用者の円滑な避難が行われるよう、災害に関する情報、及び避難情報等の伝達方法をあらかじめ定める。

参考資料 12 土砂災害危険区域内要配慮者利用施設一覧（土石流・急傾斜地の崩壊）

参考資料 13 土砂災害危険区域内要配慮者利用施設一覧（地すべり危険区域）

参考資料 14 浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

2. 液状化対策

液状化は、砂質土が堆積してできた地盤が、地震などの振動を受けることによって液体のような泥水状態になる現象であり、市域では、美囊川等の河川沿いの地域が液状化の危険性が高い。一方で河川沿い以外の地域でも、池や谷を埋め立てた場所等では、液状化の可能性があるとされている。

液状化によって、地盤全体の移動やすべりが生じ、ライフライン、構造物が破損するといった被害があらわれているが、そのメカニズムの解明と対策は各種研究機関で検討されているところである。今後、こうした成果を活用しつつ、液状化による被害を最小限にするための取組みを進める。

1-5 ライフライン関係施設の整備

1. 水道施設防災計画

上水道施設の災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の耐震強化と保全に努めると共に、災害発生時に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

(1) 防災体制の整備

1) 応急復旧体制の強化

- ① 水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動及びその支援を的確に行うための情報伝達施設の整備により、情報連絡体制を強化する。
- ② 管路のループ化等によりバックアップ機能を強化する。
- ③ 関係機関等との協力体制を整備する。
- ④ 災害対策マニュアル等を整備する。
- ⑤ 管路図等の電子化を図り、情報の共有化を図る。

2) 防災訓練の実施

情報収集及び連絡体制の確立、他機関との協力体制の充実強化、災害対応の強化及び防災意識の高揚等を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

3) 応援体制の整備

災害発生時に迅速な復旧活動等に必要な上水道に関する情報を収集し、これに基づき総合調整、対策指示、支援を効果的に行うため、県及び近隣市町との相互応援協力体制を整備する。また、緊急時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう三木市管工事業協同組合及び業務委託業者への協力体制の整備を図る。また、復旧資材等備蓄情報共有を進める。

(2) 施設の耐震化と保全

1) 基幹施設の耐震化

上水道における基幹施設の耐震化は、各水系の施設毎に耐震性調査を行い、効果的・効率的に基幹施設の整備をするとともに、広域的なバックアップ体制を確立するため、中長期的に隣接水道事業者間と連絡管の整備及び配水池の建設を進め、災害時における飲料水供給機能の拡充を目指す。

- ① 非常用電源として、必要施設に自家発電機の設置を図る。
- ② 老朽導水管路、送水管路の耐震管路への更新を図る。
- ③ 各水系間の相互応援送水の確立を図るため、送水管路、送水ポンプの整備、新設を図る。

2) 配水管路の耐震化

配水管路の耐震化は、配水管路の路線毎の重要度・立地する場所・地形・管種・老朽度合い等の調査及び他工事情報を含めた検討を行い、短期的・中長期的に施設整備を進める。

- ① 兵庫県南部地震で被害を被った箇所を含む路線については、耐震性に優れた管種に布設替えを行う。
- ② 被害想定において、管種別被災率の高い石綿管路及び接着接合した老朽化した主要塩ビ管路線については、耐震管路への更新を順次計画的に行う。

③ 地震発生時の避難施設や防災拠点に給水するための路線について、重要路線として位置付けし、耐震管路への強化等の整備を図る。

④ 主要管路等のループ化を行い、配水機能の向上を図る。

3) 給水装置の耐震化

地震時の変位に対応できる給水装置の材質・構造及び配管方法等の工夫と、受水槽、高架タンクの耐震性強化を指導する。また、修繕工事等の機会を利用した改善促進策を進める。

① 給水装置の材質・構造及び配管方法等の耐震性の強化を図る。

② 新設、増設及び改良工事時には新基準での給水工事、並びに既設部分の改善を指導する。

③ 漏水等の修繕工事時及び配水管布設替え工事等に伴い、メーターまでの給水管を改善する。

④ 学校等避難施設及び基幹病院等、災害時の重要施設での給水設備の耐震性の強化と、受水槽の緊急貯留施設としての整備・改善を指導する。

(3) 応急復旧目標と水の確保

1) 被災時における応急復旧の目標を 4 週間以内とする。その間の応急給水目標と給水方法は、次のとおりとする。

① 目標水量

地震発生からの日数	目標水量	備考
地震発生～3 日まで	3 リットル／人・日	
4 日～10 日まで	20 リットル／人・日	
11 日～21 日まで	100 リットル／人・日	
22 日～28 日まで	250 リットル／人・日	概ね被災前給水量

② 給水方法

ア 地震発生～3 日までは、飲料水の確保を目標として、配水池に確保された水を給水車により給水を行う。

イ 4 日～10 日までは、飲料水及び生活用水の一部の確保を目標として、給水車の運搬給水に加えて、幹線付近での仮設給水栓の設置を行う。

ウ 11 日～21 日までは、生活用水の確保を目標として、さらに支線上に仮設給水栓を設置し、運搬距離の短縮を行う。

エ 22 日～28 日までは、被災前の給水量を目標として、さらに運搬距離の短縮をするため、仮配管からの各戸給水や共用栓による給水を行う。

③ 水量の確保

ア 東部配水池等基幹配水池を給水拠点として、配水池の 2 池化、緊急遮断弁を設置し水量の確保を行う。

イ 補給水量は、県営水道・近接深井戸水源からの送水により補給水の確保を行う。

ウ 市内配水系統の相互融通を進め効率的な給水を進める。

エ 隣接市町から配水管の接続による相互応援給水体制を進める。

オ 浄水場、配水池の被災に備えて、近接する深井戸水源から直接取水し、滅菌処理をする水量確保体制の向上を図る。

④ 防災拠点における水の確保

避難施設指定場所・病院・防災拠点施設等には、非常用飲料水の備蓄・運搬、給水時の受入タンクの設置、耐震性貯水槽の設置、及びプールには生活用水を確保するように指導する。

(4) 災害対策用資材

1) 資機材等の整備

応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式発電機及び運搬車両等を整備すると共に、応急給水拠点として三木山配水池・周辺整備、応急給水活動用倉庫を整備し受援・支援体制強化を図る。なお、あらかじめ調達方法や保管場所等を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう平常時から図面等の整備や管理の徹底を図り、施設の現況を逐次把握する。なお、資機材や図面等の保管については、交通の便利な場所に適宜分散させる。また、浄水施設、送水ポンプ等の重要施設に対しては、停電時に緊急対応ができるように、施設整備を行う。

2) 資器材の備蓄・調達

被災時における緊急対応諸機材と復旧時に必要な諸機材の備蓄・調達について整備を進める。

①災害復旧資器材の備蓄を進める。

②作業に要する資器材は、材料メーカー、工事店、他市町との在庫情報等を共有し、復旧計画にあわせ調達を行う。

③備蓄場所は、既存水道施設等の市内数箇所に分散し管理する。

3) 給水データベースの整備

給水車・給水タンク等給水機材の保有状況等給水に必要なデータを整備する。

2. 下水道施設防災計画

下水道が被災した場合、下水の垂れ流しや道路陥没の発生、また、トイレの使用が不可能となるなど、生命や社会活動に重大な影響が生じる。住民の安全・安心を確保し、地震に強いまちづくりに資するため、処理場、管路施設について耐震化の推進を図るとともに、避難所や基幹病院の排水を受け持つ管渠など、重要な管渠のネットワーク化の整備に努める。

また、内水氾濫等による浸水被害を予防するため、公共下水道雨水整備事業を計画的に推進する。さらに、被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握すると共に老朽施設の更新に努める。

本市の大雨等による被害では、床下浸水や床上浸水等が少なからず記録されている。主には、大雨によるものと台風によるものである。これらは排水施設を整備することによる被害の軽減効果があり、昭和 53 年から昭和 56 年にかけて東条町下水路、大塚下水路及び吉田下水路が完成し、浸水解消に大きく役立っていると共に公共下水道雨水整備事業が完成した地区においても浸水解消に大きく寄与している。また、雨水排水施設と併せて大雨時における美囊川より市街地への逆流を防止するため、水門等の整備を実施している。

参考資料 15 頭首工、水門等調書

3. ガス施設防災計画(大阪ガス(株))

《地震対策》

地震等に対してガス施設の被害を防止するために、耐震性の向上を図ると共に防災システムの強化、防災体制の整備に努める。

(1) ガス施設の耐震性向上

1) 製造設備、ホルダー等

製造設備、ホルダーの建設に当たっては、ガス事業法・消防法・建築基準法の規制に従って、設計を行っている。さらに、動的解析手法を用いて耐震性の検討を実施し、各種法規、基準における地震計に対しても耐震性を有していることを確認している。また、これらの耐震機能を維持するため、点検基準を作り、これに従って、点検整備を実施している。さらに、万一の災害時対策として、ガスホルダーには、緊急遮断弁の設置、防消火設備、保安電力設備の設置等を行っている。

2) ガス導管

ガス導管は、ガス事業法、並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づいて設計、施工している。高圧導管は主として溶接鋼管を使用し、また、中圧導管については、溶接鋼管のほか、耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用している。低圧導管については、新設及び入替時にポリエチレン管、機械的接合のダクタイル鋳鉄管又は鋼管を使用している。震災時に強さが証明されたポリエチレン管をはじめ耐震性に優れたガス管の接続材料等の導入をさらに進める。

(2) 防災システムの強化

1) ガス管の「地震被害予測システム」の運用

地震発生時に、大阪ガス供給管内 241 ヲ所の地震計からの情報や事前に入力しておいた地盤情報等から、ガス管の被害を予測し、供給停止判断や復旧作業の計画等に活用する「地震被害予測システム」を開発・導入している。

2) 地震計の設置

地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断用資料とするために、当社の施設や設備を中心に最新式の地震計を設置している。(停電時用のバッテリーも装備している) 全社で 238 ヲ所に設置した地震計の情報は、無線通信によって、本社の中央指令室と京都の中央指令サブセンターに転送され、速やかで適切な対応に役立てる。

3) 保安用通信設備

本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化されており、本社、製造所、地区導管部(事業本部)、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。無線通信網をより強固なものにするため、通信システムを多重化し、さらにバックアップ設備を設置し、どんな時にも都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロールできるようにしている。

4) 内閣府中央防災無線

当社は指定公共機関に指定されており、本社に内閣府中央防災無線が設置され有線不通時にも各地域の災害対策機関との通信も確保されている。

5) 導管網のブロック化

大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生のおそれがある地域については、ガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、京阪神を 10 ブロックに分割したスーパーブロック（中圧A導管）と、さらに局所的対応を容易にするために、77 箇所に分化したミドルブロック（中圧B導管）、148 箇所のリトルブロック（低圧導管）がある。スーパーブロック、ミドルブロックについては、本社中央指令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。

6) 緊急時のガス供給停止システムを強化

緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムを約 355 箇所、さらに、設定された基準値以上（60 カイン＝震度 6 強以上）の揺れを感知すると自動的に各家庭の都市ガス供給を停止する感震自動遮断システムを約 2,800 箇所に順次設置している。

7) マイコンメーターの設置

大地震発生時に、メーターで自動的にガスを遮断して、お客様設備の安全を確保するマイコンメーターの設置普及率は、ほぼ 100%のお客様さま宅に設置されている。

8) 復旧支援技術の開発と改良

ガス管内に入りこんだ水や土砂等を排出する強力水抜き装置やガス管の破損箇所を発見する管内テレビカメラシステム等、震災時の復旧作業に威力を発揮した技術について、さらに改良・開発を進めている。

9) 代替エネルギーの提供

病院や防災拠点等の社会的に重要な施設に対して、都市ガス供給が復旧するまでの間、代替エネルギーをより早く、計画的にお届けできるよう体制を整えている。

(3) 防災体制の整備

1) 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業行程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握し定期的に見直しを行っている。

2) 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行い、年 1 回全社規模での訓練を実施している。

《風水害対策》

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするように、ガス施設の整備等に努める。

(1) 防災システムの強化

1) 保安用通信設備

本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化されており、本社、製造所、地区導管部（事業本部）、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。無線通信網をより強固なものにするため、通信システムを多重化し、さらにバックアップ設備を設置し、どんな時にも都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロールできるようにしている。

2) 災害応急復旧用無線電話

災害応急復旧用無線電話を、本社を含めて各府県の事業所に設置し、有線不通時にも社内の通信連絡、各地域の災害対策機関との通信を確保している。

3) 内閣府中央防災無線

本社に内閣府中央防災無線が設置され、有線不通時にも各地域の災害対策機関との通信も確保されている。

(2) 防災体制の整備

1) 要員の確保

被害状況に応じて、社員及び協力会社作業員を必要な作業行程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握し、定期的に見直しを行っている。

2) 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について、必要な教育を定期的に行い、年1回全社規模での訓練を実施している。

(3) 巡回点検計画の立案と実施

風水害対策計画として、予め風水害の発生が予想される際に、巡回点検する主要供給路線、橋梁架管及び受水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を定めている。

4. 電力施設防災計画(関西電力送配電(株))

《地震対策》

関西電力株式会社は、次の内容により電力施設の整備等を推進することとする。

(1) 施設の保全及び耐震性の確保

1) 変電設備

- ① 主要機器の効果的な耐震構造化
- ② 構造物の耐震設計の採用

2) 送配電設備

- ① 地中設備に係わる不等沈下発生箇所の改修の実施
- ② 橋梁並びに建物取付部における耐震性管材料及び構造の採用
- ③ 鉄塔の巡視・点検の実施
- ④ 配電設備の地中化に関する総合的な都市整備と協調した計画的な整備の実施

(2) 電力の安定供給

1) 通信設備の確保

- ① 主要通信系統の2ルート化
- ② 健全回線への切り替えによる応急連絡回線の確保
- ③ 通信用電源の確保
- ④ 移動無線応援体制の整備
- ⑤ 近畿地方非常通信協議会加入による地方各機関との相互協力

2) 電気施設予防点検

電気設備に関する技術基準の定めるところに適合するように、定期的に当社工作物の巡視、点検(災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視)及び自家用電気工作物を除く一般お客さまの電気工作物の調査を行うこととする。

3) 気象台との連携

地震発生に関する情報について、気象台等との連携を密にし、的確な情報収集及び伝達に努めることとする。

(3) 公衆災害、二次災害の防止

1) 電気工作物の適正管理を推進するため、以下の対策を実施することとする。

- ① 樹木接触、看板接触等による漏電防止の措置
- ② 引込巡視、定期絶縁検査の計画実施
- ③ 不良電気設備(お客さま)の改修促進

2) 災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平常時から以下の対策を実施し、お客さまの防災意識の向上に取り組むこととする。

- ① テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びパンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気

保安上の注意点について、電気事故予防PR活動の実施

② 自家用、特別高圧受給のお客さまとの連絡協調体制の確立、保安上の注意喚起の実施

(4) 資機材の確保・整備

1) 本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、地理的条件を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保することとする。

2) 資機材の輸送

本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、輸送力確保のため、運送業者、航空業者その他と協調して輸送力確保に万全を期することとする。

3) 資機材の広域運営

災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするために、災害対策用資機材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整える。

(5) 防災訓練、防災教育の実施

1) 訓練の種類

① 情報連絡訓練

② 被害復旧訓練

2) 訓練の方法

① 各級機関における総合又は部門別訓練

② 自治体等防災訓練への参加

3) 従業員の防災教育

関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催及び社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めると共に、防災意識の高揚に努めることとする。

《風水害対策》

(1) 施設の保全

1) 台風、洪水、集中豪雨、高潮対策

① 変電設備

洪水高潮対策予知地点における重点的な設備防護装置の実施

② 送電設備

台風等を考慮した支持物設計の実施

③ 配電設備

電気設備に関する技術基準等による風水害対策の実施

2) 雷害対策

① 変電設備

耐雷遮へい、避雷針の重点配備、適正更新実施及び系統保護継電装置の適正更新実施

② 送電設備

雷を考慮した設備設計の実施

③ 配電設備

襲雷頻度の高い地域における避雷器等の避雷装置の取付の実施

3) 塩害設備

① 変電設備

沿岸施設の恒久的耐塩設計の実施及び定期的汚損測定、水洗、シリコン塗布による応急的措置の実施

② 送電設備

塩害を考慮した設備設計の実施及び碍子洗浄の定期的実施

③ 配電設備

耐塩用碍子、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等の取付の実施

4) 雪害対策

① 送電設備

雪を考慮した設備設計の実施

② 配電設備

難着雪電線の使用、保護網設備の取付等の実施

(2) 電力の安定供給

1) 通信設備の確保

① 主要通信系統の2ルート化

② 健全回線への切り替えによる応急連絡回線の確保

③ 通信用電源の確保

④ 移動無線応援体制の整備

⑤ 近畿地方非常通信協議会加入による地方各機関との相互協力

2) 電気施設予防点検

電気設備に関する技術基準の定めるところに適合するように、定期的に当社工作物の巡視、点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用電気工作物を除く一般お客さまの電気工作物の調査を行うこととする。

3) 気象台との連携

災害発生の予知について、気象台等との連携を密にするほか、次の手段によりの確な情報の入手に努めることとする。

- ① 気象用レーダーによる気象情報の把握
- ② ロボット雨量計による雨量情報の把握

(3) 公衆災害、二次災害の防止

1) 電気工作物の適正管理を推進するため、以下の対策を実施することとする。

- ① 樹木接触、看板接触等による漏電防止の措置
- ② 引込巡視、定期絶縁検査の計画実施
- ③ 不良電気設備（お客さま）の改修促進

2) 災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平常時から以下の対策を実施し、お客さまの防災意識の向上に取り組むこととする。

- ① テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びパンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点について、電気事故予防PR活動の実施
- ② 自家用、特別高圧受給のお客さまとの連絡協調体制の確立、保安上の注意喚起の実施

(4) 資機材の確保・整備

1) 本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、地理的条件を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保することとする。

2) 資機材の輸送

本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、輸送力確保のため、運送業者、航空業者その他と協調して輸送力確保に万全を期することとする。

3) 資機材の広域運営

災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするために、災害対策用資機材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整える。

(5) 防災訓練、防災教育の実施

1) 訓練の種類

- ① 情報連絡訓練
- ② 被害復旧訓練

2) 訓練の方法

- ① 各機関における総合又は部門別訓練
- ② 自治体等防災訓練への参加

3) 従業員の防災教育

関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催及び社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めると共に、防災意識の高揚に努めることとする。

5. 通信施設防災計画（N T T 西日本(株)）

《地震対策》

災害対策基本法により会社がとるべき耐震、耐火等防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

(1) 通信施設の強化

1) 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準に満足するよう設計している。また、診断及び補強を実施している。

2) 所内設備

① 機械設備

建物に設備している交換機伝送装置等は、振動による倒壊、損傷を防止するため、ハリ、壁及び床等に支持金物でボルト固定を実施するとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないよう固定し、耐震補強を実施している。

② 電力設備

電力設備は、受電装置、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から構成されている。

これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じている。さらに、発電装置系の始効用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置耐震設計を実施している。

3) 所外設備

架空ケーブルが家屋倒壊や火災による損傷を受けたのに対し、地下ケーブルはそれらを免れ、数倍以上の信頼性の高さが確認できたため、都市部の需要の多いところから計画的に地中化を推進する。

(2) 災害対策用資機材

1) 通信途絶防止用無線網の整備

次のものを整備する。

①可搬型無線機（T Z－403）、可搬型デジタル無線方式（11 P－150M）

2) 災害対策用機器の整備・充実

次のものを整備する。

① 応急復旧ケーブル

② 非常用可搬形デジタル交換装置、汎用多重化装置衛星車載局、ポータブル衛星通信システム

③ 移動電源車、可搬型発動発電機

④ 排水ポンプ

(3) 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施すると共に、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

(4) 訓練の内容

1) 演習の種類

- ① 災害対策情報伝達演習
- ② 災害復旧演習
- ③ 大規模地震を想定した復旧対策演習

2) 演習方法

- ① 広域規模における復旧シミュレーション
- ② 事業所単位でも、かけつけ・情報伝達演習
- ③ 防災機関における防災総合訓練への参加

《風水害対策》

災害対策基本法により会社がとるべき耐水、耐風、耐火等防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

(1) 通信施設の強化

1) 建物設備

建物は、耐火構造とするほか周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。

2) 電力設備

① 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置

② 電力用各種装置の災害対策の整備充実

3) 通信設備

① とう道（共同溝を含む）網の拡充

② 通信ケーブルの地中化を推進

③ 地下埋設物等、注意標識板の整備・拡充

④ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者伝送路の２ルート化を推進

⑤ 主要な伝送路の多ルート構成、或いはループ化

⑥ 中継交換機及びＩＰ網設備の分散設置

(2) 災害対策用資機材

1) 通信途絶防止用無線網の整備

次のものを整備する。

① 可搬型無線機（ＴＺ－403）、可搬型デジタル無線方式（11P－150M）

2) 災害対策用機器の整備・充実

次のものを整備する。

① 応急復旧ケーブル

② 非常用可搬形デジタル交換装置、汎用多重化装置衛星車載局、ポータブル衛星通信システム

③ 移動電源車、可搬型発動発電機

④ 排水ポンプ

(3) 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施すると共に、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

(4) 訓練の内容

1) 演習の種類

① 災害対策情報伝達演習

② 災害復旧演習

2) 演習方法

- ① 広域規模における復旧シミュレーション
- ② 事業所単位でも、かけつけ・情報伝達演習
- ③ 防災機関における防災総合訓練への参加

1-6 交通関係施設の整備

1. 道路防災計画

災害時において、道路の維持は、救援救助活動のため必要である。したがって、道路の交通量の多少に関わらず、道路舗装の普及、側溝の整備、並びに公共下水道事業に伴う側溝の改良等について、さらに整備を進める。

道路について特に留意しなければならない点は災害時に道路が、

- (1) 避難及び救助作業のために関係者が安全に通行し、また、十分活動できること。
- (2) 救助車両が支障なく安全に通行できること。
- (3) 浸水、溢水の場合、路面の流水を早急に排水できること等が必要である。

これらの要求を満たすためには、道路の交通量の多少にかかわらず、

- 1) 道路舗装の普及
- 2) 側溝の整備並びに改良等について、さらに進める。

参考資料 16 道路の状況

参考資料 17 橋梁の状況

2. 空からのアクセス対策計画

阪神・淡路大震災を教訓に災害時の空からのアクセスを整備する。

(1) 臨時ヘリポートの開設

1) 開設の目的

- ① 被害状況調査
- ② 被災者の救出、搬送
- ③ 火災消火活動
- ④ 救援物資の供給

2) 開設の時期

- ① 道路、橋梁が損壊し、陸上交通に支障が生じたとき
- ② 陸上交通の渋滞の発生により、消防活動に支障が生じた時
- ③ 集団災害事故のため、救急患者の市外転送が生じた時
- ④ 救急医療品の空中搬送の必要が生じたとき

3) 県への開設通知

臨時ヘリポートの開設通知は、被害状況を把握し、開設に必要な措置を完了した時に直ちに県に報告する。

4) ヘリポート開設地

- ① 緑が丘スポーツ公園
- ② 三木山総合公園（野球場）
- ③ 三木グリーンパーク（グラウンド）
- ④ ともえ運動公園

⑤ 山陽道上り三木サービスエリア ※

⑥ NESTA RESORT KOBE（グリーンピア三木から変更のため、詳細細部調整必要）

⑦ 県立吉川高等学校第二グラウンド

⑧ 吉川総合公園（多目的グラウンド）

⑨ 兵庫県消防学校（兵庫県広域防災センター） ※

※山陽上り三木サービスエリアと兵庫県消防学校（兵庫県広域防災センター）の2箇所については、常設のヘリポートとして整備されている。

(2) 災害時物資配送拠点の確保

物資配送拠点の確保が必要であると認めた時は、臨時ヘリポート開設地周辺に拠点を定め、施設の管理者に要請するものとする。

(3) 拠点管理要員の配置

配送拠点を開設、管理するため職員を配置する。

3. 鉄道施設防災計画

災害を予防するため、神戸電鉄株式会社において、概ね次の各号の事項について計画実施する。

- (1) 橋梁の維持補修及び改良強化
- (2) 排水施設の維持補修並びに改良強化
- (3) 法面、土留施設の維持補修及び改良強化
- (4) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (5) その他防災上必要な設備改良
- (6) 緊急事態対策規定及び防災体制要綱の整備

1-7 危険物等に関する防災

危険物災害は、大型の貯蔵タンク及び施設の被害によって、その影響が広範囲にわたる。また、学校や研究施設における少量の危険物、毒・劇物や薬品についても、転倒・落下により火災発生等の危険がある。

危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物取扱事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

(1) 危険物取扱事業所等

- 1) 事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防ぐための自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。
- 2) 事業所等は、相互に連絡調整して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う協力体制を確立する。
- 3) 事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火帯等の設置を検討する。

(2) 各施設の予防対策

1) 石油類等危険物

- ① 発火源の除去、油類の流出及び拡散防止策、自衛消防隊による応急措置を実施すると共に、消防・警察関係機関等へ直ちに通報する。
- ② 貯蔵容器が危険な状態になった時は、直ちに貯蔵容器等は安全な場所に搬出移動する。
- ③ 上記措置の必要性を認めた時、又は上記措置を講ずることができない時は、従業員及び付近の市民に対して退避・避難を警告する。
- ④ 現場に到着した消防隊に対して、誘導員が必要な情報等の提供を行い、円滑な消防活動が行えるよう配慮する。

2) 高圧ガス

- ① 作業中の場合は作業を中止し、必要に応じて施設内のガスを安全な場所に搬出移動し、又は安全放出し、当該作業に必要な作業員を除く他の従業員等は退避させる等の安全措置を講ずると共に、消防・警察関係機関等へ直ちに通報する。
- ② 上記措置の必要性を認めた時、又は上記措置を講ずることができない時は、従業員及び付近の市民に対して退避・避難を警告する。
- ③ 貯蔵容器等を安全な場所に搬出移動する必要性を認めた時、又は上記措置を講ずることができない時は、従業員及び付近の市民に対して退避・避難を警告する。
- ④ 現場に到着した消防隊に対して、誘導員が必要な情報等の提供を行い、円滑な消防活動が行えるよう配慮する。

3) 毒物・劇物（※毒物及び劇物取締法に規定されるものを対象とする）

- ① 発生源の除去、毒物・劇物の安全な場所への搬出移動、漏出防止及び防毒措置等の安全措置を講ずると共に、消防・警察関係機関等へ直ちに通報する。
- ② 上記措置の必要性を認めた時、又は上記措置を講ずることができない時は、従業員及び付近の市民に対して退避・避難を警告する。

-
- ③ 現場に到着した消防隊に対して、誘導員が必要な情報等の提供を行い、円滑な消防活動が行えるよう配慮する。

4) 火薬類

- ① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に搬出移動させる余裕のある場合は、速やかに実施させ、見張り人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- ② 道路が危険であるか又は搬出移動の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等に沈める等安全な措置を講ずる。
- ③ 搬出移動の余裕がない場合は、火薬庫にあつては入口等を目張り等で完全に密閉し、可燃材の部分には延焼防止措置を講じ、爆発により危害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置を取り、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講ずる。
- ④ その他、法令に定める措置を講ずると共に、消防・警察関係機関等へ直ちに通報する。
- ⑤ 現場に到着した消防隊に対して、誘導員が必要な情報等の提供を行い、円滑な消防活動が行えるよう配慮する。

5) 放射線使用施設

- ① 放射線同位元素の安全な場所への搬出移動、放射線障害発生の防止措置及び汚染区域の設定を行うと共に、消防・警察関係機関等へ直ちに通報する。
- ② 上記措置の必要性を認めた時、又は上記措置を講ずることができない時は、従業員及び付近の市民に対して退避・避難を警告する。

(3) 防災関係機関

- 1) 危険物火災に対する消火は、危険物の種類・性状に適した消火薬剤等を使用して、消火による爆発・延焼拡大の防止に努める。
- 2) 危険物の流出が予想される場合には、土のう等によって危険物の流出・拡散防止の対策を講じる。
- 3) 危険物災害が発生・予想され被害が拡大するおそれがある場合は、人命保護を優先させ、広報活動、避難誘導を図り警戒区域を設定して被害の軽減に努める。
- 4) 危険物被害が発生した場合、救急隊、及び救助隊により人命救助を優先し、人的被害の発生を防止する。

第2節 災害応急活動への備えの充実

2-1 情報収集・連絡活動

1. 情報の収集・連絡体制の整備

大災害が発生した場合にも機能しうる伝達体制を確保するため、通信網の整備、耐震性、多ルート化等のハード面の整備はもとより、これらの設備を日常業務で運用して、通信業務に慣れる等のソフト面の充実を図り、災害に強い情報通信ネットワークの構築に努める。

(1) 各部の情報収集・連絡体制

- 1) 各部は、「第3章第1節1-1 災害情報の収集・連絡」に定める情報収集・連絡を迅速且つ確実に実施するために、事前に各職員の役割、手順及び使用する通信手段等を明確に定め、活動マニュアルを作成する。その際、夜間、休日等の場合においても対応できる体制の整備を図る。
- 2) マニュアルは、常に見直しを行い、実効性を高める。

(2) 多様な情報収集連絡体制の整備

インターネット、市関連機関のネットワーク等を整備し、報道機関、市民等からの多様な災害関連情報等の収集連絡体制を確立する。必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、必要に応じて新総合防災情報システム（S O B O - W E B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。

また、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・活用

- 1) 各部は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図る。
- 2) 職員は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等、防災関連情報の収集、蓄積に努める。

(2) 情報分析支援システムの整備

- 1) 総合的な防災関連情報を網羅したグリッド地図を事前に作成すること等により、災害時の情報分析活動の基礎資料とするほか、災害対策を支援する地理情報システムの構築についても検討する。
- 2) 災害関連の情報収集・処理・伝達機能の中核となる災害情報に関するセンター機能の充実を検討する。

3. 通信手段の確保

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、通信路の多ルート化等による防災対策の推進、並びに災害時の通信情報システムの研究開発の推進等を図る。

(1) 兵庫衛星通信ネットワークの活用

- 1) 平成5年度に通信衛星を利用した防災無線ネットワークとして、県本庁、地方機関、県内市町、各消防本部等を接続した「兵庫衛星通信ネットワーク」の運用を開始した。このネットワークは、衛星回線を通じて、電話・FAX・データ通信・映像伝送等が可能であり、防災情報の迅速で確実な伝達を行うものである。
- 2) 本市においては、危機管理課執務室、消防本部に端末局を設置しており、県および県内各市町などとの連絡において活用する。

(2) 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステムの活用

平成8年度に県は、県本庁、地方機関、県内市町、各消防本部等を接続した「兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）」の運用を開始した。このシステムは次の機能を有しており、迅速・的確な応急対策を図ることができる。

本市においては、危機管理課執務室、消防本部に端末局を設置している。

1) 主な機能

- ① 即時被害予測システムの導入
- ② ヘリコプターテレビ画像の導入
- ③ 固定監視カメラ画像の導入
- ④ 災害情報提供システム

2) 概要

次のシステム等により構成される。

- ① 情報収集システム
- ② 即時被害予測システム
- ③ 危機管理システム
- ④ 災害情報システム
- ⑤ 地図情報システム
- ⑥ 映像情報システム
- ⑦ 広報システム
- ⑧ ネットワークシステム
- ⑨ バックアップセンター

(3) 三木市情報ネットワークシステムの活用

本庁、吉川支所、消防本部、上下水道部、公民館、学校その他の公共施設の間を LAN 等で接続したネットワークを活用し、迅速かつ的確な災害応急に対応する。

(4) 防災行政無線の整備

災害時における地域の情報収集・連絡体制の強化のため、移動系及び同報系無線整備の充実を図る。

また、災害情報等を迅速に伝達するためのシステム（全国瞬時警報システム（J-ALERT）等）を構築している。

(5) 多様な通信手段の整備

前項までのほか、次の通信手段等について整備することにより多様化を図る。

1) 無線通信施設

災害時における地域の情報収集・連絡体制の強化のため、地域防災無線等の無線通信及び携帯電話の充実を図る。

2) 施設の停電・浸水対策、維持管理

施設管理者は、通信施設の停電対策として非常電源装置等の整備、その他浸水対策を講じると共に、平常時の適切な維持管理に努める。また、非常電話に指定されている電話機については、災害時に発信機能が維持できるように、番号を外部に公表しないよう留意する。

3) 要配慮者への情報伝達

災害時に迅速・的確に要配慮者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段（被災障がい者に対するFAX、インターネット、携帯電話のメール、文字放送、聴覚障がい者に対する防災行政無線、広報車等）の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障がい者団体のネットワーク等を活用し、情報伝達ルートの確保に努める。

4) 放送事業者等との連携強化

コミュニティFMやLアラート（NHK神戸、サンテレビ）、CATV等地域メディアとの間で情報伝達等に関する協定を締結する等、連携強化に努める。

(6) 職員に対する通信施設の使用方法の習熟等

災害発生後直ちに通信機能が有効に活用できるよう、平常時から通信施設の使用方法等について、担当職員に習熟させる。

1) 各施設の管理者を明確にし、管理者は初動体制等に留意して担当者を複数定める。

2) 各管理者及び担当者は、日常の点検、試験及び通信訓練等を通じて習熟する。

3) 各通信系統の通信方法、通話試験方法、点検の実施方法等をマニュアル化する。

2-2 災害応急活動体制

1. 職員の体制

過去の災害教訓を踏まえ、勤務時間外に災害が発生した場合の職員の非常参集・初動体制の整備を図る。
また、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。

(1) 各職員

1) 職員は、地震の震度と配備体制の関係、自己に課せられた参集基準及び任務を十分習熟しておかなければならない。

また、職員は、気象情報等（注意報、警報等）及び周囲の状況と配備体制の関係、自己に課せられた参集基準及び任務を十分習熟しておかなければならない。

2) 職員は、地震による被害のために参集が妨げられないよう、自宅建物の耐震性向上、家族との連絡方法の確立等、必要な対策を講じる。

3) 職員は、携帯用ラジオ、懐中電灯等必要な携帯品を事前に準備する。

4) 職員は、公共交通機関の途絶時にも可能な限り迅速に参集できるよう、單車、自転車、徒歩等により参集するための経路を平常時から検討し、訓練時等に確認しておく。

(2) 緊急本部員

「第3部第2節2-1、1. 緊急本部員制度」に示す緊急本部員は、必要な判断及び指揮を行うために、平常時から本計画の全般に関して習熟するように努める。

(3) 災害対策本部直轄班員

1) 緊急対策時の応急活動指定要員は、初動体制時における参集場所、業務内容等に十分習熟しておかなければならない。

2) 応急活動指定要員が、災害により被害を受ける場合もあるので、代替要員の確保についても体制を整備する。

(4) 各部

1) 各部は、災害発生直後、又は発生するおそれのある時に必要な活動を事前に検討し、初動体制で活動を開始するためのマニュアルを作成する。これを各部で常に掲示する等職員に周知を図る。

また、訓練時にはこれを用いて活動し、常に必要な見直しを実施する。

2) 各部は、勤務時間外における、部内の連絡網を整備する。

2. 他市町及び防災関係機関との連携

大規模な災害発生時には、防災関係機関相互の連携が極めて重要であり、応急活動及び復旧活動に関して、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

(1) 防災関係機関との連携

企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

各部は、防災会議、その他の連絡会議、訓練等を通じて、平常時から防災関係機関と良好な関係づくりに留意する。

(2) 広域的な応援体制

- 1) これまでに締結している相互応援協定に基づく訓練の実施等により、協定の実効性をさらに高めていく。
- 2) 近隣市町間のみならず、広域的な市町間との相互応援体制の確立、また、県単位での相互応援体制の整備の要請を進めていく。
- 3) 指定公共機関、防災関係民間団体等と、日常の業務、連絡会議、訓練等を通じて、平常時から良好な関係づくりに留意する。また、順次、災害時の協力協定等を締結していく。
- 4) 応援を受ける場合に備えて、必要な宿泊場所、執務場所、駐車場等の確保について、事前に計画を作成する。また、必要な事務手続き等をスムーズに行えるよう、事前に要請・受入れ・調整の窓口を定め、必要な活動マニュアルを作成する。

(3) 自衛隊との連携

- 1) 平常時から自衛隊との間で情報交換等を行うとともに気象警報などが発令された場合には、スムーズな連絡体制を確立し情報を共有する。
- 2) 自衛隊の派遣要請を想定した訓練を実施する。

3. 防災中枢機能等の確保、充実

市の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

(1) 防災中枢拠点の拡充

- 1) 市の防災中枢拠点である市役所及び消防本部・消防署の充実により、中枢拠点機能の拡充を図る。
- 2) 市役所及び消防本部・消防署へのライフラインは、大規模災害に対して対応力のあるシステムを構築する。

(2) 地域防災拠点の整備

- 1) 小学校区を基本とした各防災生活圏において、圏内の中心となる地域防災拠点を各公民館、小学校に整備する。
- 2) 地域防災拠点は、災害直後一定期間の備蓄倉庫、消防水利、情報通信システム、地下水を利用した給水施設、雨水等の貯水施設、非常電源設備、暖房設備等の整備を図る。
- 3) 地域防災拠点周辺の不燃化促進と安全性の向上を図る。
- 4) 浸水に備え、電気室は高所に設置するとともに、施設被災時の通信手段の喪失に備え、衛星携帯電話の装備や近隣の他施設の利用等もあらかじめ検討する。

(3) 地区防災拠点の整備

- 1) 災害の一時的な避難場所としての機能に加え、市民による防災活動を支援するため、各防災生活圏

内の地区集会所、公園等に耐震性防火水槽を整備する。

2) 初期消火用資機材、救助救出等の資機材を備えた防災倉庫を整備する。

(4) 救急医療機関等の整備

救急医療を行う医療機関等災害応急対策に係わる機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図る。

4. コミュニティ施設の充実

災害発生時の助け合いや協力の基盤となる「地域住民が連携・協働する地域社会」の形成を一層促進していくために、コミュニティ活動の基盤となる施設の充実を図る。

(1) 地区集会所の整備

- 1) 地区集会所は地区防災拠点兼ねるものとし、厨房設備、情報通信機能を整備する。
- 2) 地区集会所が整備されていない地区においては、順次整備を図ると共に、施設の老朽化が進んでいる地区集会所の改善を図る。

(2) 教育施設の整備

公民館、学校及びその他教育施設については、避難施設等として地域の防災活動の拠点となるため、防災機能の拡充を図ると共に市民が利用しやすいよう地域に開かれた公民館・学校づくりにむけ計画的に整備する。

5. 防災倉庫の整備

市が保有する災害対策に必要な資機材並びにこれらを保管する施設を充実整備し、また、災害発生時に有効適切に資機材を使用できるよう必要な点検を行う。加えて、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討するものとする。

6. 災害時における帰宅困難者への対応

災害時において自宅への帰宅が困難な人に対して、「水道水」、「トイレ」、地図等による道路情報、ラジオ等で知りえた通行可能な道路に関する「情報等の提供」の支援を行うことが可能な店舗を、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、広く住民へ協力店舗の周知を図る。

2-3 消防及び医療活動

1. 消防活動

《地震対策》

阪神・淡路大震災にみられるように、木造家屋の比率の多い地域では、家屋倒壊にとどまらず、同時多発的に火災が発生、延焼するおそれがある。そのため、地震時の出火防止・初期消火を基本とした火災の予防対策を定める。

(1) 出火の防止体制の強化

地震の発生時の出火防止のため、平常時から出火防止に向けた指導に努める。

1) 住民の火気取扱いに係わる防火意識の向上

講習会、広報等を利用した住民に対する出火防止のための防災教育を実施する。

2) 発生後初期段階の緊急広報

出火防止に係わる緊急点検を実施させるため、FMみつきいへの放送依頼や広報車による出火防止の広報等を実施する。

3) 火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理

耐震自動消火装置付きストーブや都市ガス対震自動遮断装置（マイコンメータ）の普及、LPガスボンベの転倒防止策の実施促進、電気・ガスストーブの周囲にある可燃物除去等を励行する。

4) 危険物施設等の安全化

地域内の危険物施設等の把握、危険物等の安全取扱いと適正管理についての事業所関係者に対する教育及び指導、防災資機材の整備の促進、立ち入り検査の実施等による出火及び流出防止対策を実施する。

5) 自家用電気設備の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等電気設備に対する点検、整備及び耐震不燃化対策を励行する。

6) 化学薬品、火薬類の安全化

化学薬品、火薬類の取扱施設の把握、学校、病院、研究所等関係団体に対する保管時の転倒防止装置及び適正配置の指導、保管施設の耐震不燃化の促進等を実施する。

7) 中高層建築物、スーパーマーケット及び多量の火気を使用する特殊建築物等の安全化

立入検査の重点実施に努めると共に、火気使用設備・器具の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置及び発災時における従業員の対応要領について指導する。

8) 防火セイフティマーク表示の指導

法令で義務化された一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対する防火対象物定期点検報告制度の遵守の指導及び点検基準に適合している対象物についての防火セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。また、上記の建物で、消防用設備の未設置等防火安全上の消防法令違反に対して是正を促進する。

(2) 初期消火の体制強化

自主防災組織及び自衛消防組織による初期消火活動の充実のため、指導を推進する。

- 1) 住宅用消火器具及び住宅用火災警報器の設置推進
- 2) 消防用設備の耐震化
- 3) 住民及び事業所の火災警戒及び初期消火体制の充実強化

(3) 火災の拡大防止対策

1) 消防活動計画の整備

平常時における消防職員・車両の適切な配置計画、資機材の充実はもちろんのこと、大規模地震時における同時多発火災に備え、消火、救助・救急活動、広域応援活動、消防活動に従事する職員及び団員の安全確保等の消防活動計画を作成する。

2) 救急救命士及び兼任救助隊員の設置による体制の充実を図る。

3) 消防水利の整備

大地震時の水道施設の被災に対して、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用など、計画的な消防水利の整備・確保を進める。

4) 消防団等との連携

消防団、自衛消防隊の教育訓練、防災資機材の整備等に努めながら、消防団等との連携体制を確立する。また、消防団の機動力増強のため女性や若者の参加を促進する。

5) 広域的な応援体制の整備

広域消防応援の訓練を実施し、迅速な応援体制を確立する。

(4) 火災予防指導

防火対象物の権原者に防火管理者を選任させ、自主防火管理及び自衛消防組織の強化と徹底を図り、民間防火団体を通じて防火知識の普及と技能の習熟を図るため、次のとおり防火指導を行う。

1) 自主防火管理体制の強化推進

学校、工場、病院等多数の人が出入りし、また、勤務、居住する防火対象物の自主防火管理の強化を図るため次の指導を行う。

- ① 消防設備等の点検整備
- ② 消防計画の策定指導
- ③ 消防訓練の実施
- ④ 自衛消防組織の樹立
- ⑤ 従事者に対する防火教育

2) 火災予防の普及啓発

火災のない明るいまちづくり運動の推進を図るため、防火思想の普及啓発を次のとおり行う。

- ① 防火意識の高揚「毎月１日は防火の日」
- ② 住宅防火対策の推進「毎月１０日は住宅用火災警報器推進デー」
- ③ 三木防火協会事業の推進協力
- ④ 防火管理者の講習

-
- ⑤ 危険物施設関係者の保安講習会
 - ⑥ 燃料店、少量危険物施設責任者の防火指導
 - ⑦ 春、秋の火災予防運動
 - ⑧ 防火教室の開催
 - ⑨ 広報みき、広報紙の活用
 - ⑩ 三木防火協会会報、防火「みき」事業所版の発行
 - ⑪ FMみっきいの活用
 - ⑫ 年末年始特別警戒
 - ⑬ インターネットによる火災予防広報
 - ⑭ 住宅用火災警報器設置の推進

3) 危険物の規制と保安教育

危険物は、災害発生の危険性が高いこと、災害発生による被害が甚大なことから、特に重視して次の指導を行う。

- ① 施設の位置・構造及び設備の維持管理に関する指導
- ② 危険物の貯蔵・取扱いについての指導
- ③ 運搬・積載方法等についての指導
- ④ 危険物取扱者に対する防火思想の普及啓発、保安教育

4) 人命危険対象物

法令で義務化された一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、防火セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。

また、上記の建物における、消防用設備の未設置等防火安全上の消防法令違反に対しての是正を促進する。

《風水害対策》

火災の発生を未然に防止し、消防体制の充実を図ると共に、予防行政を推進するために以下の計画を推進する。

(1) 消防力等の整備

消防力等の現状を把握し、消防力の整備指針、消防水利の基準等に基づき、市街地形態や都市規模の拡大に対応するため、次のとおり整備強化する。

- 1) 不燃化の強化
- 2) 停電対策として商用電源以外に単位装置毎の無停電電源装置や発動発電機の設置
- 3) 有線、無線通信系統の予備ルート方式、非常時ライン切断に備え、単独運用可能施設を連結
- 4) 消防市波に加え県波及び全国共通波との連携、救急複信波の整備

(2) 消防団組織の育成強化

災害時には、消防本部と一体となって活動する消防団であるが、風水害等災害の同時多発、交通障害

や通信不通等により消防活動の制約を受けることが予想される場合に備えて、地域に密着した消防団組織が有効に機能するよう、その育成強化に努める。

1) 消防力の強化

- ① 防災拠点としての機能を有する消防団器具庫を整備する。
- ② 消防団の機動力増強のための消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ付軽四輪積載車、小型動力ポンプ等を整備する。
- ③ 消防団の機動力増強のため女性や若者の参加を促進する。

2) 団員の育成

消防団員として災害現場で任務を遂行するために必要な基礎的な知識・技能の修得及びいかなる状況の変化にも対応できる状況認識力を養う総合的な教養訓練を行う。

参考資料 18	消防署、消防分署及び消防ポンプ自動車等の整備計画
参考資料 19	設備（消防力）及び整備計画
参考資料 20	特殊車両等の整備計画
参考資料 21	消防水利の整備計画
参考資料 22	水利状況
参考資料 23	救急用車両及び機器一覧表
参考資料 24	危険物貯蔵所等設置状況
参考資料 25	高圧ガス製造所設置状況
参考資料 26	通信機器・設備の整備計画

2. 医療活動

(1) 初期医療体制の整備

北播磨総合医療センター及び三木市医師会等と平常時から連絡を密にし、防災訓練等を通じて、その活動の習熟を進め、初期医療体制の充実を図る。

また、県広域防災センターのがれき救助訓練施設を活用し、レスキューや医療チームの育成を図ることを検討する。

(2) 市内拠点病院

- 1) 市内拠点病院となる医療機関（後方医療施設）は、災害時においても医療機能が維持できるよう、建物の安全性を向上させると共に、ライフラインの多重化等を推進する。
- 2) 市内拠点病院となる医療機関（後方医療施設）と地域防災拠点等との情報通信システムによるネットワーク化を図る。
- 3) 災害発生時において、医師、看護師等のスタッフが迅速に参集し、夜間、休日等においても必要な人員が確保できる体制を整備する。
- 4) トリアージを的確に実施するために研修等を行う。
- 5) 市内及び県災害拠点病院との広域相互応援計画に基づき、訓練を実施し、医療ネットワークを確立する。

6) 救急搬送用ヘリコプターの利用について習熟を図る。

(3) 応急救護所

- 1) 平常時から加東健康福祉事務所及び医師会等と連絡を密にし、災害発生後速やかに応急救護所が開設されるように努める。
- 2) 応急救護所の設置予定場所を事前に市民に周知する。
- 3) 応急救護所で必要な薬品及び資機材を備蓄する。

(4) 医師会の体制整備

医師会の救護隊編成表は、資料編のとおりである。

(5) 医療ボランティアの体制整備

医療ボランティアの受入れ応援の体制を整備する。

(6) 応急医薬品等の確保

応急救護所で使用する薬品、資機材を市内拠点病院及び応急救護所の設置を予定している各施設で保管・管理すると共に、医薬品、医療用資機材調達のため、関係業界との協定締結を進める。

○市内拠点病院（後方医療施設）、県災害拠点病院一覧

後方医療施設	北播磨総合医療センター	小野市市場町 926-250	88-8800
	服部病院	大塚 218-3	82-2550
	ときわ病院	志染町広野 5-271	85-2304
	三木山陽病院	志染町吉田 1213-1	85-3061
	吉川病院	吉川町稲田 1-2	72-0063
県災害拠点病院	西脇市立西脇病院	西脇市下戸田 652-1	0795-22-0111

2-4 緊急輸送活動

1. 交通の確保

(1) 緊急輸送路指定予定路線

- 1) 県は、災害発生後、消火、救急、救助及び医療活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、広域の緊急輸送路ネットワークを設定し、予め緊急輸送路を定める。
- 2) 市は、関係機関と協議して、市内の緊急輸送路指定予定路線を定める。
- 3) 市は、「道の駅みき」を混乱時の車両等の一時待避所として位置付け、関係機関と協議を行い、必要な情報連絡体制や誘導体制の整備に努める。
- 4) 市は、市民に災害時の車両使用の自粛、緊急輸送路線指定予定路線、車両等の一時待避所等に関して広報し、周知徹底する。

(2) 災害時の道路交通規制

- 1) 道路管理者は、信号機情報板等の道路交通関連施設について、耐震性の確保を図ると共に災害時の道路交通管理体制を整備する。
- 2) 道路管理者及び三木警察署は、災害時の交通規制実施の手順についてマニュアルを作成する。

(3) 道路啓開

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、緊急車両の通行の確保、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(4) 維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努めることとする。

2. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送計画

- 1) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、予め、運送事業者等と協定を締結する等体制の整備に努める。
- 2) 災害の発生直後における、所有車両の配備計画を作成する。

(2) ヘリコプターの利用

1) ヘリコプター臨時離着陸の指定

施設の管理者と連携をとりつつ、予め、ヘリコプター臨時離着陸場の候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する。

2) ヘリコプター臨時離着陸場の整備

災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び市民等に対する周知徹底を図る。また、災害時の利用について予め協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じて、当該

地に備蓄するよう努める。

(3) 無人航空機等の利用

救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機やバイク等地域の実情に応じた輸送手段の確保に努める。

(4) 広域輸送拠点

本市では、災害時の物資等の広域輸送を行う拠点を三木総合防災公園、三木山森林公園と NESTA RESORT KOBE、三木市吉川総合公園とする。

(5) 緊急通行車両等の事前届出

緊急通行車両等の事前届出制度の概要は次のとおりである。

届 出 先	兵庫県警察本部交通部交通規制課	交通管制センター
往 所	神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号	

2-5 避難収容活動

1. 避難誘導対策

(1) 避難計画

地震や風水害に伴い発生する家屋倒壊、浸水や土砂崩れ、大規模火災等に対する避難計画を作成する。

また、避難指示等について迅速・的確な判断をするため、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を事前に明確にした避難情報発令の判断・伝達マニュアルを作成する。

なお、「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」には、避難指示等の伝達に当たり必要となる例文を作成する等住民に分かりやすく情報伝達できるよう配慮する。

(2) 指定緊急避難場所等に関する災害対策基本法の改正

災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）により、洪水災害、土砂災害、地震災害等の災害の種類ごとに災害の危険の及ばない場所又は施設を「指定緊急避難場所」として指定すること、また、被災者が一定期間滞在するための最低限の生活環境を満たす学校や公民館等の公共施設を「指定避難所」として指定することとされた。なお、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」とは、相互に兼ねることができるものとされた。

(3) 「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の指定基準

「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の指定基準を、次の通りとする。

1) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所であって、災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす場所を指定するものとする。

三木市において想定する災害は、地震、洪水、土砂災害、大規模火災とし、災害の種類毎の安全性の基準は次の通りとする。

- ① 洪水については、浸水想定区域に該当しないこと。ただし、浸水想定が 0.5 m 未満の区域において、浸水想定に対する施設の高さ・施設の耐水構造によって安全性が確保できる場合は指定することができるものとする。
- ② 土砂災害については、土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域等に該当しないこと。
- ③ 地震については、施設等が地震に対して安全な構造のもの。又は当該場所及び周辺に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物、ため池等がないこと。
- ④ 大規模火災については、県の地域防災計画における火災の延焼拡大の危険性のある地域に該当しないこと。これらの地域に該当する場合は、周辺家屋の密集度、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮し、市街地火災からの輻射熱に対して安全な面積が確保できること。また、内部には、避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

2) 指定避難所の指定基準

指定避難所は、避難のために立退きを行った居住者等が必要な期間滞在したり、居住場所を確保することが困難になった被災住民等が一時的に滞在するための施設であって、次の基準を満たすものとする。

- ① 被災者が滞在するために必要かつ適切な規模であること。収容基準は、概ね3平方メートル当たり1人とする。
- ② 被災者等を速やかに受け入れ、生活関連物資を配布することが可能であること。
- ③ 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
- ④ 車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。
- ⑤ 要配慮者の滞在が想定される場合は、要配慮者に対して相談や助言その他の支援が円滑にできる体制が整備されていること。

(3) 避難所等の指定

三木市が指定する避難所は、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び予備避難所とし、それぞれの意義及び指定要領は次のとおりである。

1) 各避難所の意義

指定緊急避難場所	指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある時に、地域住民が一時的に避難し、自主防災組織で安否確認、救出活動、避難行動などを行う施設又は場所をいう。各地区の指定緊急避難場所は、集会所や公園とし、市及び各地区で協議し指定する。
指定避難所	1 指定避難所とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある時に、地域住民等が一時的に避難するとともに、自宅が危険な方、または自宅が被災し戻れなくなった方が一定期間避難所生活するための施設であり、公民館や学校などの公的な施設を市が指定する。 2 指定避難所には、防災資機材を備蓄するとともに、各公民館をその地区の防災拠点として災害対策本部との連絡体制を保持する。
福祉避難所	福祉避難所とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等一般の避難所では生活に支障をきたす人たちのために、バリアフリーなど何らかの配慮がされた避難所をいう。
予備避難所	予備避難所とは、指定避難所に避難者を収容しきれない場合に開設する避難所であり、公的な施設や民間の施設を市が指定する。

2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

指定緊急避難場所	1 避難場所は、災害の種類ごとの安全性の基準を満たす災害の危険が及ばない場所又は施設を当該災害に対する「指定緊急避難場所」として指定する。 2 安全性の基準を満たさない災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、当該災害の安全性の基準を満たす指定避難所を当該災害における「指定緊急避難
----------	--

	場所」として使用する。
指定避難所	2次避難所、福祉避難所及び予備避難所を「指定避難所」に指定する。

(4) 避難誘導體制の整備

- 1) 高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導及び避難支援体制の整備に努める。
- 2) 土砂災害等の危険予想地域の避難計画を作成する。
- 3) 土砂災害等の危険予想地域の避難誘導及び避難支援計画を作成する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。この際、必要に応じて多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

2. 避難施設

(1) 避難施設の整備

避難施設とは、災害による家屋の浸水や土砂崩れ、倒壊、焼失等により、現に被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、集会所等既存建築物等に収容し、保護するものである。避難施設は、現在の施設をより充実させるため、概ね次により選定、確保する。

- 1) 避難施設は、原則として自治会単位として設置する。
- 2) 避難施設は、原則として耐震・耐火構造の公共建築物（学校、集会所、公民館等）を利用する。
- 3) 避難施設の収容基準は、概ね3平方メートル当たり1人とする。
- 4) 洪水あるいは土砂災害に対して安全性の基準を満たさない施設については、災害の危険性がなくなるまで避難施設に指定しない。
- 5) 要配慮者に配慮した避難施設として、福祉避難施設であるデイサービスセンター等の社会福祉施設を活用する。

(2) 広域一時滞在に供する避難施設

大規模広域災害時には、県内外の他市町村からの多くの被災住民を受入れる必要があることから、避難施設を広域一時滞在場所として予め指定する。

なお、指定に当たっては、子供たちの教育に影響が少なくなるよう、教育施設以外の施設を優先するものとする。

本市が被災した場合は、広域避難及び広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。

また、本市が広域避難及び広域一時滞在を受け入れた場合は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

(3) 避難施設の周知

地震発生後の公共建築物が、適切に機能分担し、効率的に救援・救護等応急対策活動を実施するためには、指定避難施設の周知が欠かせない。このため、次の対策を実施する。

- 1) 避難施設標識の設置
- 2) 避難に関する地図等の配布等の広報活動
- 3) 避難訓練

(4) 避難誘導體制の整備

第2節 2-5 1.(4)に準ずる。

(5) 避難施設管理運営体制の整備

- 1) 避難施設の管理責任者を定め、施設管理者との事前協議を行う。
- 2) 各避難施設に避難施設管理運営マニュアルを作成する。
- 3) 三木市情報ネットワークシステムにより、避難施設と行政機関との災害時の情報伝達体制を確立すると共に、避難者名簿管理の運用を確立する。
- 4) 発災直後の食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資、管理用備品等を備蓄する。
- 5) 施設管理者は、避難施設として指定された施設については、必要に応じて、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- 6) 施設管理者は、避難施設として指定された施設の貯水槽、井戸、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者の災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 7) 平常時において、自主防災組織や市民に対して、避難施設の管理運営のために必要な知識等の普及に努める。

3. 応急住宅対策

(1) 応急仮設住宅（軒付き）

応急仮設住宅を速やかに供給するため、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関して、供給可能量を把握する。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅が建設可能な用地を把握する等、予め調達・供給体制を整備しておく。応急仮設住宅の需要調査のための被災調査マニュアルを準備し、調査体制を整備する。

(2) その他の応急住宅対策

災害時に住宅の応急修理、障害物の除去等が速やかに実施できるよう、調査・実施体制を整備する。

4. 要配慮者支援対策

(1) 要配慮者と避難行動要支援者の認識

要配慮者とは、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、高齢者、妊婦、外国人、観光客等、災害に際して必要な情報を得ることや迅速且つ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々をいう。

また、平成 25 年の災害対策基本法の改正に伴い、要配慮者の内、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。

●避難行動要支援者は、以下の要件に該当する方で、生活の基盤が自宅にある方

- ①要介護認定 3～5 を受けている者
- ②身体障害者手帳 1・2 級を所持する身体障がい者
- ③療育手帳 A を所持する知的障がい者
- ④精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥以前から三木市避難行動要支援者に登録されていた者
- ⑦上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

(2) 避難行動要支援者の名簿作成と情報の取扱い

ア 避難行動要支援者名簿の作成

行政が保有する情報から上記に示す「避難行動要支援者」の要件に該当する者及び現に避難行動要支援者に登録されている者の内、在宅者でかつ避難支援が必要とされる者を避難行動要支援者名簿に登載する。

イ 情報の公開

避難行動要支援者名簿登載者の内、支援者等へ情報を提供することに同意が得られた者については、平常時から情報を提供し、情報伝達手段や避難支援の方法を考えたり、日常の見守り活動に使用する。

一方、同意が得られない者については、災害発生時又は発生するおそれがある場合に限り、名簿等を避難支援者に提供するものとする。

ウ 名簿の提供先

名簿の提供先は、市の関係機関、消防機関、警察、民生委員児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会とする。

エ 名簿の更新

転出や死亡などの住民情報の異動や病院・施設等への入院入所等が確認された場合は名簿から削除するとともに、新たに要件に該当する場合は調査の上、名簿に登載する。

オ 情報の漏洩防止

避難行動要支援者名簿には、氏名や住所、連絡先など個人情報に掲載されていることから、取扱い

については次の点に注意を払う。

- ・避難支援者に名簿を提供する際、守秘義務が課されていることを十分説明する。
- ・名簿の提供先が団体の場合は、取り扱う者を限定する。
- ・名簿は、施錠可能な場所で保管する。
- ・名簿の更新等により、不要となった名簿は必ず返却を求める。

(3) 要配慮者への支援

災害発生時および発生のおそれがあるときは、要配慮者に次の支援を実施するものとする。

ア 災害情報の伝達

イ 安否の確認

ウ 避難誘導及び避難支援

エ 避難所における生活支援

(4) 要配慮者緊急通報システム等の整備

障がい者、高齢者等の突発的な災害、事故、急病等に備えるため、消防本部との間に緊急通報システムの整備を推進するよう努める。

なお、障害者については、緊急の通報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずることとする。

- 1) システムの円滑且つ効果的な運用を図るためには、地域ぐるみの支援体制が必要であることから、システムの概要を地域住民に対して周知する。
- 2) 在宅の要配慮者の安全性を高めるため、自動消火器、火災警報機等の消防関係機器の設置が効果的であることから、その普及に努める。
- 3) 災害発生時の安否確認や救出のため、関係団体や防災機関、日本赤十字社等へ協力を依頼する。

(5) 要配慮者避難システムの整備

災害が発生した時、又は発生するおそれのある時に、被災現場に残されるおそれのある障がい者、高齢者等を適切に避難させるための体制を整備するよう努める。

- 1) 防災担当と福祉担当等が連携し、消防団、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者の避難支援や見守り体制の整備に努める。
- 2) 予め要配慮者のための避難施設を確保しておき、社会福祉施設等においても、被災者の受入れ、水、食料品その他の物資や障がい者用機器等の備蓄を進める。
- 3) 情報提供手段の準備、段差の解消、障がい者用トイレの確保等により、要配慮者が避難施設を使用できるように予め整備する。
- 4) 難病患者、人工透析患者、慢性疾患患者等特別な医療や食事を必要とする対象者に対して、診療可能機関等の情報を提供できるよう体制の整備を研究する。
- 5) 避難施設への専門職（医師、看護師、カウンセラー、手話通訳者、要約筆記者、介護福祉士等）の

派遣体制の整備を行う。

6) 近隣市町と、要配慮者の受入れに關しての協力体制を確立しておく。

7) 県の作成する要配慮者支援指針の市町モデルを参考に、要配慮者支援マニュアルを作成する。

(6) 防災知識の普及、啓発

1) 日本語を十分に解せない外国人に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、外国語によるパンフレットを作成する等、防災知識の普及啓発に努める。

2) 搬送等の方針

平常時から在宅要配慮者の防災環境の把握に努めると共に、消防本部と協力し、防災上の相談、指導を行う。

3) 防災知識及び避難情報等の提供を行う。特に視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者等の障がいのある者への配慮に留意する。

4) 避難訓練の際に、障がいのある人等要配慮者の参加を呼びかける。また、避難誘導訓練において、実際に要配慮者支援の訓練を実施すると共にその知識の普及を図る。

(7) 「命のカプセル」の普及・啓発

1) 要配慮者などへの適切な対応を可能にするため、緊急時の情報（緊急連絡先、かかりつけ医、服用薬の処方箋等）を記した用紙を「命のカプセル」に入れ、冷蔵庫に保管し、災害時にはこのカプセルを持って避難する。

また、救急時には、このカプセルの内容を確認することにより、応急的な対応を容易にする。

2) 要配慮者および希望する方に「命のカプセル」を無料で提供していることを民生委員児童委員、区長協議会及び各公民館を通じて周知する。

(8) 個別避難計画の作成

災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違い、積雪や凍結といった地域特性等に留意するものとする。

なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の当該業務を支援するシステムを活用するよう積極的に検討するものとする。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う

ものとする。

2-6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

1. 食料、生活必需品等の調達・供給

(1) 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達

発災後 3 日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。

- 1) 市は、市民が各家庭や職場で、平時から 3 日分の食料、飲料水及び災害の発災直後に不可欠な生活必需品等を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。
- 2) 市は、市民の備蓄を補完するため、分散して物資等の備蓄に努める。当面は、最大避難者数の想定を基準に、一人当たり 2 食分程度の非常用食料を備蓄する。また、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難所の生活環境確保のための備蓄物資や感染症対策物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。これらの物資の備蓄状況については、年に 1 回、広く市民に公表するものとする。
- 3) 市は、食料、飲料水及び生活必需品等の調達について、県と共に他の自治体との広域応援協力体制を整備する。
- 4) 市は、商品提供を迅速に行うシステムを有している市内量販店、農業協同組合等と物資調達協力に関する協定を締結し、訓練等により供給の手順に習熟する。
- 5) 地域住民を中心とした炊き出し体制を確立し、訓練により習熟する。
- 6) 備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の新物資システム（B-PLO）を活用し情報共有を図るよう努めることとする。また、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。
- 7) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLO）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることとする。

(2) 食料、生活必需品等の管理・配布体制の整備

- 1) 食料及び生活必需品等の受取りに関する方法を定め、市民に周知する。
- 2) 食料、生活必需品等の搬送、管理及び配布の手順を計画し、詳細については、マニュアルを作成する。

(3) その他

食料及び生活必需品、その他については、今後必要な備蓄の拡充を図るほか、業者との協定締結及び他の自治体との応援協力体制により、確保に努める。

2. 応急給水

(1) 飲料水の確保計画

一人1日3リットルの飲料水を3日分確保するため、給水拠点施設の整備を図る。

(2) 応急給水用資機材の備蓄・調達

災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材は分散して管理し、速やかに応急給水できるようにする。

(3) 給水体制の整備

1) 緊急貯留システム・給水拠点の整備

施設の復旧までの間、必要な応急給水のため、緊急時の給水拠点、運搬給水拠点、応急給水栓の整備を図る。

① 配水池の2池化を進めるとともに緊急遮断弁を整備し、水の確保を図る。

② 避難施設、基幹病院、防災拠点施設等への管路の耐震化を図るとともに、貯水槽水道方式による給水を指導する。

2) マニュアルの作成

災害時の活動マニュアルを作成する。

3) 相互応援体制の確立

① 上下水道部は、兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づき、速やかに他の市町水道事業体に応援要請できる体制を確立する。

② 隣接市町から配水管の接続による相互応援体制を進める。

4) 応援体制の確立

自衛隊、ボランティア組織等との応援・協力体制を確立する。

5) 資機材の備蓄

応急給水の資機材は、他の市町との相互応援協定により点検・整備することとし、材料の規格統一を図る。

6) 広報活動の整備

通水の見通しや応急給水箇所に関する事項を広報するための体制を確立する。

2-7 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動

1. 遺体対応

- (1) 検死を実施するための体制を確立する。
- (2) 遺体安置所候補場所を選定する。
- (3) 火葬場の整備を進める。
- (4) 他市町と火葬に関する協力体制を確立する。
- (5) 広域応援の要請に係るマニュアルを作成する。
- (6) 柩、納骨壺、ドライアイスの調達計画を確立する。
- (7) 身元確認の調査方法を研究する。

2. 感染症対策活動

- (1) 災害時における感染症対策及び食品衛生監視・指導活動マニュアルを作成する。
- (2) 災害時の衛生、安全に関わる事項について、市民への周知を図る。
- (3) 避難施設における衛生管理対策に努める。

3. 清掃・し尿処理

- (1) 所管施設の被災状況及び必要作業量の調査方法について、マニュアルを作成し、活用する。
- (2) 応急被災判定結果に基づく、倒壊家屋の災害廃棄物量の算定手順を明確にすると共に、災害廃棄物の一時保管場所の候補地及び搬出ルートを事前に計画する。また、一時保管場所における分別・処理の運営体制について検討する。なお、計画において、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努めることを明記する。
- (3) ごみ・し尿処理が必要となった場合の応援要請の内容（ごみ収集車、バキュームカー等）及び手続きについて、マニュアルを作成する。
- (4) 仮設トイレの調達に関して、協定を締結する等実効性を高める。
- (5) 災害時における水洗トイレ対策として、仮設トイレ以外の応急処理方法について検討する。
- (6) 所管施設は、浸水対策等の防災対策に努める。

4. 保健衛生

- (1) 災害時の保健活動のマニュアルを作成し、活用する。
- (2) 市民の自主的な健康づくりを促進する地域組織を育成するため、保健・医療機関と福祉、スポーツ等の各種団体と連携し、ネットワークづくりに努める。これらの組織は、災害発生時の助け合い活動等の基盤づくりを兼ねる。
- (3) 防災生活圏における医療・福祉の機関やボランティアと連携して、地域住民の健康増進、疾病予防に努める体制の確立を図る。
- (4) 被災者の精神保健医療対策を、「災害時の地域保健福祉活動ガイドライン」（兵庫県健康福祉部作成）に沿って実施する。

-
- (5) 災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等関係団体と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。

5. 井戸水等の確保

災害時には、井戸水等を生活用水として利用できるよう、対策を検討する。

- (1) 市内の井戸の分布等現状について調査する。
- (2) 災害時に市民や企業が所有する井戸を市民に開放するため、平時から事前登録制度を設け、生活用水の確保に努める。
- (3) 市が新たに施設を整備又は大規模な改修等を実施する場合は、可能な限り井戸を設置し、日常の生活用水として利用すると共に、災害時にも利用できるよう配慮する。

6. 入浴、洗濯対策

避難生活が長期化した場合に備え、仮設の入浴施設及び洗濯場を設置するため、設置場所の確保、設置に関する要請等の方法に関するマニュアルを作成する。

2-8 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

1. 社会秩序の維持

災害後の社会秩序の維持のため、平常時から関係機関との連携強化、市民等に対する積極的な広報活動を行うと共に、防犯協会等の自主防犯組織と共に、防犯パトロールや広報活動を実施するための体制の整備を図る。

2. 商業施設の早期開設支援

(1) 量販店、商店街等の被害・営業状況の調査を実施するための体制の整備を図り、マニュアルを作成する。

(2) 物価監視の体制整備を図る。

3. 量販店との協力体制

災害前後の食料品、生活必需品等の調達及びその後の物価安定等に関する協力協定の締結を図る。

2-9 被災者等への的確な情報伝達活動

1. 被災者への的確な情報伝達

(1) 多様な情報提供システムの整備

- 1) 発災後の経過に応じて被災者に提供すべき情報について整理する。
- 2) 災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう体制、施設及び設備の整備を行う。
- 3) 平常時からテレビ、ラジオ、ホームページ、広報みき、掲示板等の情報提供手段を活用し、災害時の広報手段の多重化に備える。

(2) 広報活動

- 1) 災害が発生するおそれのある時、又は災害発生後における緊急放送文案を作成する。
- 2) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関と、災害時の広報協力について事前に調整する。また、災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等について、あらかじめ定めると共に、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有する。
- 3) 災害発生時における広報紙原案を作成する。
- 4) 災害時における広報紙の配布手段、広報車による広報体制に関して、関係部と事前に調整する。

2. 市民等からの問い合わせに対する対応

(1) 緊急問い合わせへの対応

- 1) 電話による市民等からの緊急問い合わせに対応するため、問い合わせ内容の処理、担当課への連絡、本部会議への報告等に関するマニュアルを作成する。
- 2) 緊急問い合わせへの対応に必要な地図、資料等を事前に準備する。

(2) 相談・公聴活動

- 1) 臨時総合相談所の設置・運営に関するマニュアルを作成する。
- 2) 法務、税務等の専門相談所の設置・運営に関するマニュアルを作成する。
- 3) 相談所を運営するに当たって、関係機関と事前に協力体制の整備を図る。

(3) 安否不明者等の氏名等の公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表することにあわせて、発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について県等と連携の上、あらかじめ方針等について整理し、対応するよう努めるものとする。

2-10 二次災害の防止活動

1. 水害・土砂災害対策

- (1) がけ地、ため池等、二次災害が予測される箇所を事前に点検し、迅速な被災状況調査を実施できる体制を確立する。
- (2) 二次災害防止対策について、関係機関との事前調整を行う。

2. 建築物・構造物の倒壊対策

- (1) 建築物・構造物の応急危険度判定を実施するために必要な資機材等を、事前に用意する。
- (2) 建築物・構造物の応急危険度判定を円滑に実施するための受入れ体制を整備すると共に、応急危険度判定制度について市民へ周知を図る。
- (3) 県と連携して、十分な知識と技術を持って即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士の育成に努める。

2-11 自発的支援の受入れ

1. 行政とボランティアの連携体制の整備

ひょうごボランティアプラザが設置する「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」、日本赤十字社、社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について整備する。

2. ボランティアの活動環境の整備

(1) 参加の促進

広報活動、啓発活動等を通じて、災害ボランティア活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、市民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(2) ボランティアセンターの設置

ボランティア活動の受入れ窓口として、災害ボランティアセンターを設置する。この際、センターの運営マニュアルを準備するとともに三木市情報ネットワークシステムによるボランティア情報管理の運用を確立する。

(3) 災害救援専門ボランティアの推進

県と協力して、兵庫県災害救援専門ボランティア制度を活用し、ボランティアの登録・研修等を推進する。

(4) ボランティア活動の支援拠点の整備

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りするNPO・NGO等被災者援護協力団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化やボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

(5) 資機材等の確保

ボランティア活動の初動時に必要となるスコップ、じょれん、一輪車等の資機材の確保に努めると共に、ホームセンター等との間で災害時に必要な資機材が購入できるように協定を締結する。

2-12 教育対策

1. 教育施設の整備

学校を地域防災拠点として位置付け、施設の耐震・耐火性の強化及び通信手段の確保等防災機能を備えた施設整備を図る。

2. 防災体制の強化充実

(1) 防災計画の充実

- 1) 各教育施設において、各種災害に対応した防災計画を作成する。
- 2) 災害発生時に迅速に対応できる連絡体制の整備と、地域住民を含めた役割分担の明確化を図る。
- 3) 学校が避難施設として開設された場合を想定し、教職員は避難施設管理運営マニュアルに習熟する。

(2) 防災訓練の実施

- 1) 各教育施設において、各種災害に対応した防災訓練、避難訓練を実施する。
- 2) 地震災害に対応した、学校園一斉の避難訓練を実施する。
- 3) 災害後の児童生徒(園児を含む。以下同じ。)の保護者への引き渡し方法等、個々の児童生徒について確認する。
- 4) 原則、3年のローテーションで中学校区毎に担当校(市内小中学校)を定め、児童生徒の保護者への引き渡し、避難施設開設等の地域総合防災訓練を実施する。

(3) 学校園防災教育の推進

- 1) 児童生徒に防災に関する知識を習得させるため、防災教育の手引書を作成する。
- 2) 災害に備え、防災訓練を通して避難等適切な行動が取れるよう指導する。
- 3) 助け合いやボランティア精神等「共生」の心を育むよう指導する。
- 4) 地域の災害の特性や歴史等を踏まえた地域学習素材の開発等に努める。
- 5) 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進める。

(4) 心のケアの充実

- 1) 教育復興担当教員及び心のケア担当教員の取組みを生かした教育相談体制を充実させる。
- 2) 研修会等を通して教職員のカウンセリング・マインドの向上に努める。
- 3) 心のケアを必要とする児童生徒への対応に関して専門家、関係機関等との連携強化に努める。

3. 学校・家庭・地域の連携強化

学校施設、社会教育施設を地域防災の拠点として位置付け、地域や家庭との連携のもとに防災活動の輪を広げる。

(1) 学校を核とする生活圏の形成

学校を乳幼児から高齢者まで、生涯学習と地域住民の交流の場として活用し、地域に開かれた学校づくりを進め、小・中学校を核とした防災生活圏の形成に努める。

(2) 市民への啓発の推進

社会教育として、市民一人ひとりが災害に的確に対応できるよう、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と啓発に努める。特に災害発生時に自主的な救援・救護活動が速やかに行われるよう、日常的な啓発活動を行う。

4. 文化財の保護

指定文化財については教育委員会が次の対策を検討し、実施するほか、その他の文化財についても所有者及び管理者に対して対策を講ずるよう啓発する。

- (1) 建造物に対する災害対策
- (2) 美術工芸品に対する災害対策
- (3) 史跡・名勝に対する災害対策
- (4) 火災対策

2-13 災害復旧・復興への備え

1. 各種データの整備保全

復旧・復興の円滑化のため、予め次の事項について整備する。

(1) 各種データの総合的な整備保存

- 1) 地籍、建物、施設、地下埋設物等に関する情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存
- 2) 地図情報システムによる 1) の一元管理体制の整備について研究する。
- 3) 被災者支援システムを活用し、罹災証明の発行から復旧・復興支援まで総合的な管理を行う。

(2) 公共土木施設管理者の資料保全

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、予め重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくと共に、資料の被災を回避するため、複製を別途保存する。

2-14 防災訓練及び防災要員の教育

1. 防災訓練

「第3部 災害応急対策計画」に基づいて災害応急対策の円滑な実施を図るため、関係機関の緊密な連携の下に訓練を実施する。

なお、防災訓練の実施に当たっては、救出・救護等における要配慮者への的確な対応が図られるよう留意すると共に、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。また、ハザードマップの確認、飛散防止用フィルムの貼付等、被害軽減のための予防的な取組みを加味するよう工夫すると共に、予報・警報や避難指示等を正しく理解し的確に行動できるよう、そうした事態を想定した実践的な訓練を取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努める。

(1) 総合防災訓練

三木市総合防災訓練は、想定を地震災害と風水害とし、交互に実施する。

地震想定での訓練では、被害が広範囲に及ぶことを考慮し迅速かつ的確に対応するため、防災関係機関はもちろん、自主防災組織や消防団など市民参加により、情報伝達、避難、救出救護、広報、交通対策、消火、ライフライン復旧等の訓練を有機的に連携させた総合的な訓練を実施する。

風水害想定での訓練では、市民を安全かつ迅速に避難させるため、情報伝達、避難及び避難誘導を主に実施するとともに、防災関係機関による水防活動、ライフライン復旧訓練を実施する。

1) 実施時期

防災の日が設定されている9月を主軸に、防災関係機関と協議して決定する。

2) 実施場所

市内で総合防災訓練に適した場所を、防災関係機関と協議して決定する。

3) 参加機関

三木市、三木市消防本部、兵庫県消防防災航空隊、三木警察署、陸上自衛隊、三木市消防団、三木市医師会、三木市社会福祉協議会、北播磨総合医療センター、日本赤十字社兵庫県支部、日本赤十字社奉仕団、三木防災リーダーの会、三木建設業協会、災害時等警察活動協力員、エフエム三木、関西電力、NTT、大阪ガス、コープこうべ、イオンリテール、関西国際大学、自治会・自主防災組織・民生委員・児童委員、その他防災関係機関・企業など。

4) 実施種目

非常召集訓練、災害対策本部設置訓練、本部運営訓練、情報収集訓練、情報伝達・通信訓練、初期消火訓練、水防訓練、広報訓練、避難誘導訓練、救出訓練、応急救護訓練、道路啓開訓練、救援物資輸送訓練、応急給水訓練、仮設住宅建設訓練、各種復旧訓練、炊き出し訓練、災害ボランティア受入訓練等とする。

(2) 地区防災訓練

消防本部や消防団等の協力のもと、自主防災組織単位もしくはその連合体で訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、各種団体、学校、地域の事業者などと連携するとともに、女性や要配慮者等の参画

を得て実施するものとする。

1) 実施時期

各地区の計画により、随時実施する。

2) 訓練内容

情報伝達訓練、安否確認訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、出火防止訓練、初期消火訓練、応急給水訓練、炊き出し訓練、防災資機材の操作訓練等。

(3) 職員の参集訓練等

職員の本部、指定避難所の開設等の非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。訓練の実施にあたっては、災害の想定を行い、道路網の寸断、勤務時間内外等の様々な条件を加味したものとするようにし、参集時間の短縮、ノウハウの蓄積に務める。

1) 訓練内容

緊急連絡訓練、非常参集訓練、指令伝達訓練、本部開設・運営訓練、指定避難所開設・運営訓練等。

(4) 通信連絡訓練

関係機関相互の通信連絡要領について防災関係者、アマチュア無線家（クラブ）、運送・輸送業者（協会）の協力を得て実施する。

1) 実施事項

災害に関する予報・警報の通知伝達、被害状況報告、災害応急措置についての報告連絡等。

2) 訓練の種類

通信連絡訓練、非常無線通信訓練、衛星通信・無線交信訓練等。

(5) 消防訓練

1) 訓練項目

参集訓練及び初動措置訓練、情報収集及び通信運用訓練、部隊編成訓練、火災現場活動及び救急救護訓練等。

2) 事業所及び自主防災組織訓練

出火防止訓練、初期消火訓練、応急・救護訓練、通報連絡訓練、身体防護訓練等。

(6) 災害救救助訓練

救助活動の円滑な遂行を期するため、災害救助訓練を実施する。なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては、児童、生徒、収容者等の人命を保護するための避難訓練に重点を置くように指導する。

1) 参加機関

消防本部、市民・事業所、医師会・日本赤十字社等。

2) 訓練項目

救出訓練、負傷者の救急措置及び搬送訓練、救護所の設置訓練、救急・救護資機材の活用訓練等。

(7) 避難訓練

1) 市

市は、災害時における避難の指示及び避難のための立退き等を円滑且つ迅速に実施するため、防災関係機関の連携協力のもと、適当と認める地域の居住者・滞在者及びその他の者の協力を得て、避難訓練を実施する。また、訓練には、要配慮者に対する情報伝達や避難誘導等の訓練も含めることに努める。

2) 防火管理者

学校、病院、工場、事業所、店舗等の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。なお、防火管理者を置く義務のない施設の管理者においても前記に準じて実施するよう指導する。

3) 児童・生徒の避難訓練等

市教育委員会の指導のもと、児童・生徒については、その身体及び生命の安全を期するため、予め各種の想定のもとに避難訓練を実施する。

- ① 大規模地震・水害・火災に際して、落ち着いて、しかもすばやく行動できるよう、その意味、必要性を理解させた上で、身の安全を守るための動作と方法を習得させる。
- ② 避難訓練を通じて、災害予防の意識を高めると共に、より安全な体制づくりのためのノウハウの蓄積に努める。
- ③ 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

2. 市職員等の防災要員に対する教育

(1) 市職員等の防災要員が習熟すべき事項

市及び他の防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、現地調査、初動マニュアルに基づく研修等により、次の事項の習熟に努める。

- 1) 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
- 2) 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
- 3) 各関係機関等との連絡体制と情報活動
- 4) 関係法令の運用
- 5) 災害発生要因についての知識
- 6) 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等

(2) 市職員に対する防災教育

市の各部署においては、地域防災計画を基本に、災害応急対策に係る部署毎のマニュアルを整備する等、職員に対して災害時の各自の行動について周知徹底を図る。

(3) 防災上重要な施設の職員等に対する教育

「防災上重要な施設」とは、災害のおそれがある施設、及びその施設に災害が及んだ時は被害を拡大させるような施設、並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者に対しては、災害対策基本法第48条により、防災訓練の実施が義務付けられている。

1) 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は、職員に対して、講習会や防災訓練等を通じて、防災学習の徹底を図る。

2) 防災関係機関が行う防災教育

消防本部及び他の防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対して、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知の徹底に努める。

2-15 地震防災緊急事業・防災基盤整備事業の推進

地震防災対策特別措置法の規定により、兵庫県が作成した「地震防災緊急事業 5 箇年計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

参考資料 27 地震防災緊急事業五箇年計画

第3節 市民の防災活動の促進

3-1 防災知識普及計画

「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であり、平常時より、災害に対する心構えを持つとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは防災活動に協力する等、防災への寄与に努めることが求められる。

1. 周知方法

防災関係機関は、所轄業務に関して次の方法により、市民の防災意識の高揚を図る。

- (1) 県立広域防災センターの活用
- (2) ラジオ、テレビ等による周知
- (3) 新聞、冊子、その他印刷物による周知
- (4) 標語、図面、作文募集等による周知
- (5) 市ホームページによる周知
- (6) 出前講座等の実施
- (7) 地域住民の参画と協働によるハザードマップづくりや危険箇所パトロールの実施
- (8) 防災研修や訓練の実施
- (9) 災害の体験談や絵本、写真集、紙芝居、ゲーム等の多様な媒体の活用

2. 周知内容

防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツの充実に努めると共に、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても十分考慮し、次の内容について周知する。

- (1) 市内の防災対策
- (2) 地震に関する知識と過去の災害事例
- (3) 災害に対する平常時の心得
 - 1) 地盤災害等周辺地域における災害危険性の把握
 - 2) 家屋等の点検、家具の転倒防止等室内の整理点検
 - 3) 家族内の連絡体制の確保
 - 4) 火災の予防
 - 5) 応急救護等の習得
 - 6) 避難の方法（避難施設、避難路、避難施設の確認）
 - 7) 食料、飲料水、物資の備蓄（最低3日間、推奨1週間）
 - 8) 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、常用薬、非常食等）
 - 9) 要配慮者への配慮

10) ボランティア活動への参加等

11) フェニックス共済への加入

(4) 災害が発生した時、又は災害が発生するおそれのある時の心得

1) 出火防止と初期消火

2) 自宅及び周辺地域の被災状況の把握

3) テレビ、ラジオ等による情報の収集

4) 自動車運転中及び旅行中の心得等

5) 安否情報の確認のためのシステムの活用

6) 緊急地震速報が出された場合のとりべき行動

3-2 自主防災組織等整備計画

1. 市民による自主防災組織

(1) 自主防災組織の設置

地域住民が自主的な防災活動を行うため、自治会ごとに組織の設置を図る。

(2) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、市と協議の上、それぞれの組織において規約及び防災計画（活動計画）を定める。

1) 防災計画の内容

- ① 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）
- ② 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）
- ③ 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）
- ④ 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）
- ⑤ 出火防止・初期消火に関すること（消火方法、体制等）
- ⑥ 救出・救護に関すること（活動内容、医療機関への連絡等）
- ⑦ 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、要配慮者への対応、避難路、避難施設の運営協力等）
- ⑧ 給食・給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- ⑨ 防災資機材等の備蓄・管理に関すること（調達計画、保管場所、管理場所）

2) 自主防災組織の編成

① 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

② 編成上の留意事項

- ア．女性や若者の参画と昼夜間の組織編成の検討
- イ．事業所の自衛消防組織や従業員の参加
- ウ．地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

(3) 自主防災組織の活動

1) 平常時

- ① 地震防災に関する知識の普及
- ② 防災関係機関・隣接の自主防災組織との連絡
- ③ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設等）
- ④ 地域における消防水利の確認（消火栓、防火水槽、自然水利等）
- ⑤ 地域における防火・防災等予防上の措置
- ⑥ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- ⑦ 避難地・医療救護施設の確認

-
- ⑧ 防災資機材の備蓄
 - ⑨ 防災訓練の実施等
 - ⑩ 事業所の防災組織等との連携強化等

2) 災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 地域住民の安否確認
- ③ 出火防止及び初期消火
- ④ 負傷者の救助
- ⑤ 避難誘導、避難生活の指導
- ⑥ 給食・給水
- ⑦ 地域の要配慮者への援助
- ⑧ 他地域への応援等

(4) 三木防災リーダーの会・防災士・ひょうご防災リーダーの役割

- 1) 平時は防災に関する知識の普及・啓発
- 2) 災害時は自主防災組織の活動指導

(5) 育成強化対策

市の自主防災組織率は100%に達したが、その育成を促進すると共に、適宜、指導を行い活動の活性化を図る。

このため、以下のような対策等を実施することにより、自主防災組織の設立支援及びその育成、指導を推進する。

- 1) 啓発資料の作成
- 2) 各種講演会、懇談会等の実施
- 3) 情報の提供
- 4) 各自治会等への個別指導・助言
- 5) 各自治会等との訓練、研修会の実施
- 6) 顕彰制度の活用
- 7) 活動拠点施設の整備
- 8) 防災用資機材の整備補助
- 9) 女性や若者の参画促進やリーダー育成

2. 企業の自衛防災組織の育成強化

大災害が発生した場合、多数の者が出入りし、又は利用する施設及び危険物施設においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な被害発生と混乱が予想される。これらの被害防止と軽減を図るため、法令等に基づく事業所等の自衛消防組織を編成し、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、消防、防災計画を策定する。

市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイスを行う。

(1) 企業の役割

1) 被害時に企業が果たす役割

- ① 従業員、顧客の安全
- ② 経済活動の維持
- ③ ボランティア活動への支援、地域への貢献・地域との共生等

2) 企業の平常時対策

- ① 自衛消防組織の育成
- ② 防災訓練の実施
- ③ 地域の防災訓練への参加
- ④ 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- ⑤ 防災体制の整備
- ⑥ 事業継続計画（BCP）の策定

(2) 自衛消防組織設置対象施設

- 1) 中高層建築物、百貨店、旅館、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設
- 2) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設
- 3) 多数の従業員がいる事業所で自衛消防組織を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設
- 4) 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防組織を設置することが必要な施設等

(3) 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において適切な規約及び消防計画を策定する。

(4) 自衛消防計画

防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成するものとする。

1) 予防計画

- ① 防火管理組織の編成
- ② 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理
- ③ 消防用設備等の点検整備

2) 教育訓練計画

- ① 防災教育
- ② 防災訓練

3) 応急対策計画

- ① 応急活動組織の編成
- ② 情報の収集伝達
- ③ 出火防止及び初期消火
- ④ 避難誘導
- ⑤ 救出・救護

(5) 自衛消防組織の活動

1) 平常時

- ① 防災訓練
- ② 施設及び設備等の点検整備
- ③ 従業員等の防災に関する教育の実施

2) 災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 避難誘導
- ④ 救出・救護

第4節 防災に関する研究等の推進

4-1 防災に関する調査研究

災害による被害の軽減を図り、防災行政が効率的、有効的に実現されるよう防災に関する調査研究体制の整備を推進する。

(1) 調査研究体制の整備

災害は地域的特性を有し、自然的・社会的条件が相まって広範な分野に亘って複雑、多様な現象を示す。市及び防災関係機関は、この災害現象を科学的に分析し、検討しうる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的且つ一体的な防災活動の実施を図る。

(2) 防災に関する資料の収集及び分析

防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集し、これらを十分検討・分析し、適切な項目に分類整理し、必要に応じて利用できるシステムの確立に努める。

(3) 調査研究事項

市及び防災関係機関は、過去の災害の教訓を踏まえて、次の項目等について調査研究を進め、今後の防災対策に生かす。

- 1) 地盤構造等の把握に関すること
- 2) 被害想定に関すること
- 3) 地域防災計画の周知徹底に関すること
- 4) 防災空間の整備に関すること
- 5) 防災生活圏・防災拠点の整備に関すること
- 6) 都市防災構造化対策に関すること
- 7) 災害危険地区の実態把握と対策に関すること
- 8) 安全なライフライン整備に関すること
- 9) 総合的な情報・通信システムに関すること
- 10) 総合的な避難システムに関すること
- 11) オープンスペースの利用計画に関すること
- 12) 地盤の液状化対策に関すること
- 13) 災害時の消火活動に関すること
- 14) 災害時の救急医療に関すること
- 15) 要配慮者対策に関すること
- 16) 食料、生活必需品等の確保に関すること
- 17) 雑用水の確保対策に関すること
- 18) 遺体の安置及び火葬に関すること

-
- 19) 感染症対策に関すること
 - 20) 災害時のトイレ対策に関すること
 - 21) 被災者のこころのケアに関すること
 - 22) 自主防災組織の育成に関すること
 - 23) 三木防災リーダーの会・防災士並びにひょうご防災リーダーの育成に関すること
 - 24) ボランティア活動の支援に関すること
 - 25) 災害救助法の解釈に関すること
 - 26) り災証明の発行に関すること
 - 27) 各種データの管理と活用の方策に関すること
 - 28) し尿・廃棄物処理に関すること

4-2 地震観測体制の整備

地震観測体制は、以下のとおりである。

1. 三木津波地震観測施設

- (1) 設 置 者 気象庁神戸地方気象台
- (2) 名 称 三木津波地震観測施設
- (3) 設置場所 三木市細川町榎山（NESTA RESORT KOBE 内）
- (4) 稼 働 平成 8 年 4 月から



気象庁は各種地震計を全国に配置し、休むことなく観測を続けている。

こうした観測データは、津波警報・注意報や地震情報に使用されると共に、永年にわたって蓄積され、わが国の地震予知計画の中で、長期的な地震予知に有効な観測資料として重要な役割を果たしている。また、地震防災対策上の重要な観測データとしても各方面で活用されている。

三木市に設置された地震計は、名称を「地震津波早期検知網」という。全国に約 200 箇所設置されており、兵庫県内には、三木市のほか淡路島、美方郡香美町及び加西市に設置されている。

各観測点には、小さな揺れから大きな揺れまで観測できる地震計が設置されており、地震が発生した時には、この装置により観測されたデータが直ちに津波予報実施官署（大阪管区気象台）に送信され、震源やマグニチュードの決定等に利用される。また、送信された震度は、気象庁から防災機関及び報道機関に連絡され、日本全国に放送される。

[問合わせ先] 神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 4 番 3 号

神戸防災合同庁舎

TEL078-122-8907 業務課

2. 三木強震観測施設

(1) 設 置 者 独立行政法人防災科学技術研究所

(2) 名 称 三木強震観測施設

(3) 設 置 場 所 三木市福井字高野 1947 番 2

(4) 稼 働 平成 8 年 4 月



(5) 強震計の役割 地震の際、その地点が時間の経過に従い、どのように振動したかの全体の記録をとることを目的としており、この記録は、地域の被害想定や構造物の耐震設計の利用に用いられる等、今後の地震研究や防災計画の見直し等に利用される。

なお、気象庁による検定を受けた震度計として観測された加速度記録から震度を算出する機能を併せ持っており、算出された震度データは速やかに気象庁に伝送され、気象庁より「三木市福井」の震度として公表される。

(6) 県の計測震度計
設置事業との関係

県では、震災対策の一環として、県全域（41 市町）に計測震度計網を整備することになっているが、防災科学技術研究所が強震計を設置する市町（三木市等 27 箇所）においては、強震計から回線を分岐して震度データを送信する装置を設置することにより、震度が直接入手できるようになる。

また、本市においては、この分岐装置経由のデータを表示する「震度表示盤」を消防本部に設置し、災害時には、この震度表示盤の震度をもとに、消防本部から職員伝連用に用いる「一斉通報システム」を稼働させる。

〔問合わせ先〕 独立行政法人防災科学技術研究所強震観測管理室

茨城県つくば市天王台 3-1

TEL 029-854-4940 FAX 029-854-4941

3. 吉川強震観測施設

(1) 設 置 者 兵庫県危機管理部 災害対策課防災情報班

(2) 名 称 吉川強震観測施設

(3) 設 置 場 所 三木市吉川町吉安 246
(吉川町公民館)

(4) 稼 働 平成 22 年 3 月

(5) 問 合 せ 先 TEL 078-362-9812
FAX 078-362-9911



第3章 災害応急対策

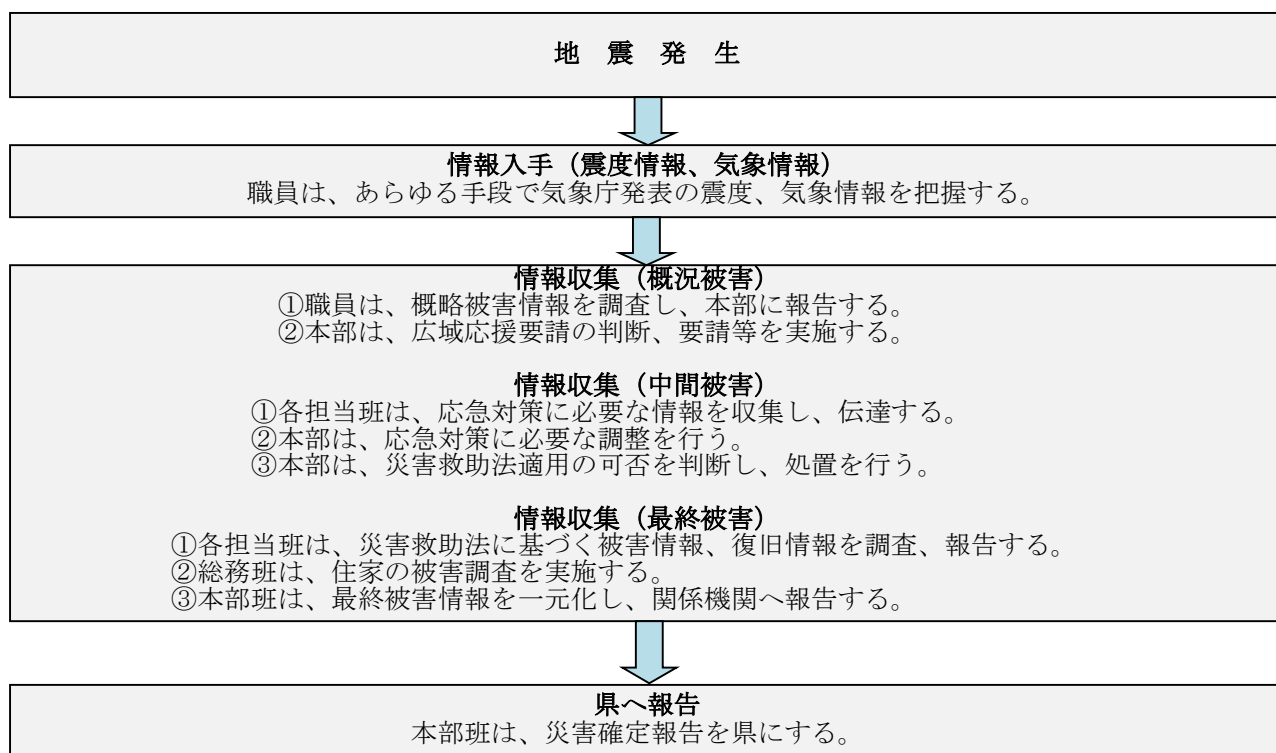
第1節 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

1-1 災害情報の収集、連絡

地震情報の入手	全職員	○ テレビ、ラジオをはじめ、あらゆる手段で気象庁発表の震度を把握する
情報収集（概況被害）	指名された職員	○ 受持ち区域の概略被害情報を調査、報告する
	本部班	○ 広域応援要請等の判断、要請等を実施する
情報収集（中間被害）	各部担当班	○ 応急対策実施に必要な情報を収集、伝達する
	本部班	○ 応急対策実施に必要な調整を行う ○ 災害救助法適用可否の判断、処置を行う
情報収集（最終被害）	各部担当班	○ 災害救助法に基づく救助活動に必要な災害情報、被害情報、復旧情報を調査、集計、報告する
	総務班	○ 地区毎に住家の被害調査を実施する
	本部班	○ 最終被害情報を一元的管理、関係機関へ報告する ○ 最終被害情報の広報を行う
県への災害情報の報告	本部班	○ 緊急報告、災害概況、被害状況、災害確定報告を行う

事前対策

- 地震発生後、三木市内の震度を迅速に把握する体制を準備する。
- 建築物被災度判定結果をもとにした災害救助法適用可否の判断体制を整える。
- 災害が発生した時、又は発生するおそれがある時、三木市内の被害状況を迅速に把握する体制を準備する。
- 住家被害判定マニュアルを整備し、迅速な被災者救済を目指す。



1. 地震情報の収集計画

地震発生後の非常配備体制の基準となる気象庁発表の地震情報をもとに、以下の手順で入手する。

(1) 気象台からの地震情報の入手手順

1) 地震情報の種類・内容等

気象庁（大阪管区気象台、神戸地方気象台）から発表される地震情報は次のとおり。

地震情報の種類等

	情報の種類	情報の内容	発表官署
地震情報	特別警報	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合に発表する。	気象庁
	緊急地震速報	震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された時に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予測される地域に対して発表する。	気象庁
	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合に発表する。	気象庁
	震度速報	震度3以上が観測されている地域を発表する。	大阪管区気象台
	震源震度に関する情報	震度3以上或いは震度2以下でも津波予報を発表した地震について、震源要素と震度3以上が観測された地域の震度を発表する他、大きな揺れが観測された市町村及び震度5弱以上が観測されていると考えられるが何らかの理由で震度情報を入手していない市町村を発表する。また、津波予報の有無も併せて発表する。	
	各地の震度に関する情報	震度1以上が観測された地震について、震源要素と震度1以上が観測された地点を発表するほか、震度5弱以上が観測されていると考えられるが何らかの理由で震度情報を入手していない市町村を発表する。また、津波予報の有無も併せて発表する。	大阪管区気象台又は 神戸地方気象台
	その他の情報	上の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。	

2) 地震情報の通知

本市への地震情報の伝達経路は以下による。

気象庁発表の地震に関する情報系統図



3) 地震情報の入手方法

気象庁発表の地震情報は以下の方法で入手する。ただし、勤務時間外においては、テレビ・ラジオにより気象庁発表の震度を確認する。

① テレビ、ラジオ

地震発生直後は、気象庁（神戸地方気象台）に電話が集中し電話回線が通信不能となることも考えられるため、テレビ、ラジオで速報される気象庁発表の情報を入手するよう努める。

② 兵庫衛星通信ネットワーク

気象庁（神戸地方気象台）発表の情報は、兵庫県を通じて兵庫衛星通信ネットワークを利用し各市町、各消防本部に伝達される。

③ 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム

気象庁（神戸地方気象台）発表の情報は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステムにより各市町に伝達される。

④ 全国瞬時警報システム（Jアラート）

消防庁から有事情報、地震情報（震度 4 以上の揺れを予測した時）、気象警報等が人工衛星を用いて各市町に送信された場合、自動的にFMみっきいの通常放送及び庁内放送に割込んで緊急情報が放送される。また、職員のパソコンにもメール配信される。

⑤ エリアメール（NTT ドコモ）、緊急速報メール（au、ソフトバンク）

震度 4 以上の揺れが予測される地域に対して携帯メールで情報が配信される。

4) 震度情報の伝達

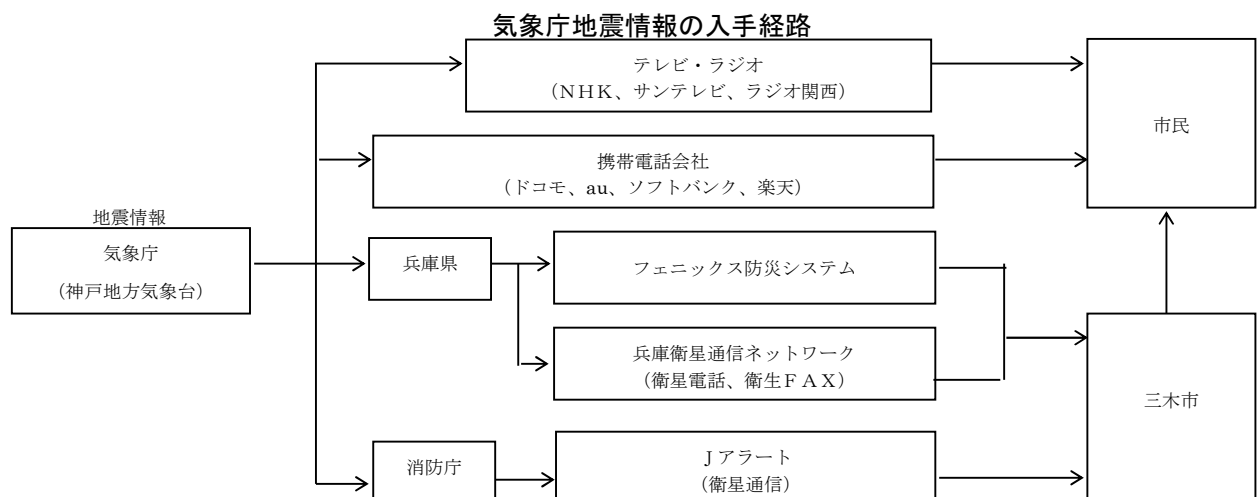
地震を覚知した場合、テレビ、ラジオ及びフェニックス防災システムで情報を確認し、必要に応じて、三木安心安全ネット、FMみっきい等により市民・職員に伝達する。

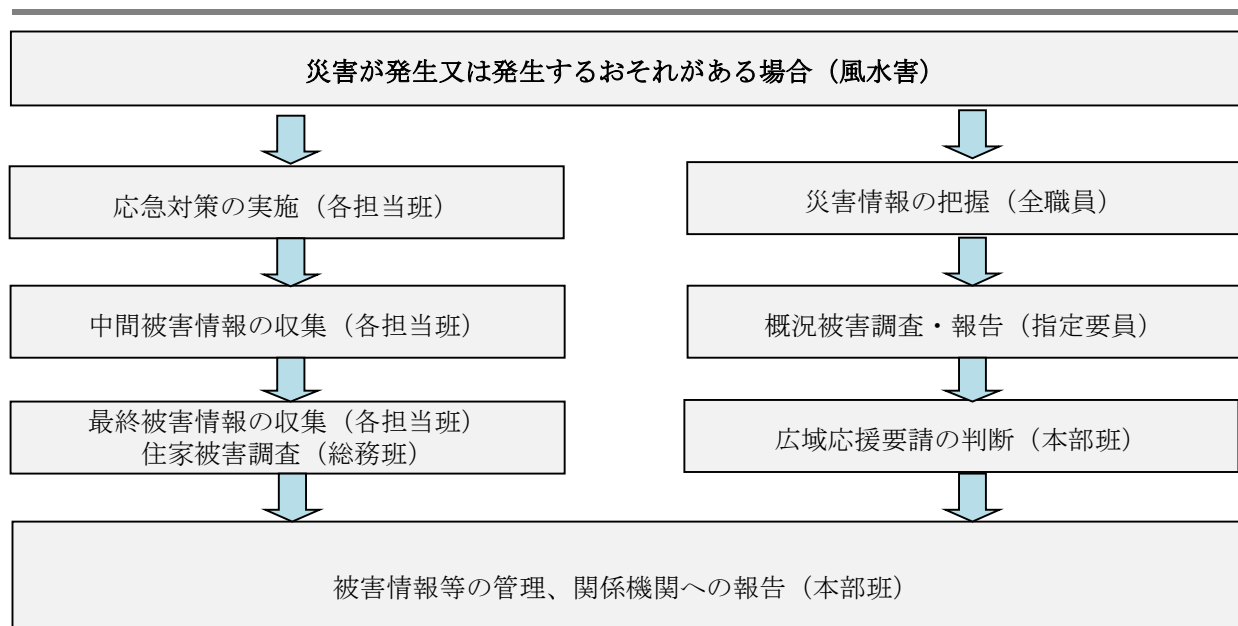
特に、特別警報が発表されたときは、直ちに命を守る行動をとる必要があることから、上記に加え、広報車、ホームページ、テレビのデータ放送、ツイッター、自主防災組織への電話連絡など、あらゆる手段を用いて市民に伝達するものとする。

(2) 情報の一元的管理

災害対策本部が設置された場合、情報班を設置する。

情報班は、地震に関する情報、被害情報、応急対策に関する情報、復旧対策に関する情報等を総合的・一元的に管理する。





2. 風水害情報の収集計画

非常配備体制の基準となる気象庁発表の災害情報をもとに、以下の手順で入手する。

(1) 気象台等からの災害情報の入手手順

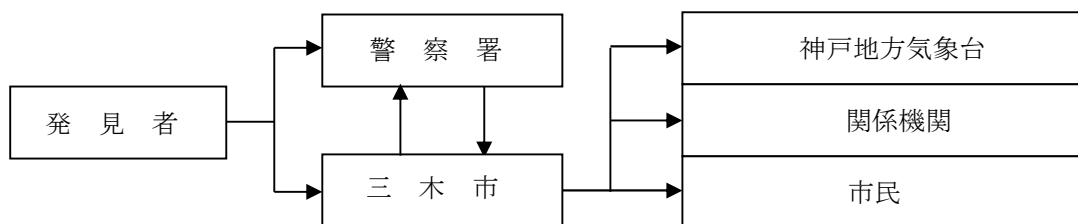
1) 災害情報の種類・内容等

気象庁（大阪管区気象台、神戸地方気象台）から発表される災害情報は、次のとおり。

情報の種類	情報の内容	発表機関又は通報機関	例
注意報	気象等により災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報	神戸地方気象台	大雨(雪)注意報 洪水注意報 竜巻注意報
警報	気象等により重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報	同上	大雨(雪)・暴風(雪)警報 洪水警報
特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想した時。(数十年に1度の豪雨が予想される場合に発表される)	同上	土砂災害警戒情報 他
気象情報	気象の予報等について一般及び関係機関に対して発表する情報の総称で、目的別に分類すると以下のとおり 1. 警報注意報に先立って注意を喚起するためのもの 2. 警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を喚起するもの 3. 数年に1回位の記録的な短時間雨量を観測した時に、降雨程度の把握と降雨状況に対するさらなる注意を喚起するためのもの	同上	台風に関する気象警報 発達する熱帯低気圧に関する情報 大雨に関する情報 記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険と認められる時に県知事に対して行われる通報で、市町が発表する火災警報の基礎資料となる	同上	火災警報 (市町発表)

2) 異常現象発見時の連絡系統図

異常現象発見時の伝達経路は、以下による。



3) 災害情報の入手方法

気象庁発表の災害情報は以下の方法で入手する。ただし、勤務時間外においては、テレビ・ラジオにより気象庁発表の災害情報を確認する。

① Jアラート

気象警報、土砂災害警戒情報、竜巻注意報が人工衛星を用いて各市町に送信され、自動起動により、FMみっきいの通常放送及び庁内放送に割り込んで放送される。また、職員のパソコンにもメール配信される。

② 兵庫衛星通信ネットワーク

気象庁（神戸地方気象台）発表の情報は、兵庫県を通じて兵庫衛星通信ネットワークを利用し各市町、各消防本部に伝達される。

③ 兵庫県災害対応総合情報ネットワーク

気象庁（神戸地方気象台）発表の情報は、兵庫県を通じて兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステムで各市町に伝達される。

④ テレビ、ラジオ

テレビ、ラジオで速報される気象庁発表の情報を入手するよう努める。

⑤ 気象台とのホットライン

災害時に対策を講じる上で必要となる災害情報（台風や大雨等の今後の見通しや警報等の発表、解除の見込み等）は、直接気象台に問い合わせる。

（神戸地方気象台 衛星電話 66-028-982-33）

⑥ 気象防災アドバイザー等の活用

避難指示等を行う際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう準備を整えておく。

4) 気象情報の伝達

気象警報が三木市発令された場合、テレビ、ラジオ及びフェニックス防災端末で情報を確認し、三木安心安全ネット、FMみっきい等により市民・職員に伝達する。

特に、特別警報が発表されたときは、直ちに命を守る行動をとる必要があることから、上記に加え、広報車、ホームページ、テレビのデータ放送、X、自主防災組織への電話連絡など、あらゆる手段を用いて市民に伝達するものとする。

3. 概況被害情報の収集・連絡

(1) 概況被害情報の収集目的

災害発生後（あるいは発生するおそれがある場合）においては、人命の安全確保を第一義的に考え、必要な広域応援要請の判断等のための災害情報及び被害状況の把握に努める。

(2) 概況被害情報の収集要員 地区割り

震度5弱以上の地震が発生した場合、地震による被害情報を収集するため、発生直後、各地区毎（10地区）に予め指名した職員を配置する。

指名された職員は、勤務時間内にあっては市庁舎から、また、勤務時間外においては自宅等から直接公民館等へ自主参集し、その途上において、市内の概略の被害状況を確認するものとする。各公民館等に配置する要員（2名）は次のとおりとする。

概況被害情報の収集要員

施設名	管理者 (館長・所長)	一般職員 (まちづくり担当)	配置人員 計
中央公民館	1	1	2
三木南交流センター	1	1	2
別所町公民館	1	1	2
志染町公民館	1	1	2
細川町公民館	1	1	2
口吉川町公民館	1	1	2
自由が丘公民館	1	1	2
緑が丘町公民館	1	1	2
青山公民館	1	1	2
吉川町公民館	1	1	2
計	10	10	20

(3) 概況被害情報の収集チェックリスト

指名された職員は、概況被害情報チェックリストをもとに、割り当てられた地区の被害情報を調査する。

様式1 (風水害時) 概況被害情報チェックリスト

様式2 (地震時) 概況被害情報チェックリスト

様式3 概況被害情報報告様式

(4) 概況被害情報の伝達方法、内容

各公民館から市災害対策本部への被害情報の伝達は、次の方法による。

- 1) 電話（携帯電話、災害時優先電話、一般電話）、FAX

2) 防災行政無線

伝達内容は、上記チェックリストに基づき行う。

なお、この情報伝達に対応するため、災害対策本部に情報班を設置すると共に、各機器及び要員を配置し受入れ体制を整える。

(5) 他機関への被害情報等の照会

三木市の区域を管轄する防災関係機関から、電話及びFAXにより被害状況を把握する。

4. 中間被害情報の収集、連絡

(1) 中間被害情報の収集の目的

概況被害情報収集の後、最終被害情報が確定するまでの間は、①継続して人命の安全確保、②二次災害防止、③災害救助法適用の判断、④被災者の生活救援のための情報収集を優先的に行う。

(2) 中間被害情報の内容、収集先、手段

1) 中間被害情報の収集・伝達は、迅速・的確な応急活動を実施するためのものであり、以下の項目について、各部の担当班は各計画の定めるところにより実施する。

- ① 救助、救急活動に関する情報収集
- ② 医療活動に関する情報収集
- ③ 消防活動に関する情報収集
- ④ 緊急輸送に関する情報収集
- ⑤ 避難誘導、避難施設に関する情報収集
- ⑥ 応急給水に関する情報収集
- ⑦ 食料供給に関する情報収集
- ⑧ 二次災害防止に関する情報収集

2) 災害救助法の適用に関する情報収集

災害救助法に基づく、り災証明書発行のための住家の被害状況調査は、次項の計画に基づき本格的調査を実施し、本部長（市長）は、結果を基に災害救助法の適用の可否の判断を行う。

5. 最終被害情報の収集、連絡

(1) 最終被害情報の収集目的（災害救助法に基づく確定被害情報）

1) 応急対策活動が終了し本部が廃止されるまでの間は、災害救助法に基づく救助活動を行う上で、必要とする災害情報及び被害情報・復旧情報の把握に努めるものとする。

2) 必要に応じて、県に被害情報を報告する。

(2) 最終被害情報の収集先、収集手段

- 1) 被害調査は、各部の担当班が実施する。
- 2) 特に、住家の被害状況調査は、各地区に調査班を編成し行う。
- 3) 死傷者等については、警察及び医師会又は医療機関に照会し確認する。

① 被害調査班の班分け

三木南・中・北地区、別所地区、志染地区、細川地区、口吉川地区、自由が丘地区、緑が丘地区、

青山地区、吉川地区の 11 地区に分ける。なお、被害状況によっては他部各班の職員の応援を求めるものとする。

- ② 被害調査班の編成は別紙のとおりとする。

参考資料 28 被害調査班編成表

(3) 最終被害情報の集計手順

- 1) 各担当班は、調査及び収集した情報を取りまとめ、所定の様式により災害対策本部の本部班に報告する。
- 2) 本部班は、速やかに総務班に連絡すると共に、本部長に報告する。

様式 4 最終被害情報集計様式

(4) 最終被害情報の連絡先、連絡手段

1) 連絡先

取りまとめた被害情報は、必要に応じて次の機関に連絡する。

- ① 兵庫県災害対策本部
- ② 北播磨県民局
- ③ 三木警察署（警備課）
- ④ 報道機関
- ⑤ 庁内各部課

2) 連絡手段

集計した被害情報は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム及び三木市情報ネットワークシステム、衛星通信、電話、FAX等の通信手段を利用して連絡する。

6. 県への災害情報の報告

(1) 報告基準

以下の種類の災害が発生した時は、県に災害情報を報告する。

- 1) 災害救助法の適用基準に合致する災害。
- 2) 災害対策本部を設置した災害。
- 3) 災害による被害に対して、国から特別な財政的援助を要する災害。
- 4) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害
- 5) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの
- 6) 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(2) 報告系統

市 → 県災害対策北播磨地方本部（北播磨県民局） → 県災害対策本部（県危機管理部災害対策

課) → 内閣総理大臣 (消防庁)

※ 通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣 (消防庁) に対して直接災害情報を報告することとする。ただし、その場合にも県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告することとする。なお、特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県 (災害対策本部、地方本部経由) へ報告する。

(3) 報告手段

原則としてフェニックス防災システムにより報告する。(必要に応じて有線若しくは無線電話又はFAX、衛星通信等も活用する)

(4) 報告内容

1) 緊急報告

①消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報 (電話・来庁を問わない。) が殺到した場合、直ちに消防庁及び県 (災害対策本部、地方本部経由) に対して報告する。

②市は、事務所の周辺の状況をフェニックス防災システム (事務所被害報告の機能を活用) により、県 (災害対策本部、地方本部経由) へ報告する。

2) 災害概況速報

原則として知覚後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で第一報を報告し、その後把握できた範囲から逐次報告する。

なお、震度 5 強以上の地震を観測した場合は、消防庁に対しても直接報告する。

3) 被害状況速報

市は、被害状況を収集し、県が指定した時間に報告する。(重要なものは随時報告)

4) 災害確定報告

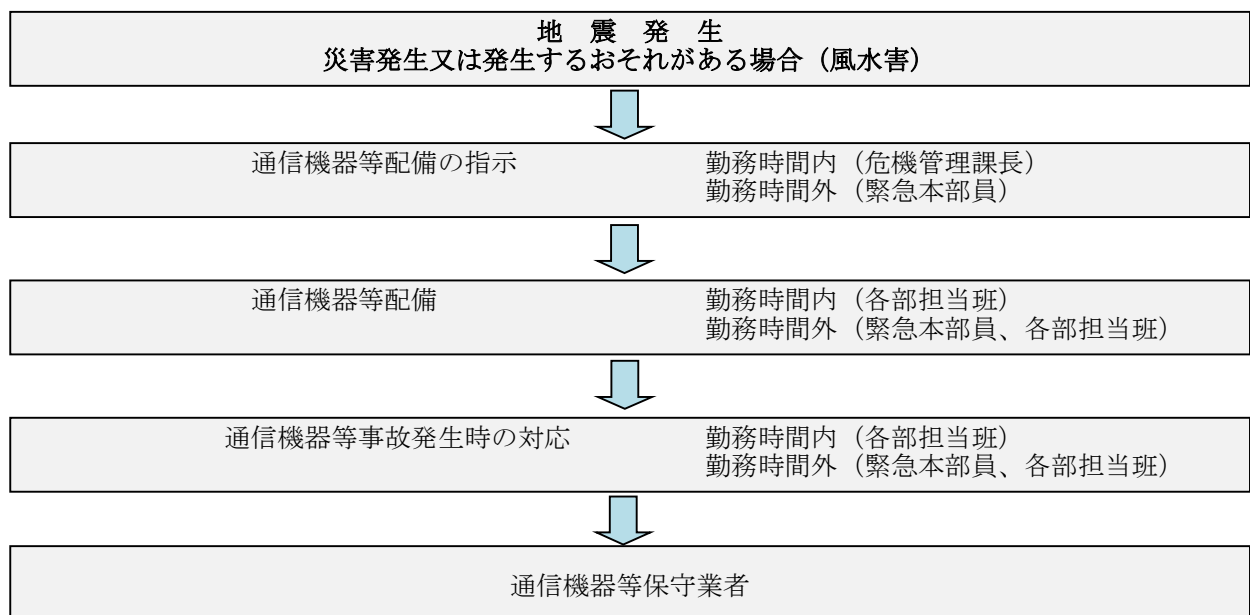
応急措置完了後速やかに県に報告する。

1-2 通信手段の確保

無線等通信手段の開局等の指揮	本部班	○ 勤務時間内における通信機器の開局、配備等の指揮を行う
	緊急本部員	○ 勤務時間外における通信機器の開局、配備等の指揮を行う
無線等通信手段の配備	各部担当班	○ 勤務時間内における所定の場所への通信機器等の配備を行う
	緊急本部員	○ 勤務時間外において登庁した各部担当班と協力して所定の場所へ通信機器等を配備する
事故発生時等の対応	各部担当班	○ 勤務時間内において通信機器等に事故が発生した場合の応急修理等の手配、その間の代替措置の手配を行う
	緊急本部員	○ 勤務時間外において登庁した各部担当班と協力して通信機器等に事故が発生した場合の応急修理等の手配、その間の代替措置の手配を行う

事前対策

- 二重三重の通信ネットワークを整備しバックアップ措置を整える。
- 勤務時間外における通信機器管理体制を整える。
- 防災関連室には、平常時から通信機器の配備を行い初動体制の迅速化を図る。
- 通信機器の故障時に備え平常時から保守業者との連携を図る。



1. 災害対策本部は、地震発生後直ちに通信手段を確保するため、通信手段の機能確認を行うと共に支障が生じた場合、通信手段の復旧を行うため要員を直ちに現場に配置する。

2. 通信手段の確保責任者

災害情報等の通信手段を確保するため、責任者を次のとおり定める。責任者は、地震発生後直ちに定められた手順により無線等通信手段を確保する。

(1) 勤務時間内—危機管理課長

(2) 勤務時間外—緊急本部員（オペレーションの可能な者を任命する。）

3. 通信手段の配置

通信手段の施設、設備は各部担当班が所定の位置に無線等通信機器を配備する。なお、勤務時間外において突発的な災害が発生した場合は、登庁した職員は緊急本部員の指示に従って配備を行う。

無線等通信手段の配置計画

通信手段	設置場所
衛星通信による電話、FAX (兵庫衛星通信ネットワークシステム)	危機管理課 (4 階)、消防本部
防災専用電話	特別会議室、危機管理課 (4 階)、警備員室 (1 階)
県とのホットライン (有線)	危機管理課 (4 階)
衛星携帯電話	危機管理課 (4 階) 2 台、吉川支所 1 台
一般電話、FAX (有線)	各課 (各階)

4. 停電、故障発生時の緊急修理依頼、その他代替措置

通信機器取扱者は、通信機器に事故が発生した場合次の措置をとる。なお、勤務時間外において突発的な災害が発生した場合にあっては、緊急本部員の指示に従って対応する。

- (1) 停電時は、緊急用電源として自家発電装置及びバッテリーを装備する。
- (2) 故障発生時は、各機器装置の保守業者に連絡し修理を依頼する。

関係機関 2 通信機器の保守業者と連絡先
参考資料 29 携帯電話配置先及び番号

5. 災害対策用移動通信機器の確保

市は、災害発生時における応急復旧活動に係る通信機器を確保するため、「総務省所管に属する物品の無償貸与及び譲渡に関する省令」により、一時的に通信手段を補完することで通信の輻輳及び途絶の回避を図る。

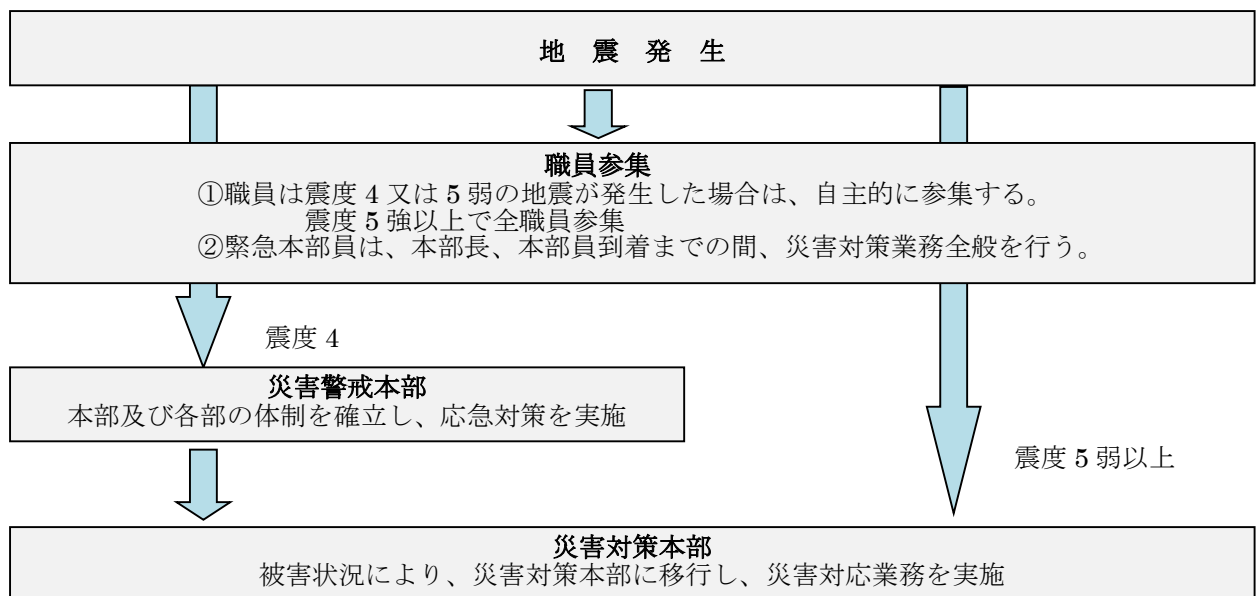
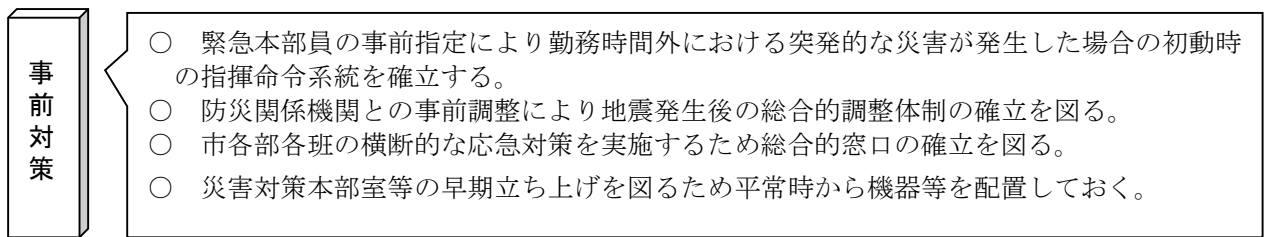
- (1) 依頼先 近畿総合通信局防災対策推進室 TEL 06-6942-8504 FAX 06-6942-1849
- (2) 借受できる機種 衛星携帯電話、MCA 端末、簡易無線機

第2節 活動体制の確立

2-1 災害対策本部の設置と活動体制

2-1-1 災害対策本部の設置と活動体制（地震）

指揮命令権者	本部長（市長）	○ 災害対策全体の意志決定、指揮命令を実施
	緊急本部員	○ 勤務時間外における突発的な災害が発生した場合、本部長（市長）、本部員到着の間災害対策全体の意志決定、指揮命令を実施
応急活動指定要員	指定された各班要員 指定された外部機関	○ 本部班のもとで、震災後の緊急的対策の実施を調整
応急活動総合調整窓口	指定された各班	○ 各班の実施する応急対策の総合的窓口となり、横断的な調整を実施



1. 災害対策本部の体制

(1) 災害対策本部の設置準備

地震発生後、災害対策本部を設置するまでの間、勤務時間内にあつては危機管理課が、勤務時間外に

あつて突発的な災害が起こった場合は予め指名された緊急本部員が地震情報等の収集や災害対策本部設置の準備を行う。

(2) 緊急本部員制度

勤務時間外に震度 4 以上の地震が発生した場合、本部長（市長）が本部到着までの間、本部へ徒歩 15 分以内に出勤可能な職員の中から予め市長が指名した職員は直ちに出勤し、緊急本部員として本部の運用を行う。緊急本部員は本部長の到着後は、その指揮下に入り本部長等を補佐する。

参考資料 30 緊急本部員一覧

(3) 災害対策本部設置の基準

1) 災害警戒本部の設置基準

市内に震度 4 の地震が発生した時、自動的に災害警戒本部を設置する。

警戒本部長	警戒本部員	事務局
総合政策部長	総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、議会事務局長、上下水道部長、教育総務部長、教育振興部長、消防長、秘書広報課長、支所長、危機管理課長	危機管理課

組 織	事務分掌
総合政策部	本部長等との連絡調整、県及び防災関係機関との連絡調整、防災用資機材の準備、気象情報及び災害情報の収集
総務部	職員の動員、車両の調達・確保、市有財産の情報収集
市民生活部	所管施設の情報収集
健康福祉部	所管施設（保険衛生施設）の情報収集
産業振興部	所管施設（農地、ため池）の情報収集、警戒活動の実施
都市整備部	所管施設（河川、道路）の情報収集、警戒活動の実施
上下水道部	所管施設（水道、下水道、農業集落排水）の情報収集、警戒活動の実施
吉川支所	吉川町管内施設の情報収集、警戒活動の実施
教育総務部	所管施設（教育施設、文化財）の情報収集
教育振興部	被害を受けた教職員、園児、児童、生徒の情報収集
消防本部	現場情報の収集

2) 災害対策本部の設置基準

市内に震度 5 弱以上の地震が発生した時、自動的に災害対策本部を設置する。

対策本部長	副本部長	本部員	事務局
-------	------	-----	-----

市 長	副市長	教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、議会事務局長、上下水道部長、教育総務部長、教育振興部長、消防長、秘書広報課長、支所長、危機管理課長	危機管理課
-----	-----	---	-------

(4) 指揮命令責任者

指揮命令責任者は、本部長（市長）とする。ただし、本部長（市長）が不在の場合は、次の順序による。

第 1 順位 石田副市長

第 2 順位 合田副市長

第 3 順位 総合政策部長

(5) 災害対策本部設置時の通知公表

災害対策本部を設置又は廃止したときは、防災関係機関・関係市町及び報道機関等に通知する。

(6) 配備体制

1) 配備体制

- ① 震度 4 以上の地震が発生した場合、職員は自動的に下記の地震配備体制を取る。
- ② 震度 3 以下でも、被害の状況により初動体制を取ることにする。

地震非常配備体制

部	班	事前 配備体制	第 1 号 配備体制	第 2 号 配備体制	第 3 号 配備体制
		警戒宣言発令又は 南海トラフ地震臨時 情報の発表時	震度 4	震度 5 弱	震度 5 強
総合政策部	本部班	12	16	22	所属職員全員
総務部	総務班	1	12	32	所属職員全員
市民生活部	市民班	2	6	18	所属職員全員
	環境班	3	9	22	
健康福祉部	福祉班	4	18	46	所属職員全員
産業振興部	産業班	6	16	28	所属職員全員
都市整備部	都市整備班	7	14	24	所属職員全員
上下水道部	上下水道班	4	9	16	所属職員全員

教育総務部 教育振興部	教育班	6	23	62	所属職員全員
吉川支所	支所班	2	6	9	所属職員全員
消防本部	消防班	23	56	所属職員全員 98	所属職員全員
合計		70	185	377	所属職員全員

2) 配備体制の判断責任者

① 勤務時間内

災害対策本部の配備体制は、本部長（市長）の命による。本部長（市長）が不在の場合は、次の順序による。

第1順位 石田副市長

第2順位 合田副市長

第3順位 総合政策部長

② 勤務時間外における突発的な災害の発生時

ア 緊急に職員を動員する必要がある場合は、本部長（市長）の命により予め指名された緊急本部員が配備体制をとる。

イ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備につくことが出来ないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。

また、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。ただし、災害対策本部員、防災担当職員、緊急本部員等については、直ちに配備につく。

ウ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため各所属に赴くことができないときは、それぞれ予め定めた最寄りの市の機関に赴き、その機関の長の指示に従って職務に従事する。この場合において、各機関の長は、緊急に赴いた職員を把握し、所属長へ連絡する。ただし、災害対策本部員、防災担当職員、緊急本部員等については、直ちに配備につく。

エ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長又は災害対策本部事務局に連絡する。この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに災害対策本部事務局へ報告する。

3) 県との連絡調整

災害が発生した時、県への報告及び連絡調整は次の方法によるものとする。

① 災害時優先電話（NTT回線）

② 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム

③ 衛星通信（兵庫衛星通信ネットワーク）

4) 配備体制の伝達

① 勤務時間内

総務班は、勤務時間内においては、庁内放送又は電話連絡により各班に地震配備体制を伝達する。

② 勤務時間外における突発的な災害の発生時

勤務時間外においては、緊急連絡網による伝達を基本とする。ただし、各職員はテレビ、ラジオ等の情報によって自らが判断し、該当する職員は自主的に参集する。

なお、被災した職員の自主的参集の基準、非常配備体制下での勤務条件等については、別途定めるところによる。

5) 市民への緊急放送

① 庁舎内での緊急放送

本部班は、予め定められた緊急放送文例に基づき、庁内放送を実施する。

様式 6 (地震時) 庁内向け緊急広報文例

② 市民への緊急広報

本部班は各部担当班に指示して、市民への緊急広報を予め定められた緊急広報文例に、基づき、①広報車の拡声器で行うと共に、②報道機関のテレビ、ラジオ、③三木市のホームページ、④三木安全安心ネットを通じて行う。

様式 8 (地震時) 市民向け緊急広報文例

2. 緊急対策時の応急活動指定要員

(1) 市域に震度 4 の地震が発生した場合

市域に震度 4 の地震が発生し災害警戒本部が設置され、必要があると認められた場合、市は以下に示す防災関係機関に要員の派遣を要請する。

(2) 市域に震度 5 弱以上の地震が発生した場合

市域に震度 5 弱以上の地震が発生し災害対策本部が設置された場合、震災直後の被災者救援を目的として、以下に示す防災関係機関は、本部に連絡要員を派遣する。

緊急対策時の応急活動指定要員の体制

防災関係機関	役割	部屋	担当班
(有)ドメイン (株)日立システムズ	1. 情報管理	101 号室	本部班
兵庫県	2. 広域応援要請	402 号室	本部班
警察、自衛隊、他市消防本部	3. 救出救助活動 消火活動	入札室、入札控室 (2 階)	消防本部
医師会	4. 医療救護	職員厚生室	福祉班

商工会議所・農協・協定締結団体等	5. 緊急物資(物資調達) ・緊急輸送 (配送車手配) (交通確保)	中会議室(5階)	産業班
------------------	---	----------	-----

3. 応急対策時の総合調整窓口の設置

- (1) 市域に震度5弱以上の地震が発生または市域に災害が発生し災害対策本部が設置された場合、本部班は必要に応じて各班の応急活動を横断的に調整するため、以下の総合調整窓口の設置を指示する。
- (2) 総合調整窓口の担当班は、応急活動の調整が円滑に行えるようにするため、各課に会議室の確保を図り、応急活動のコーディネートを行う。

応急活動総合窓口の担当班

応急活動項目	担当班
1. ボランティア受入れ	市民班
2. 二次災害防止	都市整備班
3. オープンスペース利用	都市整備班
4. 災害救助法適用に関する事務	福祉班
5. 広報、問い合わせ	本部班
6. 被害情報集計	本部班
7. 避難施設管理	福祉班
8. 被災者救済	福祉班
9. 復旧調整	上下水道班

4. 災害対策本部直轄班の要員

(1) 直轄班要員の事前登録

緊急対策時の応急活動指定要員（市の担当課職員、外部機関の職員）は、事前に登録され、平常時から協力関係にある職員が当たることを原則とする。

(2) 事故発生時の代替要員の事前登録

事前に登録された応急活動指定要員が、災害により被害を受けた場合は、同様に事前に登録された代替要員が業務を行う。

5. 災害対策本部室の運用

(1) 災害対策本部室の配置

災害対策本部室の配置は次のとおりとする。ただし、当該会議室等が被災して使用不能となった場合、三木市立教育センター又は消防庁舎を災害対策本部室とする。なお、災害警戒本部室も同様とする。

災害対策本部室

区 分	室 名
本部会議室	特別会議室
本部室	401号室（危機管理課）、無線室（補助室）

(2) 災害対策本部事務局は危機管理課とする。

(3) 外部機関の専用室配置計画

外部機関の専用室（詰所）は次のとおりとする。

外部機関の専用室

機関	三木警察署	自衛隊	医師会
室名	502 号室	503 号室	504 号室

(4) 必要機器配置計画

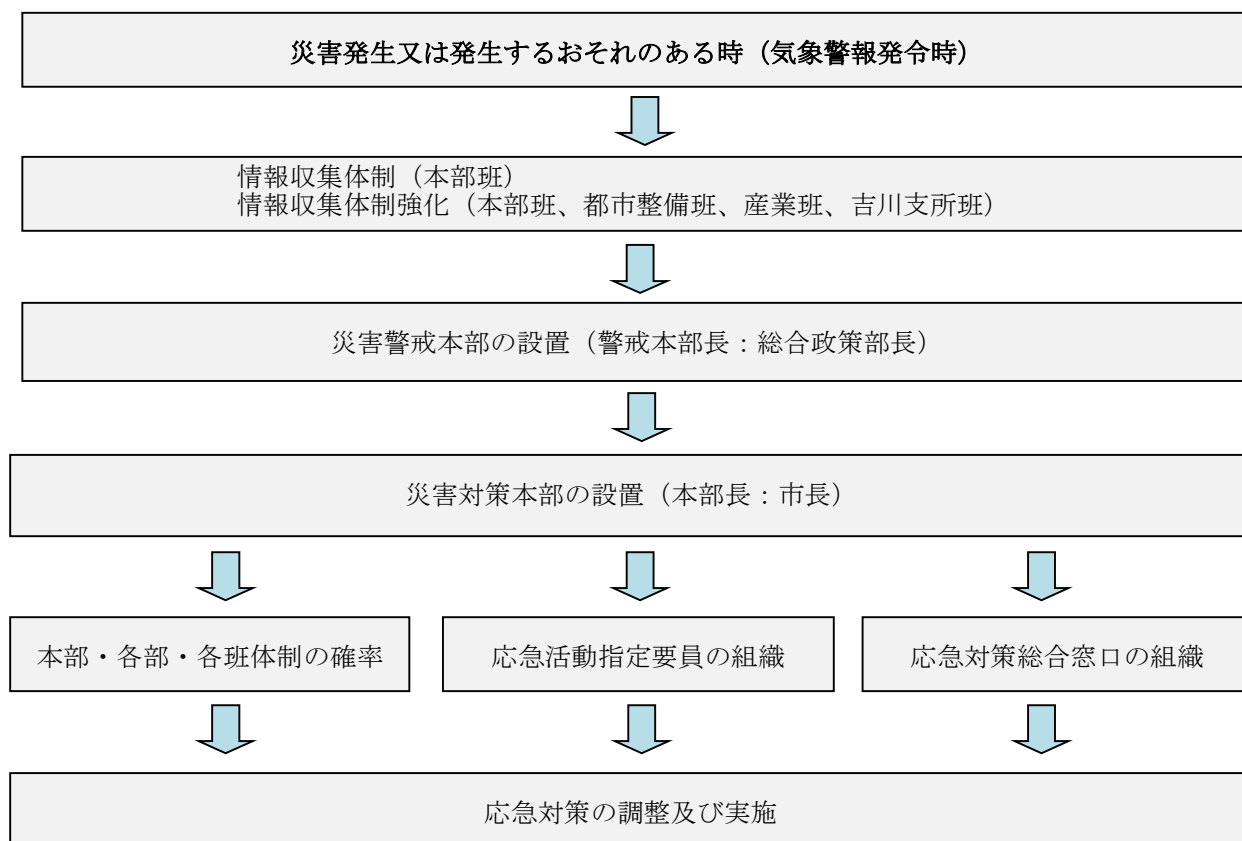
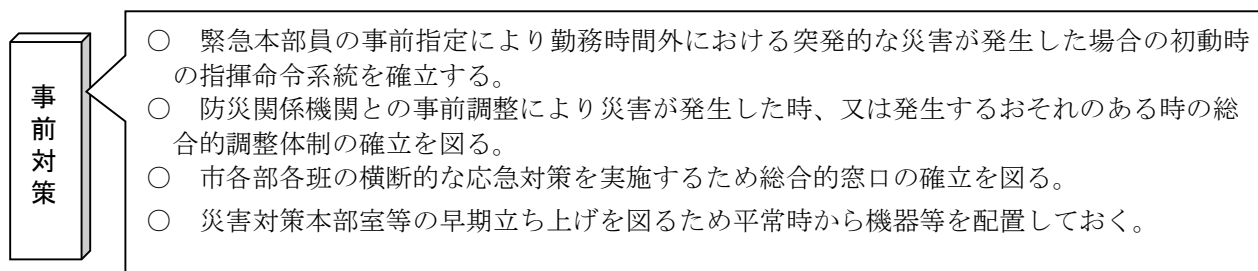
災害対策本部室、災害対策本部事務局には以下の機器を配置する。

必要機器配置計画

区 分	室 名	摘 要
衛星通信（F A X、電話）	401 号室（危機管理課）	
専用電話	特別会議室、401 号室（危機管理課）	
衛星携帯電話	401 号室（危機管理課）	
一般電話	特別会議室、401 号室（危機管理課）	
F A X	401 号室（危機管理課）	

2-1-2 災害対策本部の設置と活動体制（風水害）

指揮命令権者	本部長（市長）	○ 災害対策全体の意志決定、指揮命令を実施
	緊急本部員	○ 勤務時間外における突発的な災害が発生した場合、本部長（市長）、本部員到着の間災害対策全体の意志決定、指揮命令を実施
応急活動指定要員	指定された各班要員 指定された外部機関	○ 本部室のもとで、発災後の緊急的対策の実施を調整
応急活動総合調整窓口	指定された各班	○ 各班の実施する応急対策の総合的窓口となり、横断的な調整を実施



1. 災害対策本部の体制

(1) 情報収集体制

気象警報が発令された時点で危機管理課が情報収集を開始する。

災害が発生するおそれがあるときは、人員を増加して情報収集体制を強化し、災害発生時の緊急対応に備える。

(2) 災害警戒本部の設置

気象状況等により災害発生のおそれが高まり、警戒を強化する必要があるときは、災害警戒本部を設置する。

- 1) 大雨又は洪水警報が発表され、被害が発生するおそれがあり警戒を必要とする時。
- 2) 美囊川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがある時。
- 3) ため池等の水位が最高水位に達するおそれがある時。
- 4) その他、市長が必要と認めた時。

① 組織構成

警戒本部長	警戒本部員	事務局
総合政策部長	総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、議会事務局長、上下水道部長、教育総務部長、教育振興部長、消防長、秘書広報課長、支所長、危機管理課長	危機管理課

② 事務分掌

組 織	事務分掌
総合政策部	本部長等との連絡調整、県及び防災関係機関との連絡調整、防災用資機材の準備、気象情報及び災害情報の収集
総務部	職員の動員、車両の調達・確保、市有財産の情報収集
市民生活部	所管施設の情報収集
健康福祉部	所管施設（保険衛生施設）の情報収集
産業振興部	所管施設（農地、ため池）の情報収集、警戒活動の実施
都市整備部	所管施設（河川、道路）の情報収集、警戒活動の実施
上下水道部	所管施設（水道、下水道、農業集落排水）の情報収集、警戒活動の実施
吉川支所	吉川町管内施設の情報収集、警戒活動の実施
教育総務部	所管施設（教育施設、文化財）の情報収集
教育振興部	被害を受けた教職員、園児、児童、生徒の情報収集
消防本部	現場情報の収集

(3) 災害対策本部の設置

本部長（市長）は、次の場合に災害対策本部を設置する。

- 1) 災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合において、災害の応急対策を実施するため、又は災害応急対策に備える必要があると判断した時。
- 2) その他、不測の事態が生じ、又は生じるおそれがあるため応急対策の必要があると判断した時。

① 組織構成

対策本部長	副本部長	本部員	事務局
市長	副市長	教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、議会事務局長、上下水道部長、教育総務部長、教育振興部長、消防長、秘書広報課長、支所長、危機管理課長	危機管理課

② 事務分掌

災害警戒本部設置時に同じ

(4) 指揮命令責任者

指揮命令責任者は、本部長（市長）とする。ただし、本部長（市長）が不在の場合は、次の順序による。

第1順位 石田副市長

第2順位 合田副市長

第3順位 総合政策部長

(5) 災害対策本部設置時の通知公表方法

災害対策本部を設置又は廃止したときは、防災関係機関・関係市町及び報道機関等に通知する。

2. 緊急対策時の応急活動指定要員直轄班

(1) 市域に災害が発生した場合

市域に災害が発生し災害警戒本部又は災害対策本部が設置され、必要があると認められた場合、市は防災関係機関に要員の派遣を要請する。

(2) 市域に大規模な災害が発生した場合

市域に災害が発生し災害対策本部が設置された場合、災害直後の被災者救援を目的として、防災関係機関は、災害対策本部からの要請がなくても本部に連絡要員を派遣するものとする。

3. 風水害配備体制

(1) 配備体制

災害が発生した場合（又は発生するおそれのある時）、職員は以下の配備体制を取る。

風水害配備体制表

部	班	情報収集 体制	情報収集 体制強化	待機体制	第1号 配備体制	第2号 配備体制	第3号 配備体制
総合政策部	本部班	5	8	12	16	20	所属職員 全員
総務部	総務班		1	2	12	33	所属職員 全員
市民生活部	市民班		1	3	9	21	所属職員 全員
	環境班			3	11	26	
健康福祉部	福祉班			5	21	45	所属職員 全員
産業振興部	産業班		3	8	17	26	所属職員 全員
都市整備部	都市整備班		2	7	15	24	所属職員 全員
上下水道部	上下水道班		1	4	9	20	所属職員 全員
教育総務部 教育振興部	教育班			8	24	55	所属職員 全員
吉川支所	支所班		2	2	6	9	所属職員 全員
消防本部	消防班			23	56	所属職員 全員 89	所属職員 全員
合計		5	18	77	196	368	所属職員 全員

（注）上記配備人員数は、原則的なものであり配備員は状況等を考慮の上、各部長において班員を配備するものとする。

2-2 広域的受援・応援体制

広域応援要請	本部長・本部班	○ 行政機関への広域応援要請の判断、実施を行う
	各部	○ 行政機関への広域応援要請を本部長・本部班に依頼する ○ 関係機関との協定に基づき広域応援要請を実施
広域応援部隊の受入れ	要請依頼した担当班	○ 応援部隊を受け入れる ○ 応援部隊の活動計画を作成する
	総務班	○ 応援部隊の食料、飲料水、宿舎等の不足時の対応を行う
	本部班・総務班	○ 応援部隊等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定して、応援部隊等に対して紹介できるホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。
	本部班	○ 行政機関・関係機関への広域応援要請情報の一括管理・調整を行う ○ 広域応援部隊の活動情報の一括管理、調整を行う
	都市整備班	○ 応援部隊の活動拠点に関するオープンスペース利用の総合的調整を実施する

事前対策

- 広域応援体制について派遣・受入れできる体制を整える。
- 関係団体等との協力体制に関する協定締結を進める。
- 各班は、応援部隊の受入れマニュアルを作成し熟知する。
- 総合的な応援部隊の受入れ、活動拠点の調整体制を確立する。

1. 三木市において大規模な災害が発生した場合には、市単独での対応には限界があり、市外からの応援を有効に活用して応急措置、災害応急対策、復旧・復興などを行うことが重要である。

このため、市外からの応援を円滑に受け入れる体制を早期に確立して、警察、消防、自衛隊、給水隊などの応援部隊、救援物資及びボランティアなどを速やかに受け入れ、効率的かつ効果的な災害対策を行う。

2. 地震等大規模災害が発生し、三木市の被害が比較的軽微であった場合には、速やかに応援体制を確立して甚大な被害を受けた県内市町などへ効率的かつ効果的な応援を行う。

なお、応援職員の派遣にあたっては、職員が現地において円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努め、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮することとする。

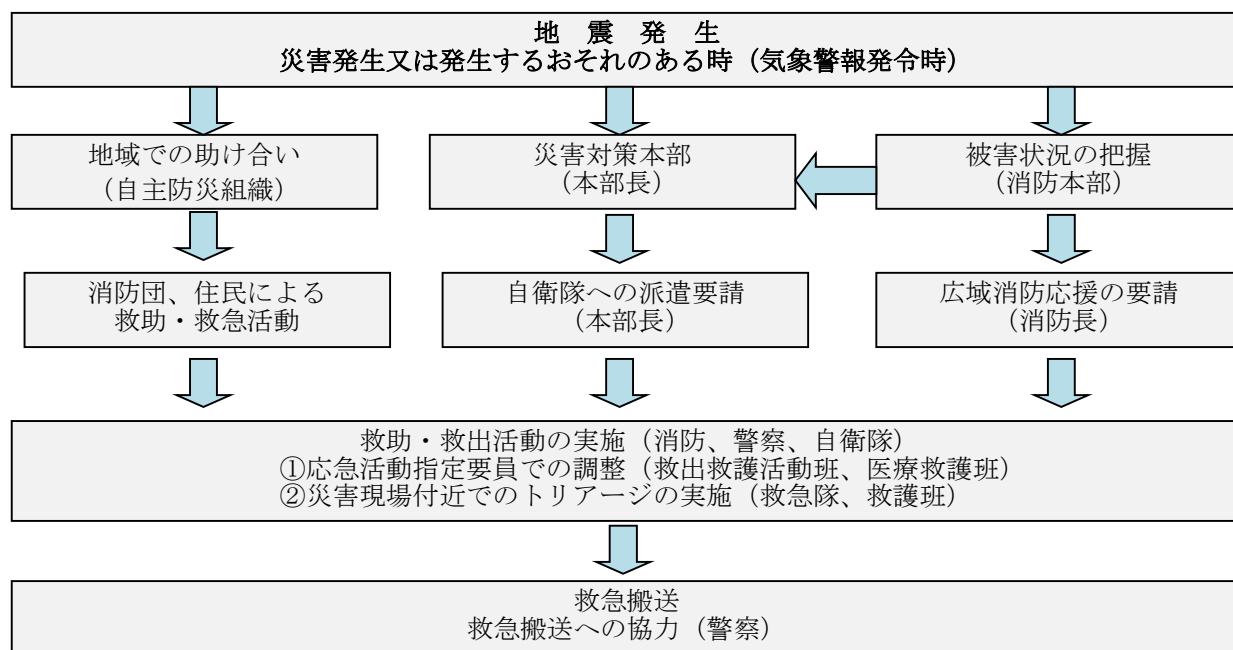
参照：三木市災害時受援・応援計画

第3節 救助、救急、医療及び消防活動

3-1 救助、救急活動

救助、救急活動	本部班	○ 救助、救急活動に関して、防災関係機関と調整する
	応急活動指定要員	○ 救助、救急活動に関する警察、自衛隊との連携
	消防班	○ 救助、救急活動の実施及び情報システムの活用
	消防団	○ 消防本部に協力して救助、救急活動を実施する
	三木警察署	○ 消防本部と連携して救助、救急活動を実施する ○ 傷病者の救急搬送の実施に協力する
	市民 自主防災組織	○ 消防本部に協力して救助、救急活動を行う

事前対策	○ 市民、企業、行政等は、耐震性の低い家屋や構造物の耐震補強を進める。 ○ 自主防災組織による地域コミュニティレベルでの助け合いの仕組みをつくる。 ○ 消防、警察、自衛隊、医療機関等の総合的な救助、救急体制をつくる。 ○ 迅速な広域応援の要請体制と受入れ体制を整備する。
------	--



1. 救助、救急活動の基本方針

- (1) 市域に震度 5 弱以上の地震が発生し、広域的な大規模災害により、集団的に多数の死傷者が発生した場合は、速やかに被害の規模、被災の状況を把握すると共に時期を逸することなく必要に応じて広域消防応援を要請し、警察及び関係機関と連携して可能な限りの施設、資機材を活用し、迅速且つ効果的に救助、救急活動を行う。
- (2) 救助、救急活動に関する警察、自衛隊等との調整は、応急活動指定要員を入札室、入札控室（2 階）に配置して実施する。
- (3) 県等に対する広域的な応援要請、応援部隊の受入れ調整等は、本部班・総務班が実施する。

2. 救助、救急活動の原則

- (1) 救助は緊急に治療を必要とするものを優先救出し、建設機械及び特殊器材を使用しないで救出可能な時は、消防団、自主防災組織及び付近の市民に協力を求めて救出活動を行う。
- (2) 火災現場付近の救出を優先する。
- (3) 救急搬送は、緊急度の高いものを優先する。
- (4) 傷病者が多数発生している場合は、安全な場所に現場救護所を設置し、傷病者のトリアージ（負傷者選別）を行い、搬送順を決定する。（3-2 医療活動参照）
- (5) 傷病者の救急搬送に当たっては、軽傷者の割込みを防止するため現場の警察官等に協力を求める。

3. 救助活動の基本

- (1) 現場指揮者は、被災地域内の倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。
- (2) 被災家屋多発地帯及び学校、病院、その他多数の人が集合する場所等を重点に行う。
- (3) 現場指揮者は、救助、救急に当たっては、市職員、警察官、医療関係者、消防団、自主防災組織、市民ボランティア等可能な人員を活用し、負傷者の救出、救護に全力をあげる。
- (4) 救出した負傷者は、応急処置を施し、救急隊、救護班に引き継ぐか、利用可能な車両の提供を求め速やかに医療機関に収容する。
- (5) 現場指揮者は、直接現場確認を行い、救出の優先順位を毅然として決定する。

4. 救助活動の要領

- (1) 現場到着と同時に、要救助者の所在、人数等の確認を全力で行う。
- (2) 人命救助は、現場周囲の状況を把握し、火災、土砂の崩壊、流出、建物倒壊等による二次災害の防止に努める。
- (3) 救助、救出活動は、要救助者の身体に資機材等による損傷を与えないよう、慎重に行う。
- (4) 障害のある場合は、危険の大きい障害から除去し、隊員の安全を確保しつつ、要救助者の生命、身体に影響のある障害を除去する。
- (5) 必要に応じて、建設機械等を活用し、早期救出を図る。
- (6) 火災の発生に備えて消火器等を準備し、火災が発生した場合は、全力で消火する。
- (7) 必要に応じて、救命索発射銃、救命ボート、救命胴衣等を活用し要救助者の救出を図る。
- (8) 必要な場合は、救出作業に優先又は並行して、要救助者の気道確保や心肺蘇生等の救命処置を行う。
- (9) 救出作業に長時間を要する時は、要救助者の心理状況及び求め等に配慮し、安心感を与えると共に、苦痛の軽減を図る。
- (10) ガス、水道の地中埋設物及び危険物の流出、有毒ガスの発生に注意する。

様式 12 トリアージタグ

様式 13 即報板

様式 14 記録集計表

様式 15	事前措置指示（警告）書
参考資料 31	消防部隊編成表
参考資料 32	消防部隊各隊の役割
参考資料 33	救助、救急用車輛及び機器一覧表
参考資料 34	救急救助対策組織総括表

3-2 医療活動

北播磨総合医療センターは、三木市及び小野市の市民病院的役割を担うことから、医師会と共に災害対策本部と連携しながら災害対応する。

医療救護 コーディネート	医師会長	○ 災害対策本部において救護の指揮をとる
	健康福祉班	○ 医療救護コーディネート班の担当として、消防、警察、自衛隊との調整を実施する
	本部班 北播磨総合医療センター	○ 市の災害対策本部（本部班）からの要請により、北播磨総合医療センターが、以下の業務を行う。 ・DMA Tの派遣要請 ・協定に基づく医療救護チームの派遣、患者の受入れ、応急医薬品の調達要請 ・協定に基づく、医療用機材の調達の県への要請 ・協定に基づく、相互応援の実施
救護班	医師会	○ 救護班を編成し、救護活動に当たる。 ○ 市内の医療ボランティアに応援を要請する。
	北播磨総合医療センター	○ 救護班を編成し、救護活動に当たる。 ○ DMA T及び応援を受けた医療救護チームの活動の調整
救急搬送	消防班	○ 救急搬送の広域応援を要請する。 ○ 救急搬送用ヘリポートを指定する。

事前対策

- 医療救護コーディネート班の活動を防災訓練等により習熟する。
- 救護班が用いる救急医療セットの準備を図る。
- 市内の医療ボランティアの育成と訓練を行う。
- 市内病院に対し救急搬送用ヘリコプターの利用計画の習熟を図る。
- 他市町の基幹病院との広域相互応援計画に基づき訓練を実施する。
- 医薬品、医療用資機材調達のため関係業界との協定締結を進める。

地震発生
災害発生又は発生するおそれのある時（気象警報発令時）



医療コーディネート班編成
(医師会長、北播磨総合医療センター、福祉班)



本部長へ広域応援要請

- ・医療救護班の派遣要請
- ・救急搬送広域応援要請
(救急用ヘリポートの指定)
- ・医薬品、資器材の調達要請
- ・医療施設への応援協力要請



救護班編成
(医師会、北播磨総合医療センター)



救護所の設置
(救護班)



医療機関へ収容

1. 初期救急医療体制

災害が発生した時、市は次の方法により市民の医療及び助産に必要な救護を図る。

(1) 医療救護コーディネート班の設置

- 1) 震度 5 弱以上の地震が発生し、多数の傷病者の発生が予測される時は、医師会長は災害対策本部において救護の指揮をとる。
- 2) 医療救護コーディネート班には、福祉班、北播磨総合医療センターの要員が担当課となり、消防、警察、自衛隊等の関係機関との調整を実施する。
- 3) 医療救護コーディネート班は、職員厚生室に設置する。

(2) 救護班の編成

医師会及び北播磨医療センター等の協力を得て、医師 1 人、保健師又は看護師 2 人、事務員 2 人、計 5 名の救護班を編成する。この際医師が班長となるとともに必要に応じて助産師を加える。

(3) 応援要請

- 1) 市の救護班のみでは応急対策が困難である場合は、市長、医師会長、北播磨総合医療センター病院長、加東健康福祉事務所が協議の上、近隣市町及び県知事に対して医療救護班の救援を要請する。

(4) 救護所の設置

救護班は必要に応じて、災害対策本部と連絡調整の上、被災地付近の市立小・中学校、公民館等公共施設に臨時の救護所を開設する。なお、被災者を医療機関に収容する必要がある時は、最寄りの医療機関に迅速に収容する。

参考資料 35 現場救護所開設基準及び業務分担表（参考）

参考資料 36 収容施設

(5) 医師会の救護隊編成表

関係機関 3 市内医療機関

(6) 医療助産に必要な携行資材の補給方法

救護班は、医師又は救護隊長と協議の上、救護班の携行資材を決定する。この際、必要に応じて医師会、薬剤師会に協力を要請する。

(7) 医療助産の基準及び範囲

- 1) 医療の範囲は次のとおりとする。
 - ① 診療（傷病者の重症度の判定）
 - ② 薬剤、治療材料の支給
 - ③ 処置、手術その他の治療及び施術
 - ④ 病院又は診療所への収容

⑤ 看護

(8) 活動内容

救護活動は概ね次に定めるとおりとする。

- 1) 傷病者の重症度の判定（トリアージタグの作成）
- 2) 救急救命医療の実施
- 3) 後方医療施設への移送指示
- 4) 助産活動
- 5) 遺体の検案（7-3 遺体の処理計画参照）

(9) 被災者搬送体制

救護活動における被災者搬送体制

区分	位置付け	施設名	所在地	電話番号	
医療救護拠点	統括	総合保健福祉センター 〃（医師会事務局）	大塚 1 丁目 6－40	86-0900	
		86-0012			
		吉川健康福祉センター	吉川町大沢 412	72-2210	
初期救護	軽傷及び 応急処置	救 護 所	三樹小学校体育館	末広 1 丁目 10－8	82-3169
			三木小学校体育館	大塚 2 丁目 4－39	82-0341
			三木中学校体育館	末広 2 丁目 5－12	82-0404
			広野小学校体育館	志染町広野 2 丁目 107－1	85-3000
			別所中学校体育館	別所町東這田 598－1	82-0547
			志染小学校体育館	志染町御坂 586	87-3224
			豊地小学校体育館	細川町豊地 196	86-2224
			口吉川小学校 体育館	口吉川町殿畑 666	88-0224
			緑が丘小学校 体育館	緑が丘町西 1 丁目 10－8	84-0744
			自由が丘小学校 体育館	志染町中自由が丘 3 丁目 70	85-1300
			吉川中学校体育館	吉川町大沢 2	72-0142
			旧上吉川小学校 体育館	吉川町前田 1005	82-2000
			旧東吉川小学校 体育館	吉川町市野瀬 430	82-2000
			吉川小学校 体育館	吉川町みなぎ台 1 丁目 31－3	76-5640
二次救護 （後方医療施設）	重症及び 緊急治療	北播磨総合医療センター	小野市市場町 926-250	88-8800	
		服部病院	大塚 218－3	82-2550	
		ときわ病院	志染町広野 5－271	85-2304	
		三木山陽病院	志染町吉田 1213－1	85-3061	
		吉川病院	吉川町稲田 1-2	72-0063	
県災害拠点 病院	重症及び 緊急治療	西脇市立西脇病院	西脇市下戸田 652-1	0795-22-0111	

上記の搬送体制でなお医療救護の万全が得られない時は、本部長（市長）に応援要請を依頼する。

応援要請先

要 請 先	電 話 番 号
兵庫県健康福祉部健康局医務課	078 (362) 3303
日本赤十字社兵庫県支部	078 (241) 9889
陸上自衛隊第八高射特科群	0794 (66) 7301 内 235～239
兵庫県医師会	078 (371) 4114

(10) 医療ボランティア

- 1) 医療スタッフの不足に対応するため、医療ボランティア登録制度を設ける。
- 2) 医療ボランティアへの要請が必要となった時は、医師会が応援要請を行うこととし、救護隊長の指揮命令のもと救護活動に従事する。
- 3) 医療ボランティアを公募する場合の方法は、「13-1 ボランティアの受入れ計画」に基づいて実施する。

(11) 助産

1) 助産の対象者

災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩したものであって災害のため助産の途を失ったもの。

2) 助産の範囲

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

3) 助産の方法

助産の方法は、救護班又は助産師によるほか、北播磨総合医療センター又は一般の医療機関において行うものとする。

4) 助産の応援要請等

医療救護の応援要請等に準ずる。

2. 医薬品、医療用資機材の備蓄、調達計画

(1) 医薬品、医療用資機材の備蓄

三木市総合保健福祉センターに震災時における応急医療活動を円滑に実施するため備蓄センターを設け、予め医薬品、医療用資機材の備蓄を推進する。

(2) 救援物資による医薬品等の調達、管理

- 1) 三木市総合保健福祉センターに救援物資による医薬品を集積し、センター所長がこれを管理する。
- 2) 救援物資による医薬品は、医師又は救護隊長の指示要請により、消防本部が救護所又は必要な場所へ搬送し、救護班が使用する。

(3) 震災時の医薬品等の調達

震災時の応急医療活動に必要な医薬品や医療資機材は、まず各医療機関の在庫や備蓄を使用する。大

量の負傷者等が発生し在庫や備蓄では対応できない場合は、本部長（市長）は事前に協定を締結している医薬品卸協同組合等へ医薬品、医療用資機材の調達を要請する。

また、本部長（市長）は、必要に応じ県知事に対して医薬品等の救援を要請する。

関係機関 5 院外処方箋応需薬局リスト

3. 兵庫県南部ドクターヘリの運用

（１）ドクターヘリとは、医療機器を搭載し、医師・看護師が乗り込んで患者のもとに急行し、病院等に搬送する間に救命医療を施すことのできる救急ヘリコプターであり、短時間で患者に接触できるため、救命率の向上を図ることができる。

- １）運行範囲：播磨地域全域及び篠山市
- ２）運行時間帯：８時３０分頃から日没まで（夜間は運行しない）
- ３）基地病院：県立加古川医療センター

準基地病院：県立はりま姫路総合医療センター（姫路市）

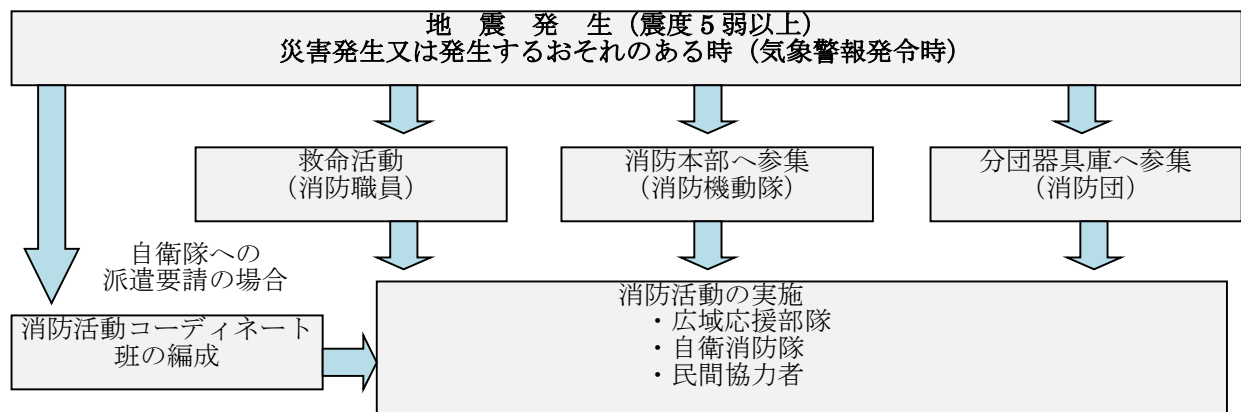
（２）ドクターヘリコプターの臨時離着陸場

番号	施設名	番号	施設名	番号	施設名
1	三木山総合公園（野球場）	13	三樹小学校	25	自由が丘東小学校
2	三木グリーンパーク	14	平田小学校	26	広野小学校
3	緑が丘スポーツ公園	15	三木小学校	27	吉川小学校
4	NESTA RESORT KOBE 第3駐車場	16	別所小学校	28	別所中学校
5	兵庫県広域防災センター	17	志染小学校	29	緑が丘中学校
6	山陽自動車道（上り線） 三木サービスエリア	18	豊地小学校	30	自由が丘中学校
7	吉川総合公園 多目的グラウンド	19	口吉川小学校	31	吉川中学校
8	吉川総合公園 操法練習場	20	緑が丘小学校	32	消防本部
9	県立吉川高等学校	21	緑が丘東小学校		
10	ともえ運動公園	22	自由が丘小学校		
11	三甲ゴルフ倶楽部	23	三木中学校		
12	オリムピック ゴルフ倶楽部	24	三木東中学校		

3-3 消防活動

災害対策本部での調整	消防本部	○ 消防活動コーディネート班を設置し、自衛隊等との調整を行う
消防活動	消防本部	○ 消火活動を行う
	消防団	○ 消防本部と協力して消火活動を行う
	自衛消防隊、民間協力者	○ 消防本部に協力して、消防活動を行う
広域応援	消防長	○ 協定に基づく広域応援要請を行う ○ 協定に基づきヘリコプターの応援要請を行う

事前対策	○ 市民による初期消火活動及び避難の体制を整え、訓練により習熟する。 ○ 災害発生時又は災害発生の恐れがあるときに迅速に対応できる消防活動計画を作成する。 ○ 消防団、自衛消防隊との連携体制を確立する。 ○ 広域消防応援の訓練を実施し、迅速な応援体制を確立する。
------	--



1. 震災時の警防計画

(1) 災害対策本部における調整

- 1) 災害対策本部が設置され、自衛隊への派遣要請がなされた場合、消防本部は消防活動のコーディネート班を設置し、自衛隊、その他の関係機関との調整に当たる。
- 2) 消防活動のコーディネート班は、入札室、入札控室（2階）に設置する。

(2) 警備体制

- 1) 市域に震度5弱以上の地震が発生した場合、消防職員は直ちに特命出動する。
また、市域に風水害等による災害が発生した場合、災害出動区分表に基づき、消防隊員の動員を図る。
- 2) 勤務時間外、外部出向中の消防職員は、別命を待たずに所属消防署に参集する。

(3) 消防活動の基本

- 1) 被災者及び消防活動要員の人命尊重主義に徹する。

-
- 2) 消防力を効率的に運用し人命の安全確保と被害の軽減を図る。
 - 3) 消防機関は、地域の自主防災組織と連携をとり初期消火活動を行う。
 - 4) 市街地火災の消火活動を最優先する。
 - 5) 火災出動途上に救助を要請された場合は、小隊長は状況確認の上応援出動を求めると共に付近住民の協力を得て隊員数名に救助活動に当たらせ、本隊は消火活動に向かう。
 - 6) 危険箇所に警戒班を配置し、増水等の状況を詳細に把握する。
 - 7) 設備及び物件等が人命あるいは施設に重大な危険を及ぼすと認めた時は、管理者等に保全、撤去等被害の未然防止措置を指示する。
 - 8) 利用可能な資機材を活用して適応した水防工法を臨機応変に行う。
 - 9) 災害の規模、被災の状況を把握し、速やかに広域的な応援部隊の派遣要請を行う。

(4) 消防活動の要領

消防力を効率的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るため次の要領により消防活動を行う。

- 1) 人命の安全を優先した避難地、避難路の安全確保を行う。
- 2) 重要且つ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。
- 3) 市街地への延焼火災の消火活動を優先に行う。
- 4) 文化財建造物及び重要対象物の保護を優先に活動する。
- 5) 消防水利の確保に努める。
- 6) 現消防力では、対応が困難と判断した時は、兵庫県広域消防相互応援協定等に基づき応援消防隊の派遣を要請する。
- 7) 迅速且つ円滑な消防活動支援を行うため、警察及びガス、電気、電話等の各関係機関との連携、協力に万全を期す。

(5) 災害現場活動の要領

- 1) 人命保護及び災害応急対策に必要と認めた時は、直ちに警戒区域を設定して立ち入りを禁止すると共に、区域内の市民を速やかに避難させる。
- 2) 水防工法は、危険切迫の度合、消防力、資機材等を考慮し、防御可能なものを選択する。
- 3) 危険度の増大、損壊の状態に対処し得る消防力を結集する。
- 4) 一定地域に対して、「高齢者等避難」又は「避難指示」が発令された時は、直ちに地域内市民に必要な事項を伝達する。
- 5) 災害現場の状況及び水防活動場所等により、必要な安全管理を厳重に行う。

参考資料 37 消防署配備体制

参考資料 38 通信統制

参考資料 39 木造密集地、住宅密集地、重要対象物、消防活動拠点

2. 消防団の活動

(1) 配備体制

- 1) 消防団機動分団（隊）は、別命のない限り消防本部へ可能な限りの人員をもって参集し、初動時編成に加わる。
- 2) 震度 5 弱以上の地震が発生した場合または、非常招集の発令を受けた消防団各分団（隊）は、速やかに各地区分団班の器具庫に参集し、活動隊として配備体制につくものとする。
- 3) 出勤区分については、「三木市消防団活動要綱」の定めによる。

(2) 出火の防止

- 1) 火災の発生が予測される場合は、付近の住民に対し出火の防止と飛び火の警戒を呼びかける。
- 2) 火災警報が発令された場合には、付近住民に対して広報活動等により火災予防を呼びかけ、また、火の使用制限を行う。

(3) 消火活動

- 1) 火災を覚知した場合は、自主防災組織、地域住民と協力連携して初期消火に全力をあげる。
- 2) 単独又は消防署の隊と協力して消火活動を行う。

(4) 情報の収集

- 1) 各分団、班毎に指定された担当者等により、発生初期における火災等の状況を消防本部に通報する。
- 2) 道路障害、救急事象も同様とする。

(5) 救助、救急

要救助者の救助、救出と負傷者に対する応急処置及び安全な場所への搬送を行う。

(6) 避難誘導

高齢者等避難及び避難指示があった時は、これを住民に伝達するとともに消防署現場指揮者と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

参考資料 40 異常時火災防御計画

参考資料 41 応援ルート

参考資料 42 即時応援

参考資料 43 兵庫県広域消防応援協力を求める地域代表消防本部ならびに代行消防本部

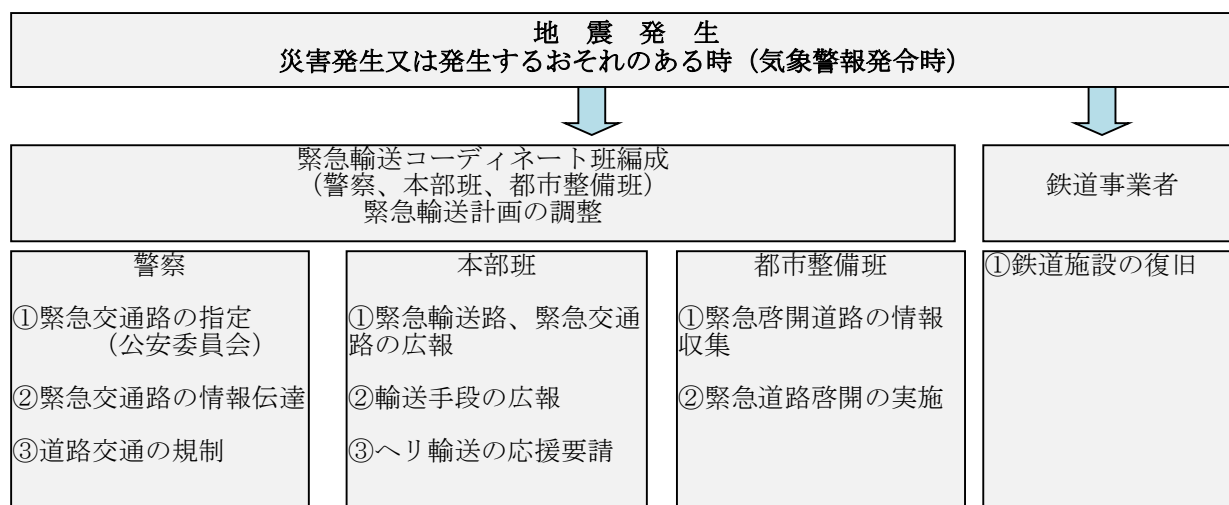
参考資料 44 広域航空消防応援

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

4-1 交通の確保、緊急輸送活動

緊急輸送活動	三木警察署 本部班 都市整備班	○ 緊急輸送に関する交通規制、物資等配送車の確保、交通の確保、緊急道路啓開等の総合的な調整を実施する
	兵庫県公安委員会	○ 緊急交通路を指定し、緊急車両以外の通行を制限する
	本部班	○ 緊急輸送路、緊急交通路の情報を市民に提供する
交通規制	三木警察署	○ 災害時の道路交通規制を実施する
交通の確保	本部班	○ 兵庫県に対してヘリコプターによる輸送を要請する
	都市整備班	○ 緊急道路啓開を実施する
	鉄道事業者	○ 鉄道施設の早期復旧を図る

事前対策	○ 緊急輸送に関する総合的な調整体制を平常時からつくり、訓練を行う。 ○ 市民に対して、緊急輸送路等の交通規制の必要性を啓発し、理解を求める。 ○ 道路輸送、航空輸送、鉄道輸送の総合的な緊急輸送を計画する。 ○ 道路啓開のため、建設業協会、自動車整備振興会等との協力体制を確立する。
------	--



1. 災害対策本部における調整

(1) 緊急輸送路の指定のための調整

1) 緊急輸送コーディネート班

- ① 三木警察署は、災害対策本部が設置された場合、緊急輸送に関する総合的なコーディネートを実施するために調整要員を災害対策本部へ派遣する。
- ② 本部班は物資等配送車の担当、都市整備班は交通確保、緊急道路啓開の担当となり、関係機関との総合的な調整を実施する。
- ③ 緊急輸送コーディネート班を中会議室（5階）に設置する。

2) 緊急輸送コーディネート班の調整事項

緊急輸送コーディネート班は、以下の優先順位で緊急輸送について調整する。

① 第1段階

- ア 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等の人命救助に必要な人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 市の災害対策要員、情報通信、電気・ガス・上下水道施設の保安要員及び物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- ア 第1段階の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 負傷者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- ア 第1段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3) 緊急輸送路指定路線

県が指定する緊急輸送路指定路線は、以下の14路線である。

中国自動車道	山陽自動車道	舞鶴若狭自動車道	一般国道175号線
一般国道428号線	主要地方道西脇三田線	主要地方道加古川三田線	主要地方道神戸三木線
主要地方道三木三田線	主要地方道平野三木線	主要地方道神戸加東線	市道府内大村線
市道三木山幹線	市道大虎線		

4) 緊急交通路の決定

緊急交通路の決定の手続きについては、県警察本部の計画による。

(2) 緊急輸送路及び緊急交通路情報の広報

1) 市民への広報

- ① 災害時において物資の緊急輸送路、緊急交通路を確保するため、本部班は市民に対して、不要な自家用車等の使用をさけるよう広報を実施する。(広報文例の事前作成)
- ② 警察による広報は、県警察本部の指定手続きによる。

2) マスコミへの情報提供

県警察本部が警察庁と協議の上、情報提供を行う。

2. 災害時の道路交通規制

地震発生後、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送路として確保するため、一般車両の通行禁止等の

交通規制を直ちに実施する。

(1) 陸上交通の確保

道路管理者及び公安委員会は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

三木警察署、国道、県道等の道路管理者及び災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとる。

(2) 陸上交通確保の基本方針

1) 道路法（第 46 条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊・決壊その他の事由により、危険であると認める場合においては、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

2) 被災地域への流入抑制

県警察本部は、次により避難路及び緊急交通路を優先的に確保する。

- ① 県警察本部は、緊急交通路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する。
- ② 県警察本部は、流入抑制のための交通整理、交通規制を行う場合、関係都道府県と連絡を取る。
- ③ 県警察本部は、流入規制を実施する際、被災地周辺の警察と共に周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。
- ④ 県警察本部は、高速自動車道については、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。
- ⑤ 現場警察官又は警察署長・高速道路警察隊長は、災害対策基本法に基づく交通規制がなされていない場合は、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施する。

3) 災害対策基本法に基づく交通規制

災害応急対策期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保が重要であり、公安委員会は、道路交通の実態を迅速に把握し災害対策基本法 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制を迅速に実施する。

4) 道路交通法に基づく交通規制

復旧・復興期は、感染症対策、医療活動、被災者への生活物資の補給、ガス、電気、上下水道等のライフラインの復旧などの活動が本格化し、これに並行して道路の補修等も進み、復興物資等の輸送が活性化することから、公安委員会は、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切替える。

この際、県公安委員会は、広域交通規制についても再検討を行い、規制の強化又は段階的な規制緩和や除外車両の取扱い等、地域のニーズを把握しながら適正に交通規制の見直しを行う。

3. 地震発生時の道路交通規制等

被災地内の円滑な交通の確保を図るため、次の区分により速やかに歩行者又は車両に対する必要な規制等を行う。

(1) 被災地内の交通規制

実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により、危険であると認められる時。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。	道路法 第 46 条第 1 項
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他の交通の安全を図るため必要があると認められる時。 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認める時。	道路交通法 第 4 条第 1 項 災害対策基本法 第 76 条
警 察 署 長	道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑な交通の確保を図る必要があると認める時。	道路交通法 第 5 条第 1 項
警 察 官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合。	道路交通法 第 6 条第 4 項

(2) 通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行確保のため、警察官、自衛官、消防吏員及び道路管理者は、次のとおり必要な措置等を実施する。

実施責任者	範 囲	根拠法
警 察 官	1 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わない時又は相手が現場にいない時、やむを得ない限度において車両その他物件を破損することができる。	災害対策基本法 第 76 条の 3
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官が現場にいない時、上記措置を自ら行うことができる。	
道路管理者	1 通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わない時又は相手が現場にいない時、やむを得ない限度において車両その他物件を破損することができる。 3 必要に応じて、他人の土地の一部を使用し、障害物を処分することができる。	災害対策基本法 第 76 条の 6

4. 交通規制等情報の伝達手段

交通規制を行った時は、次の措置を講じ、一般に周知する。

- (1) 現場の主要地点に警察官の配置を要請する。
- (2) 標識、看板、報道機関等により一般住民に広報を行う。

5. 災害時のヘリコプターの運用

ヘリコプターによる輸送を必要とする場合、本部長（市長）は兵庫県に対して「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき支援要請する。

離着陸場（ヘリポート）は、次のとおりとする。

- (1) 常設の離着陸場（2箇所）
 - ・山陽道上り三木サービスエリア

- ・兵庫県消防学校（兵庫県広域防災センター）

(2) 臨時開設予定の候補地（7箇所）

- ・緑が丘スポーツ公園
- ・三木山総合公園（野球場）
- ・三木グリーンパーク（グラウンド）
- ・ともえ運動公園
- ・NESTA RESORT KOBE（※グリーンピア三木から変更に伴い、詳細別途確認必要）
- ・県立吉川高等学校第二グラウンド
- ・吉川総合公園（多目的グラウンド）

6. 道路の応急復旧

(1) 緊急啓開道路の定義

緊急輸送路と市内の防災拠点等を有機的に結ぶ主要道路で、優先的に機能を回復すべき道路を緊急啓開道路とする。

(2) 緊急啓開道路の選定基準

災害時において、災害応急対策活動に必要な人員、資機材及び救援・救助並びに被災者、避難者の緊急輸送を確保するため、隣接する市町との整合性を勘案して指定する。

(3) 緊急啓開道路の啓開

以下の手順で緊急啓開を実施する。

- 1) 被害状況を把握し緊急輸送路確保のため、障害物の除去等必要な災害応急対策を実施する。
- 2) 道路被災情報の収集に努めるほか、緊急啓開情報等は災害対策本部から広報を行う。
- 3) 障害物の除去等に必要な資機材は、建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。

7. 鉄道交通機関の応急復旧

地震が発生した場合、鉄道施設の管理者は、乗客等の安全確保のため必要な措置を実施すると共に所管施設の被害を早期に復旧する等交通機能の維持を図る。

鉄道交通機関の連絡先一覧

施設名	代表者	電話番号	備考
神戸電鉄株式会社	鉄道事業本部、運輸部、 運転指令所	078－591－0574	
	鉄道事業本部運輸部 志染駅	0794－85－5288	

(1) 災害対策基本方針

神戸電鉄株式会社は災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ速やかに復旧にあたるため、災害対策本部を設置し、的確且つ迅速な応急処置を講じる。

(2) 災害対策本部の設置

「緊急事態対策規程」に基づき、災害対策本部を設置する。

(3) 地震指令の発令基準及び発令・解除者

神戸電鉄株式会社地震指令の発令基準

地震指令	発令基準	発令者	解除者
地震 1 号	地震警報表示器に震度 4 を記録した時	運転指令者	鉄道事業本部 鉄道営業部鉄道営業課長
地震 2 号	地震警報表示器に震度 5 弱以上を記録した時		

(4) 災害応急対策

災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、「緊急事態対策規程・防災体制要綱」に基づき的確迅速な防災措置を講じる。

1) 運転規制

① 震度 3 以下の場合

特に運転規制はしない。

② 震度 4 の場合

全線にわたって列車運転の一時休止を指令する。震動がなくなつたと認めた時は、徐行運転（毎時 25km 以下）を指令、施設の点検後、安全を確認の上、運転規制を解除する。

③ 震度 5 弱以上の場合

全線にわたって列車運転の一時休止を指令する。震動がなくなつたと認めた時でも列車運転の再開を指示せず、その後の運転開始にあたっては施設の点検後、安全を確認の上運転規制を解除する。ただし、特定の箇所では運転速度を規制する必要がある時は、当該箇所の運転速度を規制したうえで解除する。

2) 乗務員の対応

① 列車の停止

運転中に強い地震を感じた時、又は運転指令者から運転停止の指示があった時は、直ちに列車を停止させる。駅間の途中で停止させる時は、曲線、こう配線、トンネル、橋梁、踏切道又は閉索く信号機を越えた箇所はできるだけ避け、やむを得ず停止した時は運転指令者の承認を得た後移動させる。

② 通報連絡

無線で運転指令者に列車停止位置、線路・乗客の状態等を報告する。

③ 放送案内

乗務員は相互に連絡、情報を交換し、運転指令者からの連絡により状況を把握し、速やかに乗客への案内放送を実施したうえ、運転士と協力して車内秩序を維持する。

3) 乗客の避難誘導

① 駅における避難誘導

ア 旅客等を避難させる必要が生じた場合、駅長は係員を指揮して旅客を安全な場所に誘導し避難させる。

イ 旅客を安全な場所に誘導した後、さらに三木市が予め定めた避難所等の位置の情報を旅客に伝達し、秩序維持に努める。

② 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

ア 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。

イ 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として旅客は降車させない。ただし、火災その他やむを得ず旅客を降車させる場合は次による。

(ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。

(イ) 特に高齢者、障がい者、子供、女性に注意し、他の乗客に協力を要請して安全に降車させる。

(ウ) 隣接線路に立入ることは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

4) 事故発生時の救護活動

災害の発生と共に、旅客の避難状況を把握して、次の措置を行う。

① 放送その他により状況を案内する。

② 負傷者、老幼女性等を優先救護する。

③ 営業を中止して、駅構内の混乱拡大を防止する。

④ 被害の程度により救護所を開設する。

(5) 復旧計画

鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策の遂行上、重要な役割を果たすことから、速やかに応急復旧を行い輸送の確保に努める。

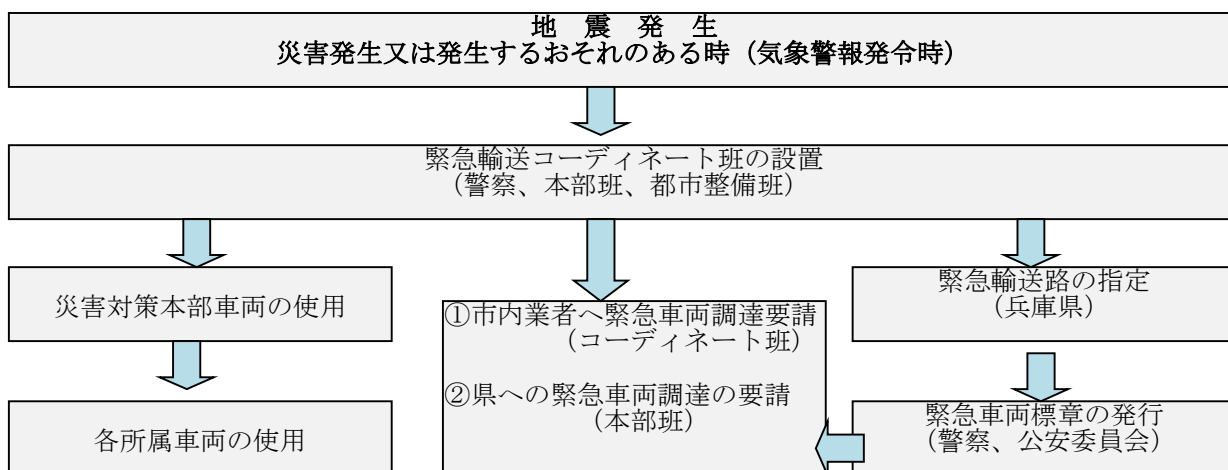
また、応急対策終了後、速やかに被害状況等の調査を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けぬよう本復旧計画を立てる。

4-2 緊急輸送実施の手続き

緊急輸送車両の確保	緊急輸送コーディネート班	○ 市所有車両による緊急輸送計画を立てる ○ 市内の公共的団体及び関係業者から車両の緊急借り上げを行う ○ ボランティア車両、運転手募集、要請を行う
	本部班	○ 県に対して緊急車両の調達を要請する
緊急輸送車両の認定	兵庫県公安委員会 三木警察署	○ 緊急通行車両であることの確認を行った場合、緊急車両標章を発行する

事前対策

- 市の保有する車両の災害時運用計画を作成し、訓練を行う。
- 民間業者等からの車両の借り上げ、燃料調達の協定を締結し、緊急時の手続きに習熟する。
- 緊急輸送車両の認定を迅速に実施するため、警察等関係機関との協議を進める。



1. 市所有の車両等による緊急輸送

(1) 市所有車両一覧表

参考資料 45 市所有車両一覧表

(2) 緊急輸送車両配備計画

- 1) 緊急輸送に要する車両は、原則として災害対策本部各部に所属する車両をそのまま使用する。
- 2) 上記による使用が困難な場合、各課所属の車両の一部を災害対策本部に集中させた上で使用する。

第 1 段階配備計画

用途	台数	内 容
人員輸送	1 (3)	財政課バス 1 台 〔教育委員会教育環境整備課バス 2 台〕 〔福祉課バス 1 台〕
物資輸送	4	財政課ライトバン 3 台 財政課トラック 1 台
広報	4	財政課ライトバン 4 台
多用途 (人員・物資)	18	財政課乗用車 1 台 財政課ライトバン 10 台 財政課軽四 7 台
連絡	(3)	〔原動機付自転車 3 台〕
計	27 (6)	

- 3) 市所有車両で必要な車両台数、車種の確保が困難な場合は、民間業者等の所有車両を、概ね次の順序により借り上げを行う。

- ① 公共的団体の車両
- ② 営業者（レンタカー業者）所有の車両等
- ③ その他の自家用車両等

(3) 燃料の調達（市内給油所）

市内給油所に連絡を取り、緊急輸送車両用の燃料を調達する。

2. 緊急輸送車両の広域応援

- (1) 緊急輸送コーディネート班は、市所有及び市内の車両だけでは輸送力が不足する場合、本部班を通じて兵庫県へ要請する。要請の方法は、2-2 広域応援要請体制計画に準ずる。

- (2) 緊急輸送コーディネート班は、必要によりボランティア車両及び運転手の募集、又は県への要請を行う。募集及び要請の方法は、13-1 ボランティアの受入れ計画に準ずるものとする。

3. 緊急輸送車両の事前届出、確認の手続き

- (1) 緊急輸送に要する車両については、事前に公安委員会に対して、緊急通行車両であることの確認申請を行う。
- (2) 審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、公安委員会から標章及び緊急

通行車両確認証明書が交付される。

- (3) 従前の緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、最寄りの警察署又は検問所において、届出済証による確認が行われ、標章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。
- (4) 市は、輸送協定を締結する業者に対して、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。
- (5) 通行が禁止又は制限されている道路を通行する時は、この標章を当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。

様式 16 緊急通行車両確認のための標章

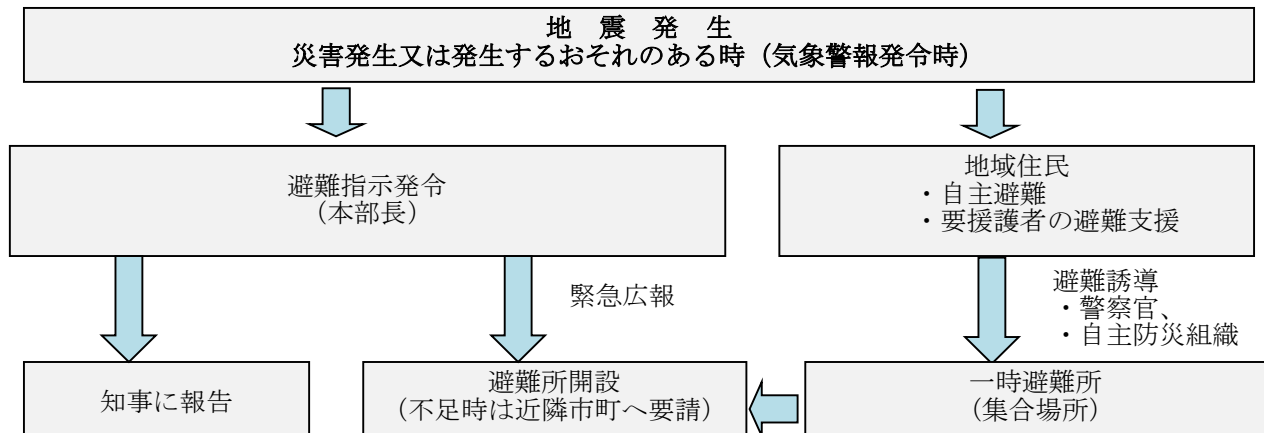
第5節 避難誘導

5-1 避難誘導

避難誘導	避難誘導員（市職員） 警察官 消防団員等	○ 地域住民の避難誘導を行う
	地域住民 自主防災組織	○ 地域内の要配慮者の避難を支援する

事前対策

- 地域住民は、平常時の訓練等により集合場所や避難所への避難方法に熟知する。
- 地域住民は、高齢者や病弱者等要配慮者の避難の手助けに心がける。
- 避難指示を市民に伝達する手段を整える
- 避難所が不足した場合を想定して、代替策を準備する。



1. 避難体制

(1) 高齢者等避難及び避難指示の発令基準

- 各班は、災害後二次災害のおそれがあり避難の必要があると認められる時は、本部長（市長）に対して避難指示を進言する。本部長（市長）は、本部員会議を開催して避難指示の発令を決定する。ただし、急を要する場合は本部員会議を開催せず決定する。
- 高齢者等避難及び避難指示は、次の実施基準に基づき行う。
- 避難指示等は、被害の発生するおそれのある地域を平常時から十分調査しておき、風水害等で被害が発生すると判断した時は早急に避難を指示する。また、市民にも平常時からその旨を伝えておく。
- 避難のために立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示した時は、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

※ 避難指示等の迅速、的確な判断をするため、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を事前に明確にしておく。

高齢者等避難及び避難指示の発令基準

種別	条件	伝達内容	伝達方法
高齢者等避難	《地震の場合》 1. 気象条件等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば、災害発生のおそれがあり事態の推移によっては、避難の指示等を行うことが予想される場合 《洪水災害の場合》 2. 河川水位が避難判断水位に達し、さらに氾濫危険水位に達すると予想される場合 3. 今後、時間雨量 60mm以上の強い雨が継続すると予想される場合 《土砂災害の場合》 4. 三木市に大雨警報（土砂災害）が発令された場合	1. 対象者（地域名） 2. 避難準備をすべき理由 3. 危険地域 4. 携行品その他の注意	1. 広範囲の場合 テレビ、ラジオ、コミュニティ放送、広報車、インターネット、携帯電話メール等 2. 小範囲の場合 広報車によるマイク放送 3. 必要により上記を併用
避難指示	《地震の場合》 1. 当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合 《洪水災害の場合》 2. 河川水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位上昇が予想される場合 《土砂災害の場合》 3. 時間雨量 60mm以上の強い雨がさらに継続すると予想される場合 4. 三木市に、土砂災害警戒情報が発表された場合 5. 現地確認により、土砂災害の危険性が確認された場合	1. 対象者（地域名） 2. 避難理由 3. 避難路・避難施設 4. 避難時の服装・携行品 5. 避難後の当局の指示、連絡等	高齢者等避難に同じ。 ただし、必要に応じて自治会組織を通じ個別に口頭伝達を行う。
緊急安全確保	《地震の場合》 1. 条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は、災害が発生し現場に残留者がある場合 《洪水災害の場合》 2. 河川水位が越水高さに達すると予想される場合 3. 時間雨量 60mm以上の強い雨がさらに継続すると予想され、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される場合 《土砂災害の場合》 4. 土砂災害の前兆現象や土砂災害の発生により、危険と判断し、より強く避難を促す必要がある場合 5. 土砂災害警戒情報とともに記録的短時間大雨情報が発表された場合		マイク、口頭伝達、サイレン、警鐘乱打及び必要に応じて高齢者等避難の方法を併用する。

(2) 避難の指示等

市民等に対する避難のための立ち退き指示等は、次の規定によりの確に行う

避難指示の実施責任者

実施責任者	区分	災害の種類	根拠法
市長	指示	災害全般	災害対策基本法第 60 条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
知事又はその命を受けた吏員	指示	洪水 地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
水防管理者	指示	洪水	水防法第 29 条
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第 94 条

(3) 警戒区域の設定

市民等に対する立入りの制限、禁止又は退去等を伴う警戒区域の設定は、次の規定によりの確に行う。

警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	根拠法
市長	災害全般	災害対策基本法第 63 条
警察官	災害全般	災害対策基本法第 63 条
消防吏員又は消防団員	水防を除く災害全般	消防法第 28 条 消防法第 36 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、津波又は高潮	水防法第 21 条

(4) 避難の準備

避難の準備については、次の点を周知するものとする。また、緊急広報を行う場合は、事前に用意した文案に基づいて的確に実施する。

- 1) 避難に際しては、必ず火気及び危険物等の始末を完全に行うこと。
- 2) 避難者は、3 食程度の食料、水、最小限の着替え、肌着、懐中電灯及びラジオなどを携行すること。
- 3) 避難者は、必要に応じて防寒雨具を携行すること。
- 4) 安心カードや氏名票、命のカプセル等を携行すること（住所、氏名、生年月日、血液型を記入したもの）。なお、病院、老人ホーム等にあつては、避難計画を策定し消防、警察署等と連絡を密にすること。
- 5) 会社及び工場にあつては、浸水その他被害による油脂類の流出を防止し、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。

様式 17 避難指示の緊急広報文例

(5) 避難指示の解除

本部長（市長）は、避難の必要がなくなつたと認める時はその旨公示する。

2. 避難所

- (1) 地震等の災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者であつて避難を必要とする者を

収容する場所として公民館、小学校、中学校、高等学校等公共施設を指定する。

別冊 三木市避難所開設・運営計画参照

(2) 避難所が不足した時の対応

- 1) 上記避難所で収容できない場合、施設の安全確保の確認と管理者の同意を条件に地域の集会所、民間の施設を避難所として開設する。開設後は、速やかに災害対策本部（本部班）に報告するものとする。
- 2) さらに不足する場合は、隣接市町等の施設使用について、県知事又は北播磨県民局を通じて要請する。なお、事態が急を要し知事及び北播磨県民局に要請する時間的な余裕がない場合は、関係市町に直接請求し、その応援を得て開設する。

3. 避難方法

- (1) 避難に当たっては、避難誘導員の指示に従うと共に、警察官及び消防団員等の協力のもとに実施する。
- (2) 避難に当たって地域住民は、地域内の病弱者、高齢者、乳幼児、身体障がい者、妊産婦等の要配慮者の避難の手助けに努める。
- (3) 地域の自主防災組織を有する市民が自主的に避難をする時は、その責任者又は避難誘導要員との連絡を密にしながら安全、確実に避難する。
- (4) 避難道路及び救急車、消防車等の通行を確保するため、警察等の協力により自動車による避難を規制するよう努める。
- (5) 避難誘導員は、避難支援計画に沿って、避難誘導が的確に実施できるよう努め、避難支援者の協力を得て、名簿等の活用により居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

4. 避難誘導の方法

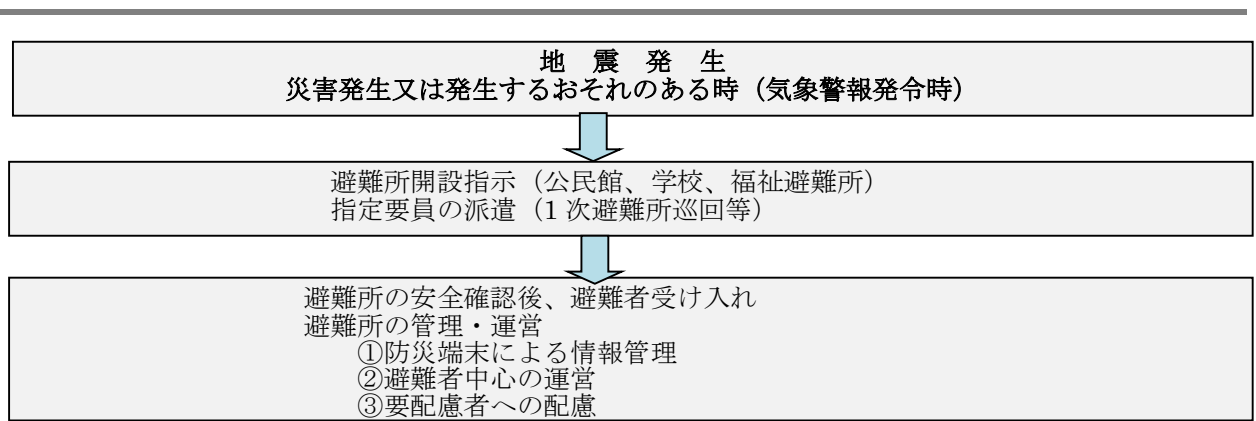
- (1) 最も安全な避難路を予め指定する。
- (2) 避難路途中に危険な箇所がある時は、明確な標示をし避難に際し予め伝達する。特に危険な箇所については、誘導員を配置し避難中の事故防止に努める。
- (3) 夜間においては、照明器具携行の誘導を行い、必要に応じて誘導ロープにより安全を確保する。
- (4) 誘導員は、出発、到着時に人員の確認を行う。
- (5) 必要に応じて、警察官、消防団員等により危険防止に努める。
- (6) 原則として車両による避難は行わないが、避難施設が遠い場合には、緊急車両の通行に支障の生じない範囲で、適宜車両による輸送を行う。

5-2 避難所の開設・運営

避難所の開設	各公民館への配置要員・教育班	○ 公民館を避難所として開設する ○ パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッド、トイレの環境整備（水洗利用の一時停止等）等の避難所開設当初からの設置に努める ○ 栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料の確保に努める
	学校長、所管課職員	○ 公民館以外の学校等を避難所として開設する場合、派遣される避難施設管理職員に協力する
	避難者	○ 指定された避難所以外の施設の届出を行う
避難所の管理	福祉班・市民班・教育班	○ 市本部から派遣され、避難所の管理責任を持つ ○ こども・若者の居場所（キッズスペースや学習スペースの設置等）の確保に努める
	避難者	○ 地域住民を中心として、避難所の運営に当たる ○ 避難所等の運営について、女性や子育て家庭なども含めた多様な立場の人の参画を推進する
避難所情報の管理	福祉班	○ 防災端末を用いて、避難所情報を入力する
避難所以外の場所に滞在する被災者への対応	市民班・福祉班	○ 被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行う ○ 被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞する被災者に対しても提供する ○ 保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービス及び福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める
学校における対応	学校長・教職員	○ 福祉班と協力して避難者の保護に当たる
	学校長	○ 避難者がいる場合でも、教育機能の早期回復に努める
要配慮者への対応	福祉班	○ 要配慮者の健康状態、疾病状態の聞き取り調査を実施する
	医療救護コーディネート班	○ 避難所への救護班の派遣計画を策定する ○ 避難生活が長期化した場合、救護班の再編成を行う
	加東健康福祉事務所（加東保健所）	○ 避難生活が長期化した場合、メンタルケアの専門チームの派遣を行う

事前対策

- 避難所の管理責任者を指定し、施設管理者との事前協議を実施する。
- 地域住民は、避難所の運営に協力するための組織づくり、訓練を実施する。
- 避難所開設・運営計画を作成し、避難所運営訓練を実施する。
- 避難施設生活が長期化する場合を想定し、関係機関との調整体制を整備する。
- 避難施設の安全確保及び衛生的環境の確保のための整備を行う。
- 必要に応じ、避難所に家庭動物のためのスペース及び資材の確保に努める。



災害対策本部の指示に従い設置するものとするが、災害救助法を発動する時は、同法による。また、同法を適用しない場合は、同法に準じるものとする。

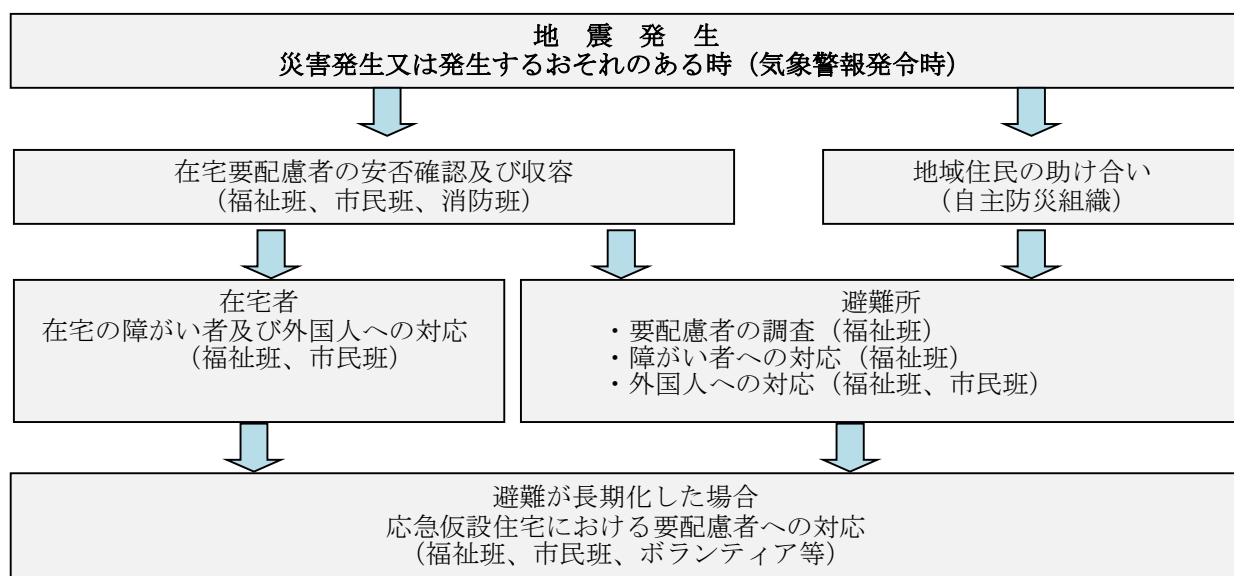
参考資料 46 災害救助法による救助の基準
別冊 三木市避難所開設・運営計画参照

5-3 要配慮者への対応

地域住民の助け合い	地域組織 (自主防災組織等)	○ 地域住民自らが助け合い、高齢者、乳幼児、身体障がい者等要配慮者の安否を確認する
在宅要配慮者等への対応	福祉班	○ 民生児童委員、福祉委員と協力して、在宅の要配慮者の安否を確認する
在宅要配慮者の避難所等への収容	福祉班・市民班・消防班	○ 被害家屋に取り残された要介護者を、避難所等へ収容する
障がい者等への対応	福祉班	○ 手話通訳者等のボランティアに要請し、支援体制を確立する
外国人への対応	福祉班・市民班	○ 外国語相談窓口や放送の紹介、外国語広報紙の配布、通訳ボランティア募集等の対応を行う
避難所の要配慮者への対応	福祉班	○ 避難所における要配慮者の調査、対応を行う
応急仮設住宅の要配慮者への対応	福祉班	○ 個別訪問の早期実施、実態の把握。災害ボランティア等と協力した定期的訪問体制を確立する

事前対策

- 地域住民による要配慮者の助け合いの意識を啓発する。
- 福祉行政と地域組織やボランティア組織との連携による要配慮者への対応策をつくる。



安全確保

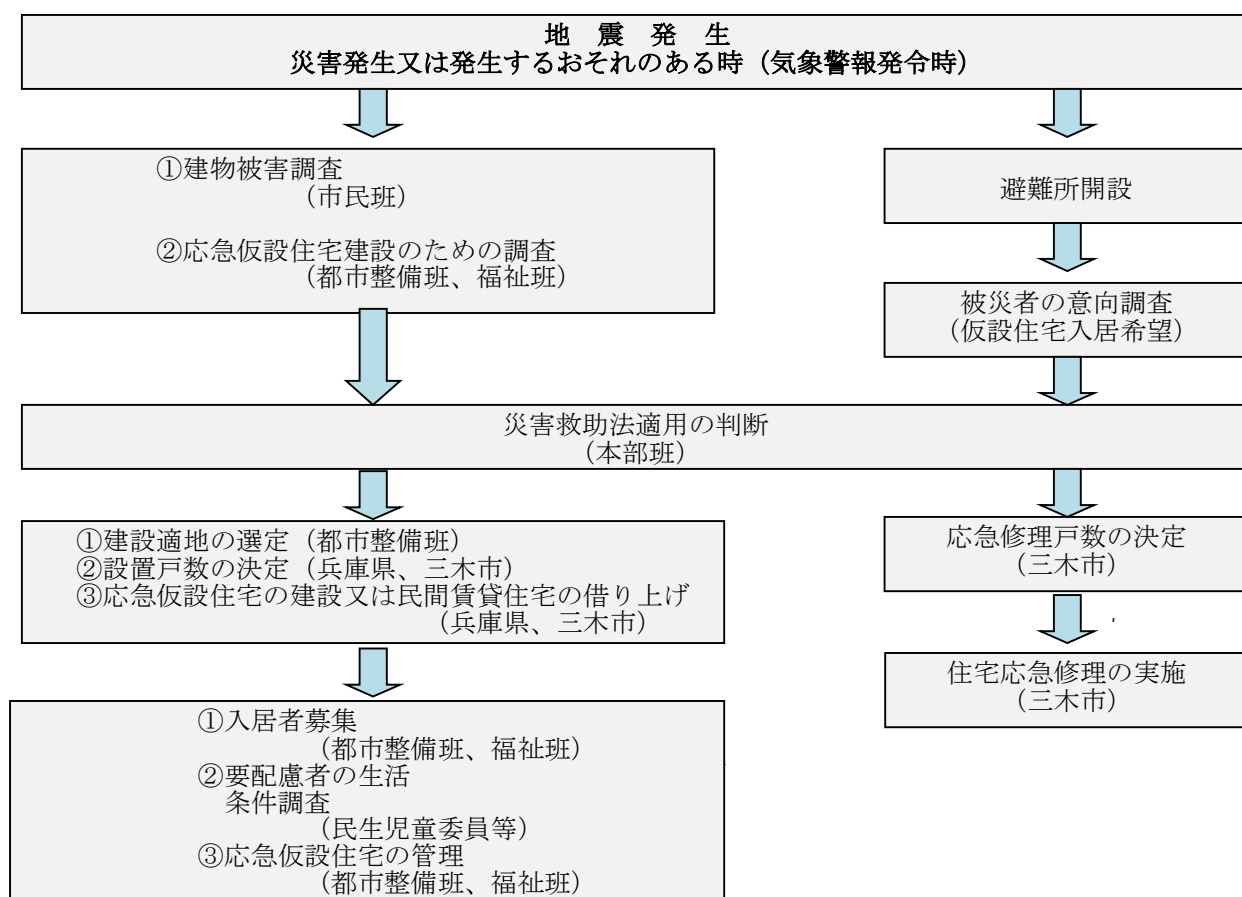
- 支援関係者の安全確保
要配慮者を支援するためには、支援者本人、その家族の生命・身体の安全を守ることが大前提である。
そのためには、救出については原則複数人数で行う。危険な場所には行かない。など地域全体で理解を深めることが重要である。

5-4 応急仮設住宅等

応急仮設住宅	本部長（市長）	○ 災害救助法適用時に県から救助の委任があった時、及び災害救助法が適用されない時に応急仮設住宅を建設する
	都市整備班・福祉班	○ 応急仮設住宅に関する事務手続きを行う ○ 応急仮設住宅建設適地の計画を策定する ○ 被災建物の使用可否の判断を行う
住宅応急修理	本部長（市長）	○ 災害救助法適用時に県から救助の委任があった時、及び災害救助法が適用されない時に住宅応急修理を実施する
	都市整備班	○ 住宅応急修理に関する事務手続きを行う

事前対策

- 応急仮設住宅の建設適地を選定し、建設の優先順位を計画する。
- 応急仮設住宅の需要調査のための被災調査マニュアルを準備し、調査の手続きを計画する。
- 要配慮者等の応急仮設住宅の入居手続きについて、関係機関との事前調整を図る。



1. 応急仮設住宅

(1) 実施機関

- 1) 災害救助法が適用された場合は、必要により災害救助法上の県知事の救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこと（救助の委任）となっており、この場合県知事は市長に委任する実施内容及び期間を通知する。
- 2) 市長は災害救助法が適用されないが、応急仮設住宅の必要がある場合には、市として応急仮設住宅を建設する。
- 3) 応急仮設住宅に関する事務手続きは、都市整備班、福祉班が担当する。

(2) 供給対象者

- 1) 住宅が全焼、全壊又は流失した者であること。
- 2) 居住する住家がない者であること。
- 3) 自らの資力で、住宅を確保することができない者であること。

(3) 設置場所

- 1) 被災者等が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、下水道、教育、保健衛生等を考慮の上知事又は市長が決定する。
- 2) 応急仮設住宅設置適地は、資料（応）5-4-1 に定める公共空地等の候補地から選定する。
- 3) 私有地への応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用されない場合に限定するが、私有地はできるだけ避けるものとする。

参考資料 47 応急仮設住宅建設予定地

(4) 供与期間

応急仮設住宅として供与する期間は、工事が完了した日から2ヵ年以内とする。

(5) 応急仮設住宅の建設

1) 被災状況調査の手順

① 第1段階 ― 建物被害調査の実施

住家等の被害状況調査は、総務班が実施する。 1-1 5. 最終被害情報の収集、連絡を参照)

② 第2段階 ― 応急仮設住宅建設のための調査

総務班が被災調査マニュアルに基づき、調査を実施する。あわせて、避難所の避難者、半壊家屋等居住者に対する意向調査（応急仮設住宅への入居希望調査）を実施する。

- ・ 災害程度（全壊、半壊、一部損壊の程度）の判定
- ・ 建物使用可否の判定

2) 被災状況調査の実施要員の確保

① 第1段階 ― 建物被害調査の実施

1-1 5. 最終被害情報の収集、連絡の「被害調査班」の編成計画に準ずる。

② 第２段階　－　応急仮設住宅建設のための調査

建物の使用可否の判定は、都市整備班が実施する。ただし、要員が不足する場合は、県に対して建築技術者の応援要請を依頼する。

また、避難所等の避難者に対する応急仮設住宅の需要の意向調査は、避難所の管理者の協力を得て都市整備班、福祉班が実施する。

3) 設置戸数の決定

全焼、全壊、流失戸数の３割の範囲内とする。

4) 設置戸数の引上げの要請

被災の程度、深刻さ、市民の経済的能力、住宅事情等により、設置戸数を引き上げる必要がある場合は、知事と協議する。

5) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、県施行規則による。

仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

6) 入居者募集の手続き

① 応急仮設住宅の入居者の選定に当たり、必要に応じて民生児童委員等の意見を考慮する等、被災者の生活条件を十分調査して決定する。

② 応急仮設住宅への入居者選定に当たっては、高齢者、身体障がい者等要配慮者に十分配慮する。

7) 集会所、保育施設の検討

仮設住宅生活が長期化する場合、その仮設住宅を１つのコミュニティとみなし、集会所を設置する。

また、女性就労支援の一環として、保育施設の確保についても検討する。

(6) 家屋被害認定士制度の整備について

1) 災害時における多くの被災者支援制度において、市が発行する災害証明が用いられることに鑑み、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保とし、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成するとともに、県内における住家被害調査の調査方法及び判定方法の統一化と住家被害調査に従事する調査員及び家屋認定士の市町間の相互応援体制の整備に努める。

2) 市は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、災害証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることとする。

2. 住宅の借り上げ

被災状況や地域の実情等の必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給する。

3. 住宅応急修理

(1) 実施機関

1) 災害救助法が適用された場合は、必要により災害救助法上の県知事の救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこと（救助の委任）となっており、この場合、県知事は市長へ委任する実施内容及び

期間を通知する。

- 2) 市長は、災害救助法が適用されないが住宅応急修理の必要がある場合には、市として住宅応急修理を行う。
- 3) 住宅応急修理に関する事務手続きは、都市整備班が担当する。

(2) 対象者

災害により住家が半壊（半焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者とする。基準の例示は、応急仮設住宅の場合と同じである。

(3) 応急修理の戸数

半壊（半焼）戸数の3割以内とする。ただし、対象戸数の引上げを要する時は、県知事に対してその要請を行うものとする。

(4) 住宅応急修理の手順

住宅修理の手順は、県の基準による。

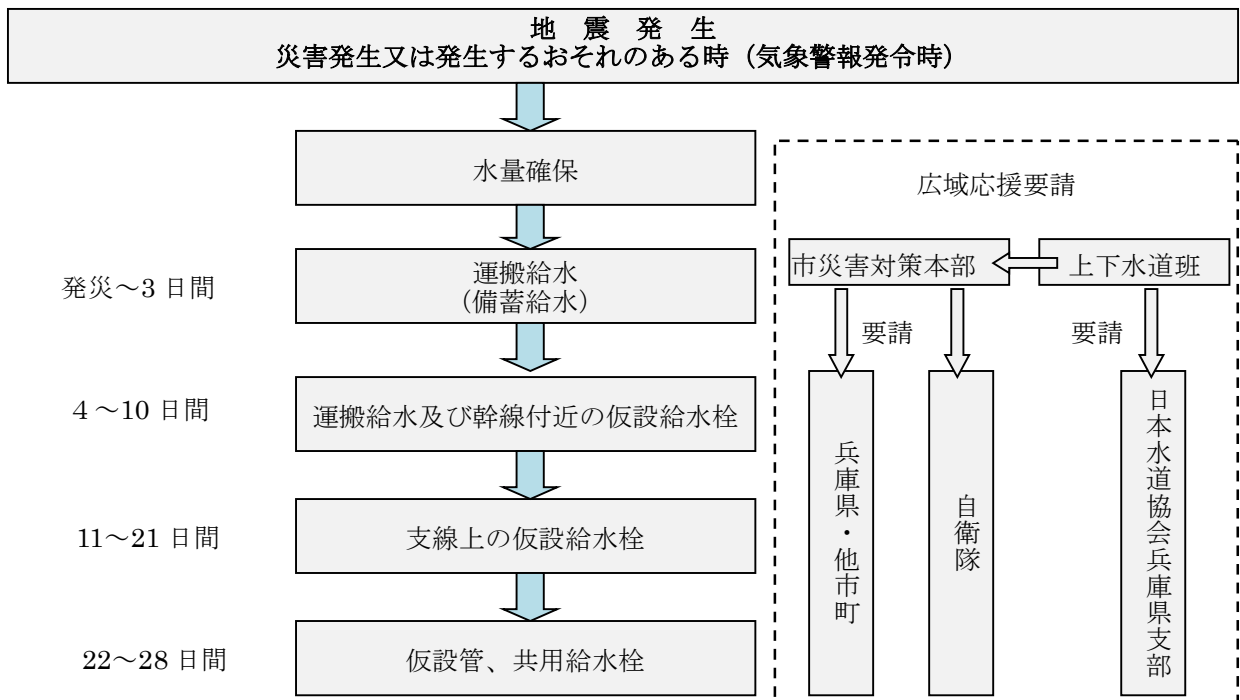
第6節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

6-1 飲料水の供給計画

応急給水	上下水道班	○ 給水車による応急給水、仮設給水栓による応急給水等を実施する
	市民・ボランティア	○ 応急給水の運搬に協力する
応援要請	本部長（市長）	○ 県に対して他市町への広域応援を要請する ○ 県を通じて自衛隊への応援を要請する
	上下水道班	○ 日本水道協会兵庫県支部への応援を要請する
広報活動	上下水道班（本部班）	○ 応急給水状況、復旧状況、仮設給水栓の設置状況等の情報を市民に広報する
資機材の備蓄・調達	上下水道班	○ 必要資機材の備蓄、調達を実施する
飲料水の備蓄	市民・企業	○ 非常用飲料水、ポリタンクの備蓄を図る
	病院等防災施設	○ 非常用飲料水、タンク等の備蓄を図る

事前対策

- 市民・企業は非常用の飲料水やポリタンクの備蓄を図る。
- 指定避難施設や病院等の防災拠点施設では、非常用飲料水の備蓄、タンクの設置、プールへの濾過機の設置を進める。
- 応急給水に必要な資機材の備蓄を進めると共に、調達先との調整を実施する。



震災により上水道の給水が停止となった場合に備えて、上下水道班は、応急給水計画に基づき飲料水の確保を行う。

1. 基本方針

- (1) 管路の応急復旧の目標を災害後 4 週間以内とし、その間応急給水を実施する。
- (2) 応急給水は、給水車による運搬給水、幹線付近での仮設給水栓の設置により行う。
- (3) 生活用水としての給水量の増加に対して、管路の復旧に併せて支線上に仮設給水栓を配置し運搬距離の短縮を行う。
- (4) 運搬体制は、他市町及び自衛隊への応援要請、委託業者及び管工事業協同組合の協力要請、市民及びボランティアの協力により行う。
- (5) 市民、企業には非常用飲料水及びポリタンク等の備蓄の協力を呼びかける。
- (6) 指定避難所・基幹病院・防災拠点施設等には、貯水槽水道方式による給水を指導する。

2. 目標水量

目標水量を次のように定める。

応急給水の目標水量

震災発生からの日数	目標水量	備 考
震災発生～3 日まで	3 リットル／人・日	
4 日～10 日まで	20 リットル／人・日	
11 日～21 日まで	100 リットル／人・日	
22 日～28 日まで	250 リットル／人・日	概ね被災前給水量

3. 給水方法

- (1) 地震発生～3 日までは、飲料水の確保を目標として、配水池に確保された水を給水車により給水を行う。
- (2) 4 日～10 日までは、飲料水及び生活用水の一部の確保を目標として、給水車による運搬給水に加えて、幹線付近での仮設給水栓の設置を行う。
- (3) 11 日～21 日までは、生活用水の確保を目標として、さらに支線上に仮設給水栓を設置し運搬距離の短縮を行う。
- (4) 22 日～28 日までは、被災前の給水量を目標として、さらに運搬距離を短縮するため、仮配管からの各戸給水や共用栓による給水を行う。

4. 水量の確保

- (1) 基幹配水池を給水拠点施設として、水量の確保を行う。
- (2) 補給水量は、深井戸水源からの送水により補給水の確保を行う。
- (3) 市内配水系統からの相互融通を進め効率的な給水の確保を行う。
- (4) 隣接市町からの配水管の接続による相互応援給水体制を進める。
- (5) 浄水施設等の被災に備えて、近接する深井戸水源から直接取水し滅菌処理する水量確保体制の向上を図る。

5. 応援要請

- (1) 他市町への応援要請は、相互応援協定等に基づき市災害対策本部が行う。また、上下水道班は、兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づき日本水道協会兵庫県支部に応援要請を行う。
- (2) 自衛隊への応援要請は、市災害対策本部が行う。

別冊 三木市受援応援計画参照

6. 広報

上下水道班は、応急給水状況・復旧状況・仮設給水栓の設置場所等の情報を本部班に提供し、本部班が次の方法により行うものとする。

- (1) ホームページ等を利用した広報を進める。
- (2) 広報紙に情報を掲載する。
- (3) 災害対策本部は、新聞、テレビ、ラジオ、コミュニティ放送等のマスコミに情報を提供する。

7. 資機材の備蓄・調達

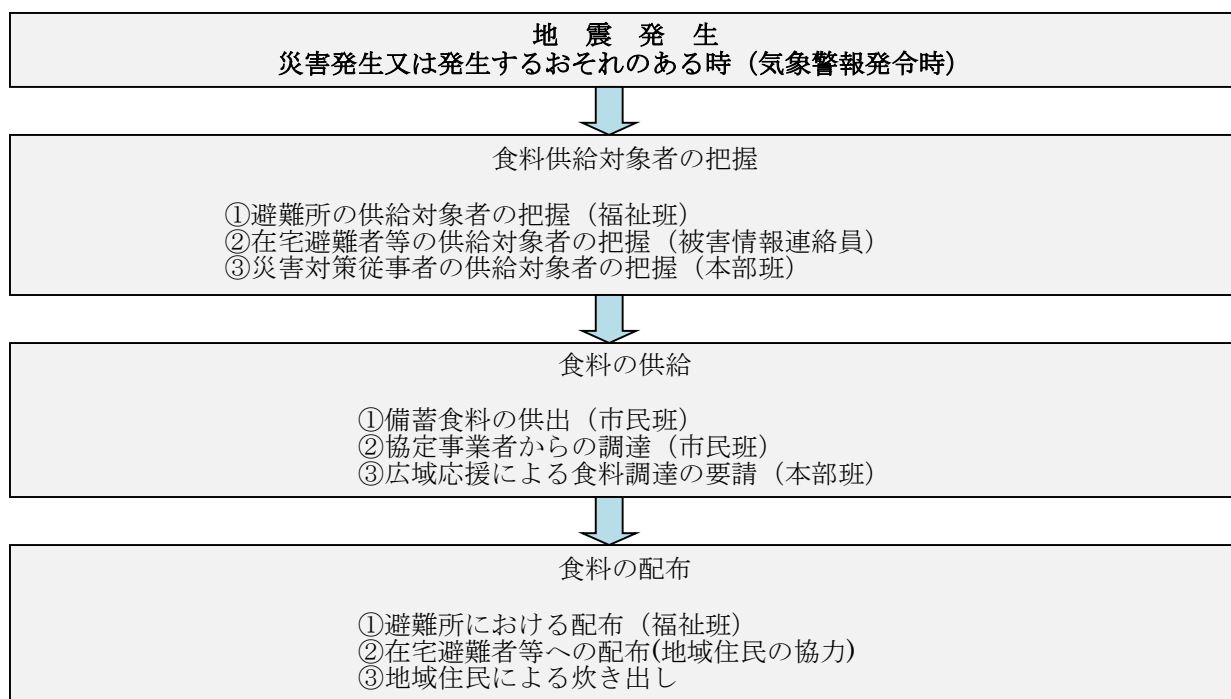
- (1) 地震発生から概ね5日間の作業に要する資機材の備蓄を進める。
- (2) 6日目からの作業に要する資機材は、材料メーカー・水道工事店・他市町から調達を行う。
- (3) 備蓄場所は、市内数箇所への分散備蓄を進める。

6-2 食料供給計画

食料供給対象者の把握	福祉班	○ 避難所内の食料供給対象者を把握し、報告する
	被害情報収集要員	○ 家屋に被害を受け、炊事のできない食料供給対象者を把握する
備蓄食料の供出	市民班	○ 備蓄物資の管理及び供出を行う
食料の調達	市民班	○ 市内販売業者から食料を調達する
	本部班	○ 広域応援による食料調達を要請する
食料の配布	緊急輸送コーディネート担当班が指定する班	○ 調達した食料を輸送し、配布する
炊き出し	地域住民、ボランティア、自衛隊等	○ 避難所毎に炊き出しを実施する

事前対策

- 市民は、3日分以上の食料を家庭内備蓄として行う。
- 公的備蓄食料を充実すると共に、広域的な備蓄食料の供給体制を確立する。
- 市内の食料販売業者と協定を締結し、訓練等により供給の手順に習熟する。
- 地域住民を中心とした炊き出し体制を確立し、訓練により習熟する。



1. 避難者等への食料供給基本方針

- (1) 食料の供給に当たっては、避難所等毎に供給対象者の把握を行い、それに基づいて必要とされる品目・数量を算定して指定販売業者からの購入、及び備蓄食料の供出を行う。なお不足する場合には、広域応援要請を行う。
- (2) 食料の供給基準は、災害救助法に基づく基準とし主要食料の品目は原則として米穀・パンとするが、

実情に応じてその他の食料を供給するものとする。その期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。
ただし必要に応じて期間を延長する。

- (3) 食料の調達、原則として市内の販売業者から購入する。
- (4) 市民は、災害に備えて、3 日分以上の家庭内食料備蓄を行う。

2. 食料供給の対象者

- (1) 避難所における供給対象者数の把握は、避難者名簿による。
- (2) 在宅避難者の把握は、各地区に割り当てられている被害情報収集要員が行う。
- (3) 三木市内において災害対策に従事する者の把握は本部班が行う。

3. 主食等の供給

- (1) 食料供給の基準は、災害救助法の基準による。
- (2) 被災者等への食料の供給は、次のとおりとする。
 - 1) 第 1 次供給（乾パン、アルファ化米）
 - 2) 第 2 次供給（米飯（おにぎり）、パン、ミルク等）
 - 3) 定時供給を行う場合（1 日 2 回支給（米飯（おにぎり）、パン、ミルク等））
- (3) 3 日目以降は、避難所運営で炊き出し体制を整えて炊き出し用の米穀、副食を供給する。
 - 1) 炊き出し用米穀（1 人当たり 200 g 程度）
 - 2) 副食は炊き出しに合わせて支給する。

4. 備蓄食料の搬送

市の備蓄食料の搬送は、市民班が実施する。

5. 食料の調達

(1) 主食等の調達先

主食等の調達先は、原則として事前に協定を締結した指定業者から調達し、不足分は市民班が市内の販売業者から所定量を購入する。

なお、事前に協定を締結した指定業者等に対する主食等の調達要請の方法は、資料編に示すとおりとする。

(2) 副食、調味料等の調達先

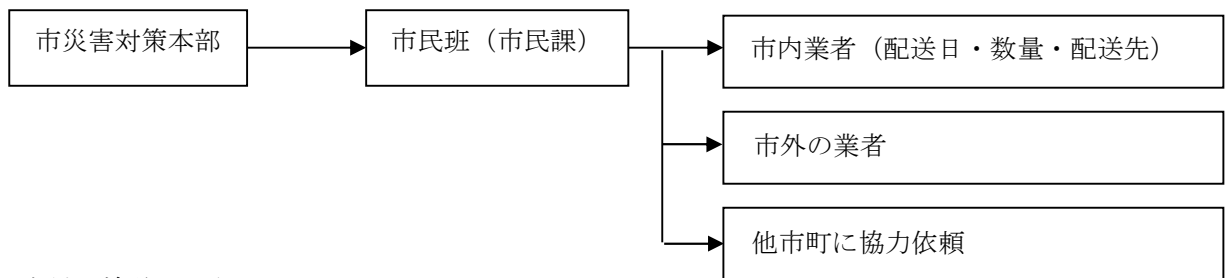
市内の販売業者に依頼し、調達する。

関係機関 6 食料及び生活物資等調達業者

(3) 調達の method（手順）

- 1) 食料の調達は、市民班が配送日、数量、配送先を指定の上、市内の販売業者に発注する。
- 2) 市内の販売業者で対応できない時は、市外の業者へ発注すると共に、本部班を通じて県に広域応援を要請する。

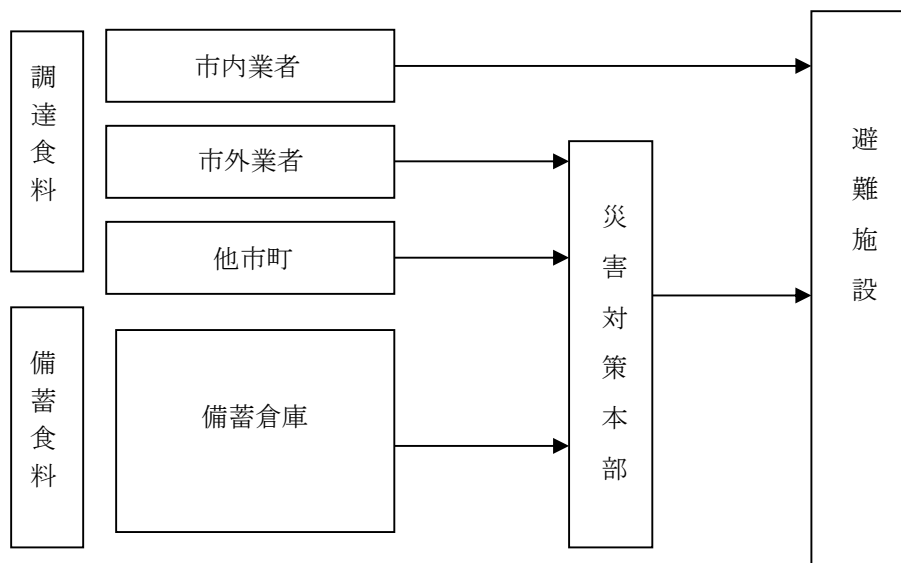
食料調達の手順



6. 食料の輸送と配布

(1) 調達食料及び備蓄食料の輸送方法（手順）

食料輸送方法



(2) 食料の配布

調達した食料は、緊急輸送車両配備計画に基づき緊急輸送コーディネート班から指示した担当班により輸送し配布する。

7. 炊き出し

(1) 炊き出し場所

炊き出し場所は、避難所となる施設の調理場等を活用する。また、災害の状況により施設外の場所において炊き出しを行う。

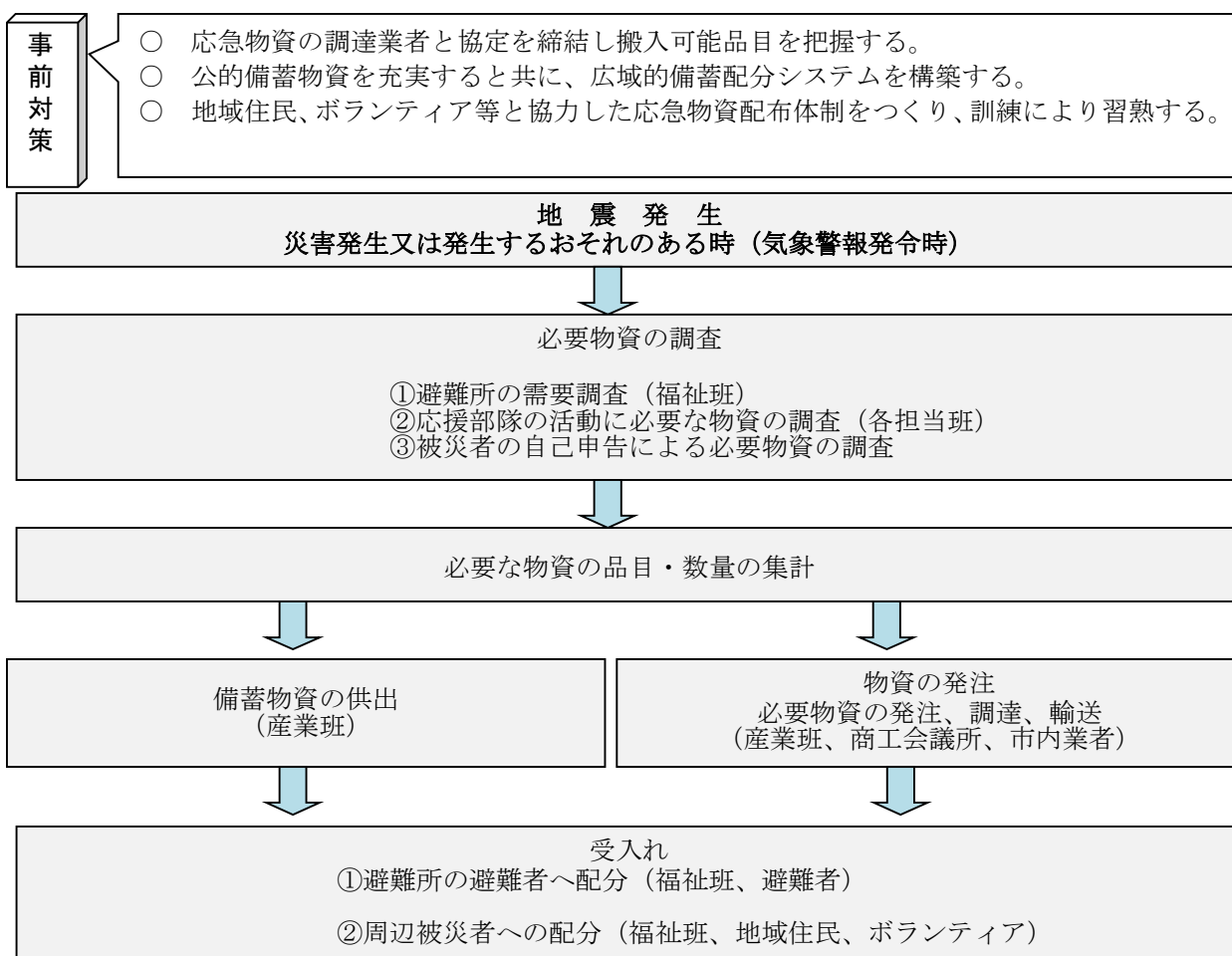
(2) 炊き出し方法

炊き出しは、避難所毎に地域住民の炊き出し班を組織して行う。その際、女性など一部の人に負担が集中しないように配慮する。

また、災害の規模によっては、炊事用具を調達し避難所毎に自治会・ボランティア等に協力を要請して支援を得る。

6-3 応急物資供給計画

必要応急物資の把握	各担当班	○ 確保すべき応急物資の種類・量を取りまとめ、産業班へ報告する
	福祉班	○ 必要物資の聞き取り調査、要望等をまとめ、産業班へ報告する
	被災者	○ 被害状況等を所定様式で届け出る
応急物資の調達	産業班	○ 各班の協力を得て、必要物資毎の対応を図る
	本部班	○ 産業班へ必要物資の発注を指示する
備蓄物資の供給	産業班	○ 各班と協力して備蓄物資の供給を行う
応急物資の配布	避難者	○ 避難所における物資配布に協力する
	地域住民・ボランティア等	○ 物資供給拠点となる避難所において、周辺市民への物資配布に協力する



1. 応急物資供給の対象者

(1) 避難所の避難者

避難者に対して必要物資の聞き取り調査、及び避難者の代表者からの要望等に基づき応急物資の供給を行う。

(2) 地震により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者

被災者自らが自力で避難所等まで報告できるものについては、家屋の損壊状況、家族の安否等を所定の報告書様式で報告を受け、併せて必要物資等の需要を把握する。

2. 応急物資の調達先

(1) 応急物資の取扱い業者のリストアップ

高齢者、身体障がい者等の社会的な弱者については、自力で3日間の対応を要求することは非常に困難なことが予想されるので、当初の3日間の応急物資の取扱いについては、社会的な弱者の救済ができるよう優先的に配分する。

このため、事前に業者の選定及び搬入可能品目を報告させ、災害時に速やかに対応できるようにリストの作成を図る。

(2) 調達の方法

担当班で取りまとめられた必要応急物資は、原則として市が事前に協定を締結した指定業者から調達し、不足分は販売業者から所定量を購入する。

1) 避難所から必要物資を項目毎に取りまとめ、本部班へ報告する。

2) 産業班は、協定に基づき指定業者に応急物資の必要量の調達を要請する。

3) なお応急物資が不足する場合は、産業班及び商工会議所を通じて市内及び市外の販売業者に発注する。

3. 応急物資の配布

(1) 避難所での配布方法

1) 避難所の避難者

予め避難者を数人ずつの班に編成して班の代表を決め、その代表者が物資等の配給の責任者となり、避難者自らが物資配布に加わる体制をとる。

2) 在宅避難者への配布方法

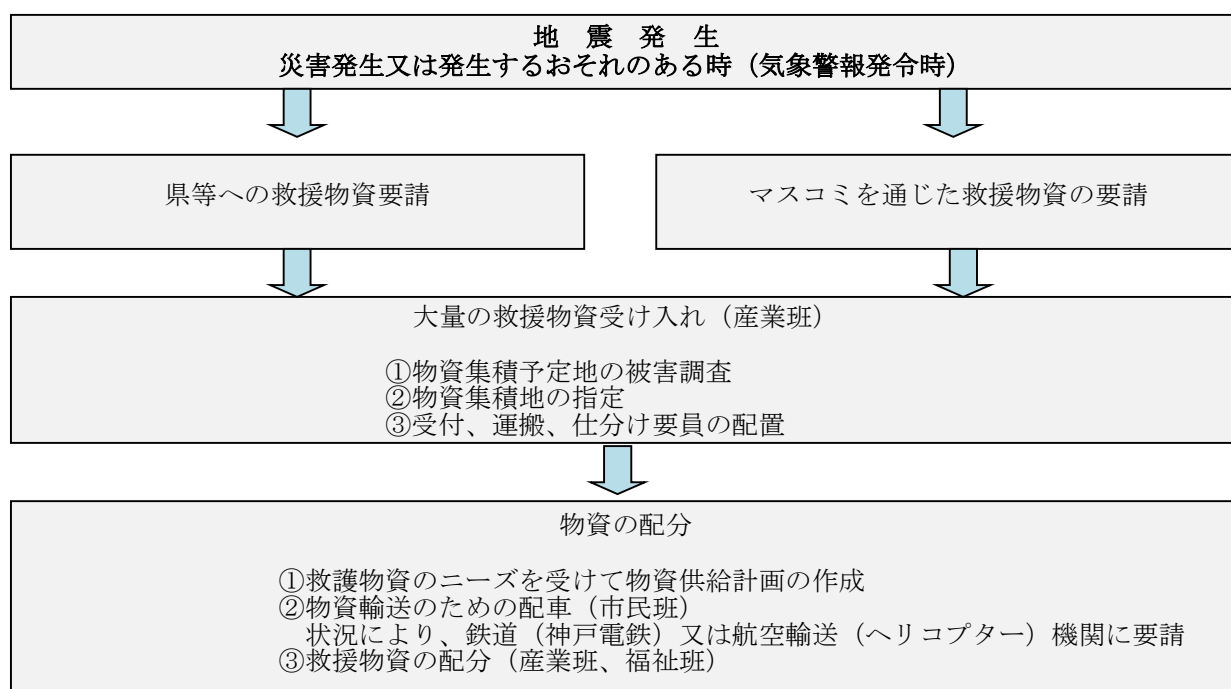
原則として、避難所を物資供給の拠点とし、地域住民、ボランティア等の協力を得て配布を行う。

6-4 救護物資の受入れ、供給

救援物資の要請	本部長	○ 県に救援物資の要請を行い、必要に応じてマスコミを通じて救援物資の支援を呼びかける
救援物資の受入れ	産業班	○ 必要に応じてボランティアの協力を得て救援物資を受入れる ○ 救援物資の集積地予定地の被害調査を行い、集積場所として指定する
	産業班 教育班	○ 市内からの救援物資の受入れを行う
輸送車両の確保	市民班	○ 救援物資輸送車両の配車を行う
	本部班	○ 県へのヘリコプターによる輸送の要請を行う
	都市整備班	○ 鉄道事業者への輸送要請を行う

事前対策

- 救援物資集積場所を整備し、物資集積・配分の手続きを明確にしておくこと。
- 道路輸送が困難な場合、鉄道輸送、空輸のための関係機関との事前調整を図る。



1. 救援物資の要請、受付

(1) 救援物資の要請手続き

1) 県等への広域救援要請

県等に対する救援物資の広域救援要請は、2-2 広域応援体制に準じて行う。

2) マスコミを通じた救援要請

必要に応じて、報道機関を通じ救援物資の支援を呼びかける。ただし、救援物資は避難生活上必要とするものに限定する。

(2) 救援物資の受付手順

- 1) 小口の救援物資は、市役所みつきいホール及び各地区の公民館とし、産業班を中心に要員を配置すると共に、必要に応じてボランティアの協力により受付する。

参考資料 48 救援物資受付場所一覧

- 2) 広域救援要請による、大量物資の受入れは次項による。

2. 救援物資の集積、配分

(1) 広域収集体制

1) 集積場所

集積場所予定地は、以下のとおりとする。災害発生後、産業班は集積施設の被害状況を調査し、集積予定場所の一部又は全部を集積場所として指定する。

- ・ 三木山総合公園
- ・ メッセみき
- ・ 三木市民体育館
- ・ 勤労者体育館

ただし、医薬品等の集積場所は、三木市総合保健福祉センターとする。

(3-2 2. 参照)

- 2) 産業班は、被害規模に応じて各集積場所に受付員、運搬員、仕分員を配置すると共に、必要に応じてボランティアの協力を呼びかける。

また、作業の円滑化を図るため、被害状況に応じた物資の供給計画を作成し必要物資、供給量を把握する。

配車、輸送、物資の輸送の必要がある場合は、市民班による配車により搬送する。

(2) 市内の救援物資、配分拠点

市内の救援物資の配分は、産業班及び各公民館で行うものとする。また、必要に応じてボランティアの協力を得る。

(3) 物資輸送の方針

道路等の被災状況により車両による輸送ができない場合には、次に定める輸送手段を活用する。

- 1) 陸上輸送 — 鉄道（神戸電鉄）
- 2) 航空輸送 — 緊急を要する場合は、兵庫県を通じ航空機（ヘリコプター）の派遣を要請する。

3. 救援物資情報管理計画

(1) 救援物資に係る三木市被災者支援システムの利用

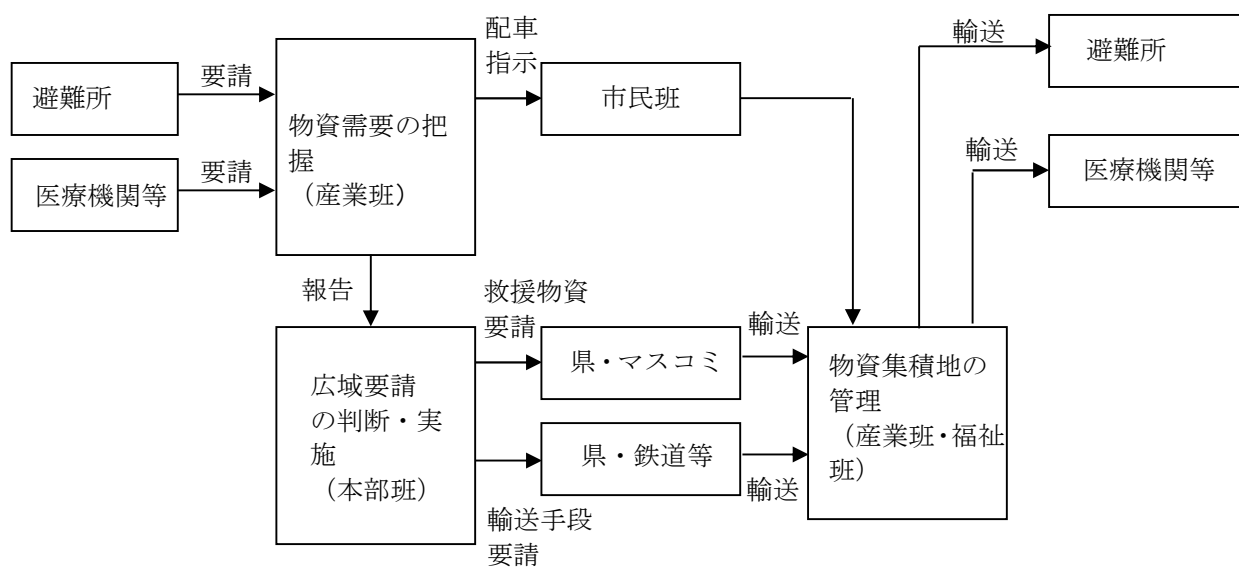
災害時には、三木市被災者支援システムにより、救援物資の需給管理を行う。

(2) 三木市被災者支援システムによる需給管理の内容

- 1) 救援物資の応援要請
- 2) 救援物資の受付
- 3) 救援物資の集積状況の管理
- 4) 避難所や医療機関等からの救援物資ニーズの収集
- 5) 避難所や医療機関等への救援物資配給計画の作成
- 6) 避難所や医療機関等への救援物資情報の提供

(3) 避難所や医療機関等からの救援物資要請手順

救援物資要請手順フロー

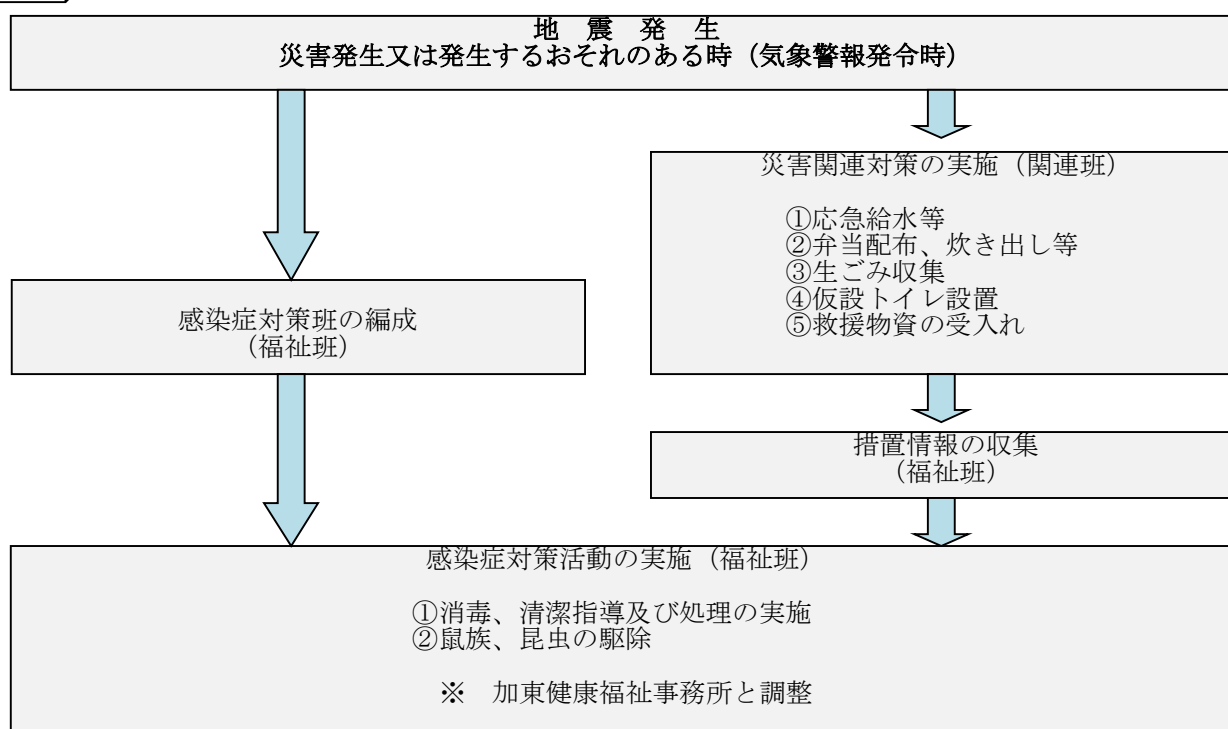


第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の処理等に関する活動

7-1 感染症対策活動

感染症対策活動	福祉班、環境班	○ 避難所及び一般家庭の感染症対策指導を実施する ○ 予防教育及び広報活動を実施する ○ 鼠族及び昆虫等の駆除を実施する
衛生管理	福祉班（加東健康福祉事務所と連携）、環境班	○ 応急給水、井戸水等の水質検査を実施する ○ 弁当、炊き出し等の食品の衛生監視を実施する ○ 生ゴミ収集場所の衛生管理を実施する ○ 仮設トイレ等の衛生管理を実施する ○ 救援物資に生鮮食料品がある場合の対応を判断する
保健衛生	福祉班	○ 避難所及び一般家庭の心身の健康調査を実施する

事前対策	○ 震災後の衛生管理活動に関して、加東健康福祉事務所との調整を実施する。 ○ 応急給水、生ゴミ収集、仮設トイレ設置、救援物資中の生鮮食料品の受入れ等に対する衛生管理活動について、関連班との調整を図る。 ○ 他都市からの弁当搬入等に際し、県を通じた広域的な食品衛生管理体制を確立する。
------	---



被災地に発生するおそれのある感染症の予防等のため、以下の感染症対策活動を実施する。

1. 組織及び感染症対策活動

(1) 感染症対策班の任務

- 1) 消毒、清潔指導及び衛生処理の実施
- 2) 鼠族及び昆虫等の駆除

2. 感染症対策活動組織の編成表

感染症対策活動組織は、下記に示す編成とする。

感染症対策活動組織の編成表

班 名	構成機関	構成班数	対象 1 日処理能力	1 班の構成人員
感染症対策活動班	健康福祉部 市民生活部	3	3 班 3, 0 0 0 m ²	各班 5 名

3. 避難所の感染症対策指導

避難所内の感染症対策指導を行い、感染症の早期発見及び給食等施設の衛生管理の普及徹底を図る。

4. 予防教育及び広報活動

- (1) パンフレット、リーフレット等により、災害時における感染症予防に関する注意事項を周知させる。
- (2) 災害発生時においてあらゆる機会をとらえ、被災者に対して衛生指導を行う。

5. 消毒、清潔指導及び衛生処理の実施について

被災地域において感染症が発生し、又は発生するおそれがある地域を重点的に消毒、清潔指導及び衛生処理を実施する。

6. 鼠族及び昆虫等の駆除

消毒、清潔指導及び衛生処理の際あわせて行う。

7. 備蓄資材の在庫場所等

別冊 「備蓄計画」による。

8. 薬剤所要量の算定方法

薬剤所要量の算定方法

区分	薬剤の種類	薬剤料算出方法
床上浸水家屋	クレゾール	床上浸水戸数 × 200 g
全壊・半壊・流出	普通石灰 クロルカルキ	井戸の数（概数）× 200 g
床下浸水家屋	クレゾール	床下浸水戸数 × 50 g
	普通石灰	床下浸水戸数 × 6 g
	クロルカルキ	井戸の数（概数）× 200 g
※ 薬剤の種類は、現地の状況に応じ適宜変更する。		

9. 被害の報告

警察消防等の諸機関、地区の衛生組織、その他の関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、速やかに所定の方式による報告書を加東健康福祉事務所長を経由して知事に提出する。

ただし、その概要については、できるかぎり事前に電話により報告する。

10. 感染症対策活動状況の報告

災害時感染症対策活動を実施した時は、所定の様式による報告書を加東健康福祉事務所長を経由して知事に提出する。報告書の提出に当たっては、できる限りその概要を事前に電話により報告する。

11. 記録の整備

災害時感染症対策のため整備すべき書類は次のとおりである。

- (1) 感染症対策活動状況報告書
- (2) 消毒、清潔指導及び衛生処理に関する書類
- (3) 鼠族及び昆虫等の駆除に関する書類
- (4) 患者台帳
- (5) 感染症対策作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省その他参考事項を記載すること。）

12. 災害時感染症対策後の措置

- (1) 災害時感染症対策活動を終了した時は、速やかに所定の様式による災害時感染症対策完了報告書を作成し、加東健康福祉事務所長を経由して知事に提出する。
- (2) 災害時感染症対策に要した経費は、他の感染症対策活動に要した経費とは明確に区分し災害時感染症対策活動終了後直ちに精算を行う。

13. 震災発生後の衛生管理

震災発生後、加東健康福祉事務所と連携して、以下の衛生管理活動を実施する。

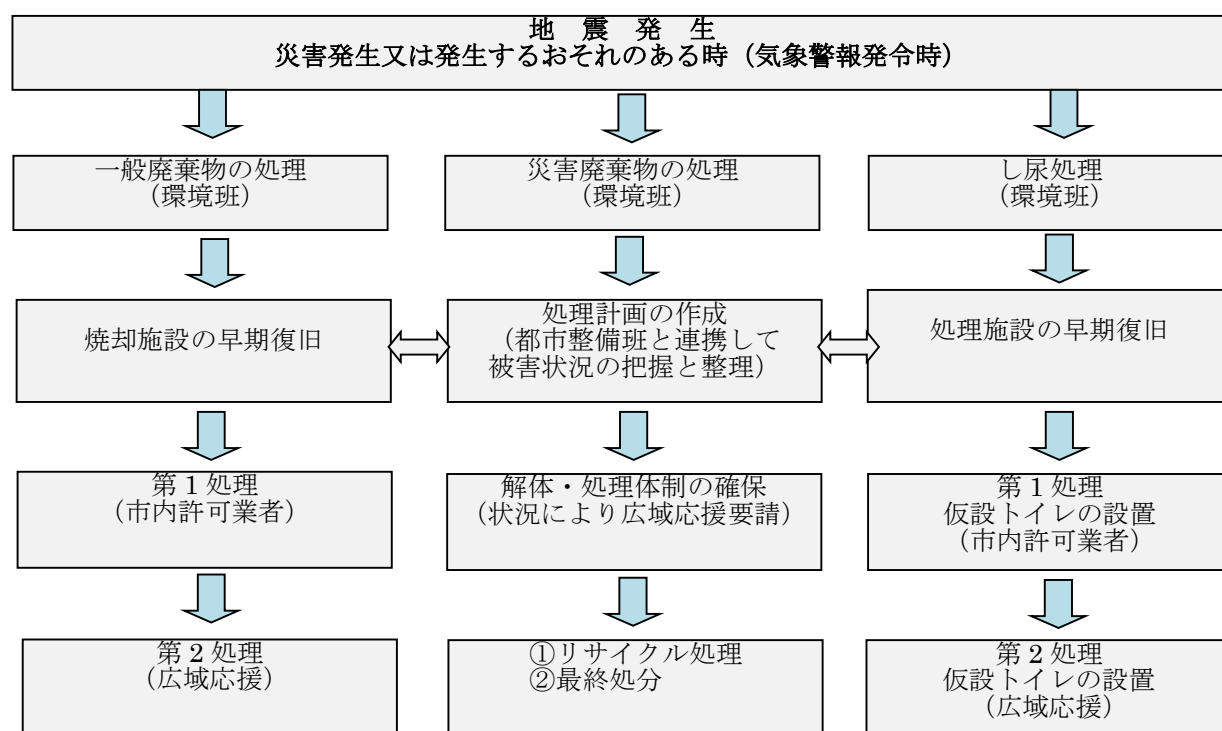
- (1) 応急給水、井戸水等の水質検査
- (2) 食品衛生監視（弁当、炊き出し等の食品管理）
- (3) 生ごみの収集場所の衛生管理
- (4) 仮設トイレ等の衛生管理
- (5) 救援物資中の生鮮食料品の処理

7-2 清掃計画

一般廃棄物の処理	環境班	○ 焼却施設の早期復旧の手配を行う ○ 可燃ごみの仮置きと不燃ごみの埋立てを行う ○ 他の自治体支援を含めたごみ焼却の応援要請を行う ○ 県に廃棄物処理の広域応援の要請を行う
災害廃棄物の処理	都市整備班	○ 被災状況調査の情報を環境班に提供する
	環境班	○ 被災状況の調査から倒壊家屋の処理計画を立てる ○ 民間業者等の協力を得て災害廃棄物の処理を行う ○ 県に災害廃棄物処理の広域要請を行う
し尿の処理	環境班	○ 処理施設の早期復旧の手配を行う ○ 仮設トイレの配置計画をたて、調達・配置を行う ○ 市許可業者等の協力を得てし尿の収集処理を行う
	市許可業者	○ 環境班の要請により車両、人員等の提供を行う
	本部班	○ 県にし尿処理、仮設トイレ調達等の広域要請を行う

事前対策

- 市の許可業者との災害時の協力体制を協定等によって確立する。
- 市内で処理できなくなった場合を想定して、近隣市町との広域応援体制を確立する。
- 被災状況の把握方法や被災家屋の災害廃棄物量の算出手順を明確にする。
- 災害危険物の仮置場の候補地及び搬出ルートを事前に計画する。



1. ごみ処理（一般廃棄物）

(1) ごみ処理の基本方針

地震により清掃センターが被災した場合、以下の方針でごみ処理を実施する。

- 1) 自己処理を基本とし、焼却施設の早期復旧を手配する。
- 2) 復旧するまでの間、理立処分場用地内に仮置きする（可燃のみ）。不燃ごみは理立処分する。
- 3) 他の自治体支援を含めたごみ焼却の応援要請を検討する。

- 4) 清掃センターの復旧が遅れた場合、可燃ごみを順次埋立てすることも検討する。

(2) ごみの収集・処理計画

1) 収集計画

作業が効果的に行われるよう現有人員器材を投入し、なお不足の場合は、時間外作業及び人員器材等の借上げにより迅速に収集させる。

災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも 3～4 日以内に収集を開始し、7～10 日以内には収集を完了することを目指す。

2) 運搬台数

① 市保有車両

車 種	台 数
ダンプカー 2 t 車	3 台 (清掃センター1 台・クリーンセンター 1 台・吉川クリーンセンター 1 台)
じん芥収集車 (機械車) 2 t 車	8 台 (清掃センター8 台)
3.5 t 車	4 台 (清掃センター3 台・吉川クリーンセンター1 台)
4 t 車	1 台 (清掃センター1 台)

② 委託業者保有車両

車 種	台 数
じん芥収集車 (機械車) 2 t 車	2 台 (三木美化センター2 台)
3 t 車	4 台 (三木美化センター2 台・ミズホ商会 2 台)
4 t 車	10 台 (三木美化センター5 台・長田環境開発 4 台・ミズホ商会 1 台)

3) 収集量

①市収集量

経常職員	1 日最大収集量	備 考
25	115.0 t	8 台×2.00 t×4 回=64.0t/日 4 台×2.65 t×4 回=42.4t/日 1 台×2.15 t×4 回= 8.6t/日

②委託業者収集量

経常職員	1 日最大収集量	備 考
24	146.8 t	2 台×2.00 t×4 回=16.0t/日 4 台×2.80 t×4 回=44.8t/日 10 台×2.15 t×4 回=86.0t/日

4) 第 1 次処理 ― 収集体制の確保

- ① 一般廃棄物処理実施計画に基づく収集業務を行う。
- ② 作業が効果的に行われるよう現有人員機材を使用し、不足の場合は市許可業者の支援を求める。
- ③ り災状況、り災者の実情に応じて、一時的な集積場所を各所管と協議の上定める。

5) 第2次処理 ― 広域応援体制（車両、人員等）

自己処理及び市許可業者で処理できないと判断した時は、速やかに本部班を通じて県に要請し、他の自治体の応援を求める。

6) 清掃センターが被災しなかった場合

ゴミの処理は、三木清掃センターで行い、り災者の実情に応じて一時的な集積場所を各所管と協議の上定める。

7) 上記の収集処理方法においても処理できない災害が発生した場合においては、兵庫県災害廃棄物の相互応援に関する協定に基づき、下記の機関に処理を依頼する。

① 兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課

T E L 078-362-3279（廃棄物指導係）

F A X 078-362-4189

② 兵庫県内の各市町

③ 自衛隊

条文 26 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(3) 市許可業者等の活動方針

- 1) 災害が発生した時点で、環境班へ被害状況（車両、人員等）の報告を行う。
- 2) 通常の事業系一般廃棄物の収集運搬業務を行う。
- 3) 市の計画収集に支障がある場合、環境班の要請に応じて車両、人員等の提供を行う。

関係機関 7 一般廃棄物処理許可業者名簿

2. 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理の基本方針

災害等により被害を受けた建物は、倒壊の危険性が高く、解体工事の実施に当たっては、事前に「建築物等の損傷程度」「周囲の状況」等を十分に調査したうえで作業計画を作成し、これに基づく作業を徹底する。

1) 災害廃棄物の発生予測

環境班は、都市整備班が実施する被災状況の調査結果に基づいて、災害廃棄物の発生総量を算出する。

2) 仮置場及び処理体制の確保

災害廃棄物の発生総量から、必要な仮置場を確保する。

3) 救援物資の搬送ルートも考慮に入れて、災害廃棄物処理ルートの確保を図る。

4) 災害廃棄物処理計画の策定

定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

5) アスベスト対策

家屋等の解体に当たっては、アスベストが飛散しないよう万全の対策を講じる。

(2) 仮置場候補地の計画

- 1) 仮置場は原則として、埋立処分場用地内に確保する。
- 2) 埋立処分場用地内の確保が困難な時は、他の候補地を計画し、併せて仮置場へ至るルートを確認する。

(3) 解体・処理体制の確保

- 1) 被災状況の把握、災害廃棄物処理計画の策定
- 2) 市内家屋等解体業者の確保
- 3) 本部班を通じて、県環境整備課へ応援要請を実施する。
- 4) 埋立処分場用地又は仮置場への搬出入ルートを確認する。

(4) リサイクル方針

- 1) 解体現場にて可燃物と不燃物に分別し、埋立処分場用地又は仮置場へ搬入する。
- 2) リサイクル可能なものは、民間業者に委託する。

(5) 廃棄物の最終処分

- 1) 木くず等は清掃センターで焼却するほか、必要に応じて民間廃棄物処理業者に処分委託する。
- 2) 不燃物は埋立処分場用地内で最終処分するほか、必要に応じて民間廃棄物処理業者に処分委託する。

3. し尿処理

(1) し尿処理の基本方針

地震によりクリーンセンター及びクリーンセンターからの排水を受け持つ污水管が被災した場合、次の基本方針でし尿を処理する。

- 1) 施設の早期復旧を手配する。
- 2) 公共下水道の処理場（加古川上流浄化センター、吉川浄化センター）及び他の污水管等に異常がない時、他のマンホール又は污水枡に投入する。
（加古川上流浄化センターとの協議が必要。）
- 3) 本部班を通じ、県に要請し、県内各市町又は県外各市町の応援を得る。

(2) 仮設トイレの調達

- 1) 発災直後における避難者数を基準として簡易トイレを備蓄する。（1基/100人）
- 2) 市外の取扱い業者との事前協力体制を確立する。

(3) 仮設トイレの配備

- 1) 避難所周辺と公園等に簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努める（原則、男性用1に対して女性用3の割合で設置するが、男女比の割合だけでなく、利用者数

に応じた設置数となるよう努める。)

2) 仮設トイレの清掃等の維持管理は、施設利用者又はボランティアにより行う。

(4) し尿の収集・処理計画

1) 第1次処理 ― 収集体制の確保

① 一般廃棄物処理実施計画に基づく収集業務を行う。

② 作業が効果的に行われるよう現有人員機材を投入し、なお不足する場合は、市許可業者（浄化槽清掃業者）の支援を求める。

2) 第2次処理 ― 広域応援体制（車両、人員等）

市許可業者で処理できないと判断した時、速やかに本部班を通じて県に要請し、他の自治体の応援を得る。

3) クリーンセンター及びクリーンセンターからの排水を受け持つ污水管が被災しなかった場合

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、三木クリーンセンターで行うほか、各所管と協議の上環境衛生上支障のない方法で行う。

(5) 市許可業者等の活動方針

1) 災害が発生した時点で、環境班へ被害状況（車両、人員等）の報告を行う。

2) 通常のし尿の定期収集計画に基づく収集運搬業務及び仮設トイレのし尿収集運搬業務を行う。

3) 市の計画収集に支障がある場合は、協定書等に基づき、環境班の要請に応じて車両、人員等の提供を行う。

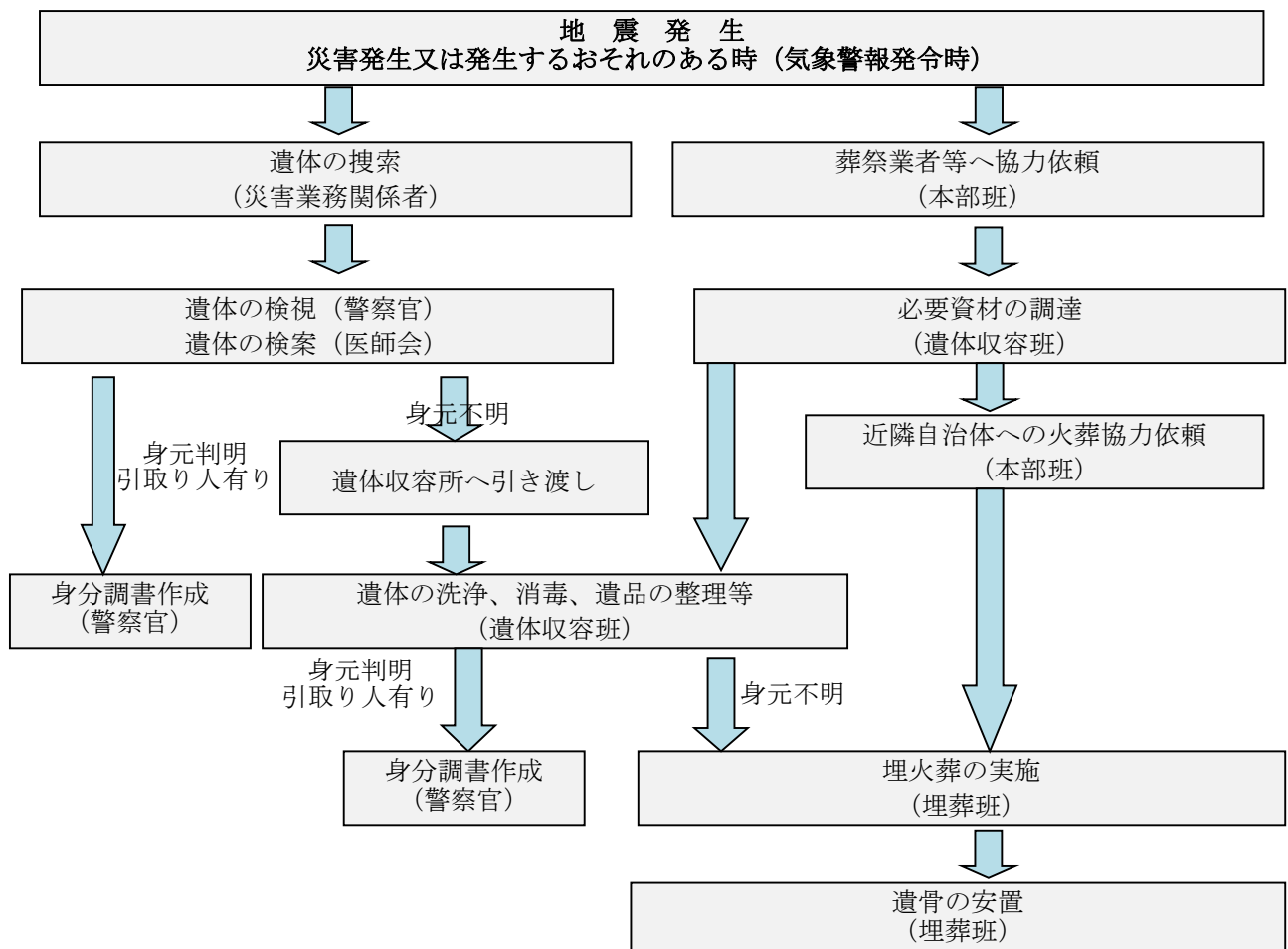
7-3 遺体の処理

遺体の処理については、下記により行う。

遺体の捜索・検視	本部班（活動調整） 警察官、消防職員 水防団、消防団、自治会等	○ 救出作業や遺体の捜索をする。 ○ 遺体の検視（犯罪性の有無を確認）をする。
遺体の検案等	医師会 健康福祉班	○ 遺体の検案書を作成する。（死亡の確認、死因、死亡時刻等の判定） ○ 遺体の洗浄、縫合、消毒等を行なう
遺体の収容	市民班 福祉班	○ 遺体収容所の開設を行う ○ 遺体を納棺するとともに、遺体処置表、遺留品処理票を作成し、棺へ氏名札を貼りつける ○ 遺体の安置、遺族への引き渡しをする。
遺体の埋火葬	福祉班、市民班	○ 遺体の埋火葬に関することを実施する
資材等の広域調達	本部班	○ 葬祭業者等への資材調達に係る協力依頼を行う ○ 近隣自治体への火葬の協力依頼を行う ○ 遺体の捜索、収容、埋葬に必要な車両等の広域調達の要請を行う

事前対策

- 近隣市町と火葬に関する広域協力体制を確立しておく。
- 葬祭業者等との間で必要な資材の調達体制を調整しておく。



1. 組 織

遺体の収容、埋火葬処理業務全般に当たるため、次の2班を設ける。

遺体処理等業務の組織

遺体収容班	班長（福祉班） 班付（医師会） 班員（福祉班） 現業員
埋葬班	班長（福祉班） 班員（福祉班、市民班） 現業員

なお、遺体の捜索については、災害の規模及び状況を勘案して、関係機関と連携をとり、必要に応じて地元団体の協力を得て実施する。

2. 遺体を発見した場合の措置

- (1) 警察官、消防職員、水防団、消防団、自治会等の災害業務関係者が救出作業又は遺体捜索中において遺体を発見した時は、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受ける。
- (2) 検視を終えた遺体は、遺族等に引き渡すものとするが、身元不明の時は、身元が確認できるまで市が指定する安置所に一時保存する。
- (3) この場合、警察官は身分調書を作成し、医師の検案書は遺族関係者の求めに応じて作成する。

関係機関 8 遺体安置所一覧

3. 遺体の収容

(1) 遺体の収容方法

- 1) 遺体収容班は、遺体を到着順に収容する。
- 2) 遺体収容班は、遺体の洗浄、消毒等を行い遺品を整理して納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し遺体安置所内に搬送する。
- 3) 一定期間経過後、引取人のいない時は、行旅人として取り扱うこととし、福祉班に連絡すると共に埋火葬許可証の交付を受け、埋葬班に引き継ぐ。
- 4) 遺体の収容期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、必要に応じ期間を延長する。

4. 遺体の火葬

- (1) 埋葬班は、遺体収容班から引き継いだ遺体及び埋火葬許可証をみきやま斎場に移送し、埋火葬台帳に記入の上、火葬に付する。
- (2) みきやま斎場の所在地、名称

みきやま斎場所在地

名称	所在地	処理能力	備考
三木市立みきやま斎場	三木市福井字三木山 2465番3	1日15体	1体の火葬所要時間1時間30分 1日1炉3体火葬可能

(3) 火葬後の遺骨安置場所

火葬に付した遺骨は、三木市立みきやま斎場内霊安室に安置する。

(4) 他都市に対する火葬の協力要請手続き

大災害により多数の死者が発生し市立みきやま斎場の処理能力を超える時、あるいは市立みきやま斎場の被害が甚大なため市立みきやま斎場で処理できない時は、本部班を通じて協定を締結している近隣市町へ協力要請を行う。

5. 資機材等の調達

(1) 遺体の捜索及び収容等に要する資材車両等については、市内関係業者と連携し、準備する。

(2) 遺体収容所において必要な柩等の葬祭用品、及びドライアイス等は市内の葬祭業者より調達する。

(3) なお、搬送車両、葬祭用品、ドライアイス等の調達が困難で不足する場合は、本部班に広域調達を要請する。

関係機関 9 三木市内葬祭業者一覧

関係機関 10 市外霊柩車配置依頼先

関係機関 11 市外火葬業務依頼先

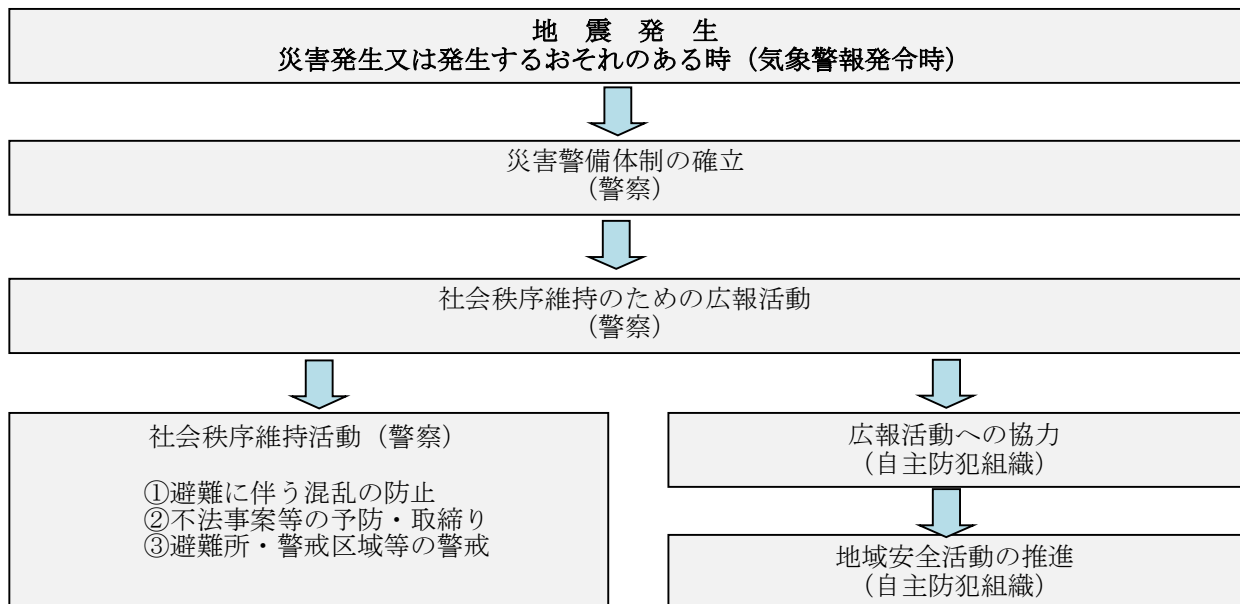
第 8 節 社会秩序の維持、物価の安定に関する活動

8-1 社会秩序の維持

災害警備	三木警察署	○ 避難に伴う混乱等を防止する ○ 不法事案等の予防及び取締りを実施する ○ 避難所、警戒区域、重要施設の警戒を実施する
社会秩序維持のための広報	三木警察署	○ 社会秩序維持のための広報を実施する
	防犯協会等	○ 広報活動に協力する
地域安全活動	自主防犯組織	○ 自主防犯活動を実施する

事前対策

- 災害後の社会活動維持のため、平常時から関係機関との連携強化、市民等に対する積極的な広報活動を行う。
- 防犯協会等自主防犯組織との連携により、広報体制、地域安全活動体制を確立する。



1. 災害警備

(1) 三木警察署の災害警備体制

- 1) 県下において震度 5 強以上の地震が発生した場合は、招集命令を待つまでもなく速やかに所属部署に参集する。
- 2) 交通途絶により自主参集ができない場合以外は、自所属への参集とする。
- 3) 残留要員の指定を行う。

(2) 社会秩序の維持活動

- 1) 避難に伴う混乱等の防止
 - ① 関係機関との連携強化
 - ② 平常時から市民等に対する積極的な広報
- 2) 不法事案等の予防及び取締り

3) 避難所、警戒区域等の警戒

2. 社会秩序維持のための広報

社会秩序維持のための広報は、以下のように実施する。

- (1) 交番、駐在所、パトカー等の勤務員の活用
- (2) ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の掲出
- (3) 新聞、テレビ、ラジオ等マスメディアに対する積極的協力要請
- (4) 防犯協会等自主防犯組織との連携

3. 自主防犯組織

市民等による地域安全活動を推進する。

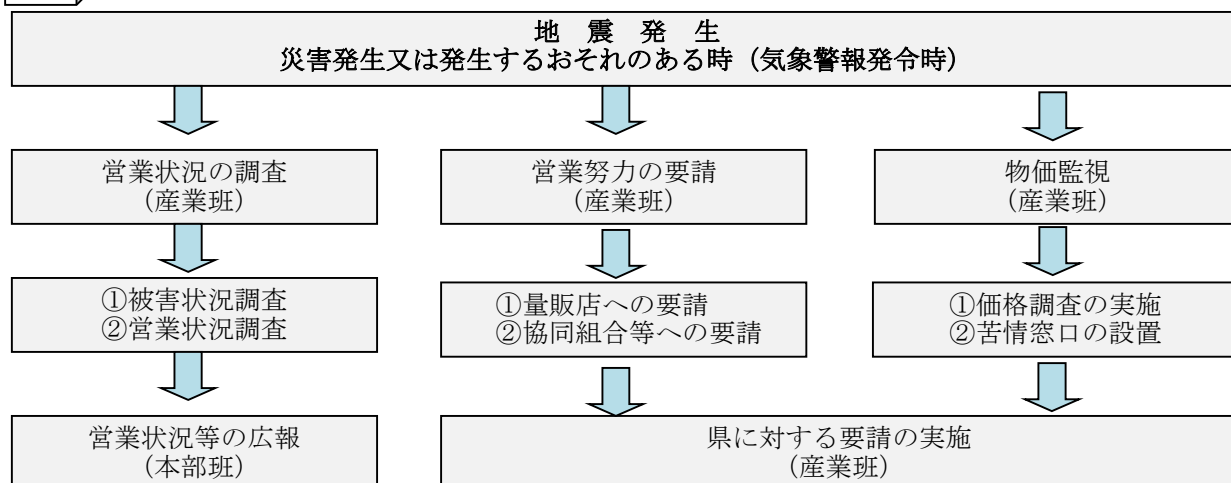
- (1) 関係機関との緊密な連絡
- (2) 自主防犯活動（会社、事業所等）の推進依頼

8-2 物価の安定、物資の安定供給

量販店等の営業状況の調査	産業班	○ 市内量販店等の被害調査を実施する ○ 市内量販店等の営業状況調査を実施する
	本部班	○ 市内量販店等の営業状況を市民に広報する
営業努力の要請	産業班	○ 市内量販店等に営業努力を要請し、必要な調整を実施する ○ 協同組合、各種団体等に営業努力を要請し、必要な調整を実施する ○ 市内量販店等の営業に際し、必要な要請を県に対して実施する
物価監視	産業班	○ 市内商店等の価格調査を実施する ○ 便乗値上げ等の苦情窓口を設置し、必要な対応を行う ○ 物価監視に関して必要な要請を県に対して実施する

事前対策

- 市内量販店等の被害調査、営業状況調査等の手順を定め、各店舗等と調整を実施する。
- 市内量販店等の早期営業再開や物価監視に関して、兵庫県の計画との整合を図る。



1. 量販店等の営業状況調査等

- (1) 被害調査
- (2) 営業状況調査
- (3) 市民への広報

2. 営業努力の要請

- (1) 量販店等に対する要請
- (2) 協同組合等、各種団体に対する要請
- (3) 県への要請

3. 物価監視モニター

- (1) 価格調査の実施
- (2) 苦情窓口の設置
- (3) 県への要請

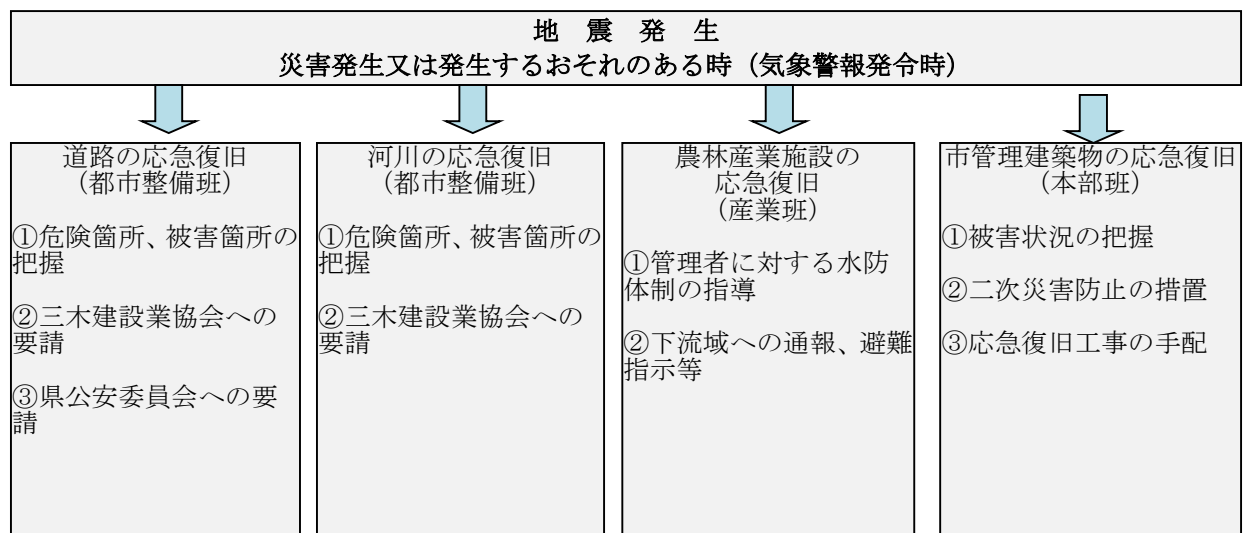
第9節 施設、設備の応急復旧活動

9-1 施設、設備の応急復旧活動

道路の応急復旧	都市整備班	○ 道路・橋梁の危険箇所や被害程度を把握する ○ 三木建設業協会等に必要な措置を講ずるよう協力を要請する ○ 県公安委員会に対して、信号機等の応急復旧工事を要請する
	建設業協会等	○ 都市整備班に協力して、道路・橋梁等の危険箇所・被害箇所に必要な措置を講ずる
	県公安委員会	○ 都市整備班の要請により、信号機等の応急復旧工事を実施する
河川の応急復旧	都市整備班	○ 河川の危険箇所や被害程度を把握する ○ 建設業協会等に必要な措置を講ずるよう協力を要請する
	建設業協会等	○ 都市整備班に協力して、河川等の危険箇所・被害箇所に必要な措置を講ずる
農林産業施設の 応急復旧	産業班	○ ため池、農業用水路の管理者に対して、水防体制の指導を実施する ○ 決壊の危険等が生じた時、下流域への通報、避難指示等を実施する
市管理建築物の 応急復旧	各施設管理担当者 各施設整備運転担当者 警備員	○ 中央監視制御装置のモニターを確認する ○ 庁舎内外の巡回により被害状況を把握する ○ 二次災害防止に必要な措置をとる
	本部班	○ 被害を受けた施設、設備の応急復旧を専門業者に依頼する

事前対策

- 三木建設業協会等に対し、道路、河川等の応急復旧体制に必要な事前調整を実施する。
- 土地改良事務所、農協その他関係団体と、ため池や農業用水路の応急復旧に関する技術指導を実施する。
- 庁舎等被害の応急復旧のための専門業者との事前調整を行う。



※ 必要に応じて国・県と調整及び連携する。

1. 道路の応急復旧

道路、橋梁等の被害による交通の遮断は、初動期の諸活動（消火、避難、救援、救助等の防災活動）、に影響を及ぼすと共に、大雨等による二次災害も懸念されるため、以下の方針で道路の応急復旧を実施する。この際、国・県などの道路管理者と必要に応じて調整し、連携を図る。

- (1) 危険箇所や被害程度の把握を迅速に行う。
- (2) 応急復旧活動体制の早期立ち上がりに努める。
- (3) 三木建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。
- (4) 交通信号、標識等が倒壊等により機能を失った場合は、県公安委員会に対して応急復旧工事の実施を要請する。

2. 河川の応急復旧

河川被害による流路阻害等は二次災害の発生が懸念されるため、以下の方針で河川の応急復旧を実施する。この際、国・県などの河川管理者と必要に応じて調整し、連携を図る。

- (1) 危険箇所や被害程度の把握を迅速に行う。
- (2) 応急復旧活動体制の早期立ち上がりに努める。
- (3) 三木建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。

3. 農林産業施設の応急復旧

土地改良事務所、農協その他関係団体の協力により、応急対策に関する技術指導に当たる。

- (1) ため池及び農業用水路については、管理者に対して必要に応じてため池から放水、用水路の断水、又は減水を行うよう水防体制の指導に努める。
- (2) 地震災害については、県が策定した地震後の農業用ため池緊急点検要領に基づき、速やかにため池の点検を行い、二次災害の発生の防止に努める。
- (3) 施設等の破損又は決壊の危険が生じた時は、速やかに被害の及ぶおそれのある下流域の地域に対して通報し、避難指示等の応急措置等を講ずる。

4. 市管理建築物の応急復旧

市庁舎が災害により被害を受けた場合、当該施設には災害対策本部が設置されることから、これら災害対策本部の活動に必要な施設及び設備の復旧を行う。

(1) 被害状況の把握

庁舎管理担当者、庁舎設備運転担当者並びに警備員は、中央監視室に設置されている中央監視制御装置のモニターを確認すると共に、庁舎内外を巡回し、施設、設備の被害状況を迅速に把握する。

(2) 二次災害の防止

地震により被害を受けた場合、予測されるガス漏れや停電復旧に伴う二次災害の防止を図る。

(3) 応急復旧の実施

被害を受けた施設、設備については専門業者により復旧を行う。

(4) 応急復旧の対象となる施設、設備

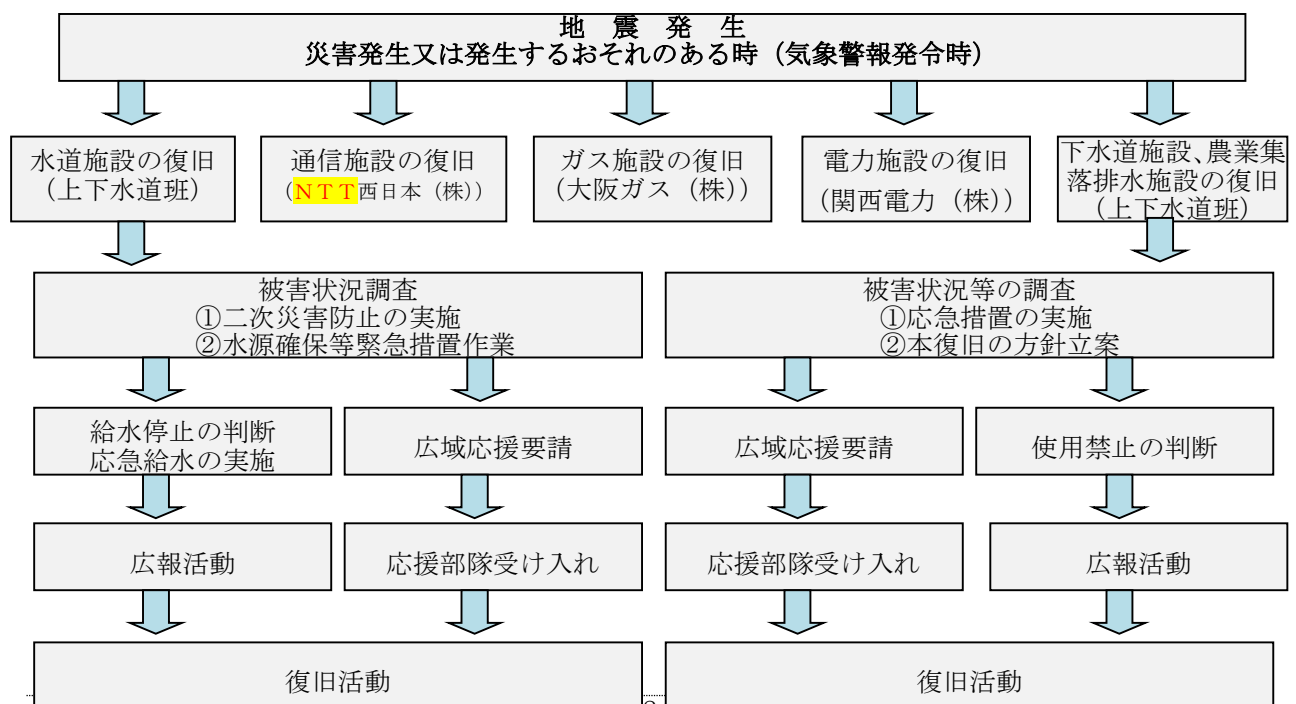
- 1) 庁舎棟、エネルギー棟、市民ホール
- 2) 電気、ガス、給排水設備、通信設備、コンピュータ
- 3) 空調設備、換気設備、エレベーター

9-2 ライフライン対策

給水停止の判断	上下水道班	○ 広域的供給停止を極力避け、給水停止の判断を行う
水道の広域応援要請	本部班	○ 他市町への応援要請を行う ○ 自衛隊への応援要請を行う
	上下水道班	○ 兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づく応援要請を行う
水道の広報	上下水道班	○ 水道の復旧見込み状況、応急給水方法等の広報を行う
水道の復旧	上下水道班	○ 水道施設の復旧を行う
下水道使用禁止の判断	上下水道班	○ 下水道管渠の被害状況等を勘案して使用禁止の判断を行う
下水道の広域応援要請	上下水道班	○ 下水道事業における災害時支援に関するルールに基づき応援要請を行う ○ 農業集落排水施設災害対策応援に関する協定に基づき応援要請を行う
下水道の広報	上下水道班	○ 下水道の被害状況、使用制限等の広報を行う
下水道の復旧	上下水道班	○ 下水道施設の復旧を行う ○ 農業集落排水施設の復旧を行う
ガスの復旧	本部班	○ 大阪ガスとの復旧に関する連絡調整 ○ 県 LP ガス協会への協定に基づく応援要請
	大阪ガス株式会社	○ ガス供給の復旧を行う
電力の復旧	本部班	○ 関西電力との復旧に関する連絡調整
	関西電力株式会社	○ 電力施設の復旧を行う
通信の復旧	本部班	○ NTT 西日本との復旧に関する連絡調整
	NTT 西日本株式会社	○ 電話等通信施設の復旧を行う

事前対策

- 水道、下水道の広域応援体制の整備により、迅速な応急復旧体制を確立する。
- ライフラインの総合的な復旧情報を市民に提供できる体制をつくる。
- ライフライン復旧の応援部隊の拠点となるオープンスペース利用の調整体制をつくる。



1. 水道施設の復旧計画

(1) 計画の趣旨

地震発生直後から水道の流出等による二次災害の防止と、市民生活に不可欠な飲料水の確保等のため各施設の被害状況を迅速且つ的確に把握し、緊急に実施すべき措置、給水・停止の判断基準、応急対策、広報体制、復旧活動等について定める。

(2) 地震発生後の初動体制

上下水道班は、次の初動体制をとる。

1) 地震発生時、次の場合は職員全員自動出勤（第2次出勤体制）とする。

- ① テレビ、ラジオの気象台（神戸地方気象台）情報等から、本市を含む周辺で震度5弱以上の地震が発生したことを知った時。
- ② 地震情報が入手できない場合であっても、周囲の状況から見て建物の倒壊、橋梁の落下、火災の発生等各施設の被害が予想される時。

2) 震度4の地震の時、課長級以上は、自動出勤とし、次のような場合、部長は、職員の出勤を要請する。

- ① 各施設に被害（数箇所以上に）が生じたと判断される時、又は広範囲に停電が発生した時
- ② 漏水等の通報が多く、当該勤務者で対応が困難と予想される時。
- ③ 上記の場合、当該勤務者は入手情報を詳しく部長に報告し、指示を受けるものとする。

3) 緊急措置作業

出勤職員は、上下水道班体制が整うまでの間、各自の役割分担に基づき二次災害の防止、配水池水量の確保等の緊急措置作業等を行う。

4) 上下水道班の特別出勤体制（第1次出勤、第2次出勤）は、別に定める。

(3) 指揮命令責任者

指揮命令責任者は、管理者（市長）とする。ただし、管理者（市長）が不在の場合は、次の順序による。

第1順位 石田副市長 第2順位 合田副市長 第3順位 部長 第4順位 水道工務課長
上下水道班を設置した場合は、直ちに関係者へ連絡する。

様式 20 報告書文例：水道被害状況報告書（第1報）

様式 21 報告書文例：水道被害状況報告書（第2報）

様式 22 非常災害等による労働時間延長届及び許可申請書
（労働基準法第33条第1項の規定による届出、申請書等）

関係機関 15 各団体等連絡先一覧

(4) 給水停止基準

給水を停止する場合は、市内配水系統（11 水系）の相互融通送水を検討し、広域的な停止は極力避けることを基本とし、次の事項について検討し判断を行う。

- 1) 県水流入量の確認（神出浄水場、三田浄水場）
- 2) 自己水取水量の確認（電力の供給状況と見通し）
- 3) 各配水系統の取水、配水及び貯水量の状況確認
- 4) 緊急度の高い医療施設の確認

(5) 応急対策

1) 水道応急対策

- ① 二次災害の防止及び配水池水量の確保等の緊急措置作業を行う。
- ② 各施設の的確な被害状況を把握する。
- ③ 給水停止を行った場合は、飲料水の確保対策に基づく応急給水を行う。

(6) 応援要請

- 1) 他市町への応援要請は、市災害対策本部の定める相互応援協定等に基づき市災害対策本部を通じて行う。また、上下水道班は、兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づき応援要請を行う。
- 2) 自衛隊への応援要請は、市災害対策本部を通じて行う。

(7) 広報体制

地震発生時には、「二次災害の防止」「市民の不安解消」「復旧作業の円滑な推進のための環境づくり」等を目的として、適切且つ迅速な広報活動を実施する。

1) 水道関係広報活動

配水停止並びにブロック毎で復旧のため、断水等の措置をした場合、当該区域を広報車にて「復旧見込の状況」「応急給水の方法」、その他の周知事項について広報を行う。

2) その他の広報活動

- ① 広報紙に情報を掲載する。
- ② 市災害対策本部を通じて新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミに情報の提供を進める。

様式 23 広報文例：水道の給水停止について（報道機関へ）

様式 24 広報文例：水道の復旧状況について（報道機関へ）

様式 25 広報文例：水道の給水停止について（市民の皆さんへ）

様式 26 広報文例：水道給水停止時広報文（広報車用）

(8) 復旧対策

復旧活動は、次に掲げる事項を基本に復旧計画を策定して行う。

1) 水道施設

- ① 応急給水に必要な水量を確保するための施設及び幹線の復旧を優先して行う。

-
- ② 管路の被害状況により、仮設配水管の布設による早期通水を行い、断水区域の減少に努める。
 - ③ 配水管の復旧に際しては、応急給水の取水場所として、仮設給水栓の設置を行う。

(9) 資器材の備蓄・調達

- 1) 災害復旧資器材の備蓄を進める。
- 2) 作業に要する資器材は、材料メーカー、工事店、他市町との在庫情報等を共有し、復旧計画にあわせ調達を行う。
- 3) 備蓄場所は、既存水道施設等の市内数箇所に分散し管理する。

2. 下水道施設及び農業集落排水施設の復旧計画

(1) 初動体制

- 1) 災害対策本部の非常配備体制に基づき、所属職員全員を配備し、下水道施設及び農業集落排水施設の被害状況調査・点検及び緊急措置を行う。なお、人員が不足する場合は、三木建設業協会、三木市排水設備指定工事店及び維持管理業者の応援を求める。
- 2) 下水道課の水防、災害職員配備体制は、別添表の通りとする。

(2) 指揮命令責任者

指揮命令責任者は、市長とする。ただし、市長が不在の場合は、次の順位による。

第1順位 石田副市長 第2順位 合田副市長 第3順位 部長 第4順位 水道工務課長

(3) 応急対策

- 1) 汚水管の被害のうち、污水排除に支障があるものについては、迅速な応急措置を講ずると共に、本復旧の方針を立てる。
- 2) 応急復旧は、指定工事店・建設業者・維持管理業者の協力を得て行う。また、必要な資機材は、関係業者から調達する。

(4) 広報対策

災害対策本部と連絡を密にして、広報車・ビラ等により下水道施設及び農業集落排水施設の被害箇所・被害状況・復旧工事の実施状況・復旧見通しについて、関係市民への広報活動を行う。

(5) 関係機関への応援要請

本市独自では対応がとれない場合は、「被害状況の概要」、「支援規模の内容」を添えて県下水道課長・加古川流域土地改良事務所長及び県土地改良事業連合会に支援を要請し、別紙「下水道事業及び農業集落排水事業における災害時支援に関するルールのフロー」に基づき市外からの支援部隊の応援を求める。

(6) 復旧活動

速やかに被害状況の詳細調査、点検を実施し、被災箇所復旧に当たっては、緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等を勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して計画に基づき復旧活動を行う。

参考資料 49 下水道事業における災害時支援に関するルールのフロー

参考資料 50 農業集落排水事業における災害時支援に関するルールのフロー

3. ガス施設等の復旧計画（大阪ガス（株））

◎三木市域におけるガス施設の災害防止、復旧活動等については、大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部が担当する。

名 称	所 在 地	連絡電話番号
導管事業部 兵庫導管部	神戸市中央区港島中町 4-5-3	078 (303) 7777
		ガス漏れ専用電話（フリーダイヤル） 0120-71-9424

(1) 応急対策

災害が発生した場合は、「災害対策要領」に基づき災害対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

1) 災害対策本部の設置

兵庫導管部の供給エリア内で震度 4 以上の地震の発生、又は災害の発生が予想される場合は、兵庫導管部内に災害対策本部を設置する。また、大阪ガスの供給エリア内で震度 5 強以上の地震の発生を感知した場合、本社及び地区導管部、製造所等に災害対策本部を設置する。

2) 応急対策要員の確保

大阪ガスの供給エリア内で震度 5 強以上の地震を感知した場合、本社及び地区導管部、製造所等に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるように動員体制を確立している。また、休日、夜間にあっても、テレビ・ラジオ等で大阪ガス供給エリア内で震度 5 強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社するように定めている。

3) 情報の収集伝達

① 情報の収集

本社をはじめとして各拠点等に設置している地震計が一定以上の加速度を感知した場合には、直ちに本社中央指令部へ無線、テレメーターにより震度情報が集約される。本社中央指令部で集約された情報は、一斉無線連絡装置により、直ちに地区導管部・製造所へ伝達されて、必要な措置を講ずるシステムになっている。

② 関係機関との情報交換

防災関係機関に対して、迅速且つ的確に必要な情報を伝達すると共に、情報の収集に努める。

③ 被害状況等の伝達

事業所災害対策本部は、担当エリアのガス施設、需要家施設の被害状況を調査すると共に、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社災害対策本部へ報告する。

4) 復旧資機材の確保

ふだんから必要な資機材（導管材料・導管以外の材料・工具類・車両・機械・漏洩調査機器・道路工事保安用具・携帯無線等）について必要な数量を確保する。

5) 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じてお客様に対して、テ

レビ・ラジオ等の報道機関及び工作車に装置したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報する。

6) 危険防止対策

都市ガスが生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続する必要がある。このために被害箇所の緊急修繕に努めるが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、事前に確立されているスーパーブロック・ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じる。この場合も、他の地域についてはガスの供給を継続する。

(2) 復旧対策

1) 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当っては、人命にかかわる箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先する等、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

2) 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者からの協力を得る。

3) 代替エネルギーの提供

病院や防災拠点等の社会的に重要な施設に対して、都市ガス供給が復旧するまでの間、代替エネルギーをより早く、計画的にお届けできるよう体制を整えている。

4) 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるため、必要に応じてお客様に対して、テレビ・ラジオ等の報道機関及び当社工作車に装置したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報する。

5) 他機関との協力体制

復旧を促進するため、三木市をはじめとする地域防災機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。

4. 電力施設の復旧計画（関西電力送配電(株)）

関西電力株式会社は電力の早期復旧のため、次のとおり応急対策を実施する。

(1) 災害発生直後の対応

1) 応急対策人員の確保

- ① 協力会社等も含め、応急対策（工事）に従事可能な人員を予め調査し、把握する。
- ② 非常災害時における特別組織の構成により、動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。
なお、交通途絶や対策要員の被災により参集困難となった場合の対応要領について予め定めておく。
- ③ 社外者（協力会社等）及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立すると共に応援の受入れ、管理及び指揮の体制を確立する。

2) 非常災害時の体制

非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

3) 被害状況の把握

電力施設の被害状況を把握し、復旧対策にあたる。

4) 応急復旧用資材の整備、確保

- ① 保有資機材を確保し、在庫量を把握する。
- ② 応急復旧資機材を緊急に手配する。
- ③ 道路情報の入手の上、応急復旧用資機材の運搬方法、ルート等を検討し、運輸手段を確保する。
- ④ 緊急用資機材の現地調達及び使用に関する県又は市長との連携を確保する。
- ⑤ 災害時において、復旧用資機材置場としての用地確保の必要があり、且つ自社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県又は市に要請して確保を図る。

(2) 復旧作業過程

1) 復旧順位に基づく復旧箇所の決定

- ① 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、原則として避難所、医療機関、官公庁等の公共機関、報道機関等を優先する。
- ② 復旧作業は原則として上記の施設を優先して行うが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施する。

2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報

- ① 電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道関係機関に対して、迅速且つ的確に情報を伝達する。
- ② 復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止するため、被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、予め作成した広報素材の提供、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、一般市民に対する広報宣伝活動を行う。

(3) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、地震の被害及び火災の拡大等に伴い、感電等の二次災害のおそれのある場合で、関西電力が必要と認めた場合、又は、市、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険予防措置を講じる。

5. 通信施設の復旧計画（N T T西日本(株)）

災害により、電気通信施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、N T T西日本株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施し、電気通信を確保する。

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

機 関 名	所 在 地	連 絡 電 話
N T T西日本株式会社兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番	災害対策室 TEL:078-393-9440

(2) 応急復旧

1) 通信混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し復旧に必要な資材、要員を確保すると共に、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

3) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- ① 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- ② 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ③ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- ④ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- ⑤ 臨時・特設公衆電話の設置
- ⑥ 停電時における公衆電話の無料化

4) 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保すると共に、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

- ① 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- ② 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取り扱う。
- ③ 臨時の営業窓口を開設する。
- ④ 被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。
- ⑤ 一般利用者に対する広報活動を実施する。
- ⑥ N T T西日本株式会社兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

5)「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」を利用した安否確認

災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル（171）」「災害用伝言板（Web171）」を確立する。

① 提供の開始

- ・ 災害発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合に開始する。
- ・ 被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（Web171）」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、又は閲覧して安否等を確認する。

② 伝言の条件

a「災害用伝言ダイヤル（171）」

- ・ 伝言時間……………1 伝言当たり 30 秒間録音
- ・ 伝言保存期間……………2 日間
- ・ 伝言蓄積数……………1 電話番号当たりの伝言数は 1～10 伝言で、提供時知らせる。

b「災害用伝言板（Web171）」

- ・ 接続条件……………インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
- ・ アクセスURL……………<https://www.web171.jp>
- ・ 伝言文字数……………1 件あたり 100 文字まで入力可能
- ・ 伝言登録数……………20 件まで（20 件をこえる場合は古い伝言から削除され、新しい伝言が保存されます）
- ・ 伝言保存期間……………最大で 6 ヶ月

③ 伝言通知容量

- ・ 約 800 万伝言

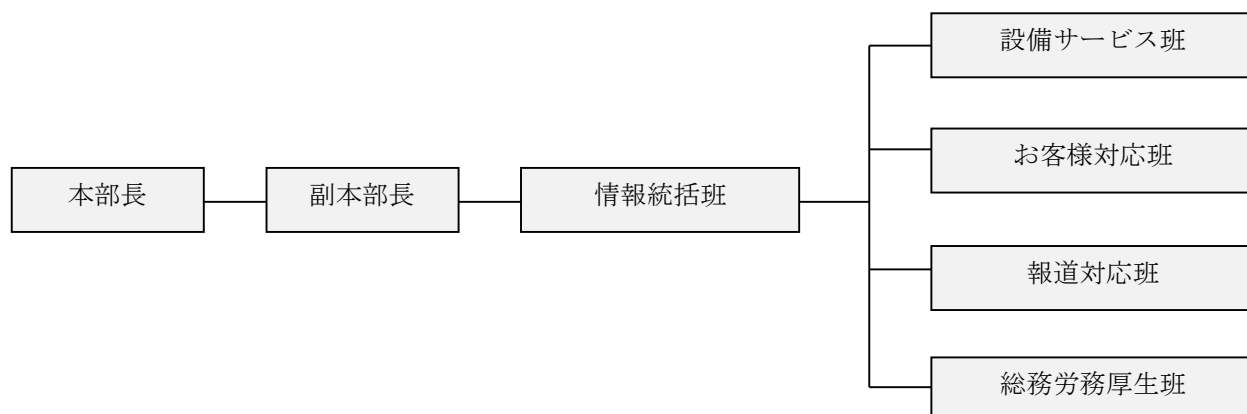
④ 提供時の通知方法

- ・ テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。
- ・ 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルをご利用して頂きたい旨の案内」を流す。
- ・ 避難施設や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- ・ 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

6) 復旧順位

地震により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めると共に、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

(3) 災害対策本部（N T T西日本株式会社）の組織及び所掌事項



所掌事項

① 情報統括班

災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う。

また、情報連絡室及び災害対策室の設置・運営及び調整

② 設備サービス班

被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施

③ お客様対応班

・（法人ユーザ班）：法人ユーザへのAMの対応等

・（マスユーザ班）：マスユーザ対応、被災地域での広報活動、特設公衆の設置場所検討

④ 報道対応班

報道対応

⑤ 総務労務厚生班

社員の確保、福利厚生及び健康管理、労務対応、後方支援

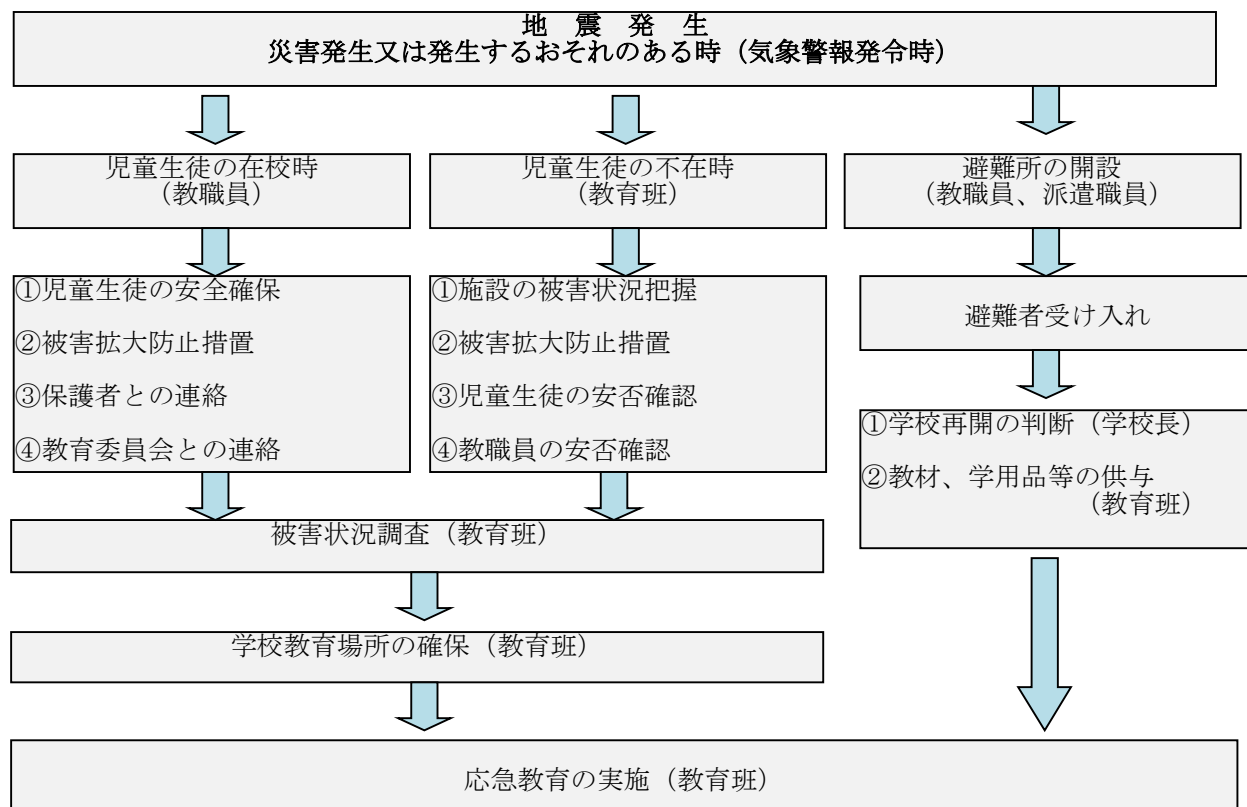
第10節 文教対策

10-1 応急文教対策

児童生徒の安全確保	教職員	○ 児童生徒の在校時の災害発生に対して、児童生徒の安全対策を迅速・的確に実施する
各教育施設利用者の安全確保	教育班	○ 各教育施設開館時の災害発生に対して、利用者の安全対策を迅速且つ的確に実施する
被災状況等の調査	教育班	○ 学校施設の被害調査を実施する ○ 児童生徒、教職員の被災状況調査を実施する ○ 社会教育施設（市長部局の所管を除く）の被害調査を実施する
応急教育の実施	教育班	○ 応急教育の実施場所を確保する ○ 県教育委員会と協議の上、教職員を確保する
教材、学用品等の給与	教育班	○ 被災児童生徒に対して、必要な教科書、教材、学用品等の給付を行う
就学援助	教育班	○ 児童生徒の被害の程度等に応じて、就学援助等の措置を行う
避難所への対応	教育班	○ 学校施設が避難所として開設された場合の調整を実施する

事前対策

- 災害時を想定した避難訓練等により、児童生徒の安全対策を徹底する。
- 災害後の児童生徒の保護者への引き渡し方法等を、個々の児童生徒について確認する。
- 県教育委員会等の教育関係機関への応援要請の事前調整を行う。
- 学校が避難所として開設された場合を想定し、教職員も避難所管理運営に習熟する。

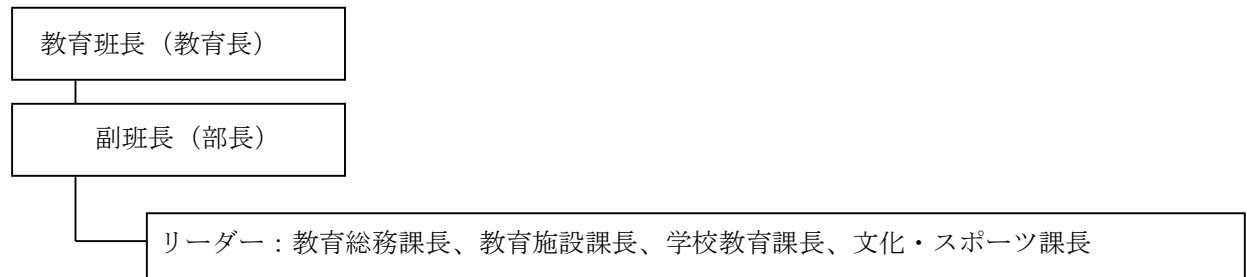


1. 実施体制

災害時には、迅速且つ的確に対応することが肝要なため、三木市情報ネットワークシステム等を利用して、被災状況等の収集、応急復旧対応の調整を行う。

三木市教育委員会と学校（幼稚園を含む。以下同じ。）が緊密な連絡協力のもとに、災害応急対策を実施する。必要に応じて、県教育委員会等の教育関係機関に応援協力を要請する。

応急文教対策の実施体制



1. 教育委員会の配備体制その他災害応急対策の総合的な企画及び調整に関すること。
2. 学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。
3. 応急対策及び復旧にかかる予算措置に関すること。
4. 学校を市民の避難所として開放することに関すること。
5. 応急教育実施の予定場所、方法等に関すること。
6. 教科書、教材、学用品等被害状況の調査、調達及び給付に関すること。
7. 児童生徒の被害状況調査及び応急対策に関すること。
8. 災害時における学校の感染症対策に関すること。
9. 被災教職員の調達及び応急対策に関すること。
10. 社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。
11. 文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること。
12. 文教対策部長の特命に関すること。

2. 教育委員会災害対策会議の開催

教育委員会災害対策会議は、教育長、教育総務部長、教育振興部長、教育総務課長、教育施設課長、学校教育課長、教育センター所長、文化・スポーツ課長で構成し、被災状況の調査報告に基づき、応急対策等について協議する。また、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で避難所運営に協力する。

3. 被災状況等の収集

応急対策等を決定するため、実施体制の分掌事務毎に、次の項目について被災状況等を速やかに収集する。

- (1) 児童生徒の被災状況
- (2) 教職員の被災状況
- (3) 学校施設の被害状況
- (4) 社会教育施設の被害状況
- (5) 応急措置を必要とする事項

4. 応急教育の実施

応急教育の実施については、被害状況に応じて、教育の実施場所、実施方法、児童生徒への連絡方法及び通学方法等を検討の上、事態に即応した措置をとる。ただし、実施が困難な場合は、臨時休校とする。

(1) 実施場所の確保

学校施設の甚大な被害、多数の避難者収容、通学路の遮断等により通常の授業が行えない場合は、被害の少ない近隣の学校及び公共施設において授業する等の措置をとる。

(2) 教職員の確保

教職員の被災等により応急教育の実施に支障がある場合は、県教育委員会と協議の上、次の方法により教職員を確保する。

- 1) 各学校教職員の不足状況により、一時的な教職員組織の編成替えを行い、出務等を指示する。
- 2) 教員免許所有者で、現職でない者の一覧表を教育委員会に備え、状況により随時派遣する。

(3) 実施方法

施設の復旧状況、教職員、児童生徒及びその家族の被災の程度並びに交通機関道路等の復旧状況を考慮し、次の方法により行う。

- 1) 短縮授業
- 2) 二部授業
- 3) 分散授業
- 4) 複式授業
- 5) 上記の併用授業

(4) 休校措置

大雨、暴風、洪水、暴風雪、大雪等の各警報が発表中の場合は、児童生徒の生命の安全を確保するため児童生徒は自宅待機とし、各学校長の判断によって登校、休校を決定し、児童生徒に連絡を行う。

5. 教材、学用品等の給与

(1) 給付の対象

教材及び学用品等の給付は、住宅の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により教材及び学用品等を失い、若しくは損傷して就学上支障のある児童生徒に対して行う。

(2) 給付の範囲

被害の程度及び実情に照らし、次の品目の範囲内で現物をもって行う。給付は、教育班が各学校からの損失状況報告等に基づき一括発注し行う。

- 1) 教科書・副教材
- 2) 文房具
- 3) 通学用品

6. 就学援助等

(1) 就学援助

教育班は、学校長から就学援助を必要とする児童生徒の報告があった場合は、教材学用品の給付との関連を勘案の上、被害の程度及び状況に応じて、就学援助費をもって学用品費等の支給を行う。

(2) 保育料等の減免

園児及びその家族の被災の程度及び状況に応じて、保育料の減額、免除等を決定する。

7. 学校給食

災害発生時における学校給食は、特に衛生管理に留意し、施設及び設備の消毒並びに調理関係者の健康管理等を十分に行った上で実施する。

次の場合には、給食を一時中止する。

- (1) 給食施設に被害を受け、作業が不可能な場合
- (2) 学校給食施設が災害救助のために使用された場合
- (3) 感染症その他危険の発生が予想される場合
- (4) 給食用物資の入手が困難な場合

8. 心の健康管理

(1) 被災児童生徒への心のケア

- 1) 教職員によるカウンセリング
- 2) 電話相談等の実施
- 3) 教育相談センター、健康福祉事務所、子ども家庭センター等の専門機関との連携

(2) 教職員の心の健康管理

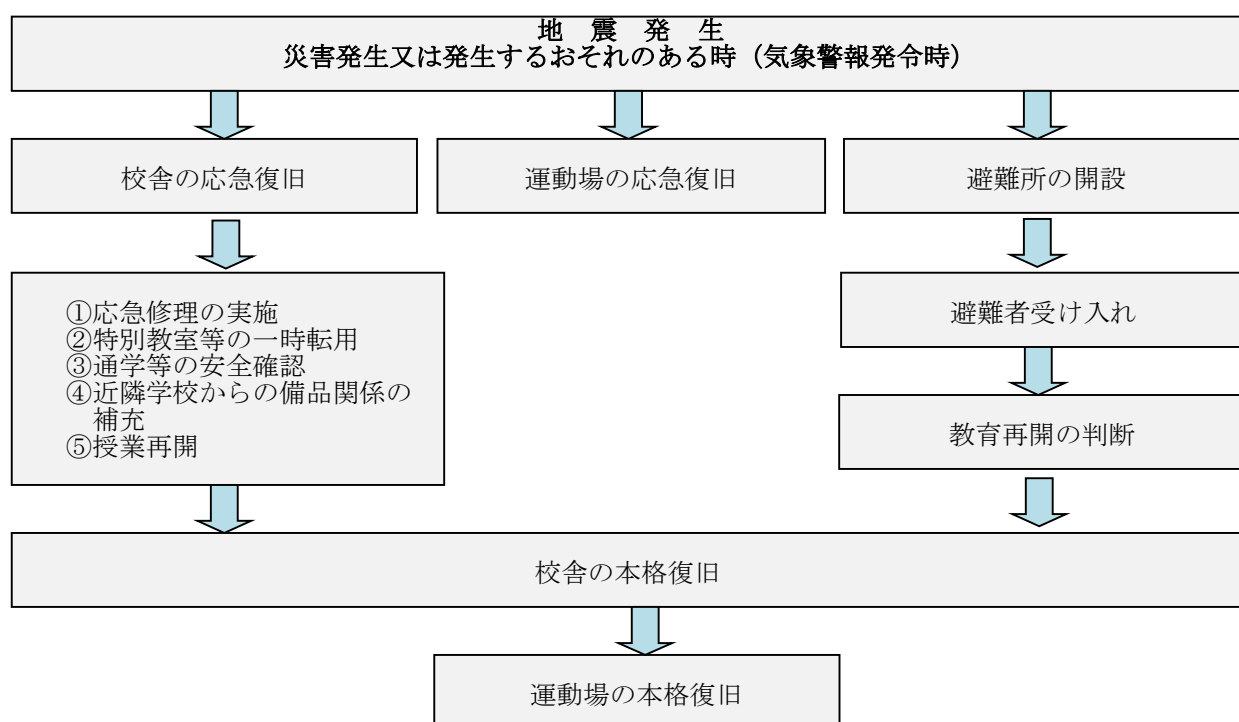
- 1) 災害救急医療チーム派遣制度の確立
- 2) グループワーク活動の展開

10-2 教育施設の応急復旧対策

校舎の応急復旧	教育班	○ 軽微な校舎等の被害について、応急修理を行う ○ 特別教室の一時転用等により、直ちに授業を開始する
運動場の応急復旧	教育班	○ 危険のないよう応急修理し、校舎の復旧後復旧する
備品等の応急復旧	教育班	○ 使用不能となった備品の補充を行う

事前対策

- 校舎や運動場の応急処理を行う業者等と事前に調整を図り、迅速な対応が可能となる体制をつくる。
- 教育施設の応急危険度判定を優先的に実施する体制をつくり、利用上危険がある場合の一時使用禁止等の措置の方法について定める。



1. 学校施設の応急復旧方針

学校においては、速やかに平常授業が再開できるよう、次の内容に即して応急復旧対策を実施する。なお、学校以外の教育施設の被害については、速やかに平常業務を行い得るよう応急措置をとると共に、市民の利用上危険がある場合は一時使用禁止等の措置をとる。

(1) 校舎の応急復旧

軽易な校舎等の被害については、応急修理を行う。普通教室に不足をきたした時は、特別教室を一時転用する等の措置をとり、通学上危険のなくなった時は、直ちに授業を開始できるように措置する。

(2) 運動場の応急復旧

運動場の被害は、危険のないよう応急修理し、校舎の復旧完了後、復旧する。

(3) 備品関係の応急復旧

倒壊、破損等により使用不能となった児童生徒用の机、椅子等の補充は、近隣の学校から余剰のものを収集し、授業に支障のないようにする。

(4) 避難者の収容

災害対策本部の指示に従い、体育館及び教室が避難所として開設された時は、避難所開設・運営計画に基づき必要な措置をとる。

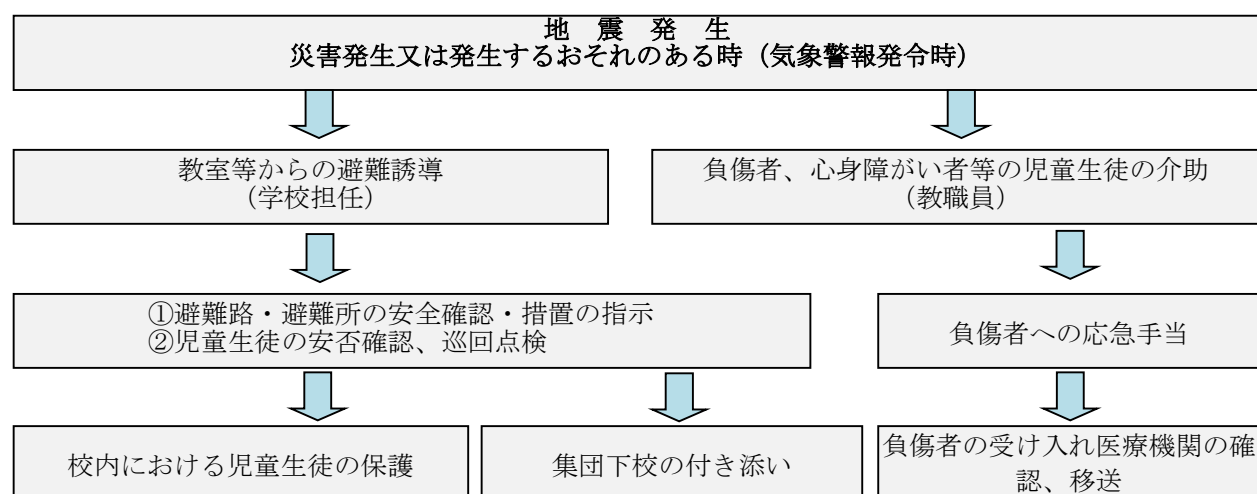
2. 学校施設等の整備

- (1) 昭和 56 年の建築基準法施行令改正（新耐震設計基準）前の既存建築物については、計画的に耐震診断、耐力度調査を実施し、必要に応じて耐震補強、改築を行う。
- (2) 耐震補強・改築については、耐震性に余裕のある構造計画を行う。また、地域住民の避難所となることに鑑み、改築時にはトイレの洋式化、障がい者用トイレの設置、備蓄倉庫の併設、防災用受水槽、防災緑地等を備えた施設整備を計画的に推進する。

10-3 避難誘導対策

避難誘導	学級担任	○ 児童生徒の避難誘導を実施する
	教職員	○ 負傷者、心身障がい者等の児童生徒の避難を介助する
	学校長	○ 運動場等の避難場所の安全性を確認し、問題がある場合の対応を図る
負傷者の移送	教職員	○ 負傷者に応急的な手当を行い、医療機関に負傷者を移送する
児童生徒の保護	教職員	○ 児童生徒の下校が危険な時は、校内で児童生徒を保護する ○ 下校させる場合は、集団下校に教職員が付き添う等安全確保を図る

事前対策	○ 児童生徒は、避難訓練等により、教室等から運動場等の避難場所への安全な避難に習熟する。 ○ 教職員は、負傷者への応急手当の講習会等へ参加して習熟する。 ○ 保護者は、学校から児童生徒の引き取りの方法について予め学校へ届け出る等の対応を図る。
-------------	---



1. 避難場所

避難場所は、各校の「警備及び防災計画」に予め定められた場所（運動場等）を基本とする。ただし、校長は、当該避難場所の安全性を確認し、問題があると判断した時は、直ちにこれに代わる避難場所を選定し、校内放送等により指示する。

2. 避難誘導の方法

- (1) 児童生徒の避難誘導は、各学級担任が指揮する。
- (2) 負傷者、心身障がい者等単独で避難することが困難な児童生徒は、教職員が介助し、優先して避難させる。
- (3) 避難路は、「警備及び防災計画」に定められた経路を基本とする。ただし、避難路に火災、落下物、倒壊等危険な箇所がある時は、校長は、直ちに経路の変更を指示し、又は当該危険箇所に誘導員を配

置する等適切な措置を講じ、避難中における不慮の事故防止に努める。

- (4) 避難場所においては、各学級に点呼を行い、逃げ遅れた者がいないか確認すると共に、教職員により校内を巡回点検し、避難の確実を期す。

3. 負傷者の移送

児童生徒及び教職員に負傷者がある時は、応急手当を行うと共に、受入れ可能な医療機関を調査し、迅速に負傷者を移送する。

4. その他

児童生徒を下校させることが危険である時は、校内において児童生徒を保護する。また、下校させる場合であっても、地区毎の集団下校により教職員が付き添う等安全確保に万全を期す。

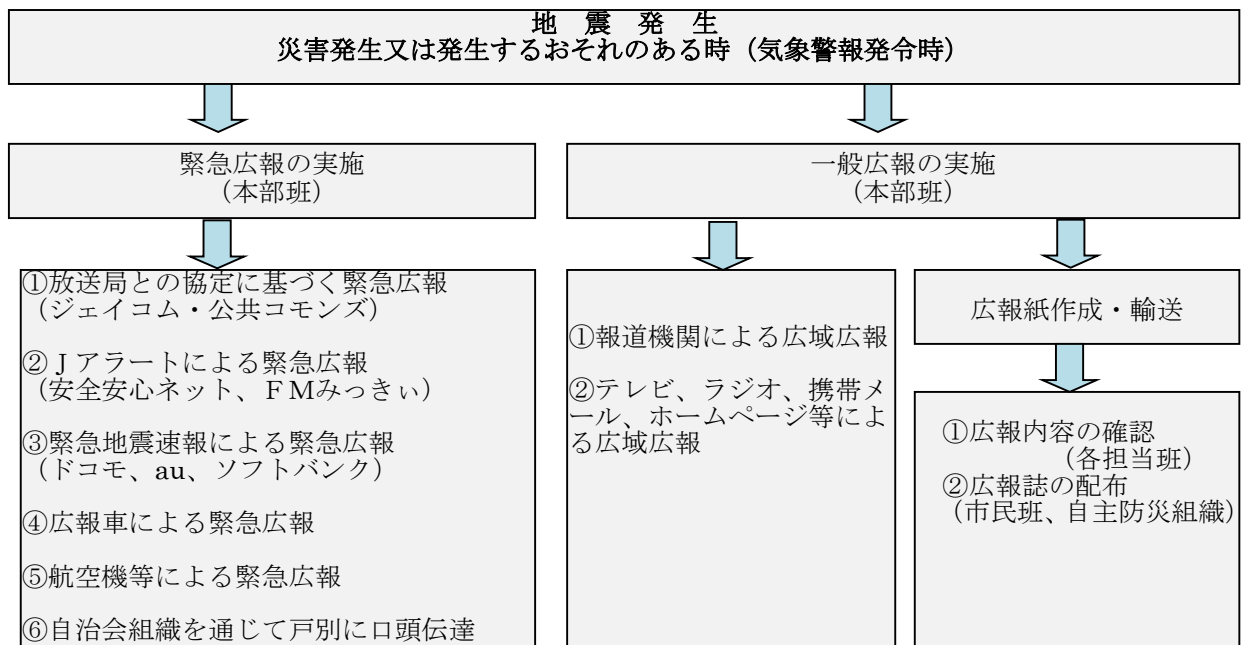
第 11 節 被災者等への的確な情報伝達活動

11-1 被災者等への情報伝達活動

緊急広報の実施	本部班	○ 市民の生命の安全を確保するために必要な緊急広報を実施する
一般広報の実施	本部班	○ ラジオ・テレビによる広域広報を実施する ○ 安全安心ネット（携帯電話）、ホームページ等で広域広報を実施する ○ 報道機関へ資料提供し、広域広報を実施する ○ チラシ等印刷物の発行による広報を実施する ○ 自治会組織を通じ個別に口頭伝達を行う
	本部班	○ チラシ等広報紙を避難所、各地域へ輸送する
	市民班	○ チラシ等広報紙の配布を行う
	各部担当班	○ 広報班に対して広報内容を提供する ○ 広報車等による広報を実施する
	自主防災組織	○ チラシ等広報紙の配布に協力する

事前対策

- 緊急広報文案を事前に作成して準備しておく。
- テレビ・ラジオ等報道機関との調整を行っておく。
- 広報紙原案を事前に作成し準備しておく。
- 広報紙の輸送手段、広報用車両、航空機等の手配を事前に計画しておく。



1. 広報の体制

- (1) 本部班は、災害発生後の災害情報のうち、市民の安全に係わる緊急広報（大火災発生時等の避難指示等）を実施する。
- (2) 本部班は、一般広報としてその他の情報（生活情報、復旧情報、避難施設情報・復興情報）の総合的な広報活動を実施する。
- (3) 本部班は、市民班及び国際交流協会と連携して、FMみっきいによる外国語放送を行い、市内の外国人に対して必要な情報を提供する。

2. 広報の内容

(1) 緊急情報

災害発生後、緊急に市民に伝達すべき情報の内容は次のとおりとする。

- 1) 地震情報
- 2) 災害の発生状況
- 3) 二次災害に関する情報
- 4) 避難指示の情報
- 5) 市民の安否情報
- 6) 緊急医療情報
- 7) 緊急道路・交通規制情報

(2) 生活情報

被災後の生活維持のために市民に提供すべき情報の内容は以下のとおりとする。

- 1) ライフライン情報（電気・水道・ガス・電話・下水道等の被害状況と復旧見込み）
- 2) 食料・物資等供給情報
- 3) 生活情報（風呂、店舗等開業状況）
- 4) 鉄道・バス等交通機関の運行・復旧見込み情報
- 5) 道路情報
- 6) 医療機関の活動情報等

(3) 復旧情報

被災者の生活設計のために市民に提供すべき総合的情報の内容は以下のとおりとする。

- 1) ライフライン（電気・ガス・水道・下水道）復旧情報
- 2) 交通機関復旧情報等

(4) 避難所情報・復興情報

避難所での生活に必要な情報、及び被災者の生活再建のために必要な情報の内容は以下のとおりとする。

- 1) 住宅情報（仮設住宅、臨時住宅等）
- 2) 各種相談窓口の開設情報
- 3) 被災証明書の発行情報
- 4) 税・手数料等の減免措置の状況
- 5) 災害援護資金等の融資情報等

3. 緊急広報の方法

(1) 全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報の配信

F M み っ き い（7 6 . 1 M H z）への割込み放送を行う。

(2) 緊急地震速報による情報配信

N T T ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話へ強制的にメールを配信する。

(3) 三木安全安心ネットによる広報

本部班は、携帯電話により緊急情報の広報を行う。

なお、緊急広報は、日本語の他に英語、韓国語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語でも配信する。

(4) ラジオ・テレビによる広域広報

本部班は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要がある時は、「災害時における緊急要請に関する協定」に基づき、県に対して必要事項の放送要請を行う。

また、NHK神戸、サンテレビにおいては、公共コモンズによるデータ放送で情報を発信する他、ジェイコムについては、市の「災害時等の緊急放送における協定」に基づき放送を要請する。

(5) 広報車による広報

本部班は、消防本部、警察署と協力して、広報車による緊急広報を実施する。

(6) 航空機の利用による広域広報

本部班は、航空機等による緊急放送の必要があると判断した場合は、県にヘリコプターの出動を要請するほか、必要に応じて放送設備を備えた航空機を有する民間機関・団体に応援を求め、又は当該航空機を借り上げ上空から緊急広報を行う。

4. 一般広報の方法

(1) ラジオ・テレビによる広報

本部班は、必要に応じて県の「災害時における緊急要請に関する協定」に基づいて、県に対して必要事項の放送要請を行う。

(2) 報道機関への資料提供による広報

本部班は、市政記者クラブにおいて、定期的に報道機関に対して資料提供を行う。報道機関の取材は市政記者クラブを通じて行うものとし、市本部関連室等への取材立入りは、原則として禁止する。

(3) 広報紙等印刷物の発行による広報

- 1) 各部担当班は、広報紙に掲載する広報内容を本部班に提出する。
- 2) 本部班は、「三木市災害広報紙編集委員会」を組織し、広報紙印刷物原稿の作成、印刷の発注、配布の依頼を行う。
- 3) 本部班は、市内印刷業者の被災状況を考慮して、事前に登録された複数の印刷業者の中から業者を選定し、印刷を発注する。
- 4) 本部班は、印刷された広報紙を各避難所へ輸送する。
- 5) 市民班は、震災初期においては、通常の広報ルートが機能しない場合が想定されるため、地域住民に対して広報紙の配布の協力を依頼して実施する。
- 6) 地域住民は市民班と協力して、避難者への配布、戸別配布、掲示板への掲示を実施する。
- 7) 各部担当班は、市民に広報された内容について、各部担当班職員への徹底を図る。
- 8) 本部班は、広報内容をホームページにおいても掲載し、周知を図る。

(4) 広報車等の利用による広報

各部担当班は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。

5. 災害時における放送要請等

(1) 災害時における放送要請

- 1) 県は、NHK神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、Kiss-FM KOBE、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）、関西インターメディア（FM CO. CO. LO）と「災害時における放送要請に関する協定」を締結している。
- 2) 市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが、適切と認められる時は、やむを得ない場合を除き県を通じて、協定に基づく放送要請を行う。
- 3) 要請を行うに当たっては、次に掲げる事項を明らかにする。
 - ① 放送要請の理由
 - ② 放送事項
 - ③ 放送希望日時
 - ④ その他必要な事項
- 4) 要請は原則として文書によるものとし、緊急を要しやむを得ない場合は、電話、FAX又は口頭による。

(2) 緊急警報放送の要請

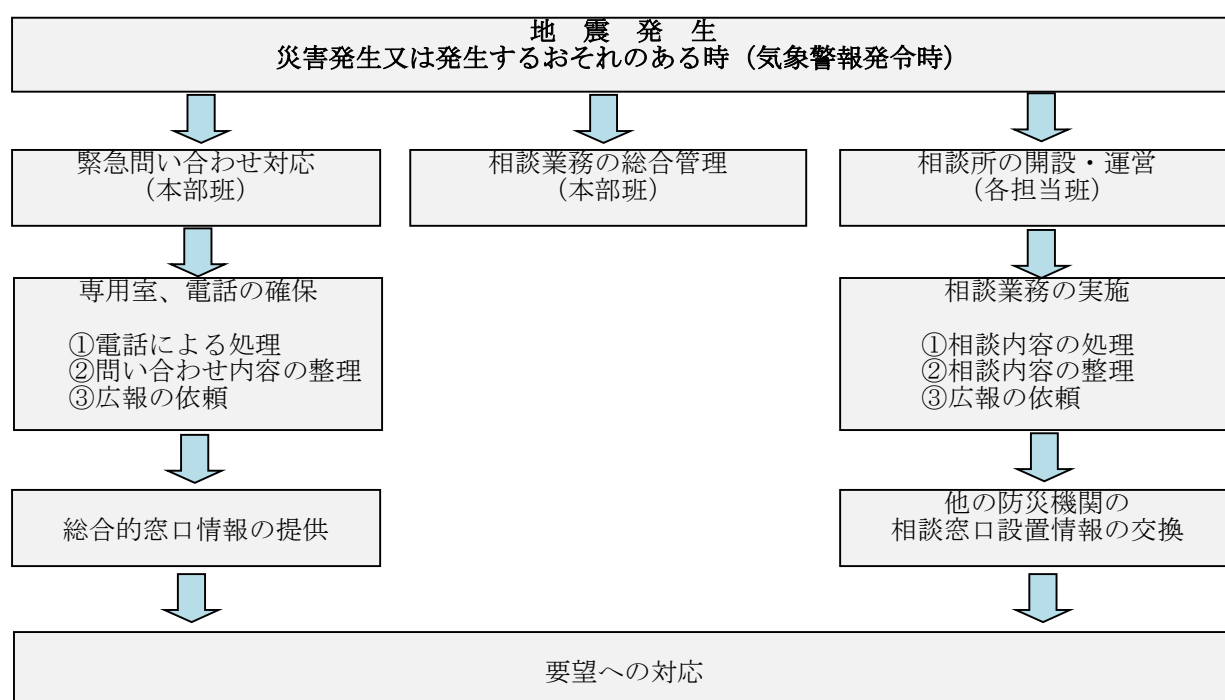
- 1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため避難指示等緊急に市民に対して周知する必要がある場合に、県を通じて、災害対策基本法第 57 条に基づく緊急放送をNHK神戸放送局に要請する。
- 2) 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは、次に掲げる事項とする。
 - ① 市民への警報、通知等
 - ② 災害時における混乱を防止するための指示等
 - ③ 前各号のほか、知事が特に認めたもの
- 3) 要請は原則として文書によるものとし、緊急を要しやむを得ない場合は、電話、FAX等により要請し、事後において速やかに文書を提出する。

11-2 市民等からの問い合わせへの対応

緊急問い合わせ	本部班	○ 市民からの直接電話による問い合わせに対応する
臨時相談所	福祉班	○ 市内の公共施設や避難所に臨時相談所を開設する
専門相談所	各部担当班	○ 必要に応じて専門的な相談所を開設する
相談窓口の広報	本部班	○ 相談窓口の設置状況を調査する ○ 相談窓口の設置状況等の総合的な広報を実施する

事前対策

- 緊急問い合わせ専用室、電話、要員を確保し、事前に市民に周知徹底する。
- 臨時相談所の運営マニュアルを作成し、関係機関と調整する。
- 専門相談所の運営マニュアルを作成し、関係機関と調整する。
- 他の防災関係機関の公聴計画を把握し、調整する。
- 相談窓口等の設置状況の総合的な広報計画を検討しておく。



1. 実施体制

(1) 緊急問い合わせへの対応

本部班は、市民からの直接電話による問い合わせに対応する。

(2) 臨時相談所の開設・運営

- 1) 福祉班は、平時の公聴機能に加え、被災者の要望等の把握や健康に関する相談に応じるため、必要に応じて被災地の公共施設や避難所に、臨時相談所を設置する。
- 2) 福祉班は、臨時相談所の開設予定を本部班へ報告する。

(3) 専門相談所の開設・運営

-
- 1) 各部担当班は、法律相談や住宅相談、外国人向けの相談等、必要に応じて専門相談所を設置する。
 - 2) 各部担当班は、専門相談所の開設予定を本部班へ報告する。

(4) 総合的な相談窓口情報の提供

- 1) 本部班は、本市が開設する臨時相談所、専門相談所等の設置を調整すると共に、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査する。
- 2) 本部班は、本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を、広報紙等によって広報する。

2. 緊急問い合わせへの対応の方法

- (1) 本部班は、災害発生直後に、多発すると想定される市民からの電話による問い合わせ・相談に対して一括して対応する。
- (2) 本部班は、「緊急時間問い合わせ電話」を 402 号室に集約して「問い合わせ専用班」を組織する。
- (3) 問い合わせ専用班は、問い合わせ内容を市本部等へ確認した結果を、統一的な回答文書として作成し、掲示又は班員へ配布して、その後の対応の迅速化を図る。
- (4) 問い合わせ専用班は、同日の問い合わせ内容・件数を記録集約し、多数の問い合わせ内容については本部班へ報告し、翌日以降の広報紙等に掲載する等の情報提供を依頼する。

3. 相談所における要望等の処理の方法

- (1) 各部担当班は、相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各機関へ連絡し、早期解決を図る。
- (2) 各部担当班は、処理方法の正確性、且つ統一を図るため、予め定められた聴取用紙等を用いて要望等を記入する。
- (3) 各部担当班は要望内容・件数、処理内容・件数を定期的に情報班に報告する。ただし、急を要する場合には、市本部に F A X 等により速報する。
- (4) 本部班は、急を要する要望等については、優先的に各関係機関と調整を図り早期解決に努力すると共に、定期的に報告される要望等について多数の要望がある場合、解決策等の広報を実施する。

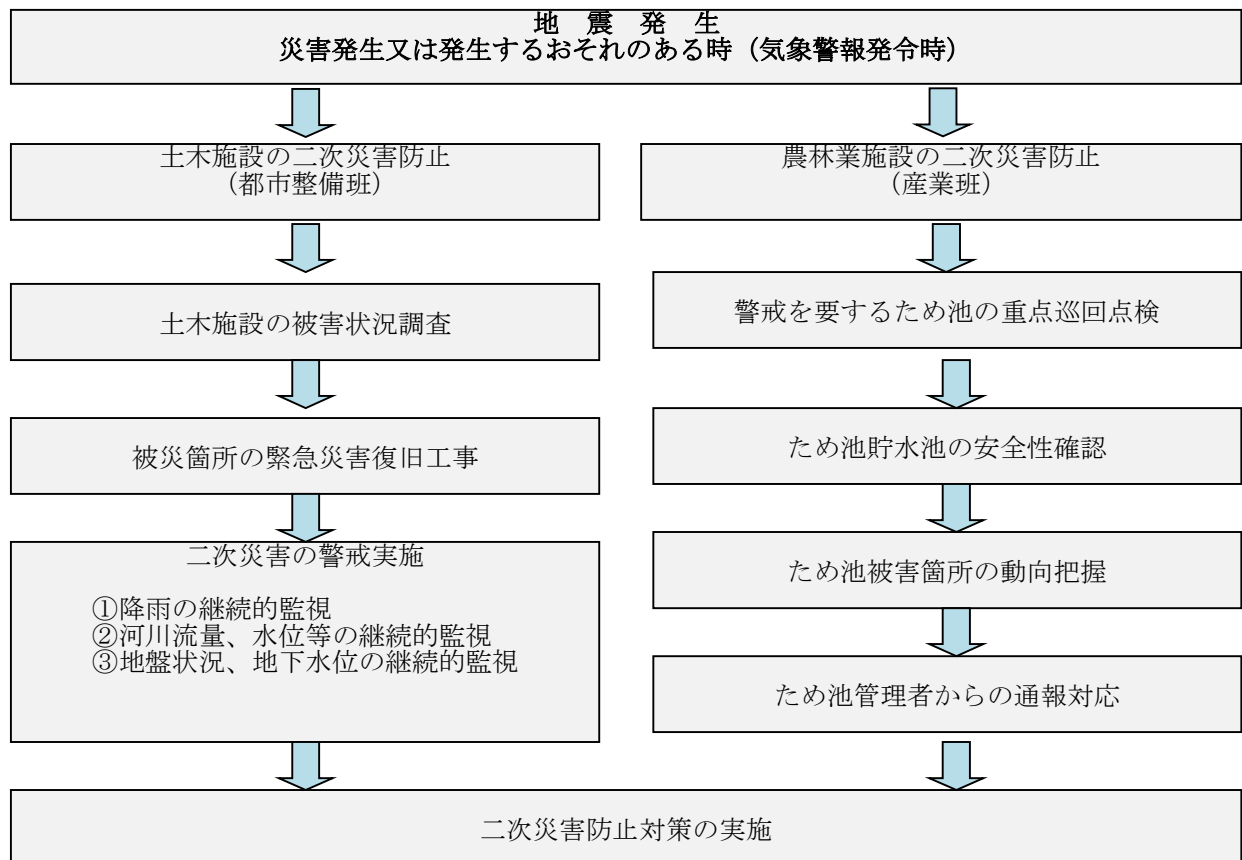
第 12 節 二次災害の防止活動

12-1 水害、土砂災害対策

土木施設の二次災害防止	都市整備班	○ 土木施設の被災状況調査を実施する ○ 水防活動及び緊急災害復旧工事を実施する ○ 降雨、河川流量・水位、地下水位等の監視活動を実施する ○ 二次災害防止活動のための関係機関との調整を行う
農林産業施設の二次災害防止	産業班	○ 警戒を要するため池等の巡回点検を実施する ○ ため池等の貯水時の安全性を確認する ○ ため池等の被害箇所の動向を把握する ○ ため池管理者等からの通報に対応する

事前対策

- がけ地等、二次災害が予想される箇所を事前に検討し、迅速な被災状況調査体制を確立する。
- 二次災害防止対策について、関係機関との事前調整を行う。



1. 二次災害防止のための土木施設の応急復旧対策

(1) 被災状況調査の実施

災害発生時における十分な点検・現地調査等を行い、被災状況等を的確に把握し、二次災害による被害の拡大防止を図るとともに応急対策を実施する。

(2) 応急復旧工事の実施

災害の拡大を防止するため、水防活動及び緊急災害復旧工事を実施する。

(3) 二次災害に対する警戒

1) 二次災害の発災時期や対策検討等の判断資料とするため、降雨の継続的な監視を行う。

2) 河川の流量、水位等について、適切な位置で継続監視を行う。

3) がけ地、道路等において二次災害が予想される箇所については、必要に応じて、伸縮計等の調査機器を設置し地盤状況や、地下水位等の監視を継続して行う。

(4) 二次災害防止対策

二次災害が予想される場合は、関係機関と調整の上、適切な防止対策を実施する。

2. 二次災害防止のための農林業施設の応急復旧対策

二次災害を未然に防止するため監視体制を強化する。

(1) 付近に人家、道路等公共施設があるため池や、貯水量・堤高・流域からみて、特に警戒を要するため池を重点的に巡回点検する。

(2) ため池の貯水位上昇により、堤体被害箇所からの危険な漏水がないか、ため池堤体に異常の兆候がないか等、貯水時の安全性を確認する。

(3) ため池の取水施設や洪水吐等の構造物にひび割れや損傷が生じている場合、被害箇所の動向を把握する。

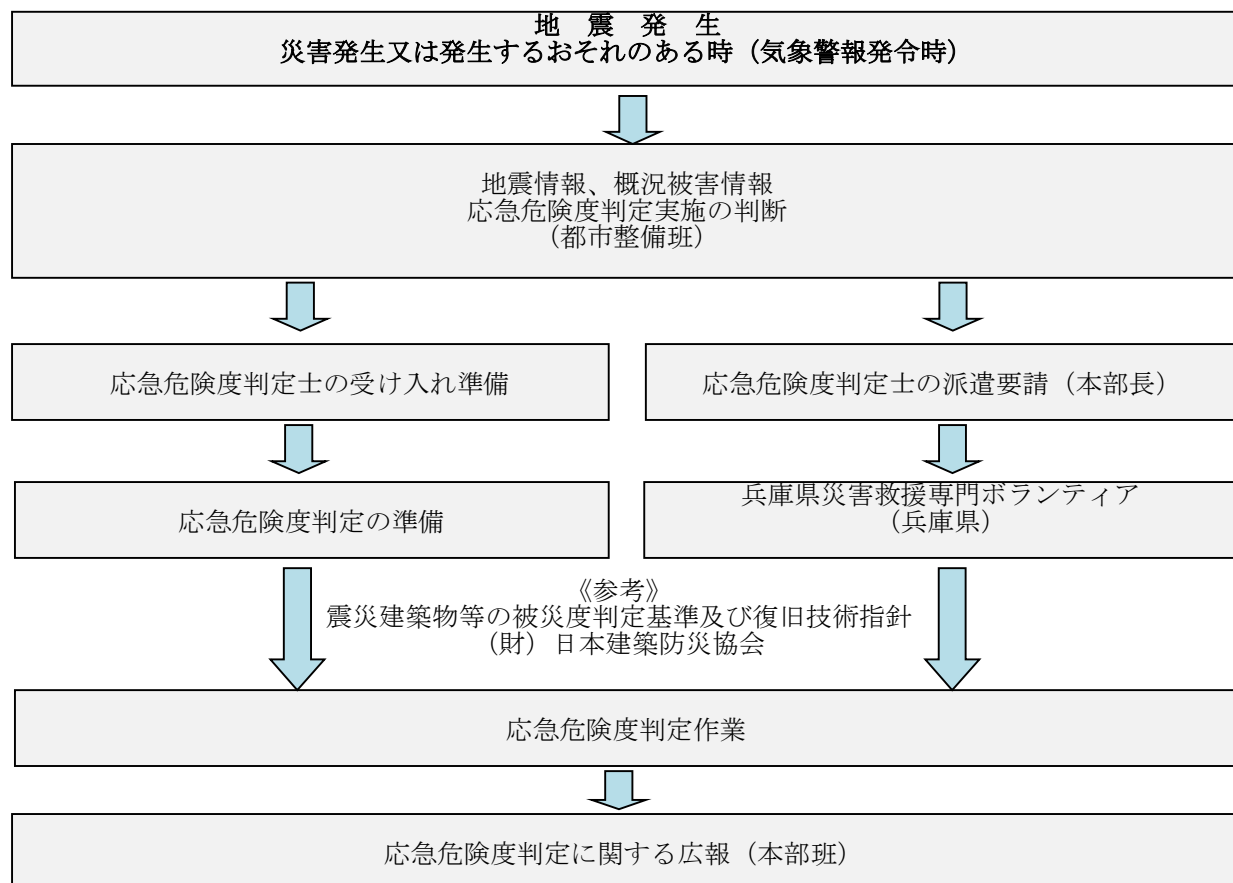
(4) 降雨直後に点検、動向調査を行うが、個人、ため池管理者等からの通報に対しては、その都度対応する。

12-2 被災建築物応急危険度判定

応急危険度判定の必要性の判断	都市整備班	○ 概況被害情報に基づき応急危険度判定実施の必要性を判断する
応急判定士の要請	本部長	○ 兵庫県に応急判定が可能な建築技術者の派遣を要請する
応急危険度判定	都市整備班	○ 応急危険度判定の準備作業を行う ○ 判定作業の実施を行う
応急危険度判定の広報	本部班	○ 判定結果の注意事項等の広報を行う

事前対策

- 市の建築技術者は、応急危険度判定士講習会に積極的に参加する。
- 応急危険度判定に必要な、地図、マニュアル等を平常時から準備しておく。
- 県との間で、応急危険度判定について調整を進めておく。



1. 建築技術者等の要請

- (1) 都市整備班は、地震発生後の概況被害情報に基づき、応急危険度判定の必要性の検討を行う。
- (2) 応急危険度判定を実施する必要があると判断した時は、本部長に報告し、本部長は兵庫県に対して、広域応援によって応急判定が可能な建築技術者等の派遣を要請する。

2. 派遣受入れの準備

都市整備班は、応急判定士の派遣要請後速やかに判定区域地図の準備、判定区域の割当を行い、判定作業のための準備を行う。

3. 判定作業実施の準備

都市整備班は、応急危険度判定作業実施の前日までに以下の準備を整える。

- (1) 建築技術者等受人名簿の作成、判定チームの編成
- (2) 判定実施マニュアル、判定調査票、判定標識、備品の準備

《参考》震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針 (財) 日本建築防災協会

- (3) 応援要員の宿泊場所、食事の準備

4. 建築技術者等の輸送

都市整備班は、建築技術者等を輸送するため、緊急輸送コーディネート班に車両の調達を依頼する。

5. 判定作業の広報

都市整備班は、本部班に判定作業の予定を伝達し、被災者へ判定結果に対する注意事項等、危険度判定作業に関する広報実施を依頼する。

この場合、応急危険度判定は、り災証明書の発行のために実施するものではなく、余震等による二次災害の発生に備えるものであることを徹底する。

6. 判定作業の実施

- (1) 判定作業は、応急危険度判定実施マニュアルに基づいて実施する。
- (2) 応急危険度判定マニュアルは、「兵庫県災害救援専門ボランティア制度」の応急危険度判定士認定講習会に使用するマニュアルに準ずる。

様式 27	木造建築物の応急危険度判定調査表
様式 28	鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表
様式 29	鉄筋及び鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表
様式 30	応急危険度判定結果（危険）
様式 31	応急危険度判定結果（要注意）
様式 32	応急危険度判定結果（調査済）

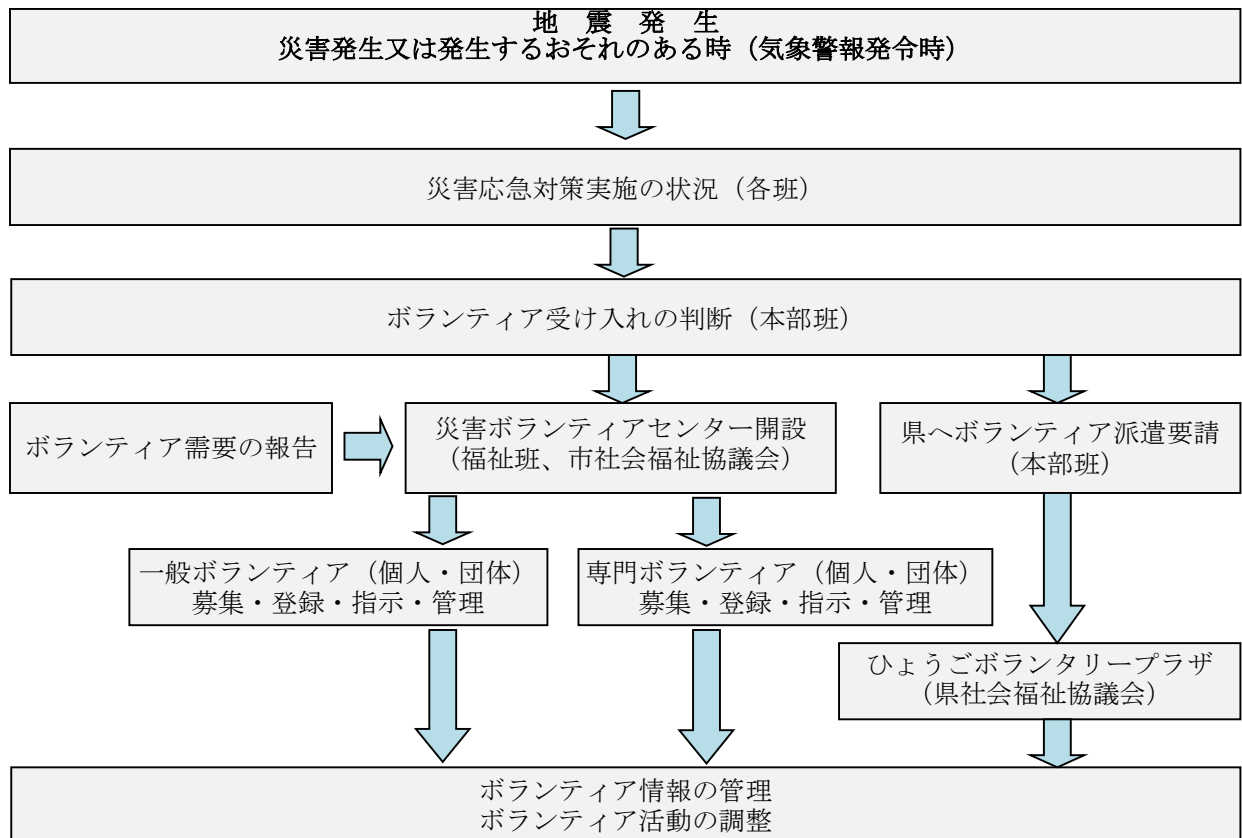
第13節 自発的支援の受入れ

13-1 ボランティアの受入れ

災害ボランティアセンターの開設	本部班	○ ボランティア派遣要請を指示する ○ ボランティアセンター開設を指示する ○ 県に対して災害救援専門ボランティア派遣を要請
	福祉班	○ ボランティアセンターを開設する
災害ボランティアセンターの運営	災害ボランティアセンター	○ 県災害救援専門ボランティアを受入れる ○ 市独自の専門ボランティアの募集・登録・受入れ ○ 一般ボランティアの募集・情報提供を行う ○ 社会福祉協議会、日本赤十字社等との調整を行う
	ボランティア	○ ボランティアセンター運営へ協力する
ボランティアの受入れ・活動	各班	○ 専門ボランティア需要・活動状況を報告する ○ 一般ボランティア需要・活動状況を報告する ○ 一般ボランティアを登録・受入れる
	ボランティア	○ 避難所等でボランティア活動を行う

事前対策

- 県と協力して災害救援専門ボランティアの登録・研修等を推進する。
- 市内ボランティア団体との協力体制を推進する。
- 災害ボランティアセンターの「男女共同参画に配慮した運営マニュアル」を準備し、訓練を行う。



1. 災害ボランティアセンターの開設・運営

(1) 災害ボランティアセンターの開設手順

1) 本部班は、地震発生後の避難所の状況、及び災害応急対策要員の確保状況により、県に専門ボランティアの派遣を要請する必要又は広くボランティアを募集して対応する必要があると判断した時は、県へのボランティア派遣要請をすると共に福祉班に対して災害ボランティアセンターの開設を指示する。

2) 福祉班は、三木市社会福祉協議会との協定に基づき災害ボランティアセンター運営の協力を要請する。

①一般ボランティアに対し、災害ボランティアセンターは、支援活動日程及び支援活動内容を把握し、被災者のニーズとマッチングさせる。

②NPOやNGOに対し、災害ボランティアセンターは、協働による災害復旧を進めるため、「連絡会」を設け、支援活動に関することを調整し、災害復旧活動にあたる。

3) 本部班は、災害応急対策に必要な「専門ボランティア」の派遣を県に要請する。

① 「兵庫県災害救援専門ボランティア制度」では、次の専門ボランティアが登録されている。

兵庫県災害救援専門ボランティア制度

分野	活動の内容	資格要件
救急・救助ボランティア	被災者の救急・救助活動その他避難誘導等の支援活動に当たる	消防・警察業務に知識、経験を有する者
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援に当たる	医師及び看護師等、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士等（チーム及び個人）
介護ボランティア	避難所等における要介護者への対応、一般ボランティアへの介護指導等を行う	介護福祉士、寮母等介護に関する知識、経験を有する者
建物判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し建物使用の可否を判断する	応急危険度判定士
ボランティア・コーディネーター	災害発生時の避難所等におけるボランティアの指導、調整等に当たる	ボランティア団体や青少年団体等でリーダーとして一定の経験を有する者
輸送ボランティア	(a) バス及び船舶によりボランティア等要員の輸送に当たる (b) トラック等により義援物資等の輸送を行う	トラック（貨客乗用車を含む） バス 船舶
手話通訳ボランティア	災害発生時、避難所等における聴覚障がい者の通訳にあたる。	手話上級コース修了相当の手話能力を有するもの
情報・通信ボランティア	避難所において、携帯用無線機器・バイク等を利用し、他の避難所の要望等を行政機関等に伝達する。	アマチュア無線技士、普通自動車二輪車免許

② 要請先は、兵庫県危機管理部災害対策課とする。

※教育センターに、災害ボランティアセンターを開設する

※災害ボランティアセンターに専用電話等、必要な資機材を設置する。

(2) 災害ボランティアセンターの業務

1) 被災者のボランティアに対するニーズ等の把握

- ① 福祉班を通じて得られた被災者ニーズの把握。
- ② 自主防災組織・機関等によって集められた被災者ニーズの把握。
- ③ ボランティアを通じて得られるニーズの把握。

2) ボランティア関連情報の収集・発信

- ① 被災者（高齢者、障がい者や外国人等）への各種情報提供。
- ② 被災地におけるボランティア活動状況を三木市情報ネットワークシステムの防災端末を使用して、募集等の情報発信をはじめ、活動状況等の情報を一元的に管理する。
- ③ ボランティア活動の記録、整理
- ④ 報道機関への対応

3) ボランティアに対する支援

- ① 専門ボランティアが派遣された場合、その要員の受入れ窓口となる。
- ② 一般ボランティアの受付。
- ③ ボランティアへの活動に対するオリエンテーションの実施。
- ④ ボランティアの配備、ローテーションの決定。
- ⑤ 日本赤十字等の市内災害ボランティア組織との総合的調整を行う。

4) その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

- ① ボランティアの安全管理。
- ② ボランティアの健康管理。
- ③ ボランティア活動保険の加入手続き。
- ④ 活動証明書の発行。
- ⑤ 災害ボランティアセンターの運営に要する経費は、本部班と調整して、市の補助等を決定し運用する。
- ⑥ ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努める。

2. ボランティア受入れの手順

(1) 専門ボランティア・一般ボランティアの要請

避難施設や物資集積場等で活動する各班は、専門ボランティア、一般ボランティアが必要な場合、必要人員、業務内容、業務場所、必要資機材等を災害ボランティアセンターに要請する。

災害ボランティアセンターは、生活支援班及び地域生活復旧班を設置して受け入れ業務を行う。

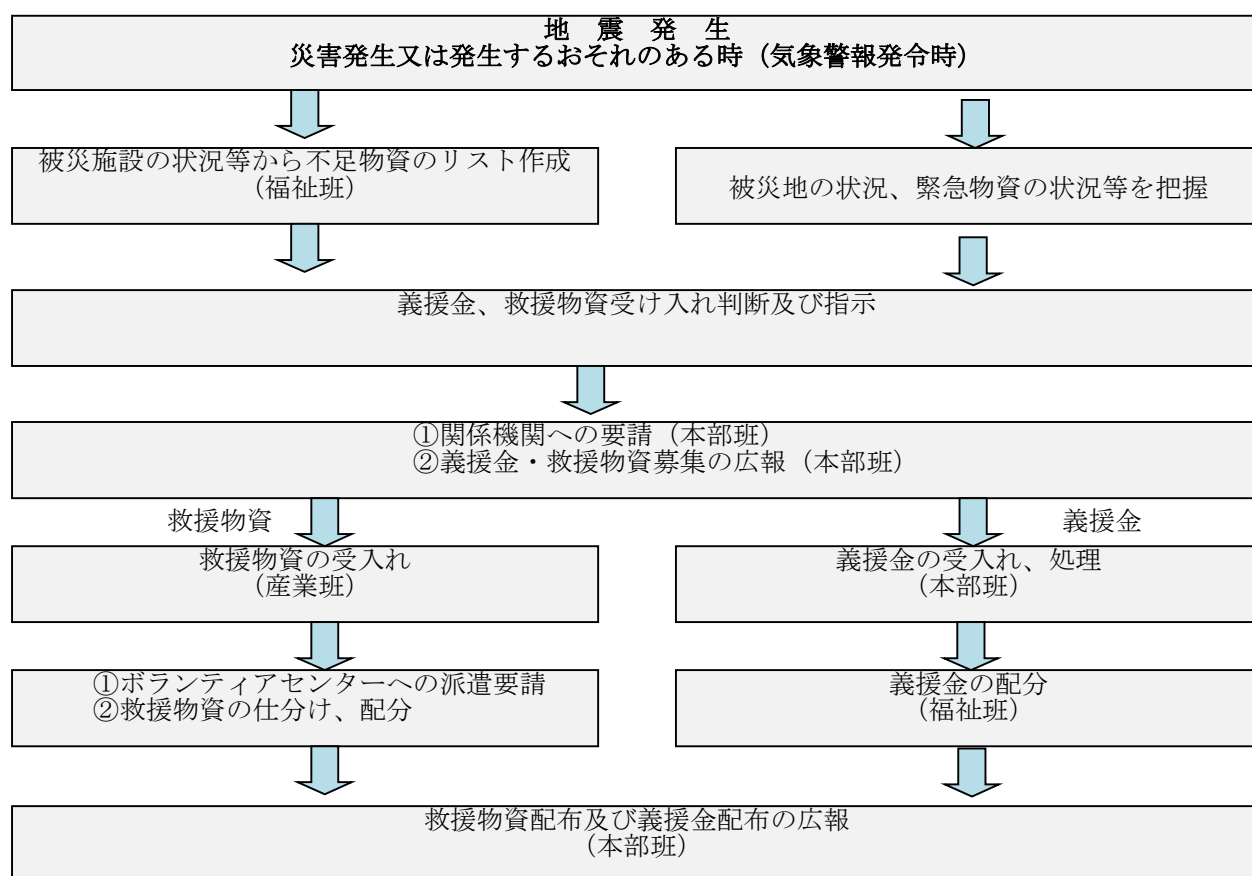
- ① 「生活支援班」は、福祉避難所や一般避難所で求められる専門職ボランティアの需給調整及び被災者に寄り添う相談支援などを行う。
- ② 「地域生活復旧班」は、被災地域の生活環境を復旧するための支援を行う。

13-2 救援物資、義援金の受入れ

義援金・救援物資の要請	本部班	○ 義援金・義援物資受入れの判断、指示を行う ○ 関係機関に対して義援金、救援物資の募集を要請する ○ 義援金、救援物資募集の広報を行う
	福祉班	○ 不足物資リストを作成する
救援物資の受入れ	産業班	○ 救援物資受入れ体制の確立、受入れ業務を行う
救援物資の配分	産業班	○ 救援物資の配分計画作成、配分を行う
	福祉班	○ 救援物資内の生鮮食料品等の処置を行う
	本部班	○ 救援物資の配布に関する広報を行う
義援金の受入れ	本部班	○ 義援金の受入れ・処理業務を行う ○ 義援金の配布に関する広報を行う
	福祉班	○ 義援金の配分を行う

事前対策

- 避難施設等における物資の管理システムを計画しておく。
- 被災地外で救援物資を収集、仕分けできる広域協力体制をつくる。
- 市民・ボランティアを含めた救援物資受入体制を検討しておく。
- 要配慮者を優先した義援金、救援物資の配布基準を明らかにしておく。



1. 災害義援金の募集・配分の方針

(1) 募集

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、次の関係機関は共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。

兵庫県	兵庫県商工会議所連合会
三木市	兵庫県商工会連合会
被災市町	神戸新聞厚生事業団
兵庫県市長会	NHK神戸放送局
兵庫県町村会	株式会社ラジオ関西
日本赤十字社兵庫県支部	株式会社サンテレビジョン
兵庫県共同募金会	学識経験者等

(2) 配分

県は、上記関係機関の参画により義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

- 1) 募集方法及び配分方法
- 2) 被災者等に対する伝達方法
- 3) 義援金の収納額及びその使途についての寄託者及びマスコミ等への周知方法

(3) 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理する。

(4) その他

- 1) 兵庫県は、義援金の募集、配分に関する庶務を行う。
- 2) 関係機関は、義援金の募集、配分に要する事務費の負担について、その都度協議する。

2. 義援金・救援物資の要請の手順

- (1) 産業班は、避難施設等において不足している物資のリストを作成し本部班に提出する。
- (2) 本部班は、個人からの救援物資の受入れについて決定し、その結果に基づき、募集の呼びかけをする。

本部班は、救援物資の募集に際し、以下の方針を徹底させる。

- 1) 救援物資は可能な限り単一品目ごとに梱包する。
 - 2) 原則として生鮮食料品をはじめとする食料は受け取らない。
-
- (3) 本部班は、報道機関等に対して義援金、救援物資募集の報道を依頼する。なお、報道依頼時は、物資提供者に対し、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被

災地における円滑迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう依頼する。

- (4) 本部班は、兵庫県及び市町長会等の関係機関に電話、FAX又は衛星通信を利用して、被災地外への救援物資募集の要請を行う。その際、できるだけ被災地外で救援物資の仕分け作業を行うよう併せて要請する。

3. 救援物資の受入れ手順

(1) 救援物資の受入れ体制

- 1) 産業班は、市役所みつきいホール、各公民館に救援物資の受付場所を開設し運営を行う。
- 2) 産業班は、ボランティアセンターに救援物資受付、仕分け作業の要員の募集を要請する。

(2) 救援物資の受入れ

- 1) 産業班は、仕分け作業等がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。
- 2) 受け払いに当たっては、パソコン等を利用した受払簿により適切に処理する。
- 3) 受入れに当たっては、礼を失しないように対応する。

(3) 救援物資の配分

- 1) 産業班は福祉班と協力し、被災者の要望を把握すると共に、避難生活者及び高齢者等の要配慮者を優先して配布できるように配慮する。
- 2) 救援物資に生鮮食料品が混入していた場合、産業班が処置をする。
- 3) 本部班は、被災者に対して救援物資配布の場所、日時、方法等の広報を行う。

4. 義援金の受入れ手順

(1) 義援金の受入れ

- 1) 本部班は、会計室内に義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。
- 2) 本部班は、義援金の寄託者に領収書を発行し、当該現金を市所管の歳入歳出外現金に受入れる。

(2) 被災者への義援金の配分

- 1) 福祉班は、所定の手続きを経て公平に配分する。
- 2) 本部班は、被災者等に対して義援金配布の場所、日時、方法等の広報を行う。

第 14 節 救助法適用計画

14-1 救助法適用計画

災害救助法の適用	県知事	○ 国の法定受託事務として災害救助法による救助を行う。
	市長	○ 県知事より救助の委任があった場合に、11 種類の救助の実施を行う。
被害の認定基準	各班	○ 被害の認定を「被害の認定基準」により行う。
災害救助法の適用申請	本部班	○ 知事に対して災害救助法の適用を申請する。
救助の実施	各班	○ 災害救助法の範囲内で救助を実施する。
救助活動の記録と報告	各班	○ 救助の状況を取りまとめ本部班に報告する。

1. 基本方針

(1) 災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事があたるとされている。従って、この救助計画のうち災害救助法に基づく救助の部分については、市長が知事の権限の一部を委任され又は知事を補助して行うものである。

なお、災害が大規模となり、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、原則として、県の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市長が行う。この場合、知事は、当該事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。

(2) ただし、災害の事態が緊迫して災害救助に基づく知事による救助の実施を待つことができない時は、市長においてみずから救助に着手する。

(3) 災害発生後、迅速に救助法が適用され、救助活動が円滑に実施できるように、併せて担当職員に対して災害救助法の実務の詳細を研修等によって熟知を図る。

2. 市長の行う救助

上記の (1) により知事の権限の一部の委任又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については、市長の責任において実施されるものである。

なお、災害救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲については、「災害救助法による救助の基準」による。

3. 費用の負担区分

(1) 災害救助法に基づく救助の費用……………県負担

(2) その他の費用……………市負担

4. 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市区町の人口に応じて被災世帯が一定の基準に達した時等に適用される。

本市における適用基準は、次のとおりである。

(1) 住家が滅失した世帯が 80 世帯以上

(2) 被災世帯数が(1)の基準に達しないが、兵庫県の災害世帯数が 2,500 世帯以上で、本市の被害世帯が 40 世帯以上。

(3) 被害世帯が(1)・(2)の基準に達しないが、兵庫県下で被害世帯が 12,000 世帯以上に達した場合であって、本市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあった時は、知事において災害救助法が適用される時がある。

(4) 被害世帯が(1)・(2)・(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認められる場合には、災害救助法が適用されることがある。

(5) この基準により実施することが困難な場合は、知事が厚生労働大臣の同意を得てこれらを定めることができる。

(備考)

被災世帯の適用基準は、全壊（焼）を 1 世帯とし、半壊（焼）の時は 2 世帯、床上浸水の時は 3 世帯をもって住家の滅失した 1 世帯とみなす。

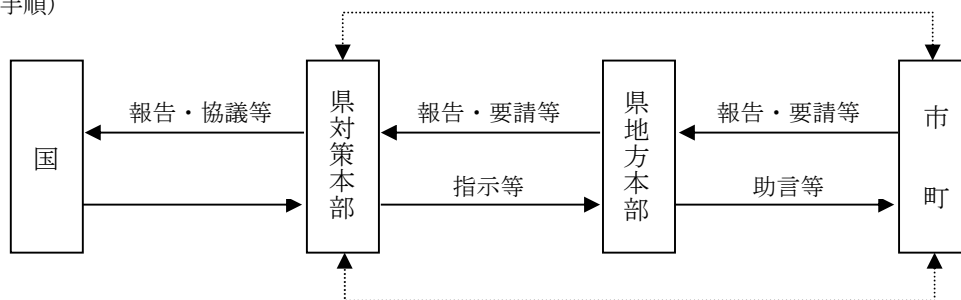
5. 被害状況の報告

市内の被害の程度が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し又は該当する時は、災害発生の日時及び場所並びに災害の原因及び被害の概況を知事に報告する。

様式 33 被害状況等報告書様式

参考資料 51 被害の認定基準

(事務処理手順)



(注) 破線は、緊急の場合及び補助ルートとする

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の作成

被災地の復旧・復興においては、被災者の生活再建を支援するとともに、被災防止に配慮した施設の復旧等を行い、地域振興のための基盤を確立する。また、災害により低下した地域の社会経済活動を高めるため、迅速且つ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災の状況等を勘案しつつ、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興についても早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。なお、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

1-1 公共施設の災害復旧

被災した各施設の原形復旧に併せて、被災を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える復旧を行う。

1. 災害復旧の種類

災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討の上、次の事項について計画を作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 病院施設災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他

2. 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施に当たって、法律等により国が負担又は補助する。

1-2 激甚災害の指定

1. 激甚災害の指定手続き

甚大な被害が発生した場合において、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号、以下「激甚法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

(1) 激甚災害に関する調査

各部は、大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 特別財政援助の交付手続き

市長（本部長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた時は、速やかに特別財政援助額の交付に係わる調書を作成し、北播磨県民局等県の関係部局に提出する。

2. 激甚法に定める事業

激甚災害に係わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助

- 1) 公共土木施設災害復旧事業
- 2) 公共土木施設災害関連事業
- 3) 公立学校施設災害復旧事業
- 4) 公営住宅災害復旧事業
- 5) 生活保護施設災害復旧事業
- 6) 児童福祉施設災害復旧事業
- 7) 老人福祉施設災害復旧事業
- 8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- 9) 知的障害者援護施設災害復旧事業
- 10) 女性保護施設災害復旧事業
- 11) 感染症予防施設災害復旧事業
- 12) 感染症予防事業
- 13) 堆積土砂排除事業
- 14) 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- 1) 農地等の災害復旧事業等に係わる補助の特別措置
- 2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 4) 天災による被害農林漁業者に対する貸金の融資に関する暫定措置の特例

-
- 5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - 6) 土地改良区等の湛水排除事業に対する補助
 - 7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - 8) 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- 1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- 2) 中小企業近代化資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- 3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 4) 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- 1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 4) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- 5) 水防資材費補助の特例
- 6) 罹災者公営住宅建設事業に対する特例
- 7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- 8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2節 被災者等の生活再建等の支援

2-1 リ災証明の発行

被災者への各種の支援措置を早期に実施するため、リ災証明書の交付体制を早期に確立し交付する。

(被災者支援システムの活用)

1. 被災者台帳の作成

市長は、被災状況を調査の上、被災者台帳を整備する。

- (1) 固定資産税課税台帳及び市民基本台帳から全世帯の被災者台帳を作成する。特に、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。また、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関し、被災者台帳を作成する際には、県に対し、協力を求めることができるものとする。
- (2) 住家被害判定調査等の調査結果に基づき、必要事項を登録する。

2. リ災証明書の発行

市長は、被災者に対して必要があると認めた時は、リ災証明書を発行する。

- (1) リ災証明書の発行について、被災状況が確認できない時は、とりあえず本人の申告により仮り災証明書（本人の申告があった旨を証明する）を発行することができる。この際、調査確認後、リ災証明書に切替え発行する。
- (2) リ災証明書の発行は、1回限りとする。

様式 35 リ災証明書

(参考：様式 34 リ災届出証明書)

2-2 災害弔慰金等の支給・災害援護資金等の貸付

被災者に対して、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金等の融資を行い、生活の安定化を促進する。

1. 災害見舞金の支給（三木市）

市の区域内において災害が発生した場合において、当該災害による被害が重大で、且つ、市長が災害見舞金を支給することが適当であると認める時は、当該被災した世帯に対して災害見舞金を支給する。

参考資料 52 災害見舞金の支給内容（三木市）

2. 災害弔慰金等の支給（三木市）

市は、自然災害により死亡した遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を実施する。

参考資料 53 災害弔慰金の支給内容（三木市）

参考資料 54 災害障害見舞金の支給内容（三木市）

参考資料 55 災害援護資金の貸付内容（三木市）

3. 災害援護金等の支給（兵庫県）

県は、災害によって被害を受けた世帯の世帯主、災害によって1箇月以上医師の治療を要する負傷を受けた県民に対して、災害援護資金を支給する。また、災害により死亡した者の遺族に対して、死亡見舞金を支給する。

参考資料 56 災害援護金の支給内容（兵庫県）

参考資料 57 死亡見舞金の支給内容（兵庫県）

4. 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援金は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

市は、県と連携して、被災者生活再建支援金の支給に必要な申請内容等の相談窓口を設置し、その内容について周知を図る。また、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の確認を行い、県（ただし、支給に関する事務は被災者生活再建支援法人に指定された(財)都道府県会館に委託）に申請書類を送付する。

参考資料 58 被災者生活再建支援金の支給内容

5. 生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会）

社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得世帯に対して、その経済的自立や生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を支援するため、生活福祉資金の貸付を行う。

参考資料 59 生活福祉資金の貸付内容（兵庫県社会福祉協議会）

2-3 被災中小企業等の復旧・復興支援

1. 資金の貸付等

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫等の融資、信用保証協会による融資の保証枠の増大措置等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が行われる。また、災害により、農林業者が被害を受け、経営に打撃を受けた場合には、その経営を維持安定させることを目的として、農林漁業金融公庫等の融資制度による救済措置が講じられる。

市は、被災した中小企業や農林業者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、県及び関係団体等の支援協力を得て、各種融資制度等についての必要な広報活動を実施する。

2. 経済復興支援

地場産業、商店街の復興に配慮すると共に、内外経済の状況を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報すると共に、相談窓口等を設置する。

2-4 住宅確保の支援

応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営・公団等の空家を活用、仮設住宅等の提供等により支援する。

1. 公営住宅法による災害公営住宅

(1) 適用基準

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一に該当する場合に低所得被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させる。

1) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害の場合

- ① 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上の時
- ② 市の区域内の滅失戸数が 200 戸以上の時
- ③ 滅失戸数がその市の区域内の住宅戸数の 10%以上の時

2) 火災による場合（同一期の同一場所で発生した時）

- ① 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上の時
- ② 滅失戸数がその市の区域内の住宅戸数の 10%以上の時

(2) 建設及び管理者

災害公営住宅は、市が建設し、管理する。

ただし、災害が広域的且つ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理する。

2. 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧する。

(1) 国庫補助適用の基準

国庫補助の対象となる工事費、補修費、宅地復旧費は、それぞれ国土交通大臣の定める標準工事費、標準補修費、標準宅地復旧費を限度とする。

(2) 国庫補助

1/2 （激甚災害の場合は、補助率が増加される。）

3. 災害復興住宅に対する融資

被災者の住宅復興に必要な資金は、住宅金融公庫の行う融資制度を斡旋し、早急に被災者が住宅を確保できるようにする。

4. 住宅相談窓口の設置

県と連携して住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。

5. 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

市は、県と連携して、兵庫県住宅再建共済給付金の支給に必要な申請内容等の相談窓口を設置すると共にその周知を図る。

参考資料 60 兵庫県住宅再建共済制度の内容（フェニックス共済）

2-5 税の減免その他の支援

必要に応じて、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等により被災者の負担の軽減を図る等、被災者の自立、復旧・復興を支援する。

1. 税の減免等

災害対策基本法第 85 条の規定により、被災者は、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、市民税、所得税等の公的徴収金の減免措置を受けることができる。

2. 自立支援

(1) 情報提供

被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報すると共に、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。

(2) その他の支援

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、且つ機動的、弾力的に進めるために、特に必要がある時は、災害復興基金の設立等、推進の手法について検討する。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第5章 災害復興計画

第1節 組織の設置

著甚大な被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

1-1 復興本部の設置

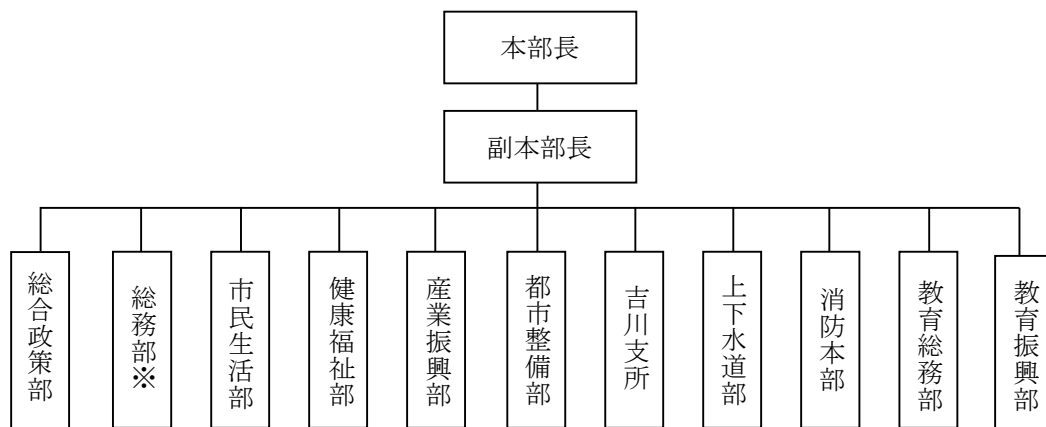
甚大な被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認める時は、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復興本部には、部、課等を置くこととするが、その構成と分掌事務については、設置の際に定める。

1-2 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定する。

1. 組織



※行政委員会を含む

2. 運営

(1) 本部員の事務

構 成 員		分 掌 事 務
本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長	本部長の職務を助け、本部長に事故がある時は、その職務を代理する。
本部員	教育長、各部長 他	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

(2) 各部の分掌事務

部 名	分 掌 事 務
総 合 政 策 部	震災復興の総合的企画及び調整に関する事務
総 務 部	震災復興の予算、人事に関する事務
市 民 生 活 部	災害復興に関する地域振興及び市民の生活文化の向上に関する事務
健 康 福 祉 部	震災復興の福祉の向上に関する事務
産 業 振 興 部	震災復興の環境整備に関する事務 震災復興の商業及び工業の振興並びに農業及び林業の振興に関する事務
都 市 整 備 部	震災復興の交通体系の整備及び道路、河川、その他土木、下水道、住宅整備に関する事務
吉 川 支 所	吉川支所管内の震災復興に関する事務
上 下 水 道 部	震災復興の上下水道に関する事務
消 防 本 部	震災復興の消防に関する事務
教 育 総 務 部	震災復興の教育施設、教育機関に関する事務
教 育 振 興 部	

(3) 震災復興本部会議等

運営組織	構 成 員	所 掌 事 務
復興本部会議	本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：教育長、各部長 他 その他市長の指名するもの	震災復興の基本方針及び震災復興に係る重要施策の審議調整並びに各部に係る重要事項の報告、その他震災復興についての連絡を行う。

第2節 復興計画の策定

甚大な被害を受けた被災地域の市民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

2-1 復興計画の基本的な考え方

被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、障がい者団体、女性団体等の参画、提案等を十分に配慮すると共に、県の復興計画との整合を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

2-2 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、復興を推進する。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取組みに配慮する。

1. 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、障がい者団体、女性及び子供からの意見を募集
2. 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
3. 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

2-3 復興計画の策定

1. 策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

(1) 復興事前準備の実施

被災後に早期かつ的確に復興を行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

(2) 多様な行動主体の参画と協働

市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主體的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

(3) ニーズや状況の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

2. 構成例

- (1) 基本方針
- (2) 基本理念
- (3) 基本目標
- (4) 施策体系

想定される事業分野

- ・生活
- ・住宅
- ・保険・医療
- ・福祉
- ・教育・文化
- ・産業・雇用
- ・環境
- ・都市及び都市基盤 等

2-4 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

1. 生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

(1) コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

(2) 保険・医療・福祉サービスの充実

障がい者、高齢者等への家事援助や保険活動等の在宅サービスの充実や医療の確保、こころのケア対策等

(3) 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

(4) 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援

求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等

(5) 安全で快適な住まいの提供

仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行推進等

(6) 相談・情報提供体制の整備を支援する者への支援等

2. 住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

(1) 早期の恒久住宅建設

県・市町・公団・公社等が協力するとともに、民間活力を活用した早期建設等

(2) 入居者に考慮した公的賃貸住宅

地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等

(3) 民間住宅の再建支援

住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等

(4) 面的整備に伴う住宅建設

面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

3. 都市基盤復興

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフラインを緊急に復旧し、今まで以上に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

(1) 主要交通施設の整備

道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧とネットワーク化による機能強化等

(2) 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等

(3) ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と安全性強化や情報通信システムの信頼性・安定性の向上等

(4) 防災基盤の整備

河川、砂防施設等保全施設の早期復旧と安全性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

4. 産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図ると共にこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

(1) 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築

相談指導・支援体制の確立、金融税制面の支援、中小企業・商店街の早期再建支援等

(2) 成熟社会に相応した新産業の導入・育成

次世代型産業構造への転換支援や企業家支援等新産業の導入・育成、国内外企業の誘致促進等

(3) 雇用の安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

地域産業を支える人材育成・確保、労働力需給調整機能の充実強化と自立的就業支援等

5. その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要で且つ緊急の対応が必

要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1-1 趣旨

1. 計画の目的

この計画は、平成26年3月31日内閣府告示第21号により、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定による「南海トラフ地震防災対策推進地域」（以下「推進地域」という。）に三木市が指定されたことから、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、関係機関等との連携協力の確保に関する事項等のうち、三木市の防災上必要な事項を定め、地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

2. 計画の性格と役割

- (1) 南海トラフ地震に関して三木市その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにし、防災関係機関の実施する業務等について基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）を踏まえて作成する。

3. 他の章との関連

南海トラフ地震の発生に係る予防対策及び応急対策は、本章による他、第1章から第5章の計画により対処する。

1-2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1章第2節防災機関の業務の大綱による他、参考資料60「地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱」（兵庫県地域防災計画第6編南海トラフ地震防災対策推進計画第3節）による。

1-3 被害の想定

1. 南海トラフ地震（M9クラス）の被害の特性

① 広域的な被害

関東から九州にかけて広域的な被害の発生が想定され、特に、太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定されたため、県外からの十分な応援を必ずしも期待できない。

② 地震による被害

・揺れによる被害

淡路島や神戸・阪神地域や東播磨地域を中心に、揺れによる建物・人的被害の発生が想定される。

・堤防等の機能損傷

揺れや液状化により、堤防の損壊又は機能不能、水門、陸閘等のレールのゆがみ、閉鎖不能が生じ、

津波浸水被害が拡大するおそれがある。

③ 火災の発生

住宅密集地域などで火災が発生し、延焼も生じることが想定される。

④ 長周期地震動による被害

長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、液状化とそれに伴う被害が発生する。また、高層ビルなど長大構造物で相当の被害が懸念される。

⑤ 土砂災害の発生

揺れの大きい地域を中心に急傾斜地や林地の崩壊等が発生する。

⑥ 帰宅困難者の発生

神戸市などへの通勤・通学者等において、帰宅困難者が発生することが想定される。

⑦ 津波による被害

浸水被害の他、地下空間の浸水、船舶の被害、がれき等の大量発生、津波火災の発生の可能性がある。

2. 被害の想定

兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定（平成26年6月）による三木市における被害想定は以下のとおりとなっている。（被害想定のうち、被害が最も大きい冬の早朝5時で想定）

(1) 最大震度 震度6弱

(2) 建物・人的被害想定

ア 建物被害想定

- ・全壊44棟（揺れ40棟、液状化1棟、土砂災害2棟、火災1棟）
- ・半壊868棟（揺れ807棟、液状化55棟、土砂災害6棟）

イ 人的被害想定

- ・死者2名（建物倒壊による）
- ・負傷者139名（建物倒壊による）
- ・重症者4名（建物倒壊による）
- ・避難者数147名
- ・帰宅困難者 5706人（夏12時）

(3) インフラの被害想定

- ・断水人口 7509人
- ・下水道支援人口 7811人
- ・停電（軒） 66軒
- ・通信支障回線 39回線
- ・ガス供給停止 0

第2節 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

2-1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測

その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

2-2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合

2-3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生したと評価した場合

想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

2-4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

3-1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、速やかに警戒本部体制に移行できるよう、全部局に対する連絡等、所要の準備を始める。

なお、情報の収集・伝達については、第3章「災害応急対策」第1節「発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保」による。

3-2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、市長は、災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

災害対策本部の設置及び活動体制は、第3章「災害応急対策」第2節「活動体制の確立」による。

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、後発地震に対しての警戒、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

なお、市民等への周知については、第3章「災害応急対策」第1.1節「被災者等への的確な情報伝達活動」による。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害対応策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

本市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の避難状況等について、具体的に把握するための末端からの各種情報の収集体制を整備する。

なお、情報の収集・伝達については、第3章「災害応急対策」第1.1節「被災者等への的確な情報伝達活動」による。

3. 災害応急対策をとるべき期間等

本市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間については、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後1週間は、後発地震に対して注意する措置をとる。

4. 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防本部及び消防団が出火

及び混乱の防止の措置を行う。

5. 上下水道、電気、ガス、通信等

上下水道、電気、ガス、通信等の事業者は、必要な体制及び安全を確保し、後発地震の発生に備えて必要な措置を講じるものとし、その実施体制を定めておくものとする。

なお、ライフライン関係事業者のとり急ぎ対策については、第3章「災害応急対策」第9節「9-2ライフライン対策」による。

6. 交通対策

(1) 道路の対策

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するための体制を定めておく。

(2) 鉄道の対策

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供を行う。

7. 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理等を行う施設の管理上の措置及び体制は、次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、施設入場者等への伝達
- (イ) 施設入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 飲料水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、パソコンなど情報を入力するための機器の整備
- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- (ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- (イ) 河川について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等の措置
- (ウ) 病院は、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に

考慮した措置

- (エ) 学校においては、児童生徒等に対する保護
- (オ) 社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎ

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を、市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、速やかに工事を中断し、作業員等の安全を確保する。

8. 滞留旅客等に対する措置

本市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等、必要な対策を行う。

3-3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、これを踏まえ、災害警戒本部を設置する。

また、関係部局による今後の取り組みを確認するとともに、市民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。

災害警戒本部の設置及び活動体制は、第3章「災害応急対策」第2節「活動体制の確立」による。

災害警戒本部会議における協議事項等としては、情報収集と情報共有、連絡体制の整備と確認、職員参集や応急対策実施体制の確認、市民への広報、備蓄品の点検、所管する防災上重要な施設等の点検等、大規模地震発生後の災害応急対応への備えを行う。

なお、本部長（総合政策部長）は、会議結果を市長に報告する。

警戒活動の実施について、本市は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が、平常時に比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震に関連する情報の発表があった場合、可能性がなくなった旨の情報が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

また、地震への備えについて、市民等に対して再確認を目的とした呼びかけや、混乱防止のための広報を行う。

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知する。

なお、市民等への周知については、第3章「災害応急対策」第11節「被災者等への的確な情報伝達活動」による。

2. 災害応急対策をとるべき期間等

本市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

3. 市のとるべき措置

本市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認する。

3-4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の市の対応

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、所要の準備を終了し、全部局にその旨を連絡する。

3-5 地震発生時の応急対策

第3章「災害応急対策」により、情報の収集・伝達、施設の緊急点検・巡視、救助・救急活動・医療活動・消火活動、物資調達、輸送活動、保険衛生活動・防疫活動、帰宅困難者対策、二次災害防止等を実施する他、以下による。

1. 物資調達

第3章第6節「食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」により、調達する他、発災後適切な時期において、市が所有する備蓄品、市内で調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、県に対して、その不足分の供給の要請を行う。

2. 帰宅困難者対策

帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、県の施策と連携して検討、推進する。

また、県が締結している各コンビニ等との帰宅支援協定の周知を図る。

3. 二次災害防止

市は、県、関係事業者等と連携し、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧等における火災警戒等について県からの指示、又は市の判断により必要な措置を実施する。

上記による他、3章12節二次災害の防止により対応する。

3-6 資機材、人員等の配備手配

1. 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

第3章「災害応急対策」により実施する。

2. 物資等の調達手配

第3章第6節「食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」による他、必要な場合、県が保有する物資等の払出等の措置及び市町間のあっせん等の措置を県に要請する。

3. 人員の配備

災害対策本部各班等の人員の配備状況を把握し、必要に応じて、県に人員の派遣等を要請する。

3-7 他機関に対する応援要請

第3章第2節2-2広域的受援・応援及び三木市災害時受援・応援計画により、応援協定締結市町、自衛隊の災害派遣要請の求め、受援態勢の整備などを行う。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第2章災害予防第1節「災害に強いまちづくり」により、南海トラフ地震が発生した場合の被害を最小限にするための各種防災施設、ライフラインや交通関連施設の整備及び建築物の耐震化を推進するとともに、宅地災害や土砂災害の防止態勢を整備する。

第 5 節 地域防災力の向上

第 2 章災害予防第 3 節「市民の防災活動の促進」により、防災知識の普及と自主防災組織の充実等を推進する。

この際、南海トラフ地震の特性、津波浸水地域において地震に遭遇した場合の対応や帰宅困難な状況になった場合の対応などの知識の普及を図る。